

令和 6 年

第 7 回大津町議会定例会会議録

開 会 令和 6 年 12 月 4 日

閉 会 令和 6 年 12 月 12 日

大 津 町 議 会

令和 6 年第 7 回大津町議会定例会 会期日程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
1 2 月 4 日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由説明、 質疑	
1 2 月 5 日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
1 2 月 6 日	金		休会	議案等整理	
1 2 月 7 日	土		休会	議案等整理	
1 2 月 8 日	日		休会	議案等整理	
1 2 月 9 日	月		本会議	一般質問	
1 2 月 1 0 日	火		本会議	一般質問	
1 2 月 1 1 日	水		本会議	一般質問	
1 2 月 1 2 日	木	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				9 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 定期監査報告
- 専決処分報告（報告第26号）
- 専決処分報告（報告第27号）
- 令和6年9月例月出納検査の結果について
- 令和6年10月例月出納検査の結果について
- 令和6年11月例月出納検査の結果について

令和6年第7回大津町議会定例会会議録

令和6年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

令和6年12月4日(水曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 121条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長 吉 良 元 子	
	副 町 長 工 藤 あ ず さ	兼 法 制 執 務 係 長	
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	教 育 長 吉 良 智 恵 美	
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 羽 熊 幸 治	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	教 育 部 次 長 境 敬 一 郎	
	産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長		
	西 岡 多 津 朗		
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	村 山 博 徳	
	総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎		

会 議 に 付 し た 事 件

承認第	1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第7号））
議案第	85号	平成27年度大津町立小学校指導用教科書等購入について
議案第	86号	平成28年度大津町立中学校指導用教科書等購入について
議案第	87号	平成31年度大津町立小学校指導用教科書等購入について
議案第	88号	令和2年度大津町立中学校指導用教科書等購入について
議案第	89号	令和5年度大津町立小学校指導用教科書等購入について
議案第	90号	議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	91号	大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	92号	大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	93号	大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例について
議案第	94号	大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
議案第	95号	大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	96号	大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第	97号	熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
議案第	98号	令和6年度大津町一般会計補正予算（第8号）について
議案第	99号	令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第	100号	令和6年度大津町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第	101号	令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
議案第	102号	令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第	103号	令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第	104号	令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第	105号	令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について

令和6年第7回大津町議会定例会請願・陳情委員会付託表

受理年月日 請願、陳情 番 号	件 名	提 出 者	所 管 委 員 会
令 和 6 年 1 1 月 1 日 陳 情 第 号	臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等为防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情	東京都新宿区西新宿3丁目3番13号西新宿水間ビル6階 一般社団法人中国における臓器移植を考える会 代表 丸山治章	配付のみ

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 6 年 1 2 月 4 日 (水) 午前 1 0 時 開会
開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について

日程第 5 承認第 5 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 7 号))
上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 6 議案第 8 5 号 平成 2 7 年度大津町立小学校指導用教科書等購入について

日程第 7 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度大津町立中学校指導用教科書等購入について

日程第 8 議案第 8 7 号 平成 3 1 年度大津町立小学校指導用教科書等購入について

日程第 9 議案第 8 8 号 令和 2 年度大津町立中学校指導用教科書等購入について

日程第 1 0 議案第 8 9 号 令和 5 年度大津町立小学校指導用教科書等購入について
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 1 1 議案第 9 0 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 2 議案第 9 1 号 大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 3 議案第 9 2 号 大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 4 議案第 9 3 号 大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5 議案第 9 4 号 大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 6 議案第 9 5 号 大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 7 議案第 9 6 号 大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第 97号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第19 議案第 98号 令和6年度大津町一般会計補正予算（第8号）について

日程第20 議案第 99号 令和6年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第21 議案第100号 令和5年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 議案第101号 令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第23 議案第102号 令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第24 議案第103号 令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第104号 令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第105号 令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について

一括上程、提案理由の説明

日程第27 議案質疑

議案第 90号 質 疑

議案第 91号から議案第 92号まで 一括質疑

議案第 93号から議案第 94号まで 一括質疑

議案第 95号から議案第 97号まで 一括質疑

議案第 98号 質 疑

議案第 99号から議案第105号まで 一括質疑

日程第28 委員会付託

議案第 90号から議案第105号まで

午前10時14分 開会

開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和6年第7回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

なお、大村裕一郎議員より遅参の届けがありますので、御報告を申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（桐原則雄） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番、山本富二夫議員、9番、豊瀬和久議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（桐原則雄） 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会の報告を求めます。

津田議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸） おはようございます。議会運営委員会における審議の経過と結果について、報告いたします。

当委員会は、11月26日午前10時から、役場委員会室において、第6回令和6年第7回大津町議会定例会について審議をいたしました。

まず、町長から提出されました案件1件、審議の21件について、執行部から説明を求め、協議いたしました。

また議事日程、会期日程、その他議会運営運営委員会について協議いたしました。

なお一般質問については、12名ですので、1日目は通告書の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で、3日目が11番から12番までの順番で行うことになりました。

会期日程については、議席に配付のとおりです。本日から12月12日までの9日間といたしました。

以上、桐原議長に答申いたしました。

これで議会運営委員会からの報告を終わります。

議員各位には御協力をよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月12日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第 3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

日程第 4 議会活性化特別委員会所管事務調査報告について

○議 長（桐原則雄） 日程第 4 議会活性化特別委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員長から所管事務調査報告の申出がっておりますのでこの際これを許可します。

山本議会活性化特別委員会委員長。

○議会活性化特別委員会委員長（山本富二夫） 皆さん、おはようございます。ただいまから議会活性化特別委員会の最終報告を述べたいと思います。

タブレットの議会活性化特別委員会を開いていただき、令和 6 年 1 1 月 2 5 日第 1 0 回特別委員会資料 3、議会活性化特別委員会の最終報告を開いてください。

ただいまから議会活性化特別委員会に令和 5 年 9 月 1 5 日におきまして付託されました案件について議会会議規則第 7 7 条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託された案件は、当委員会の設置に先立ち活動した議会活性化検討会議が答申した町民との接点、議員定数、議員報酬、政務活動費の 4 項目についてさらに議論を加え、その実現に向けた取組を行うことです。

当委員会では、設置後から先の定例会までの期間に 8 回の委員会を開催し、また町民との交流の場として、カフェドコーヒーウィズ福祉まつりの開催や議会ホームページからの情報発信による町民への説明、アンケート取得、また区長会、執行部とを対象とした 3 回の意見交換会などを開催しながら審査と取組を重ねてきました。その詳細につきましては先の定例会前の 9 月 3 日の全員協議会において既に報告しておりますので、詳細は省きここでは 4 項目についての結論の趣旨のみを改めて申し述べます。

1 町民との接点については、町の祭りやイベントと連携した町民と対話した情報発信は有意義であり、今後も継続して開催することが望ましい。議会ホームページ、動画等による情報発信や意見収集は今後内容を充実させていくことにより情報発信の効果が高まっていく。議員定数について現在の定数を維持することが望ましい。議員報酬について、増額が必要と考え特別報酬等審議会に審議を依頼することとし、既に同審議会からの回答が行われております。議会としては審議会の議論を尊重すべき、増額になった場合、費用弁償や行政視察研修を見直し、支出増を抑制することとしています。この点については具体的な対応は期間の猶予がないことから次の期において取り組んでいただきたく申し送りしたいと思います。政務活動費については必要性は高いと考えられますが、導入による事務の煩雑化が課題となるため慎重に検討すべき。議員報酬と関連性もあることから議員報酬については結論を踏まえ改めて議論する必要があるとしています。

報告は以上です。今定例会には議員報酬の引上げについての議案も提出されておりますが、議員

各位には当委員会の報告内容に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第5 承認第5号 専決処分を報告し承認を求めることについて

(令和6年度大津町一般会計補正予算(第7号))

上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄) 日程第5 承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて(令和6年度大津町一般会計補正予算(第7号))についてを議題とします。

お諮りします。承認第5号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄) 異議なしと認めます。したがって承認第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長(金田英樹) 皆様、おはようございます。

まず初めに詳細は後ほど御説明させていただきますが、平成27年度から令和5年度にかけて議会の議決を得ないまま物品を購入した案件が5件ありましたことについて御報告をさせていただくとともに、議員の皆様、町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

今後はこのようなことがないよう職員全体の法制執務能力の向上に努めていく所存です。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

まず、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和6年度、大津町一般会計補正予算第7号」については、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2千8万円を追加し、歳入歳出それぞれ201億4千129万1千円とするものです。

歳入で、国庫支出金2千8万円増額し、歳出で、総務費2千237万円増額し、予備費229万円を減額したものです。

以上、承認第5号は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長から説明をさせていただきます。

○議 長(桐原則雄) 藤本総務部長。

○総務部長(藤本聖二) 皆さん、おはようございます。承認第5号の「令和6年度大津町一般会計補正予算(第7号)」について、御説明を申し上げます。

今回の補正は、１０月２７日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務費に関するものでして、急施を要したため、１０月１日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御参照いただきたいと思います。

第１条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ２千８万円を追加し、予算の総額を２０１億４千１２９万１千円とするものです。

まず歳出から御説明いたします。

１１ページをお願いいたします。

款２、項４、目３衆議院議員総選挙費、節１報酬は、選挙管理委員会の委員報酬や、期日前投票の立会人の報酬、事務補助に係る会計年度任用職員報酬などになります。

節３職員手当等で、管理職員特別手当及び職員の時間外手当を、節７報償費で、投票箱の送致謝礼等を、節８旅費で、選挙管理委員会委員や投票立会人などに係る費用弁償を、節１０需用費で、選挙事務に必要な消耗品費、食糧費及び印刷製本費、節１１役務費で、入場券に係る通信運搬費それから投票用紙自動交付機等の点検手数料を計上いたしております。

１２ページをお願いいたします。

節１２委託料は、ポスター掲示場の設置委託及び交通誘導警備委託に係る経費を、節１３使用料及び賃借料で投票システム用パソコン借り上げ料及び投票所における冷暖房空調の使用料を、節１７備品購入費で、投票箱の購入費を計上いたしております。

目５町長選挙費及び目６町議会議員一般選挙費は、来年執行予定の町長・町議会議員一般選挙のポスター掲示場設置委託料に係る資材費及び人件費の高騰に伴う増額補正をいたしております。

１３ページをお願いいたします。

款１３予備費で所要の財源を調整いたしております。

次に歳入を申し上げます。

１０ページをお願いいたします。

款１５、項３、目１総務費委託金は、衆議院議員総選挙委託金及び最高裁判所裁判官国民審査委託金で、衆議院議員総選挙及び国民審査に係る事業費に全額充当いたしております。

以上よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○３番（時松智弘議員） それでは、今御説明があったところ質疑をいたします。衆議院選挙の総選挙費ですけれども、その中の需用費、役務費というところで、投票所入場券に係る印刷製本費等投票所入場券等の発送に係る通信運搬費というのが計上されております。告示の日が恐らく１５日だったと思うんですけれども、それから投票券がなかなか来ないんだという住民からの御相談結構あ

りまして、私の家に届いたのが22日ぐらいだったと思います。衆議院議員選挙は急に解散ということで動きが大変だったかと思うんですが、明らかに投票券が来るまでは期日前投票の伸び率が悪かったと。投票券が届いてからどんどん期日前投票の入場者が増えたという傾向があったというのを伺ったんですけれども、今後の対策をお示してください。よろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 選挙関係も所管しております私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。今回の衆議院選挙ということで、解散をしまして早急に事務手続を進めるということで、特に入場券が今回届かなかったということで私どものほうにも選挙管理委員会のほうにもいろいろとお問合せがきております。

これについては、基本的には公職選挙法上は告示日がありまして、告示日である程度確定するというので、本来であればそれからが確定したところの入場券発送なんですけど、やはり期日前投票制度が充実しているもんですから、そしてなおかつ国の選挙の場合はある程度一定期間の期日前投票期間がありますので、できる限り前倒しで入場券発送をやりたいと思っております。特に今回は有権者の方になかなか届くのが遅くなったということで、御迷惑をおかけしているというふうに聞いておりますので、次回以降の選挙につきましては、できるだけ前倒しで入場券が届くようなかたちで進めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。入場券の発送は手続いかんのところでありまして、なるべく早くやりたい。間違いがないようにしっかりと確認をしてということはわかるのですが、入場券がなくても入れますよということが、住民になかなか分かりづらかったというのも原因の一つであると思いますが、その辺り広報はどうされるのか。再度お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の場合は、解散いたしまして事務手続に入りましたので、当然入場券が遅れるというのは事前にわかっておりましたので、ホームページあたりについても周知はいたしておりました。ただそういったかたちで今後も入場券がなくてもですね、有権者の名簿に登録されている方については、投票ができるところ等をですね選挙前に十分、それぞれの選挙の前にそういったことができるということを十分周知徹底をしていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 専決ですのでちょっと細かいことまでお尋ねしたいと思うんですけども、まず衆議院の選挙費のほうなんですけど、一般財源が29万円ございますけれども、これは何に充当されたものなのかということがまず一つですね。それから町長、町議の選挙費の中のポスター掲示上の設置等委託が大体5割ほど増額がされているんです。それも人件費と資材の高騰ということですけれども、それが本当に5割もあるのかなというのがちょっと気になりまして、その前の衆議院議員のポスター掲示板が210万9千円ですが、令和2年だったか、3年だったかの資料を見ると

そこからの伸びって3割ぐらいなんですよ。そうするとその5割も必要だということはどういう算定なのかということについて御説明をお願いします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 備品についてとあとは掲示板についてですねの費用関係についてのお尋ねだったと思います。備品については、今回の国の選挙ということで、諸々の投票缶とかですね、そういったものについての整備をいたしております。ただ、今回の備品については、国の選挙だけではなくてほかの県、あるいは町の選挙あたりも使うものですから、そういったかたちで全額充当はできてないということになります。

それともう1点のポスター掲示上の設置委託関係の資材費関係ですね、これについては当初の予算で町の町長選挙、町議会議員選挙については、当初予算で組んでおりましたけれども、今回衆議院選挙に伴いまして、諸々掲示板設置等あたりの見積りを取る中で、かなり人件費あるいは物の高騰が高くなっているということでそういった内容がわかりましたので、今回の専決にあわせてですね、町長選挙分と町議会選挙の分を合わせて増額補正ということで、お願いしたところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず承認に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。承認第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第7号））を採決します。

この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第6 議案第85号から日程第10 議案第89号まで

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第 6 議案第 8 5 号、平成 2 7 年度大津町立小学校指導用教科書等購入についてから、日程第 1 0 議案第 8 9 号、令和 5 年度大津町立小学校指導用教科書等購入についての 5 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました承認案件について、御承認をいただき誠にありがとうございます。次に議案第 8 5 号から議案第 8 9 号までの提案理由を申し上げます。

これらの案件は平成 2 7 年度から令和 5 年度までの町立小中学校の指導要綱教科書の購入に伴う財産の取得に関するもので、本来であれば議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条に定める予定価格 7 0 0 万円以上の動産の買入れとして議会の議決を求めるべきものでした。当時議決は不用と解釈し議決を得ていなかったため今回購入後となりますが、議決を求め追認をお願いするものです。

まず議案第 8 5 号、平成 2 7 年度大津町立小学校指導用教科書等購入については、平成 2 7 年度の小学校指導用教科書等一式の購入に係るもので、菊池郡大津町大字大津 1 2 2 9 番地、有限会社文洋堂代表取締役大塚鷹之介様と 2 千 7 3 5 万 7 千 9 6 8 円で物品購入契約を締結し、財産として取得したことについて今回議決を求め追認をいただきたいと思うものです。

次に、議案第 8 6 号、平成 2 8 年度大津町立中学校指導用教科書等購入については、平成 2 8 年度の中学校指導用教科書等一式の購入に係るもので、同じく有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様と 7 7 1 万 9 千 9 1 4 円で物品購入契約を締結し、財産として取得したことについて今回議決を求め追認をいただきたいと思うものです。

次に、議案第 8 7 号、平成 3 1 年度大津町立小学校指導用教科書等購入については、平成 3 1 年度の小学校指導用教科書等一式の購入に係るもので、同じく有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様と 3 千 1 7 9 万 1 千 2 6 5 円で物品購入契約を締結し、財産として取得したことについて今回議決を求め追認をいただきたいと思うものです。

次に議案第 8 8 号、令和 2 年度大津町立中学校指導用教科書等購入については、令和 2 年度の中学校指導用教科書等一式の購入に係るもので、同じく有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様と 1 千 2 1 9 万 9 千 7 1 7 円で物品購入契約を締結し、財産として取得したことについて今回議決を求め追認をいただきたいと思うものです。

次に議案第 8 9 号、令和 5 年度大津町立小学校指導用教科書等購入については、令和 5 年度の小学校指導用教科書等一式の購入に係るもので、同じく有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様と 3 千 7 3 6 万 2 千 3 9 9 円で物品購入契約を締結し、財産として取得したことについて今回議決を求め追認をいただきたいと思うものです。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、これらの物品購入契約は、現在手続上瑕疵がある状

態であることから早期に追認をいただきたく、本日付で御先議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細については所管部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。説明に先立ちまして、お詫びを申し上げます。

このたび教育委員会におきまして、小学校及び中学校の教師用指導書一式の取得について、議会の議決を付さず契約を締結しておりました。深くお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは、議案第 85 号から第 89 号につきまして、御説明をさせていただきます。

議案集は、2 ページから 11 ページ、説明資料集は、1 ページから 2 ページをお願いいたします。

本件は、物品の購入につき議決をいただいていた事案について、追認をお願いするものです。

対象物品は、小学校、中学校の指導用教科書等で 4 年ごとに改訂される教科書に合わせて購入する教師用の教科書及び指導書でございます。

本来であれば、予定価格 700 万円以上の動産の購入については議決を経る必要がございますが、当時は、教科書等の購入については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、教科書その他の教材の取扱いに関することについては、教育委員会の職務権限であると明記してあること」に加えまして、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき設置されました菊池地区教科用図書採択協議会による選考をもとに、町教育委員会会議の承認」を経ている上、「教科書の発行に関する臨時措置法等により、教科用図書の発行者が各学校まで供給する義務を負っている」こと、また「文部科学大臣の認可を経て価格を定めており」、「購入物品」と「購入相手」、「購入価格」があらかじめ定めてあります。

そのようなことから、本件に関しましては、議決は不要と解釈していたため、議決を経ないまま購入を行っておりました。

しかし、全国及び県内の熊本市をはじめ他の市町村でも同様の事案が報道されたことを受け、本町においても解釈を整理し、議決が必要として、追認を求めるものでございます。

それでは、改めまして議案ごとの内容を説明させていただきます。

議案集の 2 ページをお願いいたします。

議案第 85 号について、御説明をいたします。

これは、平成 27 年度大津町立小学校指導用教科書等の購入に係る財産の取得について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に定める予定価格 700 万円以上の動産の購入につき、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ず購入していたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の 3 ページをお願いいたします。

1 物品名は、小学校指導用教科書等一式です。納入場所は、熊本県菊池郡大津町地内です。購入金額は、2 千 7 3 5 万 7 千 9 6 8 円。購入の相手方は、熊本県菊池郡大津町大字大津 1 2 2 9 番地、

有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様です。購入の方法は、随意契約となります。

説明資料の１ページのほうをお願いします。１ページのほうの２教科書採択の流れを御覧ください。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき設置されました、菊池管内２市２町で組織する菊池地区教科用図書採択協議会による選考を教科ごとに行い、展示会を開催して町民の意見を伺い、町教育委員会会議で承認することにより教科書が決まります。

教科書が決まることによって教師用教科書等も決まることになります。

説明資料集の２ページをお願いいたします。

次に教科書等が学校に供給されるまでの流れでございしますが、教科書を決めることにより、発行者が定まります。その発行者は国と契約をし、教科書を各学校に供給するまでの責任を負います。その発行者は、各都道府県の供給業者と教科書供給のために専売契約を締結することで、教科書の確実な供給を図ることとしており、県内では、熊本県教科書供給所のみとなります。

なお、熊本県教科書供給所は、各学校へ教科書の供給を行うために、地域ごとに教科書取扱店を定めており、本町の場合は、有限会社文洋堂がその取扱店となっています。

また、教科書の販売にあたりましては、専売契約により、定価での販売となっていることから、地方自治法第２３４条の第２項及び同法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約としています。

議案第８５号の説明は以上となります。

続きまして議案集の４ページをお願いいたします。

議案第８６号について、御説明します。

これは、平成２８年度大津町立中学校指導用教科書等の購入に係る財産の取得について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に定める予定価格７００万円以上の動産の購入につき、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ずに購入していたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の５ページをお願いいたします。物品名は、中学校指導用教科書等一式です。納入場所は、菊池郡大津町地内です。購入金額は、７７１万９千９１４円です。購入の相手方は、大津町大字大津１２２番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様です。購入の方法は、随意契約となります。

議案第８６号の説明は以上となります。

続きまして６ページをお願いいたします。

議案第８７号について、御説明いたします。

これは、平成３１年度大津町立小学校指導用教科書等の購入に係る財産の取得について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条に定める予定価格７００万円以上の動産の購入につき、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ずに購入していたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の7ページをお願いいたします。

物品名は、小学校指導用教科書等一式です。納入場所は、大津町地内です。購入金額は、3千179万1千265円です。購入の相手方は、大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様です。購入の方法は、随意契約となります。

議案第87号の説明は以上となります。

続きまして議案集の8ページをお願いいたします。

議案第88号について、御説明いたします。

これは、令和2年度大津町立中学校指導用教科書等の購入に係る財産の取得について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める予定価格700万円以上の動産の購入につき、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ずに購入していたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の9ページをお願いいたします。

物品名は、中学校指導用教科書等一式です。納入場所は、大津町地内です。購入金額は、1千219万9千717円です。購入の相手方は、大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様です。購入の方法は、随意契約となります。

続きまして、議案集の10ページをお願いいたします。

議案第89号について、御説明します。

これは、令和5年度大津町立小学校指導用教科書等の購入に係る財産の取得について、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定める予定価格700万円以上の動産の購入につき、議会の議決を経て取得すべきところ、議決を経ずに購入していたため、議会の議決を求めるものでございます。

議案集の11ページをお願いいたします。

物品名は、小学校指導用教科書等一式です。納入場所は、大津町地内です。購入金額は、3千736万2千399円です。購入の相手方は、菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様です。購入の方法は、随意契約となります。

議案第89号の説明は以上となります。

以上で説明は終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ただいま提案理由の説明において、金田町長より議案第85号から議案第89号までの5件は、本日付で先議されたいとの申出がありました。

お諮りします。議案第85号から議案第89号の5件は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、本日付で先議したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって議案第85号から議案第89号の5件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 説明で一つ漏れているというか、ここについても説明をいただきたいなということがございますので、お尋ねをいたします。

内容としては、これは過去に議決すべきものであったものなんですけれども、それを現在ここで議決することによって効果が、今無効である契約が有効になるということの根拠は何なのかということについての説明が漏れていたかと思いますので、そこについては御説明をお願いしたいと思います。といいますのが、平成30年にも同じような事例がございまして、その際の説明が判例でありますということだったんですけれども、結局それが明確に根拠になりますという説明はそのときにはなかったんですね。今回改めてまた同じような事例が出ましたので、そこについて明確に説明をいただきたいと思います。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今回追認のほうの根拠ということでの御質問ということで、前回平成30年度のときに答弁した内容についてという部分も加えまして、本来議決すべき内容について、本来であれば議会の承認を得ておりませんので、無効というような状態になっております。これを今回追認というかたちで議会のほうにその契約日に遡って議決をお願いすることによって、無効を有効にするということで、民法上も地方自治法には追認という取決めはございませんが、民法上遡って追認をすることで治癒されるというようなことになっております。

また今回直近の判例でいきますと令和3年の3月の東京公判、高裁の判例がありまして議会の議決を経ずに行われた場合であっても事後にこれを追認する議決がされるときは、その瑕疵は治癒され有効となると解することが相当であるとなっておりますので、それに基づいて今回議会のほうにお願いをして追認をいただくものでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第85号、平成27年度大津町立小学校指導用教科書等購入についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第85号は、原案のとおり決定することに賛成の方

は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第 8 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号、平成 2 8 年度大津町立中学校指導用教科書等購入についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第 8 6 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 6 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号、平成 3 1 年度大津町立小学校指導用教科書等購入についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第 8 7 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 7 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号、令和 2 年度大津町立中学校指導用教科書等購入についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第 8 8 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 8 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 8 9 号、令和 5 年度大津町立小学校指導用教科書等購入についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。議案第 8 9 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。
しばらく休憩します。11 時 10 分より再開します。

午前 11 時 01 分 休憩

△

午前 11 時 11 分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11 議案第 90 号から日程第 26 議案第 105 号まで

一括上程・提案理由の説明

○議 長（桐原則雄） 次に日程第 11 議案第 90 号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 26 議案第 105 号、令和 6 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）についての 16 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案しました議案について御議決をいただき誠にありがとうございました。
今後はこのようなことがないよう職員全体の法制執務能力の向上に努めてまいります。

次に議案第 90 号「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、議員の成り手不足の解消及び社会情勢の変化に伴う議員の役割の高度化への対応として議員報酬の改訂を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 91 号「大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」は、平成 18 年 4 月に行った特別職の給与に係る減額措置を見直し、額の改訂を行うため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 92 号「大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて一般職の職員及び会計年度任用職員の給与の額を改訂するため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 93 号「大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例について」は、大津町歴史文化伝承館の開館時間を変更するため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 94 号「大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」は町立小中学校施設に公共施設予約システムを導入することにより学校施設使用許可業務の効率化及び町民の利便性向上を図るため条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 9 5 号「大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第 9 6 号「大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」は、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことに伴い条例の一部を改正しようとするものです。

議案第 9 1 号から議案第 9 6 号までの案件については、条例の一部改正ですので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、議案第 9 7 号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更するため地方自治法第 2 9 0 条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第 9 8 号、「令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 8 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 億 4 千 3 百 6 7 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 3 億 8 千 4 百 6 万 2 千円とするものです。

歳入では、国庫支出金 1 千 3 百 1 万 8 千円、県支出金 3 8 3 万 9 千円、財産収入 2 千 5 百 7 万 6 千円、繰入金 2 億 1 百 5 万 3 千円、諸収入 9 5 6 万 1 千円をそれぞれ増額し、地方特例交付金 1 千 1 万 6 千円を減額するものです。

歳出では、議会費 1 4 9 万 9 千円、総務費 3 千 1 6 万円、民生費 1 億 6 千 1 百 3 万 5 千円、衛生費 1 千 3 百 3 1 万円、農林水産業費 5 8 1 万 4 千円、商工費 1 千 2 百 4 万 6 千円、土木費 1 千 1 百 0 万 2 千円、消防費 3 5 5 万 7 千円、教育費 5 千 1 百 5 万 3 千円をそれぞれ増額し、予備費 4 千 7 百 2 万 5 千円を減額するものです。

次に、議案第 9 9 号「令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 9 万 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 0 億 8 千 3 万 3 千円とするものです。

歳入で、県支出金 8 9 万 3 千円、繰入金 6 万 9 千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費 6 万 9 千円、保健事業費 9 3 万 5 千円、諸支出金 1 6 1 万 9 千円をそれぞれ増額し、予備費 1 6 6 万 1 千円を減額するものです。

次に、議案第 1 0 0 号「令和 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6 2 9 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 0 億 8 千 7 百 8 万 1 千円とするものです。

歳入で、国庫支出金 9 7 万 7 千円、支払基金交付金 8 2 万 4 千円、県支出金 4 9 万 4 千円、繰入金 2 9 6 万 5 千円、財産収入 6 万 5 千円、諸収入 9 7 万 2 千円をそれぞれ増額し、歳出で、総務費

247万1千円、地域支援事業費383万7千円、基金積立金6万5千円、諸支出金156万3千円をそれぞれ増額し、予備費163万9千円を減額するものです。

次に、議案第101号「令和6年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ98万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5億924万9千円とするものです。

歳入で、繰入金64万2千円、諸収入33万9千円を増額し、歳出で、総務費3万1千円、保健事業費99万3千円、諸支出金15万8千円をそれぞれ増額し、予備費20万1千円を減額するものです。

次に、議案第102号「令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693万円とするものです。

歳入で、繰入金26万8千円を増額し、歳出で事業費26万8千円を増額するものです。

次に、議案第103号「令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、収益的支出の営業費用を56万1千円増額するものです。

次に、議案第104号「令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を22万3千円、収益的支出の営業費用を71万9千円、資本的収入の出資金を34万1千円、資本的支出の建設改良費を40万6千円それぞれ増額するものです。

次に、議案第105号「令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について」ですが、今回の補正は、収益的収入の営業外収益を16万3千円、収益的支出の営業費用を15万4千円それぞれ減額するものです。

議案第98号から議案第105号までの、8議案については、「令和6年度一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算」ですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上提案理由の説明を申し上げましたが、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、所管部長より説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 町長の提案理由の説明は終わりました。

この際、念のため申し上げます。各部長の説明は議案第90号から議案第97号まで、議案第98号から議案第100号まで分けて説明をします。

まず議案第90号から議案第97号までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから議案第90号と91号、92号、97号の4本について説明を申し上げます。

まず議案第90号の「議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集は、12ページから13ページ、説明資料集は3ページをお願いいたします。

議員報酬の改正につきましては、議会議員の成り手不足、それから昨今の町を取り巻く社会情勢の変化により、議員の役割が高度化している現状を踏まえ、町の特別報酬等審議会に対しまして、議員の報酬見直しの諮問を行い、答申を受け、今回議員の報酬の改正を行おうとするものです。

答申では、全国的な議員の成り手不足、それからTSMC進出に伴う開発関連の急増、中九州規格道路、あるいは空港アクセス鉄道等のインフラ整備、一方では優良農地の保全、人口の流入等、社会情勢が大きく変化する中で、議会議員の果たす役割もより高度化していることを踏まえ、またそして税収の推移、歳入歳出規模をはじめとする財政状況も勘案した中で、現在の議員の報酬額から約18%引き上げる答申となっております。

説明資料集の7ページ「新旧対照表」をお願いいたします。

今回の答申を受ける報酬改定額の算定の根拠ですが、これにつきましては全国町村議会の議長会が示しておりますモデル算定として原価方式というかたちでの算定をしております。原価方式といいますのは、町長の活動量、それと議会議員の議会の活動、それから日々の議員活動の活動量を比較し算定する方式により算定をいたしております。それとまた算定を参考に県内やあるいは全国の同規模の自治体の状況そして財政規模等も勘案する中で改正前の報酬から議員の報酬月額については、4万4千900円増の29万3千900円、委員長報酬につきましては、3万9千800円増の30万1千300円、副議長については、3万9千300円増の31万3千200円、議長報酬につきましては、1万2千900円増の34万4千900円に改正したいと思うものでございます。

なお、議員報酬改正の施行日は、新しい議員の任期開始日であります令和7年3月1日からとしております。以上で説明を終わります。

次に、議案第91号の「大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

議案集は、14ページ、15ページ、説明資料は8ページをお願いいたします。

町長、副町長、教育長の給料につきましては、町の議会の議員報酬の見直しに併せまして、町の特別職報酬等審議会に対し、諮問を行い、答申をいただいたところです。

答申内容では、平成18年3月の町長の給料10%、副町長及び教育長の給料7%の削減答申において、の中で「今後の景気回復動向にあわせ、適時、責任に応じた適切な給料月額の見直しを求める。」旨の附帯意見がありましたので、それを踏まえまして、給料月額の減額を答申した時期から現在までの財政の規模、あるいは税収の推移、それから類似団体の状況、町を取り巻く社会情勢の変化等も加味した中で、減額措置前の金額に戻ることが妥当であろうということでの答申となっております。

説明資料の9ページ「新旧対照表」をお願いいたします。

今回の答申を踏まえまして、町長の給料月額を8万3千円増の83万円、副町長の給料月額を4

万5千円増の63万8千円、教育長の給料月額を4万1千円増の58万3千円に改正したいと思うものでございます。

なお、新しい給料月額の施行日は、令和7年4月1日からとしております。以上、よろしくお願いいたします。

次に、議案第92号の町の一般職の職員の給与に関する条例及び町の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集は、16ページから21ページ、説明資料集は10ページから20ページとなります。

まず、説明資料集の10ページで説明をしていきます。

改正の内容としましては、熊本県の人事委員会が、給与改定の勧告を行ったことに伴い、大津町の一般職の職員についても、給料、期末勤勉手当等の額を改定しようとするものです。また、会計年度任用職員の中で、条例で給料表を定めています職種について、勧告に沿い、給料額を改正しようとするものです。

熊本県の人事委員会の勧告は、企業規模が50人以上で、かつ事業所規模が50人以上の民間事業所712事業所から無作為抽出した県内192の事業所を対象に民間給与の調査を実施し、支給実績を把握した上で、格差を解消することを基本に、人事院勧告に準じて勧告が行われております。

勧告の内容につきましては、令和6年の給与改定として、民間給与との格差、9千567円、率にして2.66%を下回っており、また職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が、民間の昨年8月から今年7月までの1年間の特別給の支給割合を0.1月下回っているため、改定すべき事項として、初任給を始めとして、若年層の職員が在籍する号給について重点を置き、所要の改定を行うこととされております。

また、期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給との均衡を図るため、支給月数を0.1月引上げ、4.6月とすることとされており、引上げ分は、期末手当、勤勉手当に均等に配分し、令和7年度以降は6月期及び12月期の期末手当、勤勉手当が均等になるよう配分をされます。

説明資料集の下段の2大津町の給与改定の内容ですけれども、月例給については、人事院及び県の人事委員会勧告に準じて、民間給与との較差を解消するため、大学卒業程度の初任給については2万8千円引上げ、そして高校卒業程度の初任給については2万1千400円、引き上げることとし、これを踏まえ、若年層の職員が在籍する号給に重点を置き、所要の改定を行います。また、定年前再任用短時間勤務職員の給料表につきましても、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行うこととします。

月例給の改定は、令和6年4月1日に遡及して行うこととしております。

説明資料集の11ページをお願いいたします。期末勤勉手当については、民間の支給割合に見合うよう、令和6年12月1日に遡及し、年間支給月数を0.1月分引き上げることとします。なお、期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分均等に配分することとします。

今回の給料改定により、年間総額で3千60万円の増額となっております。

また、給料改定により影響を受けます時間外勤務手当については359万3千円、共済費につい

て391万7千円の増額となっております。

次に期末勤勉手当については、令和6年度においては、12月期の期末・勤勉手当を0.1月引上げ、令和7年度からは、6月期、12月期ともに、期末手当は1.25か月、勤勉手当は1.05か月に調整し、年間支給率を0.1月分引き上げる内容となっております。

今回の引上げにより、年間の期末勤勉手当総額は1千894万8千円の増となります。

また、期末手当の支給率の改定により、議会議員期末手当の差額が23万8千円、特別職期末手当の差額が10万8千円、共済費が2万3千円の増となっております。

また、会計年度任用職員については、報酬等の差額が、4千370万9千円、期末手当差額が1千571万4千円、共済費が248万8千円の増となっております。

条例の改正文についてですけれども、説明資料集の12ページをお願いいたします。

改正内容につきましては、新旧対照表の12ページから13ページそれから18ページから19ページに示しているところです。

一方給料表の改正につきましては、13ページから17ページ、それから20ページに示しております。

議案集の17ページをお願いいたします。

第1条で一般職の職員の給料表、期末勤勉手当の支給率について、それから20ページをお願いいたします。第2条で令和7年4月1日から施行する期末勤勉手当の支給率について、それから第3条で会計年度任用職員の条例で定める給料について、改定を行うこととしております。

21ページの附則の第1条第1項で、この条例は令和7年1月1日から施行することとし、第2条の規定は令和7年4月1日から施行することとしております。

附則第1条第2項では、第1条及び第3条の規定による「改正後の給与条例」及び「改正後の会計年度給与条例」の規定は、令和6年4月1日から適用することとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

最後に、議案第97号の「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」御説明いたします。

議案集は31ページ、説明資料集は34ページをお願いいたします。

今回の改正は、熊本県の市町村総合事務組合規約、第3条第10号に規定します交通災害事務から、令和7年3月31日をもって、山鹿市が脱退することに伴い、規約の一部を変更するものになります。

説明資料集の36ページで、新旧対照表の変更前、別表第2、第3条第10号に関する事務の項で、表中の下線の記載を、変更後の表中の下線の記載のとおりと改めるものでございます。

議案集の32ページをお願いいたします。

附則で、この規約は、令和7年4月1日から施行するとしてしております。なお、構成市町村の同文議決となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは私のほうからは議案第93号と議案第94号について御説明を申し上げます。

議案集は、22ページから23ページです。説明資料集は、21ページから22ページをお願いいたします。

議案第93号「大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例」について御説明させていただきます。

大津町歴史文化伝承館の開館時間を変更するため、条例の一部を改正しようとするものであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本件は、歴史文化伝承館の開館時間を見直し、来館者への対応と館の運営等について充実を図るものでございます。

説明資料集の21ページをお願いいたします。

1「現状」では、歴史文化伝承館の開館時間は午前9時から午後6時までとなっておりますが、夕方から閉館までの時間帯の利用者は少ない現状でございます。2番目に今回改正の「理由」でございますが、午後5時以降の来館者の利用が少ないこと。また、県内の類似の文化施設27館を調査いたしましたところ大津町と同じ閉館を午後6時までとしているところは山鹿市の灯籠民芸館の1館のみでありました。3番目の「効果」でございますが、まず、コロナ禍後、来館者は少しずつ増加傾向にございます。特に、小中学校や高校の児童生徒の総合学習や、各種団体等の講座や研修など昼間の時間帯の需要が伸びている状況でございます。そのため利用の少ない夕方時間帯を前倒しすることにより、昼間の職員体制を厚くすることで、来館者や各種団体に対して、より丁寧で柔軟な対応が可能となり利用サービスの向上につながるものでございます。

説明資料集の22ページをお願いいたします。

今回の改正に係ります新旧対照表でございます。

第4条第1項第1号中「午後6時」を「午後5時」に改めるものでございます。

それでは議案集の23ページをお願いいたします。

附則で、「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」としております。

議案第93号の説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

続きまして、議案第94号、「大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」御説明をいたします。

議案集は、24ページから25ページです。説明資料集は、23ページから26ページになります。

今回の改正は、「小中学校施設の使用許可の申請」を現行の申込みによる申請から、「大津町公共施設予約システム」より、学校施設の予約申請をできるように条例の一部を改正しようとするも

のであり、条例の改正については、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

説明資料集で御説明させていただきます。資料集の23ページをお願いいたします。

改正の理由は、町内の小中学校施設に、公共施設予約システムを導入し、学校施設の使用許可業務の効率化と利用者の利便性の向上を図るものです。

改正の概要としましては、現行の申込書による申請から、予約システムに移行するもので、現行利用者が使用許可申請書を記載し学校へ提出をいたします。小中学校の職員が学校のスケジュール、それから予約状況を確認し予約を受け付けているところです。

今回改正後は、利用者が公共施設予約システムから学校の予約状況を確認し、直接、予約申請をするものです。

学校は、事前に学校のスケジュール等を確認し入力をし予約をしておきます。

利用者は、その予約状況を確認し、直接、予約申請をする流れとなります。予約がありましたら、最終的に、教育委員会の方で確認をし承認受付という流れとなります。

説明資料集の25ページをお願いいたします。

今回の改正に係ります新旧対照表でございます。

第6条第1項中の使用許可の申請をするにあたり、「使用日前7日までに所定の申し込み（第1号様式）を校長に提出し、あらかじめその承認を経て」を「あらかじめ」に改めて、第1号様式を削るものでございます。

議案集の25ページをお願いいたします。

附則で、この条例は令和7年3月1日から施行するとしております。

説明は以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） こんにちは。私からは議案第95号及び議案第96号について御説明いたします。

まず、議案第95号「大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集の26ページ、説明資料集は27ページをお願いいたします。

今回の改正は、「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の施行により、「地域包括支援センター運営協議会」の定義規定の引用箇所の条ずれを改めるもので、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）から同号イに改正するものでございます。

附則として、施行期日を規定しており、公布の日から施行することとしています。

議案第95号の説明は、以上でございます。

続きまして、議案第96号「大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例について」御説明いたします。

議案集の２８ページをお願いいたします。

「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令」の施行により、介護保険法施行規則第１４０条の第６６第１号に規定する地域包括支援センターの職員の配置基準が改正となったため、条例の一部を改正するものでございます。

説明資料集の２９ページをお願いいたします。

改正の内容としましては、地域包括支援センターの職員の配置基準につきまして、人材確保が困難となっている状況を踏まえ、これを緩和する改正となっております。これまでの基準では「専従・常勤」の職員を実人数で配置とされていましたが、引き続きこれを原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことが認められるように改正するものでございます。

附則として、施行期日を規定しており、公布の日から施行することとしております。

議案第９６号の説明は、以上でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 次に、議案第９８号から議案第１０５までの説明を求めます。

藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議案第９８号の「令和６年度大津町一般会計補正予算（第８号）」について、御説明をいたします。

今回の補正につきましては、人事院勧告に準じました給与改定に伴う人件費の補正や、議員報酬の改定に伴う増額補正、原油価格高騰対策運送事業者の支援事業補助金、前年度の各種給付費・医療費等の事業確定に伴う補助金・負担金の返還金、令和７年度中学校の指導用教科書の購入費用などに係る増額補正が主なものになります。

補正予算書の１ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

第１条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億４千３６７万１千円を追加し、予算の総額を２０３億８千４９６万２千円とするものです。

それでは歳出から主なものについて説明をいたします。

１４ページをお願いいたします。

１４ページですけれども、款１、項１、目１議会費、節１報酬は、議案第９０号で提案しております町議会議員の報酬改定に伴う増額補正になります。

１６ページをお願いいたします。

款２、項１、目８交通安全対策費、節１０需用費は、老朽化したカーブミラーの修繕料の増額になります。

１７ページをお願いいたします。

目 9 防犯対策費、節 1 0 需用費は、街灯及び防犯灯の修繕料の増額になります。

目 1 1 地域づくり推進費、節 1 8 使用料及び賃借料は、広報編集ソフト使用料の価格改定による増となります。

目の 1 3 財政調整等基金費は、金融機関の利率の変更に伴い、各基金の定期預金利子に係る積立金を増額するものになります。

1 9 ページをお願いいたします。

項 3、目 1 戸籍住民基本台帳費、節 1 2 委託料は、戸籍情報システム標準仕様書の改定に伴う戸籍情報システムの改修費用の増額になります。

2 3 ページをお願いいたします。

款 3、項 1、目 1 社会福祉総務費、節 2 7 繰出金の国民健康保険特別会計繰出金それから介護保険特別会計繰出金は、今回の人事院勧告に準じた給与改定による人件費の差額補正などに伴い一般会計から繰り出すものになります。

目 2 障害者福祉費、節 1 2 委託料は、2 4 ページに移りまして、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に係る委託料です。

節 1 9 扶助費の重度心身障害者医療費助成事業は、現物給付化に伴う支出見込みによる増額です。

目 3 後期高齢者医療費、節 1 8 負担金は、令和 5 年度の後期高齢者医療広域連合負担金の額の確定に伴う増額補正を計上いたしております。

節 2 7 繰出金は、人事院勧告に準じました給与改定に伴う人件費の差額支給分それから人間ドック受診見込者の増による後期高齢者医療特別会計への繰り出しとなります。

2 5 ページをお願いいたします。

目 4 老人福祉費、節 1 2 委託料は、各種委託事業の実績見込みによる増になります。

3 1 ページをお願いいたします。

款 4、項 1、目 4 健康増進費、節 1 9 の扶助費は、医療用かつら購入費助成に係る申請件数の増による増額補正となります。

3 6 ページをお願いいたします。

款 7、項 1、目 1 商工総務費、節 1 8 負担金、補助及び交付金は、昨年度も実施いたしましたけれども燃料価格高騰対策運送事業者の支援事業補助金で、燃料価格の高止まりが続く現状を鑑みまして、昨年度に引き続き運送事業者を支援するものになります。

目 7 工業団地整備事業費、節 2 7 繰出金は、人事院勧告に準じた給与改定による人件費の差額補正に伴う一般会計からの繰り出しです。

3 9 ページをお願いいたします。

款 8、項 3、目 3 公共下水道費、節 1 8 負担金、補助及び交付金及び、それから節 2 3 投資及び出資金は、人事院勧告に準じた給与改定による差額支給に係る補正になります。

4 0 ページをお願いいたします。

目 2 住宅維持費、節 1 1 役務費は、町営住宅のベランダ清掃等に要する手数料の増額補正になり

ます。

43ページをお願いいたします。

款10、項2、目1学校管理費、節17備品購入費は、大津小学校、室小学校及び大津東小学校の新年度不足します机、椅子等の購入費用になります。

44ページをお願いいたします。

項3、目1学校管理費、節10需用費は、令和7年度中学校指導用教科書の購入費用になります。
節13使用料及び賃借料は、教師用のデジタル教科書に係る使用料です。

節17備品購入費で、新年度において、不足が見込まれる大津中学校それから大津北中学校の机・椅子等の備品購入になります。

46ページをお願いいたします。

項5、目2公民館費、及び目3生涯学習センター費の節11役務費は、券売機のキャッシュレス決済機能の追加に伴う決済手数料の補正です。

47ページをお願いいたします。

目6生涯学習施設運営費、節11役務費につきましても、同様にキャッシュレス決済手数料の補正です。

同様に48ページをお願いします。

項6保健体育費、目2体育施設費、節11役務費についても、キャッシュレス決済による補正です。

節14工事請負費は、武道館への空調設備設置のための電気設備の工事費を計上いたしております。

49ページをお願いいたします。

款13予備費で、所要の財源を調整いたしております。

次に、歳入の主なものを説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款10、項1、目1地方特例交付金は、交付額の確定に伴う減額補正です。

款15、項2、目1民生費国庫補助金は、障害福祉サービス等システム改修に伴う障害者総合支援事業費補助金になります。

目5総務費国庫補助金は、歳出で説明いたしました、燃料価格高騰対策運送事業者支援事業に全額充当いたします物価高騰対応重点支援地方創生の臨時交付金です。

款16、項2、目2民生費県補助金は、重度心身障害者医療費補助金で、重心医療費の増加に伴う補正になります。

目3衛生費県補助金は、歳出で説明いたしました医療用かつら購入費助成に係るがん患者生活の質向上事業補助金になります。

11ページをお願いいたします。

款17、項1、目1財産貸付収入は、旧老人ホーム跡地の貸付延長に伴う増になります。

項 2、目 1 不動産売払収入は、里道・水路 10 件分の法定外公共物売払収入となります。

12 ページをお願いいたします。

款 19、項 1、目 1 介護保険特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業の事業費の差額に伴い特別会計から繰り入れるものです。

項 2、目 4 財政調整基金繰入金は、今回の補正に伴います財源不足分を財政調整基金から繰り入れるものになります。

款 21、項 5、目 2 雑入は、人事院勧告に準じた給与改定による差額支給に伴う会計年度任用職員等の雇用保険戻入れの増になります。

目 3 過年度収入は、令和 5 年度の各事業の実績額確定に伴う、国・県負担金等の追加交付分などです。

以上よろしくをお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、議案第 99 号、議案第 100 号及び議案第 101 号について御説明いたします。

議案第 99 号「令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、令和 5 年度の交付金の精算に伴う償還金の増額並びに人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う差額支給で、人件費の増額でございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。補正予算の概要は、10 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 万 2 千円を追加し、総額を 30 億 8 千 3 万 3 千円とするものです。

それでは、歳出について御説明いたします。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

款 1、項 1、目 1 一般管理費、節 3 職員手当の 6 万 9 千円の増額は、給与改定に伴う差額補正で、職員分の時間外勤務手当でございます。

款 6、項 1、目 1 特定健康診査等事業費、節 1 報酬の 6 万 4 千 3 百円の増額は、給与改定に伴う差額補正で、会計年度任用職員 4 名分の報酬でございます。

節 3 職員手当等の時間外勤務手当及び期末勤勉手当の増額は、給与改定に伴う差額補正で、職員分の時間外勤務手当と会計年度任用職員分の期末勤勉手当でございます。

款 9、項 1、目 2 償還金、節 2 2 償還金、利子及び割引料は、令和 5 年度特別交付金の額の確定に伴う県への返還金で、特定健診及び特定保健指導等の保健事業に対する交付金分の返還分として 1 億 6 千 1 万 9 千円を増額するものでございます。

補正予算書の 10 ページをお願いいたします。

款 10、項 1、目 1 の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書の８ページをお願いいたします。

款４、項１、目１保険給付費等交付金、節２の「特別交付金」は、先ほど歳出で御説明いたしました、款６特定健康診査等事業費の会計年度任用職員分の人件費の増額分を全額交付金として受け入れるものでございます。

款６、項１、目１、一般会計繰入金、節５の「事務費繰入金」は、歳出で御説明いたしました、款１一般管理費の人件費の増額分に対して一般会計から繰り入れるものでございます。

議案第９９号の説明は以上でございます。

次に、議案第１００号「令和６年度大津町介護保険特別会計補正予算（第２号）について」御説明いたします。

今回の補正の主なものは、事業量の増加に伴う負担金の増額並びに人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う差額補正による人件費の増額でございます。

補正予算書の１ページをお願いいたします。補正予算の概要は１１ページをお願いいたします。

第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ６２９万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３０億８千７８１万８千円とするものでございます。

それでは、「歳出」から御説明いたします。

補正予算書の１１ページをお願いいたします。

款１、項１、目１一般管理費、「節１報酬」１７万８千円の増額は、給与改定に伴う差額補正で、会計年度職員１名分です。

「節３職員手当等」１２万９千円の増額は、給与改定に伴う差額補正で、職員の時間外勤務手当と会計年度任用職員１人分の期末勤勉手当でございます。

款１、項３、目２認定調査等費、「節１報酬」１５万９千円の増額、及び「節３職員手当等」５万５千円の増額の主なものは、給与改定に伴う差額補正で、会計年度任用職員８人分の期末勤勉手当です。

補正予算書の１２ページをお願いいたします。

款３、項１、目１介護予防・生活支援サービス事業費、「節１報酬」２２万４千円の増額及び「節３職員手当等」８万２千円の増額は、給与改定に伴う差額補正で、会計年度任用職員１人分です。

「節１２委託料」８１万円の増額は、通所型サービス事業の介護報酬改定に準じる契約単価の増額によるものです。

補正予算の概要は１２ページをお願いいたします。

「節１８負担金、補助及び交付金」負担金１介護予防・生活支援サービス事業費１８０万１千円の増額は、事業量の増加によるものでございます。

款３、項１、目２介護予防ケアマネジメント事業費、「節１１役務費」１万１千円の増額は、審査支払手数料の件数の増加に伴うものです。

「節１８負担金、補助及び交付金」１９万６千円の増額は、要支援者のケアプラン作成件数の増

加に伴うものでございます。

補正予算書の１３ページをお願いいたします。

款３、項２、目１一般介護予防事業費、「節１２委託料」は、予防検診受診者の増加に伴うものです。

款３、項３、目１包括的支援事業費、「節１報酬」及び「節３職員手当等」の主なものは、給与改定に伴う差額補正で、会計年度職員２人分でございます。

款３、項３、目２任意事業費、「節１報酬」及び「節３職員手当等費」は、給与改定に伴う差額補正で、会計年度任用職員１人分でございます。

補正予算書の１４ページをお願いいたします。

款４、項１、目１介護給付費準備基金積立金、「節２４積立金」６万５千円の増額は、満期を迎える定期預金利息分です。

款５、項２、目１一般会計繰出金、「節２７繰出金」１５６万３千円は、一般会計で行う重層的支援体制整備事業へ繰り出すものでございます。

款６、項１、目１予備費、１６３万９千円の減額は、補正に伴う財源調整になります。

歳出の説明は以上でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

補正予算書の８ページをお願いいたします。

補正予算の概要は１０ページをお願いいたします。

款３、項２、目１調整交付金、「節２総合事業調整交付金」１４万１千円の増額は、介護予防・生活支援サービス事業量の増加によるものでございます。

款３、項２、目２地域支援事業交付金、「節１現年度分」８３万６千円の増額は、介護予防・生活支援サービス事業、任意事業などの増額によるものでございます。

款４、項１、目２地域支援事業支援交付金、「節１現年度分」８２万４千円の増額は、介護予防・生活支援サービス事業の増加によるものでございます。

補正予算の概要は１１ページをお願いいたします。

款５、項２、目１地域支援事業交付金、「節１現年度分」４９万４千円の増額は、介護予防・生活支援サービス事業、任意事業などの増加によるものでございます。

補正予算の９ページをお願いします。

款６、項１、目２地域支援事業繰入金、「節１現年度分」４９万４千円の増額は、介護保険・生活支援サービス事業、任意事業などの増加によるものでございます。

款６、項１、目４その他一般会計繰入金、「節１職員給与費等繰入金」及び「節２事業費繰入金」は給与改定に伴う差額補正によるものです。

款７、項１、目１利子及び配当金、「節１利子及び配当金」６万５千円の増額は、介護給付費準備基金の利子になります。

補正予算書の１０ページをお願いします。

款 9、項 3、目 1 介護予防サービス計画費収入、「節 1 介護予防サービス計画費収入」 7 7 万 6 千円の増額は、介護予防サービス計画の増加に伴うものでございます。

「節 2 介護予防ケアマネジメント負担金収入」は、総合事業の増加に伴うものでございます。

議案第 1 0 0 号の説明は以上でございます。

○議 長（桐原則雄） 大隈部長そこで終わってください。

しばらく休憩します。午後 1 時より再開します。

午後 0 時 0 5 分 休憩

△

午後 1 時 0 0 分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より早退の届けがっておりますので、御報告申し上げます。

大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 議案第 1 0 1 号「令和 6 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、健診受診見込みの増に伴う委託料の増額及び過年度分の償還金の増額、並びに人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた給与改定に伴う差額補正で、人件費の増額でございます。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8 万 1 千円を追加し、総額を 5 億 9 2 4 万 9 千円とするものです。

それでは、歳出について御説明いたします。

補正予算書の 8 ページをお願いいたします。補正予算の概要は 1 2 ページの下段から、1 3 ページをお願いいたします。

款 1、項 1、目 1 一般管理費及び項 2、目 1 徴収費の節 3 職員手当等は、給与改定に伴う差額補正で、職員分の時間外勤務手当を増額するものです。

款 3、項 1、目 1 健康診査費、節 1 報酬の増額は、給与改定に伴う差額補正で、会計年度任用職員 1 名分の報酬でございます。

節 1 1 役務費及び節 1 2 委託料の増額は、人間ドック受診見込者の増に伴い、手数料及び委託料を増額するものでございます。

補正予算書の 9 ページをお願いいたします。

款 4、項 1、目 1 保険料還付金、節 2 2 償還金、利子及び割引料の増額は、過年度分の保険料払戻金の見込額の増により増額するものでございます。

款 5、項 1、目 1 の予備費で、財源の調整を行っております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

補正予算書は 7 ページをお願いいたします。

款4、項1、目1事務費繰入金、節1の「事務費繰入金」は、歳出で御説明いたしました、款1一般管理費及び徴収費の職員手当等の増額分に対して一般会計から繰り入れるものです。

目3保険事業等繰入金、節2の「人間ドック補助繰入金」は、人間ドック受診見込み者の増に伴い、一般会計から繰り入れるものです。

款6、項4、目1後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節1の「健康保持増進事業収入」は、人間ドック費用の増額分のうち、後期高齢者医療広域連合から受け入れるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 皆さん、こんにちは。私からは、議案第102号、「令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。

今回の補正は、給与改定に伴う差額支給分の補正でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて補正予算の概要は、13ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ26万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を693万円とするものです。

歳出について御説明いたします。

補正予算書の8ページをお願いいたします。

款1、項1、目1総務管理費、節1報酬の16万8千円の増額は、給与改定に伴う差額支給で会計年度任用職員分の報酬です。

節3職員手当等の10万円の増額は、給与改定に伴う差額支給で、職員分の時間外手当と会計年度任用職員分の期末勤勉手当です。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

款4、項1、目1、節1一般会計繰入金26万8千円は、今回の補正に伴います財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。私のほうからは議案第103号、104号、105号について御説明させていただきます。

まず議案第103号、「令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明いたします。補正の概要は、14ページ、補正予算書につきましては、1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項「営業費用」は、工業用水道事業対象職員の給与改定及び共済費の確定に伴い増額するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を給与改定等によ

る補正に伴い、増額するものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説の２ページをお願いいたします。

収益的支出、款１、項１、目３総係費は工業用水道事業対象職員の給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定に伴い、５６万１千円を増額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第１０４号、「令和６年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第２号）について」御説明いたします。

補正の概要は、１４ページ、補正予算書につきましては、１ページをお願いいたします。

第２条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第２項「営業外収益」を、収益的収支対象職員の給与改定及び共済費の確定に伴い増額し、支出の第１項「営業費用」においても給与改定及び、共済費の確定に伴い、収益的収支対象職員の人件費分を増額するものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条で予算に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第２項「出資金」は、資本的収支対象職員の給与改定及び共済費の確定に伴い増額するものです。

支出の第１項「建設改良費」につきましても、給与改定及び共済費の確定に伴い、資本的収支対象職員の人件費分を増額するものでございます。

第４条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を給与改定等による補正に伴い増額するものでございます。

第５条、他会計からの補助金の補正は、給与改定等により人件費分を補正するため、記載のとおり、金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説の１ページをお願いします。

収益的収入、款１、項２、目２補助金を収益的収支対象職員の給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定に及び異動に伴う共済費の確定により、人件費分を２２万３千円増額するものでございます。

収益的支出、款１、項１、目３処理場は、対象職員の処理場管理に係る時間外勤務手当の給与改定分で、４千円の増額になっております。

目４総係費は、給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定による収益的収支対象職員の人件費の補正で、７１万５千円を増額するものでございます。

２ページをお願いいたします。

資本的収入の款１、項２、目１出資金は、資本的収支対象職員の給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定に伴う補正により、３４万１千円を増額するもので

す。

次に、資本的支出、款 1、項 1、目 1 建設改良費は給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定により、資本的収支対象職員の人件費分としまして、40 万 6 千円を増額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第 105 号、「令和 6 年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第 2 号）について」御説明いたします。

補正の概要は、14 ページ、補正予算書につきましては、1 ページをお願いいたします。

第 2 条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第 2 項「営業外収益」を、農業集落排水事業対象職員の給与改定及び共済費の確定に伴い減額し、支出の第 1 項「営業費用」においても給与改定及び共済費の確定により、人件費分を減額するものでございます。

2 ページをお願いいたします。

第 3 条、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正として、職員給与費を、給与改定等による補正に伴い減額するものでございます。

第 4 条、他会計からの補助金の補正は、農業集落排水事業対象職員に係る人件費の補正に伴い、記載のとおり金額を改めるものでございます。

説明書により、詳細を御説明いたします。

説の 1 ページをお願いいたします。

収益的収入、款 1、項 2、目 2 補助金を農業集落排水事業対象職員の給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定に伴い 16 万 3 千円を減額し、収益的支出の款 1、項 1、目 4 総係費につきましても、給与改定に係る給与費の差額補正、また給与改定及び異動に伴う共済費の確定により、対象職員の人件費を 15 万 4 千円減額するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

日程第 27 議案質疑

○議 長（桐原則雄） 日程第 27 議案質疑を行います。

議案第 90 号を議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13 番（永田和彦議員） 議案第 90 号について質疑いたします。

議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。説明の中で、まず最初に出てくるのが議員の成り手不足ということですね。長きに渡ってこの報酬は改定されていなかったということで、現状とずれが生じているのではないかとということでありましたが、非常に違和感を覚える部分は、成り手不足なんですよ。イの一番に成り手不足というのが出てきてますが、日本全体は人口減でほかの市町村はかなり減少して行って、それこそ減少していくと

いうことは、不景気につながるんですね。そういったところは議員とかじゃなくて、自分の生業として何を選んでどう生きていくか。どう将来設計をするかというものが大切になってきます。ということを考えますればですね、大津町は当てはまらないというふうに思うわけですよ。そのはやり言葉のように成り手不足、成り手不足って言ってますけれども、要は成り手不足の要因というのは、まだ別にあると私は考えております。成り手不足の要因はですね、第一にやはり不景気による収入の減で、議員になったとしても自分たち、家族様々ですけれども、ひとり身にしても将来設計がなかなか立てにくい。4年に1度我々は選挙で皆様方に問います。そして町民の皆様方から選んでいただけるかどうかという話で、そこで立ち消えになる場合だってあるわけですよ。そういった不安要因とあとは昨今の政治不信です。政治とは何ぞや。みんなのためにこの日本を立てていくその話合いの場ではないかなというものがずれてきている状況が非常に目に付く。そういったものが成り手不足の要因であって、議員報酬が少ないから上げなければというふうに考えるならば、議員報酬を上げれば、言うならばそれで人は買うかたちになってしまいます。それは危険性が実はありまして、議員が満ち足りた報酬、給料と報酬は違いますけれども、それを出したならばですね、それを生業として票集めが上手な人がそこに陣取るわけですよ、言うなら。本当に町のためになるのかなっていう人が報酬が高いから、だからそれになりたいというような逆転現象が出ると私は考えているところです。ただ、長きに渡って私も二十数年議員やらせてもらってますが1回も上がったことないです。基本給24万9千円ですね。そういうことです。ですから、この成り手不足という言葉が非常にこの改定に影響を及ぼしたのならば、それはちょっと間違いではないかなという部分を考えますんで、この点について質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今回の議会の議員の報酬改定に伴って成り手不足についての考え方だと思うんですが、確かにおっしゃいますように不景気による収入減、あるいは政治不信というところは確かにあると思います。実は御存じのとおり全国議長会の中で報告書というのを取りまとめられておりまして、今の議員報酬の実態がどうかということで、その報告書の一番目にですね、議員の成り手不足という項目があって、ならない要因として二つありまして議会や議員の魅力が伝わらない。先ほどおっしゃった政治不信の話だと思えます。もう一つが議員報酬が低いというような2点がありました。やはりそういった点では、議員御自身が活動する上でやはり報酬が低いという認識があるというのが一つあると思います。それと、今回実は特別職報酬審議会を開かせていただいて4回の会議を開きました。ほぼほぼ全ての委員の方々がまずおっしゃったのが、やはり議員の報酬が低いんじゃないかと。これだけの社会情勢の変化の中でしっかりと頑張ってもらえば見合うだけの報酬を支払うのが当然だというのが大方の意見でした。そういったもろもろの状況を踏まえて今回議会のほうに上程させていただいたところでございます。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

今担い手不足ということを質疑いたしましたが、すみません併せてもう1点実はあったんです。

忘れてました。原価方式の計算を用いたということで、活動量比較というかたちを説明されたかと思いますがけれども、これ計るのは非常に難しいと思うんですよ。それこそですね、議会活性化という委員会をつくられましたけれども、私は反対したほうですけど、本当に議会活性化なんていうのはそれぞれがもちろん高き志を持ってその姿勢さえよければ活性化するわけであって、それがやらないという踏んでやる気がない人ばかりここにいるのかという話に今度はなるわけですよ。そういうものではないんですが、活動量比較って考えたときにですね、町長の活動量と比較されたとか、議員も例えば3、6、9、12の定例議会以外でもですね、情報収集に励んでいろんな議論にいつも備えるべきなんですね。特に時勢というものをいつもアンテナを張っていなければ、議論がまず成り立たない。そして戦いは負けるんですよ。だから、本当の正論を求めるためにはいつも情報収集に励まなくてはならないという、365日これが公務ですよ。特別職の公務だと私は思いますが、この活動量比較というのも実は違和感がものすごくあるということです。何も意見を言わない議員さんもおられるかもしれないけれども、それは町民の方々が選んだんで我々があんたなんか言えとかちょっと言われんわけですよ。その人の姿勢でありますから、そう考えてみると活動量というのは非常にばらつきが出てくるということです。これをどう取りまとめるのかということですね。ちょうどいいあんばいのところをとったというふうに計算するんですか。この点について再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 議員報酬の算定根拠の話だと思いますけれども、以前はですね議員御存じのとおり首長に対して3割程度というなのが一つの目安がございました。これについても議員報酬については、全国的にやはり低いということで、先ほど申し上げました全国議長会の報告書の中でもいわゆる算定モデルというのが示されておりまして、その中で首長の活動量とあるいは議員の活動量を比べると。以前はですね議会活動というところの部分があったんですが、それに加えて議員おっしゃいました日々の議員活動といったところも含めて、全体的な活動量として含めて計算をしております。そういった算定方式が示されておりますので、町長の活動量と議員の議会活動と議員活動を含めた活動量を比較して今回算定したというところでございます。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第91号から議案第92号の2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 質疑いたします。

91号、92号、90号も実は関連するものでありますが、92号を考えたときに、一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ということですが、この公務というのは例えば産業別に分けたとき、何にあたるのかなと考えたりもします。やっぱりサービス産業なんだろうかと、どうなんだろうかと考えたときに、その

ときにどこの民間と比較するのかと。人事院勧告という国の機関なのか、県の人事委員会、そういったものを取り入れながら考えましたという説明があったと思いますが、私はもう以前からずっと言うように、町のいうならば職員というものはあくまでも町の財政規模なり、その税収によって人件費は賄われるのが基本だというふうに私が1期目のときには、学んだつもりです。そういったことを考えますれば、民間と比較したときにそのときに例えば熊本地震がありました。そしてコロナのウイルスの問題がありました。ものすごく景気が悪くなったわけですね。そのときに国県あたりもいろんな緊急事態でありますので補助金を出したりなり、何なりをしましたけれども、ただそういった事業主の方々というのは、そういったときにはものすごく売上減少で、自分たちの給料なり何なりは収入はものすごく落ちるんですよ。そのときに落ちらないのは公務員なんです。そのとき正比例して落ちてしまうのかなというのは、じゃ町の全体のGDPじゃないですけども、総生産とその公務員給与を比較したときに正比例した下げ方というのはやらないんですよ。あくまでも考えるのがですね、実際全体的に今インフレで特に物の価値は上がってますんで多くのお金が必要って年金生活者の方々が一番困るんですよ。我々がもう年老いていって、年金生活をするときにそれこそ私が前回の一般質問で言いました、そういったいろんな指数が上がってくるんですね。そんなときに考えたときに民間と比較というふうな説明をされたときには、下げるときには下げるべきではないかという理屈も出てくるんじゃないかなと思うんですよ。ただ今回は全てにおいて増額のかたちを言われてますよね。ですからそこはどうしても誤差が生じるということを考えざるを得ないということです。熊本地震そしてコロナ禍の状況、そのときの民間の方々の苦しみ方はちょっとそとではなかった。私もかなりの影響を受けました。ただそういったときにどうこういった下らない給料のところにいる人たちというのをどういうふうに説明するのかな。そういうふうな疑義が生まれてしまいますので、この点について明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 我々公務員の給与の妥当性がどのあたりに位置するのかという話で、当然民間との整合性をどうとっていくかというところは毎回議論があるところかと思います。ただ当然私たちの町の中でどれくらいの位置に企業さんも含めて役場があるのかというのは知ることは当然必要だと思ってますけれども、ただなかなかそういった数値というのが具体的に持ち合わせてないもんですから、これまでも国の人事院勧告であったり、あるいは県が示します人事院勧告に伴ってそういったかたちであわせてきたということです。ただ議員おっしゃいますように確かに税の様々な情報に見ますと、営業であったりあるいは農業であったり、非常に昨年あるいは一昨年と比べて落ち込んでいるというのは事実です。我々職員も当然町税で給料もらっているわけですので、その辺をしっかりと認識をした上で行政サービスのさらなる向上に努めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第93号から議案第94号までの2件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 議案94号関係について質疑をいたします。

この公共施設予約システムというのを大津町の小中学校の施設の開放に伴って条例の一部を改正し導入しますと。今予約システムあたりを見させていただいているんですが、利用者の方はまずアカウントを作らなければいけないと。それでフォームに従って使用申請をするということであります。その改正の概要のところに示されているのが、まず事務負担の軽減をするのだと。そして利便性を向上するのだという御説明だったと思うのですが、その説明資料の24ページについている部分です。現在条例にある様式、条例改正後この様式はなくなるのですが、当面の間は従来どおり紙による申請も可能としているというふうに書いてあります。こういったかたちでですねDXといいますか、これ電子化ですけれども、その電子化が進んでいくということについては全然同意するのですが、この紙による申請の手続とこの電子申請による手続、同時に受付が発生するということは考えられないのか。もしそうなったときはどちらに優先順位があるのかについてお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） ただいま時松議員からの御質問ですけれども、紙の申請と電子申請のどちらが優先するのかといったところの御質問だったかと思います。現在、もともとの紙ベースでの申請を窓口でも継続をしながら一応進めていきたいと思っております。ただそれを予約システム上で確認をする際にですね、確認をして確実に空いているといったところで受付をするというところで考えているところです。その時点でもし確認をする時点で予約が埋まっている場合もあるかもしれませんので、確認をする時点で窓口に来られた申請を確認する時点で空いてれば許可をするというかたちになるかと思えます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質疑いたします。

ちょっと私の尋ね方が悪かったので申し訳ないんですが、今生涯学習施設のほうでも現行はまちかぎりモードというので申請していただくというのがホームページに載ってますが、ホームページの上にはまだ使用許可証申請書PDFファイルのもの、エクセルファイルのものってついてるんですね。例えばある部屋がありますと。生涯学習施設のですね。受付を直接紙に記入をして生涯学習センター文化ホールに持ち込んできた人がいて、それと同じ時期に同じ部屋を電子申請で出してきたときというのはどっちに優先順位があるんですかっていう話なんですね。もちろん二人が全く関係性のない人であって、私のほうが申請が遅れたんだからしょうがないねという人もいるかもしれないです。何かの話合いでうちが使うんだ。いやいやうちが使うんですよというもめている段階でそれが二つ出たってなったときは、どっちに優先順位がありますっていうのはあらかじめ運用上決めておかなければならないのではないんですかってことなんですね。だから紙なのか、電子が優先なのかというのをお尋ねしているわけです。この条例は3月1日施行予定、3月1日小中学校の体育館一番使うのは何かっていったらPTAの総会ですよ。そこと体育の利用申請が被ったときはどちらに優先順位があるんですかって決めれないんですよ。だったらこの申請窓口というのはどっちが優

先なんですかというのをあらかじめ決めて運用されたほうがいいのではないかとということを改めてお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 今ちょっと再質問ですけれども、PTAとか学校とかの行事はあらかじめ行事はシステムが予約をする際には事前に登録をさせていただいております。一般の方はその後の予約状況を見て申請をするようなかたちでいくようなかたちとなりますので、そこでのだぶりはないものと思っております。ただ、システムからの申請と紙ベースでの窓口は微妙な場合があるかと思しますので、そこは紙申請が出たときの確認をしてというところで考えております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再々質疑いたします。

あの笑っているのは別に町の人たちに対して失礼なことをしているつもりはないんですが、電子化したいわけですよね。DX化したいわけでしょ。この提案理由の中にあった職員の利便性向上というのは、要は職員の手を煩わせずにこういった受付システムで完了していただきたいってことではないですか。紙というのは2次的なものであって、さらにその受付をした紙媒体のものをさらにその使用申請のスケジュールに合わせてそれを皆様に周知するって2回手間がかかっているんですよね。だけど電子化して受付をすることによってその手間が省けるじゃないですか。だからこの条例変えたいんですよっていうお話だったと思うんです。ちょっと合わないんですね。なので合わないけれども、この条例改定に沿うていけば、申請用紙はもうなくなるんですから。じゃ電子化するのが当たり前、紙媒体は二の次に受付しますっていうのが普通じゃないかと思うんですけど、再度質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 細かな部分で基本紙申請も一応残してはおりますけれども、運用上ですねシステムと紙媒体で窓口に来られるとして残していきたいと思っております。おっしゃるとおりシステムで申請されるというかたち、ちょっとすみませんそこら辺の利用状況についてはもう少しつめさせていただいて、一応今後運用を3月1日からしていきたいと思っておりますが、事前に説明会とかを年明けさせていただきたいと思っておりますので、その辺の整合性とかをもう少し精査させていただきたく思います。

よろしく願いいたします。

○議長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第95号から議案第97号までの3件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

山部良二議員。

○7番（山部良二議員） それでは、議案第96号関連に対して質疑したいと思っております。

今回の条例改正で条例3ですね、これは実際大津町にはあまり関係ないんじゃないかなちゅうと

ころは大体こういうの10万人ぐらい都市があれば5か所ぐらい包括支援センターが必要になってくると。大津町も実際は基本的に中学校区でする必要があるんで、二つ本当は必要だと思っております。しかし、現状は難しいということはわかつとるんですが、この条例3の変更点ですよ。今常勤の職員定数は5人だと思いますけれども、実際4人しかいない。今回の条例改正でこれがどう変わるのか質疑いたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） すみません。質疑に対してお答えいたします。

今回の改正は国が地方包括支援センターの人員確保が困難となっている状況、これ全国的な状況だと思いますけれども、こちらを踏まえて職員の配置基準を緩和する改正を行っているところでございます。その中で現在の大津町の状況をお尋ねしていただいたと思うんですが、おっしゃるとおり現在保健師、社会福祉士、主任介護専門員それぞれいますけれども、人数定員5人には専従常勤という意味では1名で時間数にすると15分足りてない状況でございます。今回改正によりまして常勤換算ができるということで5人に足りるということになります。

以上です。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 私が聞いた話では、会計年度任用職員を2人いらっしゃることでそれで1.9、1.8という換算で足りるという話だったと思いますが、それでよろしいんですよね。その上です、やっぱり来年ですよ。これは確かに政府も今後の現状が厳しいのはわかってるんでこういう改正はしてるんだと思います。来年は2025年問題、団塊の世代ですよ。第一次ベビーブームの方が今度75歳になって後期高齢者が増える。ということは支援が必要な方々が大きく増えていくわけですよ。ここで会計年度任用職員の方を換算するということは本当にこれで足りてくるのかなという心配はあるわけですよ。実際にあればもう一人ちゃんと入れて会計年度任用職員の方にはその他の支援業務をやってもらふ必要があるんじゃないですかね。絶対今後高齢者が増えるのは間違いないわけですから、その点について再度お尋ねいたします。

○議長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） おっしゃるとおりですね、今回会計年度任用職員2名分を換算して常勤換算して基準配置に足りるかたちになることにはなりますが、今後もですね人材確保が柔軟になったという意味では会計年度任用職員の雇用も含めておっしゃる正職員も含めて町としても検討していきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 先ほど5人ということで話がありました。定員ですね。もともと保健師2名。社会福祉士が2名、主任ケアマネが1名というような配置になります。一部勤務時間の関係で確かにそこが正職員でないという話を聞かれていますと思いますが、その点については我々も把握しておりまして、4月の段階から社会福祉士については募集をかけておりました。ただ現実的になかなか応募がないというような状況がありまして、9月に一人採用しておりますので、基本的

な考え方としましては、そういった組織運営をしていく上では正職員が大原則ですので、正職員でできるだけやっていくようなかたち。そしてそれでできない部分については会計年度の中で弾力的に運用していくことが必要かと思っています。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第98号を議題とします。質疑ありませんか。

荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 2点お尋ねをいたします。

補正予算書の24ページですね、社会福祉費の節19の扶助費で重度心身障害者医療費助成事業ということで長年求められておりました現物給付が途中から始まったということで、これは大変喜ばれているんですが、説明書の中では、現物給付になったことによって金額が増えたという現物給付化に伴う支出見込みより増額ということで、要するに裏を返すとこれまで現物給付がなかった時代は申請もれがかなりあったということだと思いますけれども、その分析はなされていますか。お尋ねをいたします。

それからもう1点はですね。36ページの燃料価格高騰対策運送事業者支援補助金、地方創生交付金を原資とした補助金ということで、補助金が出ることについては喜ばしいことではありますが、確か軽自動車で1台1万円ですよ。1万円もらって助かるとは要するにほかの予算を継ぎ足して例えば大きな業者は1台2万円ですから、小さな業者にも1台2万円支給するような、そういう措置はできないのかということですよ。そういう地方創生交付金以外は使えないということなのかどうかお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 重度心身障害者医療費の助成金についてでございますが、当初からやはり申請もれはあり、今後現物給付化に伴って助成金は増えるんじゃないかということは町としても分析していたところでございます。今回やはりその分析の伸びよりも大きかったというところでございます、先進自治体にお尋ねしながら伸びを勘案したところで今回見込みということで出させていただいているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 今回の物価高騰対策事業の補助金ですけれども国からの追加補正というようなことで。去年はこの倍くらいきたんですけれども、今回この枠内で調整させていただいたというように去年と比べると半額、軽は1万円というようなかたちになってしまっております。もちろん一般財源等組み合わせでですね、そういった支援的なものは可能ではございますけれども、今回はこの交付金をフルに活用させて交付金の枠内で事業支援ということで、制度設計をさせていただいたところでございます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 重度心身障害者の現物給付はですね、ほかの自治体先がけて導入されて大変当事者の方からも感謝されているところですけども、これから申請もれがないということで前進かと思います。地方創生交付金ですけど、国から支給される財源がくるわけですけど、国からきただけを振り分けで本当に地方創生なのか。業者が大いに助かるのかというそういう点をこれまで何度か創生交付金できてたんですが、本当に業者の人にとって助かるなという制度になっているかというのは、もうちょっと検討する必要があるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 臨時交付金が国から交付される中でどのようなメニューあてるかということで全体的に部長級、三役も集めて議論をしました。これまでもコロナについては飲食業関係の支援であったりあるいは農業者への支援だったりとということで、段階的に1回目。2回目というかたちでやっております。今先ほど部長も申し上げましたように運送業についても昨年度1回目やりましたんで、今回若干金額を下げた2回目ということでやったようなところです。これからまた国のほうから近々臨時交付金が改めて示されると聞いておりますので、今後見込まれるであろう需要に対して対応していきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私のほうから2点で、そのうち1点はほぼ苦情ですけども、お尋ねしたいと思います。

概要のほうの7ページの中段少し下あたりにですね。大津町工業団地整備事業特別会計の経費等に対する繰出金というのがあるんですよ。補正予算の中身をみていくとこれがほかのところでは、人事院勧告に伴う何とかというものに相当しているんだというのはわかるんですけども、この説明で経費等に対する繰り出しといったら何でも経費ですよ。これが説明になっているのかということで、ちょっとここについては少し考えていただけないかということをもっとお尋ねしたいと思います。

もう1点こちらのほうは、補正予算書のほう。46ページから47ページにかけて手数料の増額があります。これはキャッシュレスの手数料が増えましたということで意味としてはこれまでより想定していたよりキャッシュレスで精算する割合が上がったからなんだろうなど。手数料そのものは増えていないからですねということなんだろうなと思うんですけども、実際これがどのくらいにあたるかというと、公民館の場合は使用料が200万円に対して20万9千円ですね、文化ホールで300万円に対して71万6千円と10%、20%というような割合になってきているわけです。そうすると当然これはこの経費をきちんとコストとして転化して使用料に反映させるべきではないかというふうに考えるんですけども、その辺に関する検討はどうなっているんでしょうかというのがまず一つです。

それからこの体育施設の分ですね。7万7千円増えてますけれども、これに関しては、使用料の

収入というのが町にも入ってきません。指定管理者のほうに入っていくべきものだと思います。そうしたときにこのキャッシュレス決済の手数料を町のほうから負担するっていう意義は何なのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） まず一つ目の御質疑ですけれども補正の概要の7ページですね、記載についての御質問かと思います。

これにつきまして給与改定に伴います人件費の財源として繰り出すものということでございまして、今後この記載内容につきましては、しっかりわかりやすいようなかたちで努めてまいりたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 佐藤議員の質問ですけれども、今回あげております手数料につきましては、キャッシュレス決済の手数料ということで、券売機の手数料となります。これが今回、今年度券売機を新紙幣とかですねのために機種を変更させていただいております。それにつきまして、券売機においてもキャッシュレスのそのシステムが使えますので、それを年明けて2月から利用すること今回あげております補正予算は2月、3月分の手数料を見込んで積算をさせていただいております。一応年間の月額料金の平均に対しまして手数料の3.24%をかけた50%を2か月分というようなかたちであげさせていただいております。

以上です。

体育館の指定管理ということだったんですけれども、それにつきましては今回は券売機の分の設置している分ということで、町側からの手数料ということで、考えております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） すみません。今のが何のお答えだったのかがちょっとわからない感じなんですけれども、申し上げていますのはキャッシュレス決済手数料というのが今後発生しますよということだと思うんですね。既に発生しているわけなんですけど。それが一定の手数料に占める割合が出てきますのでコストとして計上してこれを使用料に反映させるべきではないでしょうかという議論はあってますかということをお尋ねしております。

それからもう一つは、この券売機だから町が支払いますということの意味がよくわからないというか、使用料を徴収するというのは指定管理者においてすべきことですね。それに関して費用が発生するのであればそれは指定管理者が負担するという考え方も当然あると思うんですけれども、そうではないという理由についてお聞かせくださいということをお尋ねしております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 申し訳ございません。現段階でキャッシュレスの手数料を使用料のほうに反映することは今考えておりませんでした。今後運用状況を見ながら、その辺も検討してまいりたいと思います。併せて指定管理のほうも今の段階では町のほうでの負担を考えておりますが、今後協議をさせていただきたいと思います。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第 99 号から議案第 105 号までの 7 件を一括して議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 28 委員会付託

○議 長（桐原則雄） 日程第 28 委員会付託を行います。

会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 90 号から議案第 105 号までをお手元に配付しました議案委員会付託表案のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 1 時 54 分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第7回大津町議会定例会会議録

令和6年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

令和6年12月9日(月曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 総務部財政課長 田 邊 嵩 博 副 町 長 工 藤 あ ず さ 教 育 長 吉 良 智 恵 美 総 務 部 長 藤 本 聖 二 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也 教 育 部 次 長 境 敬 一 郎 健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代 農業委員会事務局長 梅 田 博 隆 産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範 都 市 整 備 部 長 西 岡 多 津 朗 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳 兼選挙管理委員会書記長 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲 会 計 管 理 者 中 井 雄 一 郎 兼 会 計 課 長

一 般 質 問

1 番 時 松 智 弘 議員 p 63～p 79

1. 町長の立候補表明を受け、都市計画、道路インフラ整備の指針を伺う

9月定例会では熊本空港アクセス鉄道の中間駅設置に関し「都市計画マスタープランの策定と情報の解像度を上げていく」という答弁があった。

県の明確なルート公表に伴う点を除く、町内の慢性的な渋滞解消と利便性向上のための道路整備は住民が注目する政策と考える。

再建を期する町長は向こう4年間の都市計画、道路インフラ整備の概要を明言し、官民一体で推進するべきではないか。指針を伺う。

2. 地価高騰に対し影響が出ている家賃や商業地空白化への対応は

半導体関連企業の周辺地域開発に連動し、農業、商業、工業、住宅用地の高騰が著しい。地価が高騰すれば家賃の高騰、貸し渋り、都市の空白化や乱開発につながる恐れもある。

1問目にて都市計画に触れたが、まちづくり町民懇談会でも課題としている土地利用や急激な地価上昇に関し町としてできることは無いのか。

3. コンプライアンス遵守と意識徹底への町の指針・取り組みを伺う

法令遵守、公務員としての倫理、社会規範に従い公正に業務を行うことは行政の推進には重要であり、一たび事案が生じればまちづくりは遅滞し発展を阻害する。全国でも様々な社会理念上許されない行為が散見される昨今、そのコンプライアンス遵守の意識徹底について町長の考えを伺う。

2 番 豊 瀬 和 久 議員 p 79～p 92

1. インクルーシブ教育の取り組みについて

- (1) 支援学級における学習状況について。
- (2) 支援学級から普通学級へ移籍を希望されている人数及び対応状況
- (3) 小学校入学時の就学相談での情報提供のあり方について

2. 投票率向上の取り組みについて

- (1) 移動期日前投票所を開設すべきではないか
- (2) 投票したい人へ「選挙割」等の特典制度を導入すべきではないか

3. 「マイナ保険証」の普及と利用促進等について

- (1) マイナ保険証利用促進のための広報活動はどのように行うのか
- (2) マイナンバーカードを保有していない方への対応はどのように行うのか

4. 都市計画マスタープランの見直しについて

- (1) 社会情勢や環境が大きく変化しているが、その変化に対しての対応状況をどのように考えているのか
- (2) 町民への都市計画マスタープラン見直しについての情報提供はどのように行っているのか

5. 地震時の火災防止に有効な感震ブレーカーの普及啓発について

- (1) 感震ブレーカー設置している家庭は少ない状況にある。
背景には認知度の低さや、出火防止効果を実感しづらいことがあるとされる。
設置に結び付くような広報を強化する必要があるのではないか
- (2) 感震ブレーカーの購入・設置への費用助成が必要ではないか

3 番 三 宮 美 香 議員 p 93～p 107

1. 水泳の授業を民間委託できないか

また、スポーツの森にプールを設置できないか

水泳は心身ともに健やかな成長を促す上で、非常に効果的な運動です。学校教育における水泳で、こどもたちは健康な身体と心、そして社会性を身につけることが出来ます。しかし、安全への配慮や教師の負担感、さらには設備管理運営などさまざまな課題があるのも事実です。子どもたちの泳力向上と1校に1つのプールを維持するためにかけてきた資源を複数の学校でシェアすることで、教師の負担軽減（働き方改革）や、財政負担の軽減につながるのではと考えます。そろそろ水泳の授業の在り方を考える時期ではないでしょうか。そして、その延長線上として町長の健康増進のためにスポーツの森にプールを建設する考えはありませんか。

2. 小中学校へのタブレット端末導入の検証

タブレット端末導入から数年が経過した今、生徒の成績や学習態度に変化があったのか、教科書やノートの代替としてタブレット端末がどれだけ活用され、通学時の負担軽減につながったのかなどの検証はどうされているのでしょうか。また、これからのICT教育をどう進める計画なのか、具体的なデータがあればお示しください。

3. 町民が「住んで幸せ」と思える町にするために町ができることはなにか

大津町に住んでいる町民が「住んで幸せと感ずること」が、これからの町づくりのテーマだと考えます。大津町が取り組むべき施策や具体的な取り組みには町民の声の反映や町民参加は欠かせないと思います。例えば町民懇談会での参加者の少なさや、町内の危険と思われる空き家や景観を損なう駅周辺の建物に対する対応の遅さ、利用者の視点にたっているとは言い難い巡回バスの運行状況、町民の生活の質の向上のための環境整備や高齢者や弱者への配慮など、町民の意見を反映しているようには見えません。改めて、これからの大津町を町民が「住んで幸せ」と思える町にするための具体的な取り組みをお示しください。

4 番 田 代 元 氣 議員 p 107～ p 117

1. 中学校部活動の地域移行について

- (1) 中学校部活動の地域移行について、補助金を活用した実証事業はどのような取り組みを行い、どのような結果がかんがえられるのか
また、9月の補正予算成立後、これまでの取組の状況は
- (2) 文化部についてはどう取り組むのか

2. 町職員の人材確保について

- (1) T S M Cの進出以降、町内をはじめ近隣地域において、あらゆる業種で人材不足がおきている
これは、本町の職員についても危機感をもって取り組まなければ、役場機能に今後大きな影響をもたらすと考えるが、どういった対策を考えているのか
- (2) 会計年度任用職員について、広報おおづには毎回募集がされてる
特に、保育士や給食センターの職員については毎回のように掲載されているが、町はどう考えているのか

5 番 山 部 良 二 議員 p 118～ p 130

1. 通学路の安全対策について

- J A S M進出などにより宅地造成や交通量も増加している。さらなる通学路の安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みが必要ではないか。再度提案する。
- (1) 登下校の子どもを守る「通学路見守りカメラ」の設置状況は
 - (2) 街路樹による歩道の盛り上がりや段差が生じている危険箇所の歩道補修や歩道新設が必要ではないか
 - (3) 新たな宅地造成等により、室や緑ヶ丘区では、交通量が増加し子どもたち

が危険な通学路を通らなければならないが、安全確保のために30キロ規制や通学路（歩道）の整備が必要ではないか。

- (4) 各学校において児童生徒に対して指導や校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、交通安全確保の取り組みを推進していく必要があるが、実施状況と交通安全プログラムにおける合同点検位置以外の危険箇所の把握と対応は

2. 調整池の整備について

美咲野2丁目、3丁目の調整池の雑草が年間を通して、通学路の視認性を低下させている。また葛が伸び放題で、ツツジに葛が絡まり景観を損ねているし、美化作業での撤去作業も非常に大変であり、近隣住民の不満も溜まっている。対策が必要ではないか。

3. 健康長寿社会の実現に向けて

町民が心豊かに生き生きとすごせるようにするためには、単に長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つかが重要ではないか。そのためには生活習慣の改善や、社会環境の整備によって健康寿命の延伸を図る必要がある。それを踏まえ問う。

- (1) 生活習慣病予防と重症化予防についての対策は

- (2) ロコモティブシンドロームの現状と対策について

- (3) 誰もが社会参加でき、健康づくりの資源にアクセスできる社会実現に向けて、町では「通いの場等の高齢者の居場所づくりへの支援」を行うとなっているが、免許返納された高齢の方から「スポーツの森」の無料券を町からもらったが、交通手段がないとの声も聞いている。週に1度で良いので、まちなかバスの「スポーツの森」経由のルートを作って欲しいとの声が上がっているが、実現するべきではないか。

- (4) 環境省によれば「温泉療法」では、「症状や苦痛の軽減」「健康の回復、増進」など、全体的な改善を促すような効用があると紹介されている。具体的には、温泉の含有成分や、入浴の温熱作用などが、心理反応・生体反応を引き起こすため、体に対しての効用があると言われているが大津町には、温泉施設がなく、菊陽町の温泉施設を利用される方が多くいるが、菊陽町の温泉施設では町外の方の料金が上がっている。そのため大津町に温泉施設を作って欲しいという声が多いが、本町でも温泉施設を作る必要があるのではないか。町の見解を問う。

1. 小中学校の熱中症対策は

地球温暖化が進み、4月から10月中旬まで猛暑となる日が続き、日中はとても長時間の運動ができる環境ではないと思う。小中学校の熱中症対策として以下の点を教育長に問う。

(1) 5月の運動会は、特に小学校低学年の児童への熱中症のリスクが高いのではないか

(2) 秋の運動会・体育大会への移行はできないのか

(3) 熱中症対策として、体育館の冷暖房化を考えるとときではないのか

2. 南部地区と北部地区のまちづくりをどう進めて行くのか

大津町の中心部では多くの宅地開発があり、また護川地区の工業団地開発や多くの企業進出があるが、その他の地域は取り残されているのではないか。

大津町全域の均等な開発を進めていく考えはあるのか町長に問う。

(1) 南部・北部地区の住民は開発から取り残されていると思う。

町長は南部・北部地区の開発をどう進めていく考えか

(2) 南部・北部地区の農業について担い手育成も含めた町の政策はどう考えているか

(3) 南部・北部地区の一部地域で急速に進んでいる過疎化の対策はどうするか

1. 事業調整・財政計画はいつ説明されるのか

これまで何度も財政計画の提示を求め、何度も空手形をいただいた。

3月の一般質問では「将来の町財政の持続可能性をお示しできる財政計画を整理していきたいと考えています」「しっかり整理した上でお示しを図りたい」とのことだった。

任期の中でこれを示すべきと考える。

2. 職員の確保ができない中、どのように離職を防ぎ、職員を守るか

先日、職員のハラスメントにより、被害を受けた職員が退職した。背景には「見て見ぬふり、事なかれ主義」の職場環境があったようだ。

この他にも、カスタマーハラスメント、業務量の増加など、職員が厳しい状況におかれる要因は多く、離職者の数も増えていつている。

現状を踏まれば、これまでの手法では対応できるものではないと考えられる。今

後、どのように取り組んでいくか。

8 番 大 村 裕一郎 議員 p 159～ p 165

1. 町内の農地減少について

令和6年3月定例会の一般質問にて優良農地の確保と農業がやりやすい環境の整備、将来の農業の担い手確保のため地域農業者の意向を把握しながら地域計画を策定すると答弁があった。そして、9月～10月に地域計画の策定に係る協議が各地区で行われ、地域の農業者の意見の集約が行われたが、結果やその手法に関して以下の質問を行う。

(1) 協議の場は稲刈りや甘藷の収穫時期と重なっており、さらに開催時期も作業で忙しい日中に開催され、農業者の参加が少なかった。こういった状態で地域計画の精度は確かなものになるのか

(2) 協議内において10年後を見据えての目標地図の策定を行っているが、将来(10年後)の担い手である若手農業者は参加したのか

2. 渋滞対策について

令和5年12月定例会にて渋滞対策についての一般質問を行った。その際に道路整備計画の策定と併せてわかりやすい目標の設定を行うとの答弁があった。現在の進捗はどのようになっているのか問う。

9 番 西 川 秀 貢 議員 p 165～ p 177

1. 大津町中小企業小規模企業振興基本条例について

令和4年3月18日に制定された条例である。それから約3年が経とうとしている。制定後のから今までの取り組みや、成果は。また、今後の取り組みは。

2. 中小企業、小規模事業者が事業を継続する支援について

令和6年10月25日、熊本県商工会連合会が原材料高や、最低賃金引き上げなどの影響を受ける事業者が事業を継続できるよう要望書を県知事に提出した内容は様々であるが、市町村においても対策が必要ではないか。

各市町村の事業者の声であることから、市町村からの早期対応が必要である。

10 番 坂 本 典 光 議員 p 177～ p 180

1. シニアカー安全運転のための歩道整備

シニアカー利用者が増えている。

大きな道路では、歩道を走ることになるが極力安全性のある歩道整備に努めるべ

きではないか

11番 永田和彦議員 p 185～p 198

1. 経営能力が疑われる4年間である！

町長になる以前に議員を2期務め振興総合計画が町が目指す最上位の計画と知りながら、財源の根拠なき具体例と称する絵本を配布し、当たり前に進む計画の誇張などは政治行政を知る者からは失笑の的である。

激動的に入った大津町に問題が山積みになってきた。今、必要なリーダーは経済動向を理解し建設的で合理性を持った未来の道標を町民に示すことが出来る者である。

2. 自民党町長は町全体を公平に保てるか？

統一教会問題、裏金問題、エッフェルおばさん、賭けゴルフ問題など、その他切が無いし氷山の一角とも思える。

問題は何か起こっても「自民党はビクともしない」とか、議案に対し、「党議拘束だ賛成せん奴は処分する」などと党の重複が発言することであり物凄い違和感を覚える。

町民より政党方針を優先する町長ならば不要である。

12番 荒木俊彦議員 p 198～p 210

1. 半導体企業等の地下水大量取水、住民、農業の共存・共栄を

(1) 県民の宝、地下水と農業を50年・100年先まで引き継ぐ責任がある。

20年ぶりに「田んぼの水張り」への助成金が増額され、白川中流域等・水稻作付推進事業が開始され、ひとまず農業者からの歓迎の声が聞かれる。

地下水かん養には田んぼでコメを作ることが一番であり、コメを作る農家の後継者が育つコメの価格補償が欠かせない。水稻作付推進事業には、継続と拡大の保障はあるか

(2) 大津町の米の価格安定のためにも学校給食に、大津産の米を提供すること、農家経営が持続可能な単価を補償する仕組みが必要ではないか（千葉県いすみ市の有機栽培事例）

2. 町の都市計画について

大津町は、今までそれなりに便利で、暮らし良い、緑豊かな田園都市だったと思う。

T SMC進出で菊陽町は国や県が直接乗り込んで、町の大改造を急激に進めよう

としている。大津町も地価が高騰して、光を受ける反面、通勤通学での交通渋滞、地代家賃・人件費の高騰で地場企業の営業困難も深刻となっている。

町の都市計画について、浮足立つことなく冷静に専門家や町民も交えて検討をお願いしたい。

懸念されることと、提案

(1) 空港アクセス鉄道が開通するのは早くても10年後であり、中間駅付近への大型商業施設の実現性について何らかの根拠があるのでしょうか

(2) アクセス鉄道の計画が始まれば、「肥後大津駅」の高架や駅ビルも必要になるのでは

駅ビルとイオン大津店を結ぶような構想もあっていいのではないか

(3) スポーツの森付近への豊肥本線駅構想を、改めて評価するときではないか

3. あけぼの団地の駐車場問題と集会所

(1) 駐車場の管理、集金は自治会任せになっている。住民による毎月の集金にストレスを感じている人がいる。駐車場管理は自治会に委託して、料金収入は家賃と一緒に口座引き落としを

(2) 団地の集会所の問題が出ているが、そもそも400世帯の団地に対して、集会所が狭すぎる。大津保育園の移転が計画されている。団地の高齢者の集いの場、室地域の集会所として整備をしたらどうか

4. TSMCがもたらした光の配当を、町民の暮らしの安心に

(1) 地方自治体の本音は「住民の福祉の増進を図る」ことが基本であることを、改めて確認したい。

(2) 町民の困っていることに耳を傾け、物価高騰の中、一部で時給が上がっているが、多くの働く人の実質賃金は追いついていない。高齢者の年金はむしろ目減りしている。TSMCの光の配当は、高すぎる国保税値上げストップ、介護の負担軽減、給食費の無償化など町民の暮らし、福祉、教育の支援に目を配ってもらいたい

議 事 日 程（第2号） 令和6年12月9日（月） 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、坂本典光議員より遅参の届け及び吉良総務課長補佐兼行政係長より欠席の届出があつておりますので報告を申し上げます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は、議席及びタブレットに配付のとおりです。今回の一般質問者は12名ですので、本日が1番から5番まで、12日が6番から10番まで、13日が11番から12番まで順で行います。

日程第2 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりお許しをいただきましたので、3番議員、時松智弘、登壇をいたします。

傍聴に来られておられる皆様、インターネット動画配信を御覧になっている皆様、大変ありがとうございます。私もですね、これで16回目の一般質問ということになります。しっかりと内容を掘り下げて質問させていただこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

近頃は過去に何が起きていたのかなとかいうことを振り替えるというか、勉強し直す、経済の分野でそれをよく勉強させていただいているのです。1985年頃から起きておりました日本の経済動向というのをしっかりとちょっと学び直しをいただいております。要は、バブルって何で起きたんでしょうねっていうところをしっかりと深堀をしているわけです。

現在、町のほうでは開発がとても進んでいます。高層ビルが建つようになりました。土地の価格も上がりました。まちづくりというのが様子を大きく変化をさせていく中、1985年9月にも日本ではプラザ合意というのがありました。それまではドル高の社会がずっと続いておりまして、アメリカでは非常に不景気であった。それをプラザ合意で先進5か国の銀行とのやりとり中でそれを

ドル安に誘導してアメリカが輸出で外貨を稼げるようにしようという合意があったんですね。そして、日本はそれが終わったあとに円高が急激に進行しまして、1ドル220円大前半だったのが一気に今の相場レート120円台まで円高が進みました。円高が進むと日本の経済は輸出で稼ぐことができませんので、内需拡大という方向にいきます。金利を引き下げて、そして規制緩和を行ってですね、一般企業がその円高に苦しむことがないような状況をつくりあげていったわけですが、そのときに本当にやらなければいけないかったのは、地方公共団体とかであれば何ですかね、社会資本の蓄積というのをやらなければいけなかった。一般企業であれば内需拡大に向けてですね、増資を行う、あるいは施設等をしっかりと整備をするということをやればよかったんですが、そういうふうに経済は成り立っていませんでした。実際は株式や土地の取引などで利益を得るという形を作っていた結果、実態と伴わない経済成長というのを何年も続けたと。そして、そのバブルがはじけた真っ盛りのときに、私たち昭和50年代に生まれた人間が就職、進学をするという非常に冷たい時代であったということを思い出しながら勉強しておりました。

今回の質問は、そうした経済に関すること、まちづくりに関することにちょっと深堀をさせていただこうと思っております。

資料をお願いいたします。

町長の立候補表明を受け、都市計画、道路インフラ整備の指針について伺います。

9月定例会で私のほうから熊本空港アクセス鉄道計画と町の都市計画との調和について質問をさせていただきました。質問の内容に関心が集まりまして、非常に多くの町民の方々に意見をいただきました。現在も直接町内外の方からお問合せ等いただいております。空港アクセス線の間駅の件については、反対をしているごく一部の住民の方のキャンペーンもあっているようですが、中間駅設置を含め、都市計画マスタープランの策定と情報の解像度を上げていきますという町長の答弁があったとおり、地域経済の活性化の起爆剤となるようにしっかりと推し進めていただきたいと思います。

一方で、町内では慢性的な渋滞解消と利便性向上のために道路整備にも注目が集まっています。いよいよJASMの本格操業が始まり、第二工場の建設も始まっています。先ごろ県庁のほうを訪れましたが、まだJASM本格的に稼働しておりませんが、既に県には5億円もの税収があると。すごいですねえと思いましたが、地域の様相はどんどんと変化をしております。人口数でわかりませんが、住民票を移していない相当数の方々が町内に流入しているのは道路等往来すると他県ナンバーの方いっぱいおりますね。明らかなんですね、レンタカーも大量に見かけるようになりました。大企業が所在する町村では、通勤のための車両が朝夕詰めかけるため渋滞は時間により激しさを増しています。喫緊の課題解消に向け、的外れな意見には左右をされず、町長しっかりとですね、その社会資本の蓄積というのをやっていただきたいと思います。

強いて鉄道の問題を取り上げれば9月11日付け、熊日の報道によりますと、県とJR九州による豊肥本線の複線化拡大の協議が始まる見通しであると報じられました。熊本駅から熊本空港を44分で結ぶ速達性を確保するため、均衡の発展に伴い、輸送力の限界が近づきつつある豊肥本線の

輸送力強化、そして、空港アクセス鉄道の利便性の向上など、先に述べた渋滞対策の出口戦略と捉えています。令和3年3月定例会にて中九州横断道路の整備と都市計画の位置づけについてという一般質問を私のほうから行い、「中九州横断道路の整備促進とあいまって都市計画マスタープランを進化させ、そして、今町の懸案となっている町の北部や南部に対するアクセスをしっかりと強化していくことが大事ではないか。町は布石を打つべきだ」と私は問いました。当時の村山土木部長が「町が作成する大津都市計画マスタープランは、大津町の都市計画に関する基本的な方針、20年後、町の姿を見据えてその将来像と実現のために方策を示した都市計画行政の指針として定めるもの」という答弁がありました。町長も「コロナ収束後はまちづくりがスタートダッシュできるものをつくる」という答弁であったと思います。

国や県の整備計画が短期的な対策の企業通勤バスの導入や時差出勤の勧奨、交差点の部分的な改良などで何とかしのぎつつ、抜本的なインフラ整備にその軸足を次第に移し、国の地域産業構造転換、インフラ整備推進交付金などを活用しながら道路公共交通基盤の整備を進めていく中、町が描くべきグランドデザインに注目は集まると思います。今言っているとおりでこの資料に出しておりますのが、その都市計画をつくる意義ですね。これがまず基本方針というのを町長がしっかりと定めていただいて、その上で都市計画はその基本方針に即したものでなければいけないということです。ただ、その指針を決めるときに、様々なその広聴という施策がありますが、これは写真は県が主催をしているおでかけ知事室の大津町で実施されたものであります。知事が県内市町村に伺い、県民の皆様の意見を聞く、広聴なんです。この広聴をやるときに最も重要なのは、正しい意見をくみ上げるということです。誤った主張、意見であっても正確にこれを行政が対応することが非常に必要であり、その際は町長はしっかりイニシアティブを取っていただきたいというふうに考えております。

資料は2枚目になります。

これはまちづくり町民懇談会で示された都市計画の方向性であります。先ごろより道路整備促進陳情のため、国土交通省や九州河川国土事務所のほうに町長が訪れている理由は、地域の声を受けた喫緊の課題としてこれを認識しているということだと思います。国・県、近隣市町村と連携し固めていく、方針を固めていく段階にしろ、これだけの資料を懇談会参加者だけに説明するのはちょっとおしいかなと、私は思います。

であれば、今これを明確に示す時期だと私は考えております。いわゆる、町長の2期目の公約として都市計画方針を示すときは今ではないでしょうか。町内の慢性的な渋滞解消と利便性向上のため、道路整備は住民が大変注目する政策であり、再選を期するとする町長、向こう4年間、もちろん都市計画は20年見据えるんですけれども、向こう4年間の都市計画、道路インフラ整備の概要を今議会で明言し、官民一体でこれを推進するべきではないかと考えます。

町長の立候補表明を受け、都市計画道路インフラの整備、具体策、指針を伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。時松議員の御質問にお答えをいたします。

J A S M進出を契機としてマンション等の住宅開発や企業進出等が急増し、さらに J A S M以外にも中州横断道路や空港アクセス鉄道など様々な動きのある大津町において、現状及び将来の変化を見越したまちづくりの方向性を定めることは急務であると考えております。

そのため、まちづくりの最上位計画である「都市計画マスタープラン」について、予定を大幅に前倒して改定することとし、検討を進めているところです。

一方で、急激な社会環境の変化に伴い生じる課題については、一日でも早い対応が必要です。中でも、議員御指摘の交通渋滞への対応については、町民の皆様の暮らしに直結する課題でもあることから、マスタープランの見直しに先行して検討に着手することとし、昨年度交通量調査を実施しました。

その結果に基づくソフト対策として、警察と協議のうえ、町道三吉原北出口線と町道駅前楽善線が交わる交差点の信号制御を令和6年2月に行い、それまで最大410メートルあった渋滞長を、その時点では約4割の170メートルに圧縮することができました。

他にも、昨年度本田技研工業など民間企業と連携・実施した、通勤バスの実証実験の結果を踏まえ、今年の10月から本格運行に向けた通勤バスの実証運行を行うなど、官民一体となった対策も推進をしております。

ただ、一方では信号制御や通勤バスなどの対応策以上の速度で、先ほど議員からありましたとおり、車両の絶対数が増えている現状もあります。こうした短期的取り組みを行いながら、中長期を見据えた大規模な道路整備を進めることが不可欠だと考えております。

中でも、交通量調査の結果、町道三吉原北出口線の国道325号と交差点から町道駅前楽善線までの交差点の区間については、セミコン周辺の開発等の影響により、1日に約2万台の交通量が見込まれることが確認できました。現在の町道三吉原北出口線は2車線ですが、通常の2車線道路の場合、1日に対応できる交通容量は約1万台とされています。そのため、これを多車線化し、交通容量の増加を図ることとしており、現在は予備設計を行っているところです。

また、国道57号より南側を南北に走る道路の渋滞対策も検討をしております。具体的には、国道57号と県道瀬田竜田線を南北に結ぶ道路を1路線追加することで、特に朝の時間帯に渋滞している町道下町門出線や大津高校前の県道矢護川大津線の渋滞を緩和できるという分析結果がでています。この路線については、空港アクセス鉄道のルートも踏まえて整備することで、中間駅エリアへのアクセス性の向上を図ることも併せて検討しており、事務方レベルでも県との相談も開始しているところです。

また、町が直接の事業主体になるものではありませんが、本年4月には中九州横断道路の大津—大津西間が悲願の事業化となりました。こちらも渋滞解消には大きな効果が見込めます。私も就任以来、これまで何度も陳情を重ねてきましたが、これから1日でも整備が早く進むように国・県とも連携しながら取り組んでいきます。

この他の渋滞箇所への対応も含め、都市計画マスタープランの見直しとの整合も図りながら、渋滞解消と利便性向上のための道路整備等を進めていきます。

また、都市計画マスタープランの見直しに当たっては、懇談会やワークショップにより町民の皆様の御意見を聴かせていただく予定ですが、それらに加えて、町民アンケートやパブリックコメント等により、広く御意見を聴くことも予定をしております。

先ほど様々な住民の皆様の御意見のお話もありましたが、町の方角と違う中にも一理あるお話多様にございますので、そこには真摯に耳を傾けながら、しかし、決めるべきことはしっかり説明しながら決断して進めていきたいと、このように考えております。

また、都市計画マスタープランと併せて道路整備計画のほうも策定を進めていきますので、しっかりと仮説を立てながら、その中で検証してよりよい手法でできるように進めていきたいと考えています。

様々な手法で把握した町民の皆様の御意見や定量的な分析に基づく現状、課題等を踏まえながら、マスタープランの見直し等をしっかりと進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問いたします。

今、町長のほうから初めて聞くような話もありましてですね、三吉原北出口線の交通量を2万台を見込んでいます。今第2工場できてない。さらに、第3工場の誘致を頑張っていますなんていう隣の町長の発現もある中で、これはどんどんどんどん増えていくのだというところにやっぱ見通しをしっかりと立てていくことはすごく重要であります。

また、南北の57号線と瀬田竜田線を結ぶ道路、これを空港アクセス線中間駅として、中間駅の周辺道路として位置づけも図りながら南北の交通についてしっかりアクセスの利便性を図っていくと、これもまた初めて聞きましたが、それについてもですね、どんどんどんどんね、出していきたいんですね。出していただかないと、その出していたことについての意見というのが出てこないんですね。それをいつまでやるのか、どこまでやるのかというところを、先ほどは公約として出すべきですよという話をしました。もちろんですね、町長選があるかどうか知りませんが、町長はですね、この4年間の成果と、そして次の4年間の道標というのかな、この指標というのをですね、しっかり出していただかないと、やはり町民の皆さん、判断しかねるところだと思います。

また、先ほど広聴の仕組みにも触れられました。懇談会、ワークショップ、パブリックコメント、アンケート、様々な手法を取っていくと。しかし、その意見はしっかりと傾聴はしながら、決めるべきことをやっていくというこの2つの答弁だったと思います。

ちょっと1つ目の公約に関するところですね。そういったものを例えば、町長はどうやってそれを住民に出していくのか。どうやってこの情報を見せていくのか。私が2枚目の資料でそれを見せましたけれども、これを皆さんに分かりやすく見る機会、いつあるのか。どのように示されるのか、再度質問します。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再質問にお答えいたします。

道路整備は計画等も含めてより詳細なもの、あるいは検討中のものも含めてしっかりとより一層

住民の皆様にお示ししていくべきだというお話かと思います。1つには、先ほど仮説を検証した上でというお話もありましたけども、今般、まちづくり懇談会、あるいは町の広報紙で先ほど議員からもお示しいただきました、町のグラウンドデザインというものを示させていただきました。これはこれまで大津町においては示したことのない解像度で示したというふうに思っております。それはもちろんしっかりと先じて行った交通量分析ですとか、あるいは、財政シミュレーション等々も併せながら出てきたところでございます。

その他、先ほど一部道路検討のお話もさせていただきましたが、今現状、仮設の段階でございますので、やはり財源的裏付け等も必要だというふうに思っております。そういったこともありますので、しっかりと示していくところでありますけども、まずは今示している部分、また、既に打ち出している部分に関しましては、今後、私もさらに任期全うする前にも私の方策ですとか、グラウンドデザインは別の方法を使っても住民の皆様にお知らせしていくところですので、それはそれとしてしっかりと進めていきたいと、そのように思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） はい。町民の皆さんが受け取る情報というのはいろいろあるんですけども、町長の側からしてみれば、町長が思っていること、町長がやりたいと感じていることと、財源の裏打ちができていく方針ですね。それとそれに基づいた計画は別ですから、町長がやりたいなど思っていることはどんどん語ってもらっていいですよ。しかし、その都市計画の方針というところについては、先ほど町長がおっしゃったとおりで、その裏打ちがしっかりできあがっていく。そして、最後は計画というものが載って、行政の皆さんが動き出すというこの仕組みだけはしっかりですね、踏まえていただいて、その町長の思いというところが町民に伝わればと私は思いますので、よろしくお願いいたします。

2問目に移ります。

これがですね、先ほど私が冒頭で述べた部分と大きく関係をするところであります。

資料をお願いします。

ただいまの都市計画でも触れましたが、J A S M進出後は、多くの半導体関連企業や国内主要産業の進出ですね。事務所の進出。建設労働者の流入や高層マンションを含む宅地開発、建設ラッシュ、民間の大規模な都市開発が大津町では続いています。アンテナを立てて情報を収集する、大した高いアンテナでは私はございませんけれども、聞くところによれば、サンケイビルグループが1階フロアに店舗を構えるレジデンスこれを引水地区に建設する計画がある・杉水地区にも地場企業の建物建設に伴う住民説明会が開かれていますという御意見もいただいたりとかですね。住民の皆様にもわかる形で全国展開フランチャイズの小売店が進出してきたり、ビジネスホテルが建設されたり、工事の車両がひっきりなしに往来する。町は変貌していること。今さら申し上げるまでもありませんが、今回はそれに伴う地価高騰に注目をいたします。

これ資料はですね、これはアットホーム株式会社というところが出てまして、T S M Cの熊本

県進出に伴う工場周辺エリアの家賃動向というものであります。私これ見てびっくりしましてですね。熊本市はその大津町との利便性とかいろいろありますけども、まさか家賃が逆転すると私は思ってたんですね。ところが、今、この表を見ておりますと、単身向けマンション、家族向けマンション様々なデータがあります。この平均月額家賃、単身向け30平米以下、36.7%上昇し、5万9千300円、これが平均であると。家族向けは50から70平米のところは11.8%上昇7万3千615円、熊本市の家賃と比べても相当額上がっておるわけでありまして。この結果、大津、菊陽両町は上昇率と家賃で熊本市を上回り、大津町の単身向けは熊本市よりも1万8千円近く高かった。近隣1市2町の中でも最も高いという資料が出ております。アパートでも5%から24%それぞれ上昇をいたしました。いずれの上昇率も熊本市を上回っております。民間不動産業者大手は、菊陽周辺は半導体の関連企業を含む従業員や工事関係者、単身者のニーズが特に多く、上昇率にこれが表れていると分析をしています。一方で、下級型や築20年を超える物件の空き室増加を懸念する声も出ていますと聞いています。確かに、私もここ1週間ぐらい毎日10キロぐらい町を歩くんですけども、新しいところはすんなり埋まっているんですね。だけど、古いところはですね、郵便受けに大量の郵便がたまっている。要するにいないんですね、そこに。そういうアパート面とかが結構見られます。

資料2枚目に移します。

先ほどの資料の下ところでインカムゲインとキャピタルゲインという話をしましたけれども、それがバブルの話と一緒になんですね。インカムゲインとキャピタルゲインで何かというと、インカムゲインというのは、自分たちが持っている資産そのものの価値が上がることなんです。キャピタルゲインというのは、それを狙って利益を生みたいですね。土地を転がしたいですね。株式を転がしていきたいですね。それで理財で生きていきますっていうのがキャピタルゲインですね。ちょっと乱暴な言い方ですけど、そんな感じなんですね。投機投資のために土地を買い求める人が大量に出るとどうなりますかっていうのは、私より年長の方だったらバブル経済がどうやってはじけて飛んでいったのか、皆さん御存じだと思うんですね。要するに、実態のない経済の中に投機投資、実態がないんですから、基の値段に戻ったときには全部丸損なんですね。じゃあそのときにどうしなければいけないのかっていうところなんですね。キャピタルゲインになった地域の末路という、赤いところで書いてありますが、あんまりいい話ないんですね。もうけるのはよその人であって、町民じゃないんですよ。だからそういうところに軸足を経済が移していったり、土地の取引とかが移っていった場合については不利益を被るのは町民だけです。じゃあそれを止めるにはどうしたらいいんでしょうねというところをここに表にしております。都市計画が順調に進展し、重層的かつ強化された公共交通や道路整備とあいまって、生活の利便性が向上すれば家賃が例え上がったとしても、町の魅力は高いんだから、住みやすさは各段に向上するんですね。市街地って本来そういうもんなんです。しかし、生活の利便性には何ら変化がない。電車がたくさん走っているわけでもない。バスがばんばん走っているわけでもない。道路が広がったわけでもない。そういったところって、何で家賃が連動しているかっていったら地価なんですね。地価の評価が本来のものとはいえず、いずれ住民が離

れていくものではないですか。利便性が全く上がってなかったとしたらですね。賃借料の上昇は地価の上昇に明らかに影響を受けております。その影響を受ける原因は、半導体関連企業周辺地域開発であります。しかし、半導体関連企業の周辺地域開発に連動しているのは農業、商業、工業、住宅用地の高騰である。著しい。地価が高騰すれば家賃の高騰、貸し渋り、都市の空白化や乱開発につながる恐れもあります。店舗が空き家になっているところ結構見ますよってということなんですね。生活の水準が向上すれば比較的ゆったりとした住宅を求める。これは世界的な傾向であります。別にいうベッドタウンというのはそういうもんです。都市の成長に伴い、市街地の過密を避け、郊外に生活の拠点を求めることは日本全国どこでも起きています。熊本市のど真ん中、水前寺とかですね、ああいったところに住宅地を求める人はいないです。とても買えないからですね。ところが、そのとても買えないのがまるで大津町みたいになったら困りはしないですかと私は思っているんです。

3枚目に移ります。

熊本市の中心地を避け、菊陽、大津など近郊に住宅地開発ベッドタウン化が起きたのは、かつては当然の帰結でしたが、地価の乱高騰はその流れに沿うものではありません。かつて日本はバブル経済期に国土計画法というものの中で、土地の投機的取引、要は、土地を買って地価が上がってその利ザヤで稼ごうというそういう投機的な取引ですね。それが国民の生活に及ぼす弊害であるということで、合理的な土地の利用の確保を図る目的として、土地取引の規制に関する措置が行われた時期がありました。今、日本全国1か所しかないんですね、それやっているところですね。県が令和4年に示した見解というのが実はあります。ちょっと資料で持ってきてますけども、熊本県における国土利用計画法の運用状況というのがありました。要は、昔はそういうふうに投機的な土地の取引を監視していこう。日本国内1千200か所以上あったと思いますけど、今はほとんどありません。そういった監視区域をつくるべきではないかという危惧もあったのですが、県が令和4年に示した見解、こちら載ってますね、赤いところ。赤いところ。熊本県の見解は、県内では、確かに地価は上昇しておりますが、TSMCの進出による実需、本当に必要なものとしての地価の上昇であるため、適正かつ合理的な土地利用を阻害する現象ではないですと。だから、この国土利用計画法に監視区域にはしませんよっていうのを令和4年のときに言ってます。本当かなと思うんですね。本当ですかと。聞くとところによれば農地を何億円をもの金をですね、条件を見せつけて、私たちが買いますっていう人いるって聞いてますけども、県はこんなのんびりしたことで大丈夫かなというふうに思ったんですね。実際の話、先ほど資料で見せましたとおり、家賃がどんどん上がっている。地価もどんどん上がっている。そして、町の利便性は上がりましたかっていう話になります。町の利便性を上げていくことで地価と相乗効果を見てですね、本当に便利な町であればそれでいいんです。しかし、そうでなければ、いずれこの窯の底がぼーんとつぽげて元通りの町には戻らないということが考えられるわけでありますが、そういった国土利用計画法の注視区域や監視区域に指定してもらうという働きかけをちゃんと県にするべきではないんですかね。そしたらですね、このように指定を受けたから何か規制があるかっていったら、土地の取引について事前に、そ

の事前許可性という形になって、何の目的でこの土地を買われるのですか。どのように利用されるのですかっていうところが注意できるということになります。これ開発行為を正規に行っている人には何の障害にもならないんですね。障害になるのは、うちの町の土地を転がしてやろうという人たちが出てこなくなるだけです。

まちづくり町民懇談会の中でも発言が出ていました。土地の利用への意見や急激な地価上昇に関する意見について、町としてもできる対策があるのではないかと。下の2点で示しておりますが、地価高騰に関するその見通し、甘くないですかと、県にそれをおいさめしてはどうですかと、監視区域の指定を県に要望することはないですか。2点お尋ねします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 時松議員の2問目の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、J A S M建設決定後、町では宅地や共同住宅、倉庫など急激に開発が進んでおり、それに伴い、地価も高騰している状態です。

また、議員御指摘の土地の投機的取引も地価高騰の一因と考えられます。これらのことから公共工事の用地交渉への影響や土地や家賃が高いことによる子育て世代の他市町村への流出が懸念されます。土地の価格の変動自体は買手と売手の需要と供給を前提とした民間での商取引の結果であり、それに対して町としての対策は難しいところもあると感じております。

先ほどの事例でいいますと、おっしゃるように、投機的なものに関しては、何らかの方法で規制、あるいはけん制していくことが中長期間重要なところもありますが、例えば、地主さんが1億円の価格を提示されていて、事業者さんが1億円で、その中で町のほうで高すぎるので5千万円ということなかなか言えないような状況もあるので、そういったところもしっかり考えていく必要があるというふうに感じております。

そんな中でも1つの可能性として議員御指摘の国土利用計画法に基づく監視等が考えられます。国土利用計画法では、規制区域、監視区域、注視区域に指定されていない区域において一定以上の土地の売買などの取引を行った場合、契約締結日を含み、2週間以内に提出する事後届出が義務づけられております。

大津町は、全域都市計画区域内のため、5千平米を超える土地取引が行われた場合、町に届出があり、記載された内容を確認したのち、意見を出して熊本県に送付をしております。令和5年度は81件、令和6年度12月1日時点で43件の届出を受け付けており、非常に多くの土地取引が行われております。

また、同法では、注視区域、監視区域、規制区域が定められておりますが、県内では現状区域指定されてはおりません。

しかし、議員御指摘のとおり、工場周辺や町中心部の土地価格が上昇している状況もあるため、今後、区域指定において検討をする余地があると考えております。

大津町のみならず、近隣市町村も同様の状況にあることが想定されるため、一帯的な検討を県に相談していく考えであります。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） すみません、資料をお願いします。

これ再質問ではありませんが、その上のところに出てきているそのキャピタルゲイン、土地の取引ででのキャピタルゲインですが、この中にですね、要するに、公共事業の弊害があると書いているんですよ。道路広げたいですよ、町民の皆さんも思っているんです。町長もやりたいと思っている。町の皆さんもそう思っていると思うんですが、土地の値段が上がるから売り渋るんですよ、結局。協力しないんですよ。なんぼ工業団地つくりたいですって、なんぼその道路拡幅したいです、橋架けたいですっていったって、お金に目がくらむという言い方は失礼かもしれませんが、それを思いとどまる意思って何でしょうといったら、売りたいくないというのがほかに理由があるんじゃないんですかってなってくるので、やっぱりですね、そういったものを事前に見ると言う言い方は何か変ですね。先ほど町長もおっしゃったとおりで、1億円で取引するのはけしからんから5千万円にしないってことはできませんよ、確かにできません。できませんけど、その転売転売を続けていく、用地交渉については相手が誰かわからないという状態になってしまうようなことは防がなければ私はいけないと思いますので、そういったところもひっくるめてですね、県のほうにはちょっとちゃんと話をさせていただきたいなというふうに思っております。

3問目に移ります。

コンプライアンス遵守と意識徹底の町の指針。取り組みを伺います。

令和3年12月に風通しのよい行政職員の勤務環境構築についてと題しまして一般質問、コンプライアンス遵守とハラスメント防止の観点から質問を行いました。その際は、町で現状起きているハラスメントの課題を探るとともに、今後の対策を伺っております。町長からは、各種ハラスメントは未然防止が重要であると。職員を対象にした研修を行っていくと。意識情勢だけでは限界があるため、風通しがよい職場づくりに向け、ハラスメント外部相談窓口を設置をし、職員が相談しやすい環境整備を行い、改善していくとしたと、当時は藤本部長より、また、そのセクシャルハラスメント、パワーハラスメントについて懲戒処分の例を示すなど、他自治体を参考にしながら整備を進めてまいりたいと思っておりますという答弁がありました。

11月の全員協議会では、町会計年度任用職員によるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントの事案説明があっておりましたが、結果双方の職員が職を離れることになっております。

先般の一般質問でも触れたとおり、事象の根絶は難しい、しかしながら、根絶を目指して町も根気強く未然防止や対策強化を進めていかなければならないというふうに考えております。

今資料で示させていただいているのは、自衛隊のコンプライアンスガイドンスというのがあるんですけども、これは防衛省防衛観察本部というのがありまして、防衛省の内部組織ではあるんですが、自衛官・事務官という方がいますけども、その方たちの不正をしっかりと見ますよと。中ほどに示してありますけれども、そのコンプライアンスですね。ハラスメントというのはもう犯罪ですからあれですけども、コンプライアンスというのは、その社会通念上守らなければいけないことですね。これ社会通念でなんなんやっというつも思うんですが、例えばの話ですね。たばこ吸っちゃ

いかんといわれるところでたばこを吸うとか、酒も抜けきっていないのに会社に来ましたとか、社会通念上、許されないことであつたけれども、例えば、昭和の40年代だったらどうでしょうね。申し訳ないですけど、その当時の国鉄の駅の構内、たばこぶかぶか吸って、吸い終わったらその線路上にぼいと投げる人、どこにでもいました。傘を振り回してゴルフの練習する人なんていましたですね。あるいは、先ほど申しましたが、飲酒運転なんて、朝から検問なんかなかったんです、昔ですね。そんなことする人はいないだろうという社会通念上の問題でしたが、それがどんどんどんどん許されない範囲になって、厳しくなってきますね、コンプライアンス。例えば、一挙手一投足も今スマホをかざれて写真でん撮られたらもう敵わないわけなんですね、切取りというやつですけども、そういったことを注意しながら職員さんたちにも、あるいは会社であれば従業員さんたちにもしっかりと守ってくださいねっていうことになります。これすごく大変なんですよ。例えば、消防の人がトイレに急遽行きたいからとコンビニによりましたって、あいつらコンビニでさぼっていやがるっていうことになってします。社会通念上、許されないということが切取りの側面では出ますが、それをルールの中で、いやいやすみませんって、そういった形で立ち寄ることもありますよねということで、今消防庁とか警察とか広報をかけている。たまに来ますよ、コンビニとか。たまにお邪魔しますよということがあつたっていいんですって。それを社会通念上許してください、よろしく願いますということがあつてコンプライアンスができてくると思います。

上のほうにあります、法令は明文化されています。文書にあります。しかし、社会通念、社会倫理というのは誰が教えてくれるんでしょうねという話なんです。その場のふんわりとした雰囲気なんですね。しかし、雰囲気なんだけれども、やっぱりその行政に携わる人、公務員、議員、皆一緒ですけども、そのふんわりとした社会通念というのをしっかり勉強しなければいけません。そのコンプライアンスの強化を目指したのが平成10年来、自衛隊で組織のやたらと事犯が頻発をいたしましたから、そういうことがあつちやいけないということでこの防衛観察本部というのができたそうです。

はい、資料2枚目になります。

熊本県の人事院会では、地方公務員法に基づき、熊本県職員及び熊本県に公平委員会の事務を委託している団体ですね。大津町もそれを委託しておりますが、勤務条件や勤務環境に関する悩みや不満などについて広く相談に応じる制度がありまして、大津町も今後積極的な活用をしていただきたいと思います。

既存のこうした制度に加えて検討していただきたいことがあります。今回、2点対策案を示します。

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ擁護することを固く誓います。私は、地方自治法の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責任を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する固く誓います。これは、大津町において採用された職員が行うサービスの宣誓の文章です。サービスの宣誓というのは様々な公務員がされますけど、印鑑をついてやられます。

地方公務員は、地方公務員法第6節に示される様々な義務を持っておりますね。地方公務員法の服務というところです。右側にあります。服務の宣誓をください。法令上の上司の職務上の命令に従いなさいとかいろいろございますけれども、そういったことをですね、しっかり学んでおく必要があると思います。

私はちょっとわからないですが、大津の役場の職員の皆さんはこの服務の宣誓って今言ってくださいって言ったら、言えるんですかね。わかんないですけど、言えると思います。言えると信じています。その上で、そのとおりに皆さんがお仕事をするって考えていけば、何かそんな事案が起きるのかなという、まあ起きるかもしれませんが、起きるのを未然に防ぐことはできるのではないかな。町長の先般の答弁どおりだと思います。

左側のほうを拡大しますが、不正というのはいつ起きるのか。これをやらないと私はうまくいかなくなるかもしれない。これさえごまかして乗り切ってしまうと私は何とかなるという動機・プレッシャーの部分ですね。そして、機会、誰も見てないからできるじゃないか。もうこういうの別にこんなとこ深堀りして見る人いないからばれないのではないかなという機会ですね。そして、自分のやったことを正当化しますと。こういうのが不正のトライアングルというので示されているんですけども、その防止策は右にあります、それはやっぱり動機ですね。やらなければいけないというプレッシャーばかり与えるのではなく、しっかりと上司や同僚に相談できる体制を取る。あるいは、不正をしようとする機会を奪う。どこの町だったかちょっと忘れちゃったけど、課長さんの決済がいる文書がありましたと、引き出しに課長の印鑑が入っているの知ってますので勝手に押ししましたという事案が確かあったと思うんですね。それだって、その機会を、引き出しに課長の印鑑が入ってますって機会さえなければしないじゃないですか。そういうふうにやっていけばですよ、例えば、すみません、名前出して申し訳ないですけど、例えば、村山課長が決済しなければいけない文書というのがあって、村山っていう印鑑を常々このサイズのこの印鑑だよって、違う印鑑が押してあったらおいちょっと何かお前違うことやってないかと。あるいは、自分のデスクの中にそういったものが放置されているということであれば、やっぱりコンプライアンス守れなくなる環境になっているわけですね。そうならないためには、機会の剥奪ですよというのが大事です。そして、不正を正当化できない職場環境をしっかりと作りますというのは、そのコンプライアンス教育ですね。そういうことをやっちゃいかんよというのは、わかっている、わかっているっていうんですよ、みんな。耳にたこができるとかいうんですけど、わかってないですね。わかってないんだったら、じゃあわかるように機会を捉えて、いろんなタイミングでそれを教育し直したり、教育を改めて重ねたり、また、別の機会においては、その制度上の不具合を改善するというのが非常に重要ではないかなというふうに思っているわけです。

よく学ぶの体制が基礎的な職員研修であります。折にふれ、学び直すの体制が事案を考慮したときの臨時の研修、こうした様々な機会において、使用するべきなのが総務課が作成をしている大津町コンプライアンス行動指針職員行動規範であると思います。こうしたことを繰り返し行い続けるしかありませんというのが1つあります。

そのためには、ほかの基礎自治体やほかの公務員職がどのような教育を行い、質の向上をしているかを研修し、コンプライアンス遵守を強化を図っていったいはいかがでしょうか。

もう1点です。資料は3枚目に移ります。

もう1点は、公益通報者法に基づく通報の体制の強化です。兵庫県知事、斎藤さんという方がいますが、世間をにぎわせておりますけども、公益通報者法がなされてなかったのではないかというのも1つの争点になっているそうですが、公益通報者保護法10条1項で、地方公共団体の機関には、行政機関として公益通報に基づく必要な調査、通報対象事実があると認める場合の適当な措置をとる。その責務を負っている。現在の町がやっております部外相談窓口事務、その強化のため、自治体の職員等が行政の執行等に関して法令違反等が考えられる場合には、自治体の通報処理組織として調査をし、事実と認められる場合は、町が告発、再発防止等の措置を講じることが重要ではないか。

資料につけておりますけども、要するに、不正があったことを認知したほかの職員がいかなんと思うのを通報する先があってほしい。あるべきだと。もちろんそれは総務課に窓口を設けるべきところですが、それでも身内に相談するのはいささか、上司に相談するのはいささか、そういうこともあるでしょうねと。だったら第三者が公益通報責任者として立つべき。今、相談窓口に立っている人も公益通報をする相手側として認知をしてもらいたいと。そして、その後にですね、あんやつはざんこつばおれんこつば言いやがってという人が出るかもしれませんが、そうした人をちゃんと保護してあげなければ、やはり明るい行政、明るい公務というのができないように思います。

要は、今回、ハラスメントの事案があったときに、相談、町長の耳元に届くまでちょっと時間があつたような気がします。それもすっぱり、すっきりとやっぱり上にあがってくる。第三者の意見としてこれがしっかりと認知できるような状態であれば、また違うような物語ちゅうか、事案の処理の進め方があつたのではないかというふうにちょっと感じるころではあります。

昨今の状況も踏まえまして、またこの資料等を見ていただいたとおり、コンプライアンス遵守の意識徹底について、町長の考えを伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の3点目の質問、コンプライアンス遵守と意識徹底への町の支援、取り組みについてお答えいたします。

各種ハラスメント防止対策については、ハラスメント防止研修の実施や令和3年12月議会において「風通しの良い行政職員の勤務環境構築について」の議員からの質問を受けて、大津町職員懲戒処分等の指針にハラスメントの懲戒処分の標準例を明記する改正を行うなど、ハラスメントを未然に防ぐ対策を行ってきました。また、それ以前にも、より職員が相談しやすい体制をつくるために、令和3年9月から新たにハラスメントの外部相談窓口を設置しております。

しかしながら、11月の議会全員協議会で御説明しましたとおり、本町でもハラスメント事案が発生しております。改めて、被害者の方に心からお詫び申し上げますとともに、これまで以上にハラスメント未然防止対策の強化を進めていきます。

また、ハラスメントの疑いが発生した場合の相談窓口として、総務課、職員組合、県の公平委員会、さらに先ほど御説明した外部相談窓口を設置するなど、職員が相談しやすい環境整備を図っております。

県の公平委員会では、ハラスメント事案や勤務条件、服務など人事管理全般の相談を行うことができますが、これに関しては、これまで相談窓口の周知が不十分であったと考えておりますので、当該窓口についても会計年度任用職員を含めた全職員へ相談体制の周知徹底を図り、ハラスメントのない、誰もが安心して働ける職場環境を目指します。

次に、コンプライアンス意識向上に向けては、これまで職員研修を実施し、コンプライアンスの重要性や具体的な事例を通じて、職員一人一人がその意義を理解し、自らの行動に反映できるよう努めております。また、新規採用職員に対しては、辞令交付時に服務の宣誓を行っていただき、早期からコンプライアンスに対する意識を高めています。コンプライアンス文化の醸成には、リーダーシップが不可欠になりますので、私や管理職が自ら模範となり、法令遵守の重要性を日々の業務の中で示すことが求められます。コンプライアンス意識をさらに高めるために、町の行動指針や服務の宣誓を再認識できるような研修や、来年度から本格導入予定の内部統制制度とも連動させながら職員の意識の徹底を図っていきます。

次に、公益通報者保護法に基づく取り組みについてですが、公益通報者保護法は、労働者が不正行為や違法行為を通報する際に、その通報者が不利益を被らないように保護するための法律であり、社会全体の透明性や公平性を高める重要な役割を果たしています。議員おっしゃるとおり、職員が不正行為やコンプライアンス違反を発見した際に、安心して通報できる環境を整えることは重要であり、職員が匿名で通報可能な仕組みを導入するなど、通報者の保護を徹底することで、職員が自らの職場環境を改善するための一助となることが期待できます。公益通報者保護法の下で、通報者の不当な扱いは禁止されていますので、職員が安心して通報することができる通報窓口の設置や通報に対応する体制、その運用方法等を明記した内部規定の整備について、現在、準備を進めているところであり、今後も引き続き、コンプライアンス意識の徹底を図り、信頼される役場を目指していきます。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問いたします。

資料をまたお願いします。

服務の宣誓の意味って何ですかって話ちょっとしたんですけども、ぜひぜひお尋ねしたい。町長でも、部長でも構わないのですが、この服務の宣誓の文書ですね、見れば様々なことを書いております。赤いところで僕はそこを抜いておりますが、まず憲法を遵守、尊重します。擁護いたしますと。地方自治の本旨を呈します。民主的かつ能率的、全体の保護者として誠実かつ公正に職務を執行することとありますが、自治の本旨ってというのは何でしょう。自治の本旨ってというのは一体何なのか。それを呈するというのは何なのか、尋ねします。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） はい。コンプライアンスとかいろんな話がありましたけれども、その中で自治の本旨といいですか、要するに、我々は地方公務員法にのっとって地方自治をやっております。その中で住民の幸せを求めて、住民の福祉サービスをやっていくということです、そのためにどういった施策をやるかということが大事になってくるかと思っております。

それと併せまして、当然、我々には公務員法に載って公正公平でやっていくことと説明責任がありますので、そういったことをしっかりと捉えながら今の議員のほうから御質問ありましたコンプライアンスについて、あるいは公益者通報についてもありましたけども、これについても今要綱をどすね、町のほうで作るような流れで、年内には何とかまとめたいと思っておりますので、そういった形の個人情報の取扱いとか、あるいはコンプライアンスについての職員への継続的な周知徹底、そういったことをしっかりとやっていって住民の幸せのためにしっかり取り組んでいくことが我々の職務かと思っております。

○議長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 再度質問いたします。

今、部長の答弁がありましたことが職員の皆さんにしっかりと伝わっている、伝えていくということが要するに、事案の予防、抑止になるんだということであると思います。その機会をしっかりと捉えて、さらに、この答弁がですね、議事録に載りまして、町の職員さんたちも御覧になると思いますね。そのときに、この自治の本旨っていうの、地方自治の本旨って何ですかっていう話が出たときにですね、今の部長答弁に沿って考えてこのようにやってくださいという、そこまでかみ砕いてサービスの宣誓ってやっぱりしないといけないと思います。職員の皆さんされる、あとは会計年度任用職員の皆さんもそれに準じてやられていると思います。であるから、町のコンプライアンスはしっかりと高まっていくという感じを受けました。私自身がですね。

3問目のところの資料にありましたが、公益通報者保護法に基づく内部の様々な施策をこれから取り組んでいくということですね。実際、私はその自衛隊の勤務環境の仕事の中でですね、この公益通報というのを現前触ってやったことがあります。そのときの事案はですね、当該女性隊員に対してセクシャルハラスメントとパワーハラスメントがありました。上司に報告しましたが全く処理をしてくれません。公益通報者保護法制度というのがあるからこれを使おうじゃないかということで、私、部外の相談窓口とかですね、あとは陸上自衛隊の防衛省の陸上自衛隊のところの窓口のところこれを相談、通報いたしました。その後に、当該、その女性隊員は何らかの原因でそれがばれまして、それで相当騒動いたしました、私のはっきり申し上げたのが、そのときに通報者の保護制度が全く成り立ってない組織で勤務をさせるのはおかしいと言いましたところ、何人かの上司の方が異動されました。はい、これはもう事実なんですね。結局、そういったことをしっかりと取り組めない、まともに守れない人間は組織には要らないんですね。ただ、そういったことをちゃんと本人、あるいは当事者の目線に立って処理できる体制というの本当に必要になります。組織が小さければ小さいほど難しくなるんですね。大きければ大きいほどあの人誰だっけっていうぐらいもう遠くになってしまえば、公益通報者保護制度って統制がききやすいんですけども、役場の中で公

益通報者保護制度をしっかりと確立するですごく難しいんじゃないかなと思っております。ちょっと突っ込んで聞きませんでしたけども、内部統制機関の中で公益通報をしっかりとやったでしょう。言っただ、第三者の人たちにその公益通報の窓口づくりをしておかないと、相談が難しくなりはしませんかっていう話なんですね。

資料、すみません。もう1回お願いします。

先ほどの部長の答弁のとおり、地方自治の本旨というのがわかっている人であれば、それを呈する人であれば適切に判断してくれるんだと思います。だけど、なかなかそれが難しいときにやはり第三者に助けを求めるという仕組みはすごく重要ですと。

資料の中で一番下に置いてますが、部外相談窓口の機能強化、コンプライアンス対策のため、公益通報者保護の条例化をして、要するに、第三者にもそういった権限、事務処理をする。その第三者は引いては総務課のほうに匿名でこういうのが上がってまいりましたっていうことをお伝えするって仕組みになると思うんですけども、こういう情報の伝達方法ですね。要するに、公務員というのは報連相文化でございますから、要するに、下からどんどん報告が上がってくるんですけども、そうじゃなくて、もうバイパス的にしっかりと部長のところにはぱーんと情報が上がってくるようなそういう仕組み作れないかなと思うんですけども、それについてちょっと考えられるところはないのか、ちょっとお尋ねします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 時松議員の再々質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、いかにその内部公益通報等をしっかりと機能するようにするかということは中だけではなく、外のほうのより相談しやすい体制の構築ということがもちろんけん制にもなりましますし、実際発生したときの早期把握等につながるとも思っております。

ただ一方で、情報等の取扱いというところで本当に機微情報が外に漏れていくということもありますので、そこのところはどのような形がいいかというのは、今検討中でしっかりと詰めていきたいと考えております。

また、先ほど職務服務規程の宣誓等の中でもお話がありましたけども、自治というところで、中ではすみません、住民自治と団体自治がございまして、中には民主主義であることが1つ、もう一つが地方分権ということがあると考えています。その中で、全体で見ますればどういった大津町を作るかということは大事だといつも職員の皆さんにお伝えしていることは、1つには、やはり住民の皆様の幸せというお話が今回もありましたけども、しっかりと本当に目の前の声には向き合いながらも、一方で、その多くの方のお金をお預かりしているということをしっかりと考えていくこと。その中で、多様な中で、最小の経費と最大の効果を出していく。また、サービスもいろいろなものを、もちろん、予算的には枠づけしていけば瞬間的には可能ですけども、それが中長期的、本当に住民の幸せを守ることができるのか。そうしたことをしっかりと意識しながら全体の奉仕者として行うように心掛けていらっしゃる場所ですので、その中でももちろんまだまだできることあると思っておりますので、しっかりと私自身しかと肝に銘じながら、また、職員の皆さんにもメッセージを届

けながら住民の幸せのために働いていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 時松智弘議員。

○3 番（時松智弘議員） はい、もう3度質問いたしましたので質問はできませんけれども、外部相談窓口をしっかりと作るときの情報漏洩という話をされたんですけど、情報は漏れない、漏れているんでしょうけど、漏れるというか、外に持ち出したから外の人が知るところなんですけど、それでは法の相談も何もできなくなるじゃないですか。だから、その部外相談窓口の体制をしっかりと作ったことを効果的にするための措置と考えていただいてですね、しっかり検討をいただきたい。引いては、風通しのいい職場っていうのはどのようにしたらできるのかっていうのは、何かができあがったとき、何か起きたときの対処、それに私はつきるなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

私からは質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

△

午前11時10分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 皆様、こんにちは。傍聴席の皆様、本日はお忙しい中、傍聴にお越しいただき大変にありがとうございます。また、インターネット配信やモニターで御覧をいただいている皆様も大変にありがとうございます。9番議員、公明党の豊瀬和久です。本日は、今期最後の一般質問となりますので、今まで行ってきた質問、提案等を含め、町民の皆様の声をもとに質問させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず1問目のインクルーシブ教育の取り組みについてお伺いをいたします。

このインクルーシブ教育については、9月定例会でも質問をさせていただきましたが、その質問のあとで、保護者の方や子供たちが日常利用している放課後デイなどの支援事業者の方から御意見をいただきましたので、再度質問と提案をさせていただきたいと思います。

障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行等も踏まえ、学校卒業後まで含めて障がいのある方々が社会で自立して生きるために必要となる力を身につけることが重要だと思います。しかし、分離教育で育ち、異なる背景を持つ人々との共生経験が不足した子供たちが大人になり、地域や職場で関わりを担ったときに、問題なく接することができるのが心配です。支援教育を行う場合、普通教室から離れていく児童生徒の特性だけでなく、普通教室が離れていく児童生徒を受け入れられる器を持つことも課題に据える必要があると思います。

そのような観点から人間の多様性の尊重の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力を最大限まで発達させ、自由な社会に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある子供と障がい

のない子供が共に学ぶインクルーシブ教育の実現が重要だと思いますし、将来的には日本社会もそのように変わっていくのではないかとと思いますが、現在は、9月定例会での答弁にもありましたように、現在の特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの一部と捉えられてよりよい学びの環境を作り得るための選択肢の1つだと考えられているとのことです。そうであるならば、指導目標や指導内容、方法等を保護者との共通理解を図っていくことが重要ではないかと思います。

私が相談を受けた保護者の話では、指導目標や指導内容、方法等に不安を持たれていたり、子供のことを相談しても型どおりの回答しかなくて、寄り添ってもらえていない感じがするであったり、普通学級への転籍の相談をして気持ちを理解してもらえていないや支援学級に対する情報提供が少ないと言われていて、この情報提供については、特別支援学級ってなあにという小冊子を作成して配付などもされていますが、内容がごく一般的なことしか掲載されていなくて、知りたい知的学級や情緒学級の違いや支援学級を選択するための基準であったり、どの教科のときに支援学級に行くのかなどの具体的な情報提供がなされていないとの御意見を伺っています。

そのようなことから3点お伺いをしたいと思います。

1点目は、支援学級での指導目標や指導内容、方法等に不安を持たれている声もありますので、支援学級における学習状況についてお伺いをいたします。

2点目は、普通学級への転籍の相談をしても気持ちを理解してもらえていないとの声も聞きますので、そのような声をどのように考えられているのか。支援学級から普通学級へ移籍を希望されている人数及び対応状況についてお伺いをいたします。

3点目は、支援学級に対する情報提供が少ないという声もありますが、小学校入学時の情報提供の在り方についての3点を、吉良教育長にお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。豊瀬議員のインクルーシブ教育の質問について、私からは特別支援学級における学習状況についてお答えいたします。

特別支援学級は、児童生徒の実態に合わせ、一人一人に対し特別の教育課程を編成しており、「各教科」「自立活動」「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」などで編成しています。

幾つか紹介しますと、「各教科」の指導は、当該学年の内容を行うこともありますし、実態によっては、下学年の教科の目標及び内容を全部または一部に変えて行うこともあります。抽象的な内容より、具体的な内容の方が理解するには効果的な場合もあるため、体験を通して学べるように教材を工夫したり、少人数で繰り返し学んだりしながら、時間をかけて定着を図っています。

また、「自立活動」は、学習上または生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目標に設けられた領域です。「健康の保持」「心理的な安定」「人間関係の形成」「環境の把握」「身体の動き」「コミュニケーション」といった6つの内容があります。

例えば、「心理的な安定に関すること」では、状況の変化や対人関係に苦手さがある子供さんの場合、自分の行動を注意されると反発して興奮を抑えられなくなることもあります。そのようなと

き、子供自身が落ち着くための方法を身につけたり、人との具体的な関わり方を学んだりしながら、情緒の安定や成功体験を重ねることで自信をつけられるよう繰り返し学習を行っています。

また、「コミュニケーション」では、言語発達に遅れがある子供さんの場合、語彙の少なさから気持ちを適切に表現できないことや相手の質問に的確に答えられないことがあります。そこで、子供さんの興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり言葉のやり取りを楽しんだりすることでコミュニケーションの基礎となる力を育てていきます。

この他、「日常生活の指導」や「生活単元学習」なども子供の実態に沿い、実際の生活につながりながら指導の工夫をしています。

このような学習は、子供たちの将来の自立や社会参加を目指し一人一人に必要な力を個別の形成目標として設定し、日々少しずつ繰り返し行っていくことで身に付けられるよう行っているものです。

議員御指摘の実際の学校で行われていることと、教育委員会が把握している特別支援学級の現状には齟齬があるのではないかと御指摘ですが、教育委員会としましては、先ほど述べたような、すべての特別支援学級で児童生徒一人一人のニーズに合った教育が行えるように、特別支援学級の担任を対象に研修会を開催し互いの効果的な実践を共有したり、あるいは講師を招いての授業検討を行ったりしています。また、特別支援教育に係るコーディネーター会議等も開催し、県や教育事務所とも連携しながら特別支援に係る教育課題の検討等も行っています。

しかしながら、特別支援教育の質につきましては、まだ充分ではないとも考えており、さらに、研修の内容や方法を工夫しながら、教職員の指導力向上を図っていきたいと考えています。

なお、子供たちを取り巻く環境が多様化・複雑化している中、教育委員会としましても、今後とも関係機関との連携を強化する必要があると考えています。現在、療育機関を所管し、学校や保護者との「つなぎ」を担っている福祉課や子育て支援課との連携は特に重視しており、互いの会議に参加する中で、関係機関における現状や課題を聞いたり、教育支援委員会の仕組みや流れを共有したりしています。その中で療育関係の機関から、学校の動きに関する質問などもあり、それを受けた改善点につきましては関係校に伝えるなど、よりよい学校と関係機関の連携に向けた協議も進めているところです。

今後とも、関係機関の声を聴くことは必要であると考えておりますので、福祉部局が実施している、そのような会議で教育委員会がこれまで参加していなかったような会議の場にも今後積極的に参加していく予定であり、議員から御提案のありました、意見交換、あるいは情報共有の場にもなると考えています。

それぞれが抱えている不安や疑問等を受け止めながら、よりよい特別支援教育の在り方について検討していきたいと考えています。

このあとの2つの点につきましては、担当部長からお答えさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。豊瀬議員の質問の2つ目の特別支援学級から普通学

級へ移級を希望されている人数及び対応状況につきましては、今年度は、複数人の児童生徒が通常学級へ移級することとなっております。

学校と保護者で現在の児童生徒の状況を共有し、話し合いを重ね、通常学級での学校生活がどう変化するのかの説明を受けて見通しを持ったうえで、双方納得のうえで判断をしています。

実際に、特別支援学級で学んだ子供たちがコミュニケーションの力などをつけ、支援を大きく必要としなくなることで通常学級に移級することはこれまでもあっております。

場合によっては、教育委員会も話を聞きながら対応していきますが、障がいのある子供たちの進学や進級に際して、特別支援学級、あるいは、通常学級かを選択する際には、保護者も含めてその判断に迷うことは少なくありませんので、できる限り最善の選択ができるよう慎重な判断を行っているところです。

教育支援委員会でもその子にとって最適な環境であるかどうか審議するため、時間がかかることはあり、それが不安な気持ちにつながってしまうことについても把握しているところですが、それもまた慎重な判断を行うための必要な段階であると考えております。

今後も丁寧な対応を行うことが保護者との連携につながっていくと考えていますので、引き続きコミュニケーションを図りながら進めていけるよう学校とともに取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、3つ目の小学校入学時の就学相談での情報提供の在り方についてお答えをいたします。

入学前の教育相談におきましては、小学校のコーディネーターから特別支援学級の教育課程について説明をしています。1回で不安な場合は、何回でも教育相談を受け入れるケースもあります。

また、子供たちにとって最適な学びの場を考える際に、正しい知識や手続を知っておく必要があると考えています。そのため、先ほど議員からもありましたが、大津町が作成しています冊子である「特別支援教育ってなに？」については、多くの園や学校、それから保護者に説明をする際、活用いただいているところです。就学前の保護者の皆様に参加される乳幼児健診等の場での情報提供にもこの冊子を活用していただくことで各幼稚園や保育園以外にも情報が広がり、理解が進むと考えておりますので、関係課とも実施に向けて進めていきたいと考えています。

今後も、教育委員会としましては、インクルーシブ教育システムの構築に向け、特別支援教育の充実を図るとともに、全ての子供たちが、当たり前のように互いの違いを受け入れ、理解しながら学び合えるような教育環境づくりに向け、保護者や関係機関との連携を深める取り組みができるように引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 再質問を行わせていただきます。

教育長が言われているような、全ての子供たちがその障がいや特性に応じた最適な学びが得られるというような理想的な支援教室の実現のためには、まだまだ今保護者の方の不安がある状況とは少し違う部分もあるのかもしれませんが、教育長が言われました意見交換の場としまして、特に子供たちが日常利用している放課後デイケアなどの支援事業者の方々と特別支援学級の教諭が理解

を深め合えるような環境づくりとして、特に今この大津町でインクルーシブ教育に力を入れられているともなネットというグループがありますが、この方々などとの意見交換の場をつくっていくべきではないかと思います。

さらに大変な思いをされている保護者の方々への支援としては、保護者の方々が悩みの共有や情報交換が気軽にできる会話の場のようなものを設置することなども併せて設置していくべきではないかと思います。

そして、そこで出された声や意見を集めて、それを教育現場にフィードバックすることや、先ほど言われた「特別支援教育ってなに？」っていうような情報提供の冊子などに取り入れていくようなことができると保護者の声も理解も深まっていくのではないかと思いますので、そして、指導目標や指導内容、方法等などが保護者との共通理解が進んでいくのではないかと思います。再度教育長にそのことについてお伺いをしたいと思います。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 豊瀬議員の再質問にお答えさせていただきます。

豊瀬議員のほうから具体的に名前を出されました関係機関の皆様方も、先ほど私がこれまで教育委員会として参加していなかった福祉部の会議といったようなところには参加されていると聞いております。本当に関係機関の皆様たくさんいらっしゃいますので、そういう方々を含めた全体的な場で全体的な大津町の特別支援教育に関する御意見等というのはしっかりと聞き取りをしたいと思っています。

また、その上で、個別の案件とか御意見とかもあると思いますので、そういう個別な案件につきましては、その都度教育委員会の窓口、あるいは様々な機会を捉えて相談していただければ対応できるかと思っていますのでございます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 情報交換の場を設けられるときには、広く事業所の方々にも周知徹底をしていただいて、情報提供して、参加を広くしていただけるようによろしくお願いいたします。

それでは、次に、2問目の投票率向上の取り組みについてお伺いをいたします。

有権者の投票しやすい環境整備や投票率の向上を図るための施策に関しては、これまでも一般質問で意見や提案を行い、選挙管理委員会の皆様にも様々御尽力をいただいていたところであります。本年は、県知事選挙と衆議院選挙、そして来年は町長選挙、町議会議員選挙、さらに参議院選挙が控えており、さらなる投票環境の向上が必要だと思います。本町における過去の投票率を見てみますと、その時々政局や天候、立候補者等によって変動はありますが、いずれの選挙でも減少傾向にあります。その一方で、期日前投票度の利用率は伸びてきており、この傾向は今後も続くと思われます。期日前投票制度は、有権者の利便性向上に効果があり、本町の取り組みで大きなところでは、2016年の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上になったということで、町内にある2つの県立高校に期日前投票所を設置して注目を集めました。また、2019年4月の県議会議員選挙では、イオン大津店に期日前投票所が設置されました。買物のついでに投票ができるよう利

便性を高めるとともに、幅広い世代に選挙を身近に感じてもらうことができたのではないかと思います。しかしながら、イオン大津店で期日前投票所は、設置したりしなかったりというような状況で、10月末に行われた衆議院選挙では設置はされませんでした。イオン大津店に期日前投票所を設置することについては、スペースや人員体制の課題などがあり、思うようにいかないこともあると思いますが、利便性の向上に効果があると思いますので、ぜひ設置できるようにお願いしたいと思います。

また、高齢社会の到来により、高齢の有権者の投票参加が大きな課題となっています。投票率の高さは、高齢の有権者が支えていることは明らかであり、重要な課題だと思います。高齢者や障がい者などの交通弱者に対する投票支援策の取り組みとしては、投票が不便な地域を選管職員が機材を携えて巡回し、時間限定での期日前投票所を設置する取り組みを行っている自治体もあります。

八代市では、2019年の参議院選挙から移動期日前投票所を開設しており、2021年からは熊本豪雨により被災して統合した投票区への投票支援のため、開設箇所を増設されています。10人乗りワゴン車を投票所として市内2地域16か所で開設をされているようです。

また、それとともに、低迷する若い人への投票率対策としては、2022年の熊本市長選挙では、熊本市内の協力飲食店舗にて選挙に行った大学生、高校生が割引を受けられる選挙割が開催されました。

そのようなことから、本町でも高齢者などの交通弱者に対する投票支援策の取り組みとして巡回型の移動期日前投票所の開設、また、若者の投票率向上の取り組みとしては、投票した方への選挙割等の特典制度を導入してはいかがと思いますが、以上の2点につきまして選挙管理委員会にお伺いをいたします。

○議 長（桐原則雄） 村山選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（村山博徳） 皆さん、こんにちは。豊瀬議員の移動期日前投票所を開設すべきではないかについてお答えします。

今年10月に執行された衆議院議員総選挙の大津町の投票率は、53.06%で、前回令和3年の55.88%を2.8ポイント下回る結果となっています。全国値では、投票率は53.85%、前回令和3年の55.93%を2.08ポイント下回っており、全国的にも投票の率は低い水準となっています。

また、住民にとって一番身近な町長及び議会議員選挙を見ますと、令和3年の町長選挙の投票率は57.53%で、前回平成25年の62.74%を5.21ポイント下回り、議会議員一般選挙にあっては、平成29年の投票率が51.21%で、前回平成25年の62.74%を11.53ポイント下回る状況となっています。

選挙管理委員会としましては、従来からのおおづ広報やホームページを活用した啓発に加え、投票率の向上を目指し、令和4年から大津町企業連絡協議会への投票啓発依頼、大津町教育委員会、町内保育所等に協力を仰ぎ、連絡アプリを活用した保護者への投票啓発のほか、新型コロナウイルス感染症の第5類感染症移行後の令和5年度からは、町内中学校での出前講座も再開し、主権者教

育の充実にも努め、また、町内商業施設の御協力を得て、期日前投票所を開設するとともに、不在者投票の電子申請環境整備など、ハード、ソフト面、両面から投票率の向上に努めているところです。

議員御提案の投票率を向上させるための移動期日前投票所の導入については、県内では、八代市や上天草市、多良木町が取り組んでいます。八代市は、豪雨により被災し、統合した投票所の支援のため、上天草市は、投票所までの距離が4キロ以上離れている移動困難地域の支援が目的となっており、広く16か所の投票所を設ける大津町とは状況も違うようであります。選挙管理委員会としましては、導入済市町村の導入背景、経費、必要となる職員数、また、投票率への影響等について、今後、調査研究をしっかりと行ってまいります。

なお、来年2月2日の町長・町議選における商業施設での期日前投票については、先方のほうがバレンタイン商戦ともちょっと重なっており、御迷惑をおかけすることにもなりますので、今回の町長・町議選挙においては、役場1階多目的室のみで期日前投票は実施したいと考えておりますが、期日前投票期間の長い国政選挙、熊本県関係の選挙の際には、引き続き、商業施設等への協力を仰いでまいります。

次に、選挙割等の特典制度を導入することについてお答えいたします。

近年、投票率向上のための取り組みとして関心が高まっている選挙割は、選挙の際に投票所で投票済証明書などを受け取り、それを選挙割協力店に提示することで割引などのサービスを受けることができるイベントのことで、熊本では、県内の大学生らでつくるNPO法人が、若者の投票率と主権者意識の向上を目的に、熊本市内の飲食店、アミューズメント施設等の協力を得て取り組んでおり、令和4年の参議院選挙の際は、「大津町では投票済証明書の発行はしないのか」と問合せを受けることもありました。

そこで、選挙管理委員会では、大津町明るい選挙推進協議会の協力を仰ぎ、同協議会が発行する来場カードを投票所に置く取り組みを始め、証明書の発行ニーズに対し、先の衆議院議員総選挙でも対応を行ったところですが、特定の政党や候補者を支援する方が経営する店舗の協力事業所指定に関しては、様々な議論もあるようですので、町独自の選挙割については慎重な検討を要する状況といえます。当面は、NPO法人の取り組みによる熊本市以外の協力事業者の広がりをしっかりと注視していこうと思っております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 引き続き、町民の皆様が投票しやすい環境整備をつくっていただくようによろしくお願いいたします。

次に、3問目の「マイナ保険証」の普及と利用促進についてお伺いをいたします。

現在、マイナンバーカードは、国民の約80%が保有をしていますが、その一方で、健康保険証としての利用は全体の約20%にとどまっている状況です。

マイナンバーカードは、デジタル社会における公的基盤であり、マイナ保険証として利用することで患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、高額医療費制度の限度額適

用認定証が不要になるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及、活用など医療のデジタル化を進める上で重要なベースとなります。

また、大規模な地震などが起きた際に、開設された避難所においてマイナンバーカードを使って入退所対処管理や薬剤情報の管理を行う実証実験を行った結果、入退所の手続がスムーズかつ正確に行われ、避難者の把握に係る時間が10分の1に短縮されました。また、薬剤情報も使用料を正確に把握できるため、スムーズな支援要請ができ、避難者、運営者の両方に対して大きな効果が見られています。さらに、一部地域においては、救急医療における患者の健康、医療データの活用という消防庁の実証実験が行われております。例えば、自宅や外出先で事故や病気などによって突然倒れてしまつて緊急搬送される場合に、救急車に整備されたカードリーダーでマイナ保険証を読み取ると、持病があるかなど、また、どんな薬を服用しているかなどの用法を確認し、救急隊や医師が速やかに適切な治療ができるようになるというもので、近い将来に全国展開される予定となっているそうです。

このように、社会全体で医療のデジタル化を進めていくためにマイナ保険証は重要であり、保険証を廃止し、マイナ保険証へといかに円滑に移行していくかが極めて重要であります。

そこで、マイナ保険証の利用促進に向けた取り組みについてお伺いします。

今月の広報おおづにもマイナ保険証のことは掲載されておりましたが、厚労省からもマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた御協力をお願いについてという事務連絡が発出され、これを見ますと利用促進に向けた動画やポスターなどの広報素材の印刷提供など、サポートメニューがたくさんあります。ぜひこのような広報素材を活用しながら、広報活動を強力に推進し、町民の皆様への正しい情報発信に取り組んでいくべきだと思います。

次に、マイナンバーカードをいまだ保有していない方への対応についてお伺いをいたします。

現在、マイナンバーカードを取得するのに申請からカードが届くまでに一、二か月の時間がかかっていますが、申請時や紛失等による再交付、海外からの転入者等、特に速やかな交付が必要となる場合などに対応するため、特急発行で1週間以内、最短5日で交付する取り組みも12月2日から施行されています。

しかし、まだ取得したくてもできない方が、特に高齢者を中心にいらっしゃいます。

現在、総務省では、役場に行くことが困難な方にたいして、施設等に対するマイナンバーカードの取得支援という事業を実施しており、役場職員が希望のある施設や自宅等に出向き、一括して申請を受け付けることができます。その際に出張した職員による本人確認や写真撮影を行い、後日、郵便等で御本人にお届けするという取り組みです。それに係る経費は、国庫補助のマイナンバーカード事務費として計上され、全てが国の補助となります。

将来的なマイナ保険証による医療サービスを考えると、希望する高齢者に対して保有の機会を提供することが非常に重要です。

また、高齢者施設や高齢者者世帯に対して、このような支援があることを周知し、希望する方がマイナ保険証を保有できるような取り組みを推進していくことも極めて重要だと思います。

そのようなことから、2点お伺いをいたします。

1点目は、マイナ保険証利用促進のための広報活動はどのように行うのか。

2点目は、マイナンバーカードを保有していない方への対応はどのように行うのか。本町の取り組みと現状について御見解をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員のマイナ保険証の普及と利用促進等についての質問にお答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化を定める法改正により、令和6年12月5日以降、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録をしたマイナ保険証によるオンラインでの資格確認が基本となりました。マイナ保険証は、情報提供意に患者が同意することにより、過去の薬剤当の情報が医師等に共有され、データに基づく適切な医療が受けられるなどのメリットがある一方で、全国的に利用率の低さや高齢者等への周知・支援が十分ではないなど、様々な不安や懸念の声が上がっております。

本町における現状としては、マイナンバーカードの交付件数が令和6年10月時点で約2万9,000件、交付率は80.6%となっています。また、マイナ保険証の登録率は、9月時点で国民健康保険が64.3%、後期高齢者医療が56.3%、利用率は国民健康保険が17.8%、後期高齢者医療が11.4%となっています。

まず、マイナ保険証利用促進のための広報活動につきましては、国民健康保険や後期高齢者医療に加入されている方へは、町の広報紙及びホームページ等に啓発維持を随時掲載して周知を図っております。

今月号の広報紙では、マイナンバーカード保有していない場合もこれまでと同様に医療を受けられることをお知らせしています。

このほか、各種会議や地域で高齢者の方の集まる機会などを通じて説明をしているところです。

次に、マイナンバーカードを保有していない方への対応についてですが、マイナンバーカード発行の所管課である住民課と国民健康保険や後期高齢者医療を所管している健康保険課で連携を取り、マイナンバーカードの申請や健康保険証の利用登録について支援を行っています。

今後もマイナ保険証への円滑な移行に向け、マイナ保険証のさらなる周知と利用促進の取り組みを進めるとともに、住民の皆様が安心してこれまでどおり医療を受けることができるよう支援を継続したいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 皆様、こんにちは。私からは、マイナ保険証の普及と利用促進等について現状の取り組みなどを御説明いたします。

まず、制度改正後の保険証について説明いたします。

町が保険者である国民健康保険や、所管している後期高齢者医療に関しましては、現在、住民の

皆様に配布している保険証の有効期限を令和7年7月31日としていますので、12月2日以降も、令和7年7月31日まで、現行の保険証を使用することができます。

また、マイナ保険証をお持ちでない方や保険証利用未登録の方が、12月2日以降、新たに国民健康保険や後期高齢者医療に加入する場合、保険証は発行されず、保険証に代わるものとして資格確認書が交付されます。

そして、マイナ保険証をお持ちでない方には、現行の保険証や資格確認書の有効期限を迎える前に、申請なしで新たな有効期限の資格確認書を郵送する予定としております。

現在、町内では、歯科や調剤薬局を含む全ての医療機関等において、オンラインでの資格確認が可能となっており、患者の同意があれば他の医療機関での診療情報を生かしたより良い医療が提供できます。

さらに、入院などで限度額認定証の交付手続をしなくても、医療費の限度額を超える窓口での支払が不要となることや、就職や転職、引っ越しなどの際に保険者が変わらなければ、手続なしに継続してマイナ保険証を利用することができます。

課題としましては、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行されるまでに時間を要することや、マイナンバーカードの有効期限が切れた際には、マイナ保険証として利用できなくなることが挙げられます。

また、回線の不具合などでオンラインでの資格確認ができない場合や、まだオンラインに対応していない医療機関等を受診する場合は、現行の保険証や保険者から交付された資格情報のお知らせを併せて所持しておく必要があることなどが考えられます。

御質問1点目のマイナ保険証の普及につきましては、広報紙等での周知をはじめ、高齢者への利用促進として、今年7月から8月まで、各地区で行われているミニデイや通いの場など43か所に出向き、約500人の高齢者を対象に、マイナ保険証の周知・啓発や利用、登録方法等の説明会を実施しました。あわせて、行政区嘱託員会議や民生委員児童委員協議会の定例会においても同様の説明を行い、健康保険課で登録等の支援を行う旨をお伝えしているところでございます。

続きまして、2点目のマイナンバーカードをまだ取得されていない方への対応につきましては、高齢者や障害者施設でマイナンバーカードの交付申請をしやすいように、今年度から住民課において、出張申請を進めています。既に、高齢者施設で約100人の出張申請を行っており、本事例については、総務省の先進事例として紹介されているところでございます。

出張申請については、グループホームや入所施設からの問合せもあることから、今後も施設での出張申請を広く推進していくこととしております。

また、マイナ保険証の利用登録については、11月末に健康保険課から高齢者や障害者施設の施設長宛てに、マイナ保険証または資格確認書に係る連絡事項を通知し、制度の周知や町の支援状況をお知らせしております。

各種施設の入所の方がマイナ保険証の利用を希望される場合には、住民課と健康保険課が連携し、さらに支援を強化していきます。

ほかにも、マイナ保険証の普及として、健康保険課窓口では、国民健康保険や後期高齢者医療以外の方にも利用登録等の支援を行っております。

今後もマイナ保険証の円滑な移行や、利用促進の取り組みを進めるとともに、マイナ保険証でも健康保険証や資格確認書でも、いずれでも安心して受診できるよう対応していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9 番（豊瀬和久議員） 引き続き、マイナ保険証の利用促進のための取り組みをよろしく願います。

次に、4 問目の都市計画マスタープランの見直しについてお伺いをいたします。

昨年 12 月に行った都市計画マスタープランの見直しについての一般質問では、金田町長より次のような考えが示されました。

「現在の天津町の都市計画マスタープランは、平成 31 年 3 月に作成されたものであり、近年の社会情勢の変化を反映できていない部分があり、この変化に対応した町の中長期ビジョンを示すため、大幅な見直しが必要だということから、令和 6 年度からの本格着手に向け準備を進めている。

また、見直しについては、T SMC の第 2 工場の建設や空港アクセス鉄道の詳細ルートを検討状況など、現在進行形で動いている様々な要因も見極めながら検討する必要があると考えている。都市計画マスタープランの見直しに関するスケジュール化につきましては、見直しをするには、天津町の現状等をしっかり把握し、絶えず変化する社会情勢等を盛り込む必要があると考えており、用途の見直し、立地的成果計画の策定も含め、全体の策定には、通常であれば少なくとも 2 か年程度は要しますが、拙速にならない範囲でもう少しショートにスピード感を持って対応できないかの検討を担当課に指示しているところであります。

そして、その中で町民の皆様にアンケート調査をお願いすることになると思いますし、住民の皆様ワークショップ等も開催していきますので、住民の皆様にマスタープランの目的等を含め、しっかりと確実に周知を図っていきます。」との答弁をされました。

そのことについて 2 点お伺いをいたします。

1 点目は、社会情勢や環境が急速に大きく変化していますが、その変化に対して都市計画マスタープランは町を住みよくするために見直すわけですが、現在、この見直し、計画の見直しはどのような進捗状況にあり、今のこのスピード感などの対応状況については、町長としてどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

また、2 点目は、町民へこの都市計画マスタープランの見直しについての、これは町長が考える町を住みよくするために都市計画マスタープランをどのように見直していくのかということについての情報提供はどのように行っているのかについて、具体的に金田町長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の社会情勢の変化への対応の考え方についてですが、現在大津町で発生しているマンション開発や企業進出等が急増している状況は、人口や雇用の受皿の増加、それらに伴う税収の増加といった効果が見込まれる一方で、無秩序に開発が進んだ場合、道路や上下水道等のインフラ整備に多額の費用が必要になるとともに、それらが後追いとなることによる交通渋滞の発生など、生活環境の悪化を招く恐れがあります。また、後追いの開発となった場合は、のちの道路や排水整備で、今回、土地の価格の上昇の話もございましたが、多額の予算を要する懸念もございます。

こういった状況に対応するために、令和6年度から大津町都市計画マスタープランの改定に着手しています。現在のマスタープランは、T S M Cの進出や空港アクセス鉄道の肥後大津ルートが決定する前の平成31年3月に改定したものであることから、今回の改定により、急激な社会環境の変化に対応し、できる限り、町の目指す方向へ民間の開発も誘導できるような計画とする考えです。

さらに、マスタープランの改定に併せて、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導する立地適正化計画の策定にも着手しています。この計画により、新たな開発を町内の適正なエリアに誘導していくことで、住宅開発や企業進出等との相乗効果を生み出しながら、より有利な国財源を活用して、持続可能なまちづくりに取り組んでいく予定です。

なお、町民の皆様の暮らしに直結する課題である交通渋滞への対応については、マスタープランの見直し等に先行して交通量調査を行い、渋滞が発生している交差点における信号制御や、三吉原北出口線の予備設計等を実施しています。

また、豊瀬議員からありました、スピード感のお話ですけども、やはり住民の皆様が期待しているスピード感とはかけ離れているということは実感をしております。先日も、例えば、J A S Mの南側の道路の多車線化というところのお話をする機会がございました。農地で特に建物はほとんど建っておりませんので、住民の皆様感覚からすると1年、2年あればあのくらい広げられるじゃないかという声もある一方で、現実としては、もうJ A S M発表から3年半ほどたっていますが、何も変わっていない状況で、もちろん裏方では動いておりますが、これからは用地交渉等で恐らく四、五年ほどはかかるだろうという、工期に7年、8年ほどかかるような状況でございます。

そうした中、県のほう、国のほう、あるいは町としても1日でも早く実現できるように状況をしっかり説明しながら、あるいは計画を説明しながら進めていくこと。そして、道路の分析等も行っておりますけども、手法を誤らない、より効果的なものを確実にやっていくように進めていきたいと思っております。

次に、2点目の町民への都市計画マスタープランの見直しについての情報提供についてですが、まず見直しの前提となる人口の変化や、住宅開発、企業進等が急増している状況につきまして、今年の6月から7月に小学校区単位で開催したまちづくり懇談会において、町民の皆様にご説明させていただき、御意見をいただきました。

現在は、現状分析や課題整理、まちづくりの方針の検討を進めており、今年度末には検討状況に関する情報発信や見直しに向けた町民アンケート等を行う予定としています。

さらに来年度には、町民の皆様のご意見をいただくワークショップや、パブリックコメント等を

実施する計画です。

引き続き、様々な手法により情報発信を丁寧に行いながら、来年度末までの策定を目指して、都市計画マスタープランの見直し等を進めていきます。

○議長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 都市計画マスタープランを見直すことは、町をよくするために、住みやすくするために見直すわけですので、しっかりどうよくしていくのかとか、どのようによくしたいと町長として思っているのかということとをしっかりと住民の皆様にご伝えるとともに、この進捗状況ですね、やっぱりスピード感も必要ですし、しっかり理解をしていただければ一番いいと思いますので、そういう進捗状況とか、町長の思いを情報提供としてしっかりと伝えていただければいいかと思っていますので、よろしくお願いします。

最後に、災害時の火災防止に有効感震ブレーカーの普及啓発についてお伺いをいたします。

地震に伴う電気機器からの出火を防ぐには、強い揺れを感知すると自動的に電気を遮断する感震ブレーカーが有効だと言われています。今後起こり得る大規模地震に備え、普及を加速させていくべきではないでしょうか。

総務省消防庁は、感震ブレーカーの普及に向けた検討会を開催して、今年1月に起こった能登半島地震で起きた石川県輪島市の大規模火災を教訓に、住宅などへの設置を促す対策を取りまとめる方針であります。この大規模火災は、電気機器や電気関係の配線などが発火する電気火災が原因と考えられており、住宅や店舗、約240棟が焼損する甚大な被害をもたらしました。

電気火災は、過去の地震でも多発しており、注意が欠かせません。阪神淡路大震災や東日本大震災では、原因が特定された火災の半数以上を占めています。使用中の電熱器具から地震で散乱した可燃物に着火したり、損傷した電気コードが停電復旧時に発火した事例があります。

しかしながら、2022年の内閣府が行った世論調査によれば、感震ブレーカーを設置していると回答した人の割合はわずか5.2%とのことでした。背景には、認知度の低さや出火防止効果を実感しづらいことがあるとされています。感震ブレーカーは、分電盤に内蔵、外付けするタイプやおもりやばねの力でブレーカーを落とす簡易タイプなどがあり、いずれも震度5強相当の揺れで作動するようになっています。地震時は、身の安全確保が最優先されるため、火災の発見や初期消火が遅れて被害が拡大する事態が想定されますので、延焼の危険性が高い木造住宅密集地域などの普及が急務ではないでしょうか。

そのようなことから、2点お伺いをいたします。

1点目は、感震ブレーカーの認知度の低さや出火防止効果を実感しづらいことが設置されない理由にありますので、設置に結びつくような広報を強化する必要があると思いますがいかがでしょうか。

2点目は、感震ブレーカーの購入・設置への費用助成が必要ではないかと思いますが、金田町長の御見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 豊瀬議員の質問にお答えいたします。

近年の大規模地震発生時には、電気を起因とする火災が多くみられるようになっており、兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震では、地震の揺れによる出火の主な原因は電気に起因するものと考えられています。

平成26年3月に首都直下地震緊急対策推進基本計画における出火防止対策として感震ブレーカー等の普及促進が位置づけられ、その後、内閣府・消防庁・経済産業省の連携のもと、大規模地震への備えとして感震ブレーカー等の普及が求められています。

しかしながら、内閣府が全国3千人に行ったアンケート結果では、2022年9月時点で、この感震ブレーカーの設置率は5.2%にとどまっています。

また、令和6年1月の能登半島地震では輪島市で大規模火災が発生しましたが、これは火災の原因は地震で損傷した屋内の電気配線がショートした可能性があると考えられています。この火災は避難によって初期消火が遅れ、約240棟が焼損、焼失面積は約4万9千平方メートルに上っています。この火災災害により、今後の大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及推進が必要とされるとともに、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、感震ブレーカーの普及が位置づけられています。

総務省消防庁では、今後、感震ブレーカーの普及推進に係る検討会を開催し、感震ブレーカーの普及について実態及び課題を整理した上で、各地域で普及推進する際の参考モデル計画を策定するとともに、支援措置についても検討するとしています。

大津町では、これまで防災士による防災グッズの展示等により、重りの落下を利用した簡易タイプの感震ブレーカーについて展示・啓発活動を行っていただいているところですが、感震ブレーカーの設置助成については行っておりません。今後は、防災基本計画に基づいた地域防災計画の見直しや家屋の密集状態等に応じて広域連合消防本部、電気関係事業者や住宅関係事業者等と連携した普及体制を構築することが必要と考えています。

なお、消防庁は令和6年10月県市区町村等に対して、感震ブレーカーの設置支援状況等のアンケート調査を実施していますが、設置支援事業を設けているのは、都道府県約19%、市区町村約10%といった状況です。九州では福岡県柳川市が令和6年8月から2万円を上限として2分の1の補助を行っているようです。

町としましては、感震ブレーカー自体を知らない方も多いことも踏まえ、まずは引き続き防災士の皆様とも連携して感震ブレーカーの普及・推進を図るとともに、防災訓練や広報誌なども用いて感震ブレーカーにとどまらず、様々な防災グッズや備えの啓発を強化していきます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久議員。

○9番（豊瀬和久議員） 引き続き、町民の命と財産を守る取り組みをしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時10分より再開します。

午後0時07分 休憩

△

午後1時10分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より早退の届出がっておりますので、御報告を申し上げます。

三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 皆さん、こんにちは。議席番号6番、三宮美香です。

議場に傍聴にお越しの皆様、オンライン傍聴の皆様、ありがとうございます。今期最後の一般質問になりますので、思いの丈を質問させていただきます。多少言葉がきつくなることを御了承ください。

質問は大きく3つです。1、水泳の授業を民間委託できないか。また、スポーツの森にプールを建設できないか。2、小中学校へのタブレット導入の検証。3、町民が「住んで幸せ」と思える町にするために町ができることはなにかです。

まず、1つ目の水泳の授業を民間委託できないか。また、スポーツの森にプールを建設できないかです。

水泳は、心身ともに健やかな成長を促す上で、非常に効果的な運動です。学校教育における水泳で、子供たちは健康な身体と心、そして社会性を身につけることができます。しかし、安全への配慮や教師の負担感、さらには設備管理運営など様々な課題があるのも事実です。子供たちの泳力向上と1校に1つのプール、大津町では小中学校が11ありますので、11個のプールになります。1校に1つのプールを維持するためにかけきた資源を複数の学校でシェアすることで、教師の負担軽減（働き方改革）や、財政負担の軽減につながるのではと考えます。そろそろ水泳の授業の在り方を考える時期ではないでしょうか。そして、その延長線上として町民の健康増進のためにスポーツの森にプールを建設する考えはありませんか、という質問ですが、資料1―①を御覧ください。

水泳の授業が抱える課題を考えると、まず、1、プール施設の維持管理です。福岡県古賀市は、令和5年度から古賀市立小中学校11校の小学1年生から中学2年生までの約4千700人の児童生徒の水泳の授業を民間委託されています。令和5年度は、1つの事業所に委託し、7月から3月まで授業をされ、令和6年度は2つの事業所に委託し、できるだけ年内で全校の授業が終わるようにされているそうです。

古賀市が民間委託を考えた背景は、資料右のほうに古賀市ホームページ「市長室ブログ」がありますが、そちらの書かれてあるように、老朽化が進む各学校プールの維持管理、さらに更新、建て替えに係る財政負担の軽減でした。古賀市の試算では、建て替えを前提とした場合の今後50年間の費用は、年平均5千500万円、一方、民間委託の場合は約2千万円と記載されています。実際に古賀市学校教育課に確認をした回答が左の部分です。各学校のプール施設維持管理に係る費用は、平成29年から31年の平均額として913万円ですが、それに今後50年間の施設コスト、プール解体、建て替え費用、プール槽の改修費用、濾過機更新費用などが別途必要になります。市長ブ

ログでは、そこを今後5年間の費用は年平均5千500万円と書かれていました。民間委託した場合の令和5年度の決算額は1千980万円、令和6年度の予算額として2千169万円と出されています。このまま続けて年平均5千万円か、委託して約2千万円にするか、この差が大きなポイントになると考えます。

次に、資料1―②の水泳の授業に対する心理的負担感です。

このデータの出典元は、記載のとおりです。小学校教師が水泳の授業に対して感じていることという項目で、自分の指導力に自信があるか、1人で教える場合の児童生徒数は少ないほうがよいか、理想の水泳授業が実践できているか、この小学校体育における水泳授業の実態に対する研究、目標、内容、方法に着目した課題の抽出に対してどう思われますか。

また、古賀市でのヒアリングで先生と生徒の声も確認しました。プールの点検などの手間がなくなった、子供たちと向き合う時間が増えた、専門家による指導で子供たちの状態が早い、子供のアンケートでも、泳ぎが上手になったとの回答が得られています。この結果を覚えておいてください。

次に、資料1―③、横になって申し訳ないんですが、古賀市が記者発表されたときのもので、ホームページにも掲載されています。民間委託をスタートしたときの文章です。目的としてあるように、室内プールで水泳授業を実施することで、季節や天候に左右されることなく計画的に授業が実施できます。また、専門的技術を有するインストラクターが指導することにより、児童生徒の泳力向上が期待できます。授業前後の教員による水量の管理、水質のチェック、危機管理の点検や清掃など、教員が担っていた維持管理に係る負担を軽減することができますとありますが、実際に古賀市では、先ほどのアンケートの結果のように、この目的がクリアされているということです。

先生方の働き方改革にもなり、子供たちの泳力向上にもつながっているということがよくわかります。そろそろ水泳の授業の在り方を考える時期ではないでしょうか。

ここまでは教育長に対する質問です。

また、通告書にはその延長線上として町民の健康増進のためにスポーツの森にプールを建設する考えはありませんかと書きました。えがお健康スタジアムの中にあるプールに健康づくりのために通っている60歳代の友人がいます。やや体重が重かったため膝を悪くしていました。膝が悪いので一般的なウォーキングではなく、水中でのウォーキングだと足に負担がかからず、続けることができました。もちろんそれ以外にも健康づくりを頑張っていました。何と体重を10キロ落とすことができ、血液検査の結果も改善されていました。

町民の健康増進は、国保や介護保険のみならず、医療費の財政圧迫を軽減させる効果があります。スポーツの森建設当初は、プールも造られる予定があったと聞いています。ぜひ、町民の健康増進のためにもプールの建設を考えていただきたいと思います。

ここは町長の考えをお答えください。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。三宮議員の御質問にお答えいたします。

まず、水泳の授業を民間委託できないかとの御質問についてですが、学校プールの民間委託につ

いては、教育の質の向上や教職員の負担軽減といった利点がある一方で、費用対効果や安全管理の問題も慎重に検討する必要があります。働き方改革や子供たちの泳力向上を踏まえた内容につきましては、後ほど、教育長から答弁がありますが、町としては、教育委員会と連携し、地域のニーズや近隣自治体の事例を参考に、学校や保護者からの意見収集を行いながら、持続可能な形で町全体の教育環境整備を図ります。また、財政面や住民の声を重視しながら協議を進めていきます。

次に、スポーツの森にプールを建設できないかという御質問について、平成16年に開館した大津町運動公園内にある総合体育館を計画する際に、スポーツ推進審議会の中で町民プールの話もありましたが、同時期に民間による屋内プールが建設されたため町民プールの計画は一旦休止となり、現在に至っております。

議員がおっしゃるように、スポーツの森にプールを建設するとした場合、最近の公営プールに係る整備費用を調査したところ、平均建築単価が1平米当たり約50万円程度となります。それを基に、総合体育館付近に、公営プールとしては少し小さめですが、一般的な小学校プールサイズである25メートル×6コース規模のプールを建設した場合、本工事だけで約5億5千万円ほどかかる見込みです。あわせて、別途、基本実施設計ほか年間維持費や各小中学校からのバスなどでの移動等を考えますとより大きな費用になることが想定されます。

ただ一方で、議員がおっしゃるように、費用対効果などの面から各校に個別のプールを設置しないケースも増えつつあり、大津町においても全小中学校で1つないしは2つのプールを共有で使用するという案は、私も費用面からも1つの合理性がある方策だと考えております。

したがって、厳しい財政状況もある中、まずは今後建て替えが検討されている大津南小学校の新設をする際にはプールを設置せずに、例えば、大津中学校のプールを使用することも一つの案として考えています。ただし、移動の時間や負担などを踏まえれば授業時間などへの影響も発生しますので、学校や教育委員会などもしっかりとした議論が必要だと考えております。

また、プールを集約するにあたって、議員が提案されているように、スポーツの森にプールを新設し、授業以外の時間を住民の皆様へ一定の受益者負担もお願いした上で開放するという案は費用対効果だけではなく住民サービス向上や健康づくりにも寄与すると考えております。

ただし、そちらも一方で現在のところは、まだ新しいものを含めて、既に各小学校に移動の負担もなく利用可能なプールが個別に設置されていることと、現在の町の財政状況を踏まえれば、短期的な時間軸ではスポーツの森に新たなプールを整備して各小中学校が移動しながら共同で使っていくことは難しい面もあるのではないかと認識です。

したがって、町として計画と方針を持ち、中長期的な視点から学校やプール改修の必要のたびにプールを集約していき、どこかの段階で、複数の小中学校が授業でも活用する総合町民プールとして運営していくことが、時間は要しますが、現時点では最も現実的かつ有効な手法ではないかと考えています。

なお、町内には唯一の民間屋内プール施設があり、人口増加が進む中では今後も新たな施設ができる可能性もあります。既存の民間屋内プールにおいては、子供から大人まで多くの町民が利用さ

れており、利用者等の奪い合いが懸念され、共存の在り方も重要な課題だと認識しています。

以上のことから、公営プール建設は、現時点では大変困難な状況と考えますが、学校プールの集約化など調査研究を進めながら、将来、スポーツの森へプール建設も長期的な視点で検討していきます。

具体的な検討の際には、町民の皆様や町の水泳協会などの関係団体にも御意見を伺いながら、費用対効果や需要等も再度見極めを行い、慎重に進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） こんにちは。三宮議員の水泳授業を民間委託できないかにつきまして、私からは水泳授業の在り方を中心にお答えさせていただきます。

学校教育における体育の分野では、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向け、小学校から高等学校までを見通した指導内容が位置づけられています。その一環としての水泳の授業につきましては、小学校低学年の水遊び、中学年での浮く・泳ぐ運動、高学年から中学校での水泳という構成になっており、小学校の高学年からクロールと平泳ぎの2つの泳法を学習します。

この2つの泳法では、速く・長く泳ぐことを目標とし、それぞれが自己の課題に応じた運動の工夫をすることを大切にしています。

学校における水泳の授業は、学校以外において水に関わるレジャーやスポーツを安全に楽しむ上でも、議員御指摘のとおり、大切であると考えています。

本町の水泳の授業は、県教育委員会が作成した教育課程編成要領に沿って、小中学校では、前期の6月上旬から7月下旬にかけて計画していますが、天候の制約を受けることも多いうえ、近年、猛暑による熱中症対策もあり、計画どおりの実施が難しくなっています。

また、安心・安全な水泳授業の実施には、プール施設の清掃、ろ過装置などの機器の点検・清掃、水質管理などの施設の安全管理が必要になります。本年度から授業開始前に各学校が実施していたプールの清掃作業は外部委託し、学校の負担軽減を図っていますが、毎日のプール施設の維持・管理のための水質検査や点検など、教職員の負担が生じていることは事実であり、この面で民間の力を活用することは有用であると考えます。

しかし、あくまでも体育における水泳の授業は、教育課程の一環で行われるものであり、体育の目的を理解して授業を行うのは、免許を有する教員でなければなりません。ただ、その一方で、教科担任制を基本としない小学校においては、水泳指導に専門性を有さない教員も多く、技術指導に悩むケースも少なくありません。現在、教師間での交換授業や体育専科教員の配置等を導入している小学校もありますが、水泳指導上の課題であると考えています。

そのような中、大津町水泳協会様からコロナ禍で休止されていた夏休みの水泳教室再開に合わせ、協会員の皆様が学校の授業において、水泳の技術指導のサポートができるとの申出をいただき、令和6年度は、大津小学校と護川小学校において教員と連携した児童の泳力向上を図ったところで、す。

同じ学年でも泳力は個々に異なるため、個々の状況に応じた専門的できめ細やかな指導のアドバ

イス等をいただけたことにより、指導の充実を図ることができたと学校からも報告を受けています。

また、その授業を受けた児童の内、数名は水泳に興味を持ち、民間のスイミングスクールに通うようになったということもあるようです。

教育委員会としましては、今後も町水泳協会等と協議しながら、教員の技術指導のサポートの幅を広げ、児童生徒の泳力向上と水泳指導における教師の技術指導に係る負担軽減を図っていきたいと考えています。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再度質問をさせていただきます。

町長に対しては、遠くない未来、各小中学校のプールを集約していき、スポーツの施設ができればいいという考え方で理解してよろしいでしょうか、というところと。

教育長に対しては、教育者としての水泳の授業の在り方という点でお話をしてくださいましたが、安全に楽しむためにも、溺れないためにも着衣水泳の指導などができるインストラクター、専門のインストラクターからの指導を受けるという点では、やはり民間委託は今後必要になってくると思われます。教員でなければならないという考え方をそろそろ変えるべきではないかと考えています。

新しいことや変化を嫌う反抗勢力というものがありますが、やはり今までの考え方からちょっと脱して、新しい考え方を取り入れていくべきではないかと考えています。

再度、水泳の授業の在り方を考える時期ではないでしょうかというところで質問をします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

プールの集約化及びそれも踏まえた上での町民総合プールの建設の時期ということでございますけども、今の天津町の学校のプール、かなりまだ新しいところもありまして、喫緊で改修が必要なおところが南小が建て替えるのであれば場所も含めてですね、南小学校が恐らくまずあります。そのあと天津中学校、東小等々ありますけども、そういったスケジュール感を踏まえまして、10年以内というわけにはいかないというようなスケジュール感で考えておりますけども、先ほど話しましたとおり、財政状況も踏まえまして、各校に1つのプールというのは、以前はですね、多分夏休み等も開放しておりまして、いろんな多様性、意味合いがあったと思うんですけども、現実を踏まえまして、集約していく中で授業の質も高めていくのは非常にいい考えだと思いますので、方向性としては、私としては現時点ではそのように思っているところです。

以上になります。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 三宮議員さんの再質問にお答えします。

水泳の授業は教員でなければならないというのは、基本的に免許を持っている教員でなければ授業に責任を取ることができない。これはもう基本的な決まりでございます。多分、先ほど御紹介があった古賀市さんの場合も、必ずその技術指導のサポートは受けておられても、学校の先生方必ず

その場におられて、必ず子供たちの指導に対する見取りであったり、進度であったり、さらには、授業後の様々な課題の検討というのは教師の方がやられているはずだと思います。そういう意味で申し上げました。ですから、そういうところを踏まえながら、本年度は水泳協会の皆様の技術指導を受けながら各学校が指導をやったということでございます。

確かに、水泳指導をするときの、先ほど申し上げましたような危機、プール管理の負担というのは本当に先生方ございますので、その辺については、引き続き教育委員会としても考えていこうと思っているところでございます。

それから、着衣水泳でございますけれども、これについては、現在でもプールを使用しなくなった最後の段階で、各学校で夏休み前にですね、実施していたりする学校もあります。その際には、多分、以前は水泳協会の方からも指導を受けたりとかいうことをしておりましたので、そういう面での民間のお力を借りるということは決して否定するものではないし、今後しっかり検討していきたいと考えているところです。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 今後の町民も使えるプールの建設と、あと、各小中学校に対しては、水泳協会の指導にも期待をしたいと思います。

次の質問に移ります。

2つ目の質問は、小中学校へのタブレット導入の検証です。

資料2-①に書きましたが、GIGAスクール構想は1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰1人取り残すことなく、公平に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現するというものでした。

タブレット端末導入から数年が経過した今、生徒の成績や学習態度に変化があったのか。教科書やノートの代替として、タブレット端末がどれだけ活用され、通学時の負担軽減につながったのかなどの検証はどうされているでしょうか。

また、これからのICT教育をどう進める計画なのか、それぞれ具体的なデータがあれば教えてください。

一般的な検証として、書きましたように、1、目的に応じた評価指標、2、利用状況、3、学習効果の検証、4、教員のICT活用スキルの評価、5、生徒や保護者の意見収集、6、技術的側面の評価、7、コストの検討、8、課題の特定と改善提案、9、長期的な効果測定、これらを体系的に進めることでタブレット導入が教育現場に与える影響を総合的に把握することが可能になると考えます。

資料2-②は、文部科学省が出している令和4年度学校における教育の情報化の実態に関する調査結果です。

全国や熊本の実態が細かくされていたので一部を載せています。熊本県は、全国平均よりもよい分析だということが見えてとれます。

資料右の都道府県別順位、教員のICT活用指導力の状況では5項目ありますが、全てにおいて熊本市は上位にありました。ということは、生徒の成績や学習態度、タブレット端末の利用状況など、具体的によい評価が数字で出るものと期待をします。

そして、気になるのは荷物の重さです。資料2-③は、私が2018年9月、一般質問で荷物の重さについて質問をしたときの補助資料です。市内の児童生徒に1週間荷物の重さを測定していただいたものでした。新生児、生まれたばかりのベビーの平均体重が3キロです。6キロだとベビー2人分になります。また、10キロを超すとフルセットのゴルフバッグの重さに相当するそうです。

こちらに書いていますように、小中学生の荷物の重さは、その子供の体重の10%以下が望ましいというガイドラインもあります。置き勉はある程度可能にはなりましたが、現在はタブレットがケースに入って加わった形になります。通学時の負担軽減につながっているのでしょうか。

繰り返しますが、質問はタブレット端末導入から数年が経過した今、生徒の成績や学習態度に変化があったのか、教科書やノートの代替としてタブレット端末がどれだけ活用され、通学時の負担軽減につながったのかなどの検証はどうされているのか。

また、これからのICT教育をどう進める計画なのかです。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 三宮議員の小中学校へのタブレット端末導入の検証についての御質問にお答えします。

子供たちにとってSNS等の利用が日常のものとなっている現在、学校現場においても、これまでの教育実践の蓄積のうえに、タブレット端末等を鉛筆やノートと並ぶマストアイテムの文房具として活用しながら、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性をはぐくむ教育を目指しているところです。

タブレット端末の導入前と導入後の児童生徒の成績がどのように変化したかという御質問ですが、授業はタブレットのみで行っているわけではなく、教科書やノート、プリントやタブレット等、様々な教具や道具のメリットを生かしながら学習を進めているため、タブレット端末の導入に限定した全体的な成績への効果をお示しするのは難しいところです。

しかしながら、タブレット端末は授業の在り方に大きな効果をもたらしているのは事実であり、従来では難しかった授業展開や個別指導ができるようになったことで、子供たちの学習への意欲・関心は間違いなく高まっていると言えます。

例えば、タブレット端末を通して、子供たちは互いの考えを簡単に共有できますし、教師も子供全員の考えを即座に把握し、電子黒板等で表示することもできます。以前に比べれば夢のようなことであり、授業の効率化と指導の個別化、子供同士の話し合い活動の充実等が可能になっています。

4年前のタブレット導入時には、使い慣れのため、子供たちも教職員も、とにかく使ってみることを優先しました。コロナ禍とも重なり、タブレット端末はオンライン学習用というイメージが強かったと感じていますが、オンラインもタブレット端末の持つ機能の一つであり、他にも様々な機能を備えていますので、現在は使い慣れの次の段階として、様々なタブレットの機能を効果的に使

うことを各学校で工夫しているところです。

したがって、町内の小中学校では、全国や県と比べても高い比率でタブレット端末を活用していますが、その使用頻度や活用方法、活用時間などは、教科あるいは学習内容や目標によって違っています。

インターネットによる調べ学習や授業支援システムによる資料作成などで多くの時間を活用する場合もあれば、互いの考えを交流するとき、あるいは学習ログとしての機能を生かすため端末の振り返りのときだけ使用する場合もあり、タブレット端末だからこそできる利点を効果的に生かす授業を工夫しているところです。

なお、タブレット端末によるデジタルドリルは、長期休業中の宿題や日常的な家庭学習、あるいは、学校における補充指導等で、一人一人の進度に合わせた課題等の配信による学習が進められるようになっていきます。このことは、学習内容の定着に課題がある子供たちの理解度を高めたり、興味・関心に合わせた探究学習をしたりすることに大きな効果を発揮しています。

ただ一方で、子供たちの理解を深め、思考力を高めるうえでは、考えを実際にノートに書く活動や紙の教科書をめくりながら声に出して読む活動といった、従来の学習スタイルも大切だと考えています。

今後も、全ての学習活動をタブレット端末を通して行うのではなく、実際に書くことなど、従来の学習活動の良さも生かした教育活動の充実、授業改善を推進していきたいと考えています。

続いて、通学時の負担の点ですが、タブレット端末の導入で教科書やノートの持ち帰りがなくなったわけではありません。したがって、子供たちにとってタブレット端末を持ち帰るときは、登下校時の負担が発生しますが、各学校では令和3年3月の児童生徒の携行品にかかる配慮を元に、教室の棚に教科書や資料等を保管し、必要なときに必要なものを持ち帰るように工夫することで児童生徒の負担軽減を図っているところです。

なお、今後のICT教育についてですが、大津町では令和元年度に大津町学校教育情報化推進計画を策定し、国が進めるGIGAスクール構想のもと令和3年度の1人1台タブレット端末の本格導入と快適なインターネット環境整備、併せて授業支援ソフトや教職員への説明会や段階的な研修会の実施などに取り組み、全ての学校が学校情報化優良校に認定されました。

現在は、令和5年度に改訂した第2次大津町学校教育情報化推進計画を基に、令和7年度のタブレット端末の更新準備やタブレット端末の授業における効果的な活用に向け、情報教育担当者会議や研究主任会議における授業改善の視点の検討を進めているところです。これは、タブレット端末を子供たち自身が主体的に活用する場の工夫という、授業改善の次のステップでもあります。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に展開できるような学習の在り方を目指し、子供たち自身が自分の課題解決に向けて解決方法を選択し、その中でICT機器を効果的に活用できるよう、町内各小中学校の実践事例を基に、授業改善を進めていく考えです。

今後も、ICT活用にかかる教職員の指導力向上を図りながら、ICT環境を生かした学校教育の充実に努めていきたいと考えています。

なお、詳細につきましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私からは児童生徒の学習態度の変化についてを御説明させていただきます。

タブレット端末を導入した効果については、学習活動の感想として、子供たちからも「授業支援ソフトを使うことで、リアルタイムに互いの考えを知り、自分の考えと比較できるので、さらに考えが深まったり、別の考え方に変えたりできる」という声があります。これは、教職員にとっても利点があり、いち早く子供たちの考えている内容や状況がわかりますので、考えの共有の際、意図的な指名ができたり、つまづいている子供たちを支援したりなど、教師の支援の充実にも生かされています。

また、学習の成果物としてグループで作成することのある新聞等の作成時にも、手書きのころのような誰かが書くのを待つ時間のロスがなく、同時に編集できますので、効率的な時間の使い方ができています。

また、タブレット端末で板書の写真を撮って、次の時間以降の参考にしたり、実験や練習の様子を動画で撮って確認・記録したりすることで、子供たちは自分たちの学習活動を客観的に見ることができます。このことは、子供たちの理解を深めることに役立つとともに、学習内容を基に子供たち自身がテスト問題を作り互いに出し合うなどの姿も見られています。

こうしたタブレット端末の活用を支える基本として、タイピング力の向上は大切ですので、朝の活動やテスト後の隙間時間にタイピングを練習したり、視写をタブレットで行ったりという技能向上の取り組みをしています。

加えて、委員会活動などの特別活動にも掲示資料をタブレット端末で作成し、発表するなどの機会を増やしています。

令和5年度児童生徒の情報活用能力のアンケート結果を見ると、相手や目的を考えた情報発信や更新について、小学3年生から6年生までの子供たち80%以上が肯定的な回答をしています。

また、相手や目的を考えてメディアを組み合わせた表現と安全に気をつけた情報発信や発信について、中学生は9割近くが肯定的に回答をしています。このことから、先に述べたとおり、取り組みの中で子供たち自身も情報処理や情報発信の力がついていると感じていることがわかります。

なお、令和6年度の全国学力・学習状況調査を令和3年度と比較しますと授業の中でタブレット端末を、「ほぼ毎日、あるいは週1回以上」活用した割合が、令和3年度は2割強から令和6年度は7割強と増えており、全国や県と比較しても高い活用率となっております。

教育委員会としましては、各学校において高速大容量のインターネット環境の整備をするとともに、家庭学習でもタブレット端末を使っていけるよう、導入時からインターネット環境のない家庭にはモバイルルーターの貸出しを行うなど学習環境の整備に力を入れてきたところです。

今後につきましても、第2次大津町学校教育情報化推進計画に沿った取り組みを進め、子供たち自身がより一層効果的なICT活用ができるように推進をしてまいります。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再度質問をさせていただきます。

タブレットが加わったことによる効果の検証は、タブレットだけを授業で使っているわけではないので出せないというような回答でしたが、その回答の中で、教育長も部長の言葉ではいろいろな説明をされていたと思います。それをきちんと整理して見せていただかないと、令和7年度の更新の時期、議員も交代をしておりますので賛成できないんじゃないかという心配も出てくると思われるが、そのタブレットを使ったことによる評価や効果測定を今後する予定はないのかということと。

置き勉などをする、令和3年度からですね、工夫もされてきていますが、令和3年度に一度、子供たちの荷物の重さも教育委員会のほうから指示を出されて測定をされていたと思います。タブレットが入った後、その後、どうなったのかは確認はされていないのでしょうか。

以上、2点をお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 三宮議員の再質問にお答えします。

効果検証、来年の更新を見通してということでの質問と重さ、持ち物の重量についての確認をしたのかといった質問だったかと思います。

1問目につきましては、今、現在、来年度の更新に向けての準備を進めております。来年度は一応県のほうでですね、統合して各市町村、自治体、統合しての更新をですね、今進めておられますので、その中で大津町のほうも参加して、今準備をしているところでございます。

それと併せまして、今まで、これまでの大津町の取り組みでありますとか、今言われましたような内容についての効果検証はやっていきたいと思っております。

それから、荷物の関係でございますけれども、これまでもこのことにつきましては、校長会や学校、それから学校の生徒会、子供たちの中でも話し合われて取り組んできたところです。

また、地域の御意見も踏まえてですね、学校運営協議会などにも意見を伺いながら取り組みを進めてきたところですが、それから、児童生徒はじめ保護者への周知、徹底ですね。そういったところも努めてきましたが、毎年度毎年度いろんなことを工夫しながらですね、各学校取り組みをなされています。授業時間割の工夫を見ながらですね、そのタブレットの持ち帰りとか、そういったところを考えると、あと大きな重い持ち帰りの際には、もう保護者の協力を得てですね、保護者の方に呼びかけて取りに来てもらうとか。それぞれの学校で取り組みはされております。

先ほど言われました、重さの確認をしたかというところでは、ちょっとこ一、二年の中ではできていませんが、内容については、毎年度、特に年度当初は先生の入替わり等がございますので、そういった中で校長会とか、学校のほうには呼びかけて、再度持ち物のですね、適正な取扱いについてということで、教育委員会からも指導、注意を行っているところでございます。

以上です。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） では、3つ目の質問に移ります。

町民が「住んで幸せ」と思える町にするために町ができることはなにかという点です。

まちづくりについては、午前中、同僚議員も質問の中にありましたので、多少重複があることをお許しください。

資料3－①です。

大津町に住んでいる町民が「住んで幸せと感ずること」が、これからのまちづくりのテーマだと考えます。大津町が取り組むべき施策や具体的な取り組みには町民の声の反映や町民参加は欠かせないと思います。例えば、町民懇談会での参加者の少なさや、町内の危険と思われる空き家や景観を損なう駅周辺の建物に対する対応の遅さ、利用者の視点に立っているとは言い難い巡回バスの運行状況、町民の生活の質の向上のための環境整備や高齢者や弱者への配慮など、町民の意見を反映しているようには見えません。改めて、これからの大津町を町民が「住んで幸せ」と思える町にするための具体的な取り組みをお示しください。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の町民が「住んで幸せ」と思える町にするために町ができることはなにかという御質問にお答えいたします。

まず、私が考える、また町として現在進めている「住んで幸せ」と思えるまちづくりの前提について話を交えて答弁をさせていただきます。

国家財政や地方財政の運用の原則は、入を量り出づるを制すであり、行政あるいは、政治家としては収入に併せて支出を考える必要があります。そして、財政面も含めて、我々は今住んでいる方々、そしてこれからも、あるいはこれから住み暮らす方々、そうした全ての方々の未来への責任があると考えております。未来への財政不安がある中では、あるいは、多くの方が気づいていなくとも潜在的な財政危機が潜む状態では、永続的に「住んで幸せ」と思っていいただけるまちづくりはできないと考えています。

まちづくりにおいては、まずは住民の皆様の声を可能な限り把握し、寄り添うということは当然前提ですが、財政に限りがあることを踏まえれば、ある一部の受益者の声への予算を伴う要望に応えることは、その他の多くの方々のために使うことのできる予算の目減りにつながるということを肝に銘じる必要があります、町としては現在、そして未来にわたって町民の皆様への責任を果たす必要があると考えています。

まちづくり懇談会を含めた様々な答弁の中では、毎度、財源の話ばかりをして私としても大変申し訳なく思っております。しかし、私自身が就任して最も危機感を覚えたのは、そして一丁目一番での対応が必要だと感じたことは財政面での課題です。全員協議会での財政シミュレーションでもお示しましたが、町の有する既存のインフラ整備だけでも非常に厳しい状況にあります。

議会で以前も意見書が出されていた学校施設の改修はもとより、給食センターの建て替えや、町立幼保育園や各種公共施設の大規模改修・建て替えなど多数の支出が確実に発生する中で、熊本地震の影響もありますが財源が見込めないまま多くの事業が先送りされてきました。

一方で、この間、予算を伴う行政サービスや維持管理に多額の管理費を伴う施設は少しずつでは

あるものの拡充の一途です。もちろん、それは全て短期目線で見れば住民サービスの拡充によって住民の幸せ度は上がるかもしれませんが、私はより長い目でも、住民の皆様の暮らしや幸せに向き合うことが不可欠であると考えながら行政運営を進めています。

こうした背景の中で、就任以来、未来を担う子供たちの学びやである大津中学校や護川小学校の大規模改修を進める一方で、私としても苦渋の決断ながら、1園の建て替えにも、あるいは運用にも多額の費用を要する3つの町立保育園の再編、あけぼの団地等の建て替え・集約への整備方針の変更、ピーク時には年間5億円超という規模で長年にわたり一般会計からの多額の繰入れが続いていたものの一度も見直しが行われていなかった公共下水道使用料や、同じく長年行われていなかった国民健康保険税の見直しなど、議会の皆様の御理解を得ながら中長期的な視点による支出の見直しを行ってきました。その過程においては、多数の厳しい御意見も含めて様々な声をいただきましたが、これらも将来にわたり「住んで幸せ」と思える町をつくるために、覚悟と責任をもって、そして町としては可能な限り丁寧に御説明させていただきながら取り組んできたことです。

もちろん、支出を減らす一方では、入りを増やす行政の努力として、ふるさと納税や企業版ふるさと納税への取り組み強化、新たに開始した遊休町有地の有償貸付け等によって、町の収入は着実に増えております。加えて、事業を実施する際には、これまで大津町では活用できていなかった国の交付金等も知恵を絞り積極的に活用することで、町会計からの支出の圧縮を進めています。

しかし、それでも、今回の一般質問でも御意見をいただいておりますが、これまでの積み残しの事業に加えて、T SMC進出による新たな課題としての道路や排水などの様々な社会インフラ整備、さらに未来を見据えた中間駅近辺整備や工業団地整備など、様々な財政需要があり、結果、大きく増加している町の収入を踏まえても、町財政は依然として極めて厳しい状況です。さらに、今後も社会保障に関する費用は年々大幅に増加していきますので、その点にも責任を持てる対応が必要だと考えています。

したがって、「住んで幸せ」と思っただくために、引き続き事業実施における無駄をなくすとともに、既存事業も新たな事業もあれもこれもではなく、あれかこれかで優先順位をつけながら一つ一つしっかりと取り組むことで、今の幸せの向上を図り、一方で未来にも責任を持てる財政運営・町政運営を進めていく考えです。

また、別の視点からは住民サービス向上は必ずしも多額の予算上昇を伴うものではないと認識しています。就任以来、インターネットやスマートフォンで活用可能なサービスや情報発信の拡充、民間企業との包括協定、災害時応援協定、高齢者等見守りネットワークの拡充など、ICTや民間企業の協力を得ることによる住民サービスの拡充も進めており、今後も、「住んで幸せ」と思っただけのように、こうした観点からも引き続き積極的に取り組んでいく考えです。

また、太陽光設備の適正な設置及び維持管理に関する条例等も制定させていただきましたが、地方自治体の持つ条例制定権も生かしながら、より住みやすいまちづくりも進めていきたいと考えています。

通告書に記載いただいている具体的な内容にお応えしますと、まちづくり懇談会は大津町の住民

数からすると、御指摘のとおり、依然として少ない状況で、情報発信方法や内容にはまだまだ努力の余地があると感じています。本年は昨年よりも多くの方に参加いただき、各会場において初めて参加される方がいらっしゃいました。こうした懇談会や報告会の取り組みは多くの自治体において、参加者が少ないことを理由に廃止や縮小されていますが、一つには広聴の場があるということ、そして、それを設ける姿勢があることも町として大切なことだと考えていますので、引き続き、より多くの方に御来場いただける工夫をしながら、粘り強く続けていきたいと考えています。

一方で、議員御指摘のとおり、大津町が取り組むべき施策や具体的な取り組みには町民の実態やニーズ把握は欠かせないものであり、今後も町民懇談会に限らず、毎年行っている町民アンケート、各種説明会、パブリックコメント、町政への提案制度など様々な形で町民の皆様の声を聴く取り組みを行っていきます。加えて、地域と町のパイプ役を担う地区担当職員制度により、職員が地域に出向き、悩みや困りごとを直接聞き、課題解決につなげる取り組みもしっかりと継続していく考えです。

町内の危険空き家や景観を損なう建物に対する対応につきましては、危険空き家の除却費用や改修に係る費用を助成する制度を創設するとともに、道路改修などに伴い御協力を得る必要がある物件については、定期的に所有者と協議・交渉を行いながら改善に向けて努力しているところです。法的にも所有する側の権利があることから、所有者による解体が最善の方法と考え、引き続き、精一杯の交渉をしていきます。また、物件などの買収に多額の費用を要する場合には、単に多くの声があるという観点だけではなく、限られた財源の中で何を優先するべきかということを冷静に考え分析した上で、説明・選択していくことも町の財政全体を把握する立場として必要なことだと考えています。

また、昨年から実施している、まちなかバスの実証運行につきましては、住民説明会やバス・乗合タクシー利用者への聞き取り調査、WEBアンケート等を実施し、町民ニーズの把握に努め、利便性向上を図っています。今回の実証運行においては、既存の便の運行ルート等の工夫により、予算を増やさずに取り組んでいるものですが、利用者は以前よりも着実に増えています。より多くのニーズを満たすために、便数やルートを増やすことは、確かに巡回バス単体で見たときの満足度は向上するものと思われますが、その分、予算は確実に膨らみますので、短中長期のいずれかにおいて必ず何かの住民サービスとの調整が必要になります。よって、まちなかバスにつきましても、引き続き、令和7年9月末までの実証運行を進めながら、最小の経費で最大の効果が出せるように取り組んでいく所存です。

様々な施策において、町民の皆様の意見を聴きながら反映に努めていますが、意見の中には、できることとできないこと、あるいは、俯瞰的・中長期的に見た際にやるべきことと、町の持続可能性の観点から恐らくやるべきではないことがあると感じています。また、住民の皆様の中で意見が割れることも頻繁に起こります。

TSMCの影響による企業や住宅の立地、熊本空港アクセス鉄道整備などにより町の置かれている状況が大きく変わる中で、町民の皆様の多様な実態や意見を把握することはより重要性を増して

おります。

一方で、価値観も多様化する中、「住んで幸せと思ってもらえる町像」は以前よりも個々人による相違があると感じています。もちろん、交通渋滞の緩和や水の安全安心などは、ほぼ全ての住民の方に共通することだと思いますが、例えばT SMC進出によって、都市化を望む方もいれば、それを望まない方もおられます。また、予算が有限な中で、町営プールを望まれる方もいれば、全天候型の陸上レーンを望まれる方もおられます。さらに、既存のスポーツ設備の改修や強化を望まれる方もおられます。

また、もう少し大きな枠組みでいえば、子育て支援の充実を望む方もいれば、福祉の充実を望む方もおられます。制約がある中で、様々な声を全てを100%かなえることはできませんが、行政の責務とは、一つには様々なニーズを把握調整して、知恵を絞りながら、最小の経費で最大の効果を出すこと、蒲島前知事の言葉をお借りすれば、制約の中で、住民の幸福量を最大化することだと考えています。また、100%かなえることはできないからこそ、あるいは100%全ての方が納得できる選択はほぼ存在し得ないからこそ、行政あるいは政治家として多くの声を聴いた上で、政策・施策の選択理由を可能な限り詳しく説明し、その選択に対する理解を得る努力が求められると考えています。

そうした様々な声を踏まえた上で、全町的な視点から決断し、反映していくことは、T SMC進出によって町を取り巻く環境が大きく変わる中、より一層重要性を増しておりますので、責任と自覚と覚悟を持って、引き続き町民の皆様の声を伺いながら一人一人が、今、そして将来にわたって幸せに住み続けられるまちづくりを行っていきます。

○議長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6番（三宮美香議員） 再度質問いたします。

ちょっと時間がないので、最も危機感を持ったのは財政面での課題だというお話でしたが、今までのつけが回ってきたという印象です。できないことが多いという回答が全てでした。

折しも先日、県議会の一般質問がありまして、菊池郡市選出の議員が空港アクセスと肥後大津駅についての質問をその中に入れていました。執行部からの回答の中で、基本計画を策定する中で大津町は魅力的なまちづくりを行うでしょうというような回答があったのですが、今の町長の回答からは魅力的なまちづくりが行えるとは到底思えません。ない袖は振れない。大きなことはできないという回答のように聞こえました。私が議員になって8年になりますが、駅南口の周辺の古い建物などもずっと変わらないままです。今後10年間を考えても変わらないんじゃないかなと思ってしまえるほどのもどかしさがあります。聞き取りのときにお話をしましたが、不動産関係のアンケート、2社ぐらいアンケートをされていましたが、住んで幸せと思える町、住みたいと思う町というアンケートで、上位に菊陽町と合志市が入っていました。残念ながら大津町は10位にも入っておらず、11位それ以降というところでした。

先ほど町長は、個々人による相違があるとおっしゃいましたが、この菊陽町、合志市が上位であることと、大津町が10位にも入っていなかったというこの差は何だと思われませんか。お尋ねしま

す。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 三宮議員の再質問にお答えいたします。

菊陽町、合志市が上位で大津町はなかった理由ということですが、そのアンケート自体がどういう母体に対してどういう取り方をしたかというのがわからないので、正確にはお答えできないかもしれませんが、以前、別のアンケートで確認したところでは、やはり、例えば、某A社があったとして、その方がその住民の方に、物件の方にアンケートを取る中で、実はその物件自体が駅に近いところに多いのか、商業施設が多いのか。あるいは、もう少し離れた場所に多いのか等々でもそのアンケートにぶれがあるというふうに伺っております。

いずれにしても、全体的な雰囲気、あるいは町の在り方としましては、必ずしも住民の個人によって意見が割れないこともかなり多数に上りますので、全体間を踏まえてしっかりと今の時点、あるいは将来的にも多くの方に幸せと思っていただけるまちづくりを進めたいと、そのように考えております。

○議 長（桐原則雄） 三宮美香議員。

○6 番（三宮美香議員） 質問を終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。2時20分より再開します。

午後2時10分 休憩

△

午後2時20分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田代元気議員。

○2 番（田代元気議員） 皆さん、こんにちは。議席番号2番、田代元気です。

早いものでこの定例会が任期中最後の定例会となりました。令和3年3月議会において初めて行った一般質問が小学校部活動の地域移行についてと新型コロナワクチン接種についてでした。あれから約4年の月日がたち、小学校の部活動に変わる学童スポーツクラブは、クラブおおづの御尽力により年々参加者も増え、子供たちをはじめ、保護者の方からも大変好評であり、教育委員会をはじめ、多くの関係者の子供たちに対する熱い気持ちが満足いく取り組みにつながっていると感じております。

新型コロナについては、ワクチン接種の予約における混乱も今では昔話のようで、現在ではコロナ禍以前に行われていたイベントの復活や、新たなイベントを始めたことでさらに町が活気づいているのではと思うところであります。

また、最近の明るい話題でいいますと、大津高校サッカー部が全国選手権への出場と高校年代国内最高峰プレミアリーグにおいて西地区で初の高校チームのチャンピオンとなり、今度の日曜日、15日に東地区の代表とファイナルを戦うことになっております。過度なプレッシャーはいけませんが、ぜひともチャンピオンを目指して頑張ってください、その勢いを選手権につないでいってほ

しいと思います。

それでは、通告書に従い、今任期最後の一般質問を行います。自分自身の最後の一般質問とならないようにしっかりと行いますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、お昼の２番手ということで眠くなるかもしれませんが、前回は一部眠気をさそうような質問だったので、皆さんが眠くならないように努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず、中学校部活動の地域移行について質問を行います。

私も中学生の頃は野球部でお世話になり、高校まで続けさせていただきました。その頃といいますと、顧問の先生がいて、外部の指導者もあり、さらには休日になると保護者の方やＯＢの方に練習のお手伝いをしていただいたと記憶しております。

後ろにおられる桐原議長にも当時、バッティングピッチャーやノックを打ってもらっていたなど原稿を作りながら思い出していたところですよ。もしその頃にこの地域移行の話があればスムーズに進んでいたのではないかなと思うところでもあります。しかし、この地域移行については、なかなか頭を抱えられておられる自治体も多いと思いますし、本町においても同じではないかなと思います。

この質問については、就任以来何度も行っておりますし、所属の委員会でもいつも質疑を行っており、またかよと思われる方も多いと思いますが、私のライフワークでもありますので御勘弁をお願いしたいと思います。

それでは、本題に入りますが、中学校部活動の地域移行について、今年度スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動重点地域事業に本町が県内では南関町とともに採択されました。この実証事業について、９月議会における委員会の説明では、部活動以外の種目の体験や体を動かす楽しさを味わう多様なスポーツ機会の提供、次に、指導者不足を補うために体育スポーツ系大学生やパラアスリートなどを含むアスリート人材の活用。最後に、初心者を対象とした技術指導の動画コンテンツなどの活用と３つの項目について取り組んでいくと説明がありました。

また、スポーツの種目は未定だが、本町に不足している部活動の難しい部分の課題解決に向けて取り組んでいくと説明がありました。

現在では、既に幾つかの部活では合同部活も始まっており、着実に地域移行に向けた取り組みが進んでいると感じておりますが、国の実証事業に選ばれた以上、ほかの自治体の模範となるような取り組みを残りの３か月ほどしか時間は残されていませんが、さらに進めていかなければならないと思います。

そこで質問ですが、このスポーツ庁の補助金を活用した実証事業は、具体的にどのような取り組みを行い、そして、その成果はどのようなことが考えられるのか、教育委員会の見解を伺いたいと思います。

また、この実証事業は９月議会の補正予算が成立後に始まっており、約半年の期間で行わなければならないと思いますが、これまでの取り組みはどう進んでいるのか質問いたします。

次に、文化部の地域移行について質問いたします。

文化部については、毎年夏に開催される熊本マーチングフェスティバルに今年度、大津中、北中

が合同で出場したことや、今議会に提案されている小中学校の施設開放に関する条例の改正、また、現在、大規模改修中の大津中学校では、文化部の生徒が休日にも校舎に入れるような改修が進んでおり、文化部においても地域移行に向け着実に歩みを進めていると思います。

しかし、今回の運動部のように補助金を活用するといった事業はできないため、限られた予算、人材で進めていかなければなりません。

そこでお伺いしますが、文化部の地域移行について、今後どのように取り組んでいくのか質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の中学校部活動の休日の地域移行に関する質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、これまでの取り組みといたしまして、令和4年に策定された国のガイドラインを基に、令和5年12月に第1回目の検討委員会を立ち上げました。町の地域移行における基本方針や、令和8年度からの完全移行に向けた3年間のロードマップを作成し、スケジュールに沿いながら取り組みを進めています。また、学校現場での認識を深めるために、町内2つの中学校の教職員や新入生、その保護者への説明会を行い、教職員全員を対象にアンケートを実施しています。また、7月から両校部活動の合同練習会を月1回程度実施し、その練習会に参加した各部活動の代表生徒と意見交換会を開き、子供たちの地域移行に対する不安や期待などの実態把握に努めているところです。

地域移行に向けて避けて通れない課題として、指導者の確保や活動場所、謝金や保険など運用に係る費用、会費をどうするかという問題があります。町としては様々な検討を進めながら、国・県へ財政支援策などを機会を捉えて要望しているところですが、具体的な方向性は現段階で示されておらず、町の方針としても具体的に固めることができていない状況です。

また、県内外の優良事例、先進的な取り組みで紹介されている自治体は、ほとんどが国の実証事業に取り組まれているものです。大津町におきましても熊本県と相談し、今回、国の実証事業に手を挙げたのも、本町の移行に係る課題の一つである指導にかかる補助資料や人材確保に役立てたいとの思いからです。

将来にわたり子供たちがスポーツや文化に親しみ継続した活動ができる環境を確保・整備するために、本事業を有効活用しながら今後も段階的な部活動の休日移行に取り組んでいきます。

なお、文化部につきましても地域移行の進め方については基本的には運動部と変わりなく、休日の学校部活動から段階的に地域に移行するところですが、こちらも生徒の意見を反映させながら、部活動の休日の地域移行と地域のスポーツ、文化環境の一体的な整備に向け取り組んでいきます。

詳細につきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） それでは、田代議員の中学校部活動の休日の地域移行について、私からは採択されました地域スポーツクラブ活動体制整備事業の実証事業について御説明をさせていただきます。

この事業は、スポーツ庁の地域スポーツクラブ活動体制整備事業の重点地域における政策課題への実証事業ということで、その幾つかの政策課題の中で、今回、大津町では、多様なスポーツ機会の提供と、体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用及び動画コンテンツ等の活用の3つの課題に取り組んでいます。

まず、1つ目の多様なスポーツ機会の提供であります。これは、将来にわたって子供たちがスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、そして、今の子供たちのニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するために様々なスポーツを体験するプログラムを提供するものです。

町では、部活動への参加の有無に関わらず、全ての生徒が自由に競技種目を体験できる簡単なプログラムやニュースポーツ体験などを通して、生徒の志向や体力等に応じた様々なスポーツの体験ができる地域クラブ活動を検討してまいります。

2つ目の体育・スポーツ系の大学生、パラアスリート等を含むアスリート人材等の活用についてですが、これは、指導者不足を改善する対策の一つとして、町では、熊本学園大学や熊本大学などの学生アシスタントの活用を行います。これまでに大学との協議を行い、学生アシスタントとしての意識づけや、コンプライアンス研修などを行い、町内のそれぞれの部活動に参画する予定としています。

3つ目の動画コンテンツ等の活用ですが、これは、指導者の資質向上や専門的な指導者が配置されていない部活動の指導をサポートするために、各スポーツの基礎となる動きなどを解説した動画や専門性のある指導者が監修した練習メニューなどの動画を作成し提供をします。具体的には、野球競技において、送球、捕球などの守備や、スイング、バント、走塁などの攻撃に分類し、初級、中級、上級毎にイメージとポイント解説を交えながら、基本的な技能習得に必要な練習動画の作成を行います。なお、動画解説者として、昨年、社会人野球日本選手権で準優勝したホンダ技研熊本硬式野球部の監督をはじめ選手の皆さんの御協力をいただきながら作成をする予定です。

この動画を参考に、競技経験のない顧問の先生や生徒たちが自己流の練習ではなく、各種目の基本動作やその基礎となる練習メニューを習得できるものと考えます。その他、各種目協会の指導育成部門の担当者と協議を行い、内容設定やメニュー選択などの決定し、撮影を行っております。

今回、実証実験を試行することですっきりと取り組みの成果を検証し、国や県、他の地域でも参考となるよう課題を共有しながら取り組んでまいります。

次に、2点目の御質問、文化部についてどう取り組むのかにつきましては、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きる糧となるものです。今回の地域移行を契機に、生徒が地域の文化芸術活動に参加し、将来、地域における文化芸術の発展と、地域社会を豊かにする持続可能な取り組みにつなげていきたいと考えています。

現在、町内中学校の文化部活動は、吹奏楽部、パソコン部、美術部の3部が活動しており、両校に共通している部活動は吹奏楽部のみとなります。

吹奏楽部は、休日練習やマーチング大会への出場など頻回に活動を行っている状況です。文化部の地域移行に向けた活動として、8月に3日間合同練習会を行いました。外部コーチ等の人材確保

については、県内の音楽大学と現在協議を進めながら調整をしている状況です。パソコン部、美術部についても、民間企業や文化協会等へ働きかけを行い、休日の地域移行をしっかりと協議しながら進めていく考えでございます。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○２番（田代元気議員） 再度質問します。

やっぱり指導者についてが一番の課題なのかなと思うんですけど、９月の補正予算が成立して３か月ほどたって、大学と協議をしている段階でまだ派遣していただけてないということなんですけど、多分、いつぐらいにその派遣していただくのか。多分、野球なんかもう今からシーズンオフなんですよね。今から派遣されてもその技術的な指導とかちょっと厳しいのじゃないかなと思うんですけど、その辺りについてどのような感じで指導者に来ていただくのかと。

あとですね、町で今年度から雇用している部活動のコーディネーター２名おられますけど、その２名の方はどのような成果を上げているのかの２点を質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 田代議員の再質問のほうにお答えします。

指導者についてということで、今、どのような感じでこう指導していくのかということで、現在ですね、大学のほうにはお話をさせていただいてですね、今現在、募集をかけている状況です。その募集に応募いただいて、それから、各部活動とマッチングをしていくような形になるかと思えますので、できたら今年中にはですね、ちょっと進めていきたいというふうに考えております。

それから、コーディネーター２名の方々の成果ということでございますが、いろいろ各学校と連携をさせていただいて、また、各学校の部活動の顧問のほうとも連携をさせていただいて、今、合同部活動などをですね、積極的にほぼほぼ全部の部活動で合同部活動のほうはですね、やっているような形でございます。

それから、また、子供たちや学校の先生たちにもですね、いろんな御意見とか話を、要望等も聞きながらですね、そういったところの取り組みの中にどんどん入っていただいているところです。

あと、令和８年度に向けてのスタートに向けて今スケジュール管理しながらですね、やっておりますので、次年度、７年度からスタートできる部分についてはですね、早めにスタートできるような形で今準備を進めているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○２番（田代元気議員） 再度質問なんですけど、熊本市なんかが何か最近部活動は残すっていうことで、何かちょっと国の方向性とは逆行するようなことを言われたみたいなんですけど、町は確実に進めているんで、令和８年度までには移行ができるのかなと思うんですけど、教育長自身がですね、その自信があるのかというか、こういう言い方失礼なんですけど、私たち文教厚生常任委員会で長崎の長与町のほうに行ってまいりました。そこはもう本当教育長がリーダーシップを発揮され

て地域移行を行ってまして、本当何かいい取り組みだなんて思ったんですけど、そこに追いつけ、追い越せみたいな感じで本当やってほしんですけど、教育長の意気込みというかですね、それを聞かせていただけたらと思います。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 田代議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今、例に出された長与町の取り組みなんですけれども、こちら積極的に教員の方を活用するということで進めておられまして、週のですね、練習時間を、例えば、週に3日、そして、週末2日を練習されているということを私も聞いております。そうなりますと、その週2日に本来の学校の先生方が出て行くということになりますと、立場は変わるんですけれども、兼務でですね。けど同じ先生が平日指導しながら、週末も2日間出ていかれるという状況が発生しています。なので、このままこの例を大津町に取り入れて、そして先生方の働き方改革といったことを進めていくとすれば、部活動に携わる先生がどこで休まれるかなという、そこは私大変危惧しております。ですので、長与町におきまして、希望される先生方の協力を得るということに関しては、私も大津町である程度取り入れていかなければ難しいのではないかなと考えているところです。

ですから、そういう大津町でできることをですね、しっかりと検討しながら令和8年度からぜひできるように頑張っていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） ぜひ、教育長の力強い意気込みを感じましたので、あと1年ちょっとの期間しかないんですね、せっかく町が自ら手を挙げて実証事業に採択されましたので、また、地元の県議もですね、先日の県議会の一般質問でこの中学校部活動の移行について質問されておりますしですね、ぜひとも全ての子供たちが取り残されない持続可能な部活動が続けていけるように取り組みを進めてもらえたらと思います。

それでは、次に、町職員の人材確保について質問いたします。

T SMCの進出以降、本町や近隣の地域では様々な問題が起こっております。T SMC関連企業の進出やマンションや住宅建設により土地価格の高騰、また、そういった開発が進むことで農地が減少し、農業を廃業される方も少なくありません。賃貸では家賃を上げられるなどで閉店や撤退を余儀なくされるなど、我々地域住民からすれば影の部分に接する機会が多くなったのではないのでしょうか。

また、最近では人件費の高騰で人材不足が問題となっております。例えば、熊本県の最低賃金が大幅に引き上げられたことも影響しているかもしれませんが、町内では、日中の自給でも1千円を超えるところも多く、様々な業種間で人材の獲得競争が起きているといった話も多く聞くようになりました。飲食店では、時給1千円でもなかなか人が集まらずに、書き入れ時の週末でも十分なサービスが提供できないこともあり、キャパの6割から7割程度にお客様の入店を控えて縮小して営業しているといった話も伺いました。

また、待遇面でも人材の流出が起きております。先月の熊日新聞の記事によりますと、熊本県庁では、10代から30代の自己都合退職者が2022年度は44人、2023年度は38人で、10年前の2014年と比べ約2.5倍に増えております。退職の理由は、転職が多く、理由は待遇面だけではなく、ルーティンワークや業務量の多さを感じていることが要因ではといった有識者のお話も載っておりました。また、志願者も減少しており、2024年の採用試験では、初めて競争率が3倍を下回り、受験者数も10年前と比較し300人ほど減ったとも書かれておりました。この件に関しましては、本町でも対岸火事として捉えることはできず、危機感を持って早急に取り組まなければ役場機能に大きな影響をもたらすと考えますが、どのような対策を考えているのか、町長の考えを伺います。

次に、会計年度任用職員についてですが、広報おおづには町職員の求人が毎月掲載されています。中でも大津保育園の保育士と給食センターの職員は毎月のように掲載されている状況です。

うちは大津保育園に子供が3人お世話になっておりますので、毎日のように先生方と接する機会がありますが、本当に職員の皆様におかれましてはしっかりと子供一人一人と向き合って保育をされていると感じております。会計年度任用職員につきましても、本当に正規職員と同様、またそれ以上に保育の業務を行っていると感じております。最近、若い会計年度任用職員の方とお話をしまして、今月号の広報おおづに保育士の正規職員の追加募集が掲載されていた件について話したところ、頑張って挑戦したいという話もされました。このように、高みを目指して頑張っている職員もおられます。しかし、毎回求人を出さなければならないほど人材が足りていない。集まらないということだと思います。

また、給食センターの職員については、11月の広報では事務補助の募集はありましたが、10月号まで掲載されていた調理補助については掲載がなかったので、調理員は定員まで達したのかと安心しましたが、今月号にはまた調理補助の募集が載っていました。これは単純に考えると、1か月で退職されたのかなと考えるのが普通で、はたからみればよっぽど働きにくい職場ではないかと思われると理解するところであります。給食センターでは、今年度、派遣会社からも人材を派遣していただき運営を行っていますが、恐らく現在は定員以下で業務を行い、職員の皆様には相当の負担がかかっていることだと思います。

このように、毎月のように募集をかけても人が集まらない状況ですが、このまま募集しても来ないという考えでは、現在、業務にあたっている職員の負担を軽減できず、最悪の場合は退職され、さらに勤務状況を悪化させるおそれもあると考えますが、町長及び教育長の考えを伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、近隣市町はじめ地元企業の人手が不足している状況が発生しております。

若年層の離職、転職はどの業種も多い状況にありますが、全国的に公務員離れが生じており、大津町も新卒の採用試験の一次試験受験者が本年度は16名と激減し、人材の確保に苦慮しているところです。また、若年層の転職者、離職者も増加傾向にあり、30代以下の職員の退職は令和5年

度で5名、令和6年度は現時点で4名となっており、特に採用から3年以内の離職者を見ると、令和4年、5年で5名となっており、3年定着する前の離職が目立つというような状況でございます。

また、先ほど熊本県庁のお話もありましたけども、割合、職員比重で見ると県庁よりもより多くの離職者が出ていると認識しておりまして、対岸の火事といいますか、本当に火急の取り組みとして行う必要があると考えておるところです。

このような厳しい状況の中ですが、令和5年4月から職員定数を242人へ増員させていただき、定員管理計画を前倒しして採用に取り組んでいるところです。新卒の受験者数が減少する中、2年前から新たに開始した社会人枠の応募者数は比較的多い状況であり、また、実際に入庁した職員は前職の経験もいかしながら即戦力として業務に当たっており、大津町役場のプロパー職員と良い相乗が生まれていると感じています。したがって、本年度も新卒を主な対象とした秋の共同試験に加え、追加の採用試験においては社会人試験枠を設け、より多くの方に受験していただく他、来年度以降の取り組みとしては、秋の共同試験に加え、年間を通した試験の実施等も検討しているところです。

一方では、採用ばかりではなく、職員の離職を防ぐために、職員が大津町役場に愛着を持ち、働きやすいと感じる職場環境の再構築が急務となっております。そうしたことから令和5年度からは、先輩職員が、キャリアやメンタル的なサポートなどを行い、新規採用職員の成長を支援するメンター制度を導入しています。また、全ての職員がモチベーションを上げて働けるよう、定年までのキャリアモデルの提示や充実した研修の実施、自己研鑽のための資格取得助成金制度、さらに自主的な政策研究を行う職員グループへの補助制度の導入などに新たにに取り組んでいます。

また、1人あたりの業務負担を減らすため、庶務事務の電子決裁化などDXによる業務改善にも取り組んでいるところです。

今後は、職員が今以上に安心して働けるよう、議会からの政策提言書にもありましたようなカスタマーハラスメントなどから職員を守る仕組み作りや、メンタルヘルス対策の健康相談の充実も必要と考えています。

次に、会計年度任用職員の募集についてですが、ハローワークに加え、昨年度より民間の求人サイト等に掲載したことで応募が増加傾向にあります。しかし、議員おっしゃるように、保育所や給食センターなど職種によっては応募がない、または応募があっても離職者が出て充足にはいたらないケースが続いており、今後、保育所については幼稚園との統合を、給食センターについても今後の在り方を見通した上で、正規職員とのバランスを考え、会計年度任用職員として必要な採用は継続していかなければならないと考えています。

また、今年度から会計年度任用職員のうち条件を満たす職員は正規職員と同じ率で勤勉手当が支給されるようになりました。また、会計年度任用職員の給料についても、人事院勧告にならない、常勤職員同様の改定を上程しています。

会計年度任用職員の処遇改善とともに、正規職員と同様に、大津町役場に愛着を持っていただき、毎日が充実した働きやすい職場環境整備のため、引き続き改善を継続していきたいと考えています。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 私からは給食センターにおける町職員の人材確保についてお答えさせていただきます。

議員からもありましたように、給食センター調理員等に関しましては、広報おおづを活用して募集を行っていますが、毎回のように入員が足りないため掲載されているところです。

給食センターの会計年度任用職員につきましては、フルタイムの調理員と調理補助員が予算に対して充足していない状況です。

なお、大津町を含む近隣市町の民間企業でもほとんどの業種において求人が出ており、給食センターもその一つであり、働く人の不足が見受けられているところです。

また、菊池圏域の学校給食の調理員につきましても全ての市町が不足している状況だと聞いております。

そのため、これまでの調理員等の直接雇用の他、本年度から、先ほど議員からもありましたけれども、調理業務への人材派遣を導入し、2名の派遣調理員を加え、調理体制の強化を行うなど、調理員の確保に努めています。また、調理員等の募集につきましても、職業安定所の他、無料の求人サイトを活用し募集も行っているところです。

しかしながら、応募があっても様々な理由で離職される方もいることから、結果的に継続的な募集となっています。今後も町長部局と連携しながら、安心・安全な給食を提供するため、人員の確保に努めてまいります。

詳細につきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 私のほうから職員の任用状況について説明をさせていただきます。

正規職員については、令和4年に職員の定数条例を改正しまして242人としております。今、定員管理計画に基づき採用を行っているところです。令和5年度につきましては、採用試験を年3回実施をしております。一次試験受験者数の108名のうち、24名を採用しております。

令和6年度におきましては、今年の7月からの採用と、来年の4月からの採用の試験を実施をいたしております。7月採用試験においては、学芸員を1名採用いたしております。また、来年4月予定採用の試験については、最終合格者が現在6名ということになっております。

現在、社会人枠の経験者枠も含めた追加の採用試験の募集を予定しております。令和7年1月から試験をさらに実施することとしております。

一方、退職者の状況としましては、先ほどもありましたけれども、令和4年度の退職者11名のうち30代以下が3名、令和5年度については、退職者18名のうち30代以下が5名、令和6年度の年度途中の退職者が6名ということで、うち30代以下が4名というような状況になっております。

次に、大津保育園と給食センターの会計年度任用職員の任用状況について説明をいたします。

現在、大津保育園では、正規職員が12名、会計年度任用職員が32名ということで、毎日の園

運営で必要な人員を配置をしているところです。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた保護者の就労支援という観点から、そしてまた、保護者の多様な働き方にも柔軟に対応できるように、職員については、早出・遅出・日中の勤務等の多様な勤務シフトを組み合わせながら、会計年度任用職員の雇用時間も7.5時間の勤務、あるいは午前中の勤務、午後からの勤務、週4日勤務など複数の就労形態で今雇用を行っております。

ただ、現在、土曜勤務のみの枠が埋まっていないという状況で、通年で募集を行っているような状況になっております。

また、扶養の範囲内で働きたいという求職ニーズもございますので、これについても調査を行いながら、引き続き保育士の確保にも努めていきたいというふうに思っております。

給食センターの会計年度任用職員についてですが、現在、給食の調理員が9名、下処理などを担う調理補助員が6名と短時間勤務の調理補助員6名を任用していますが、新規に採用を行っても様々な理由で離職された方もおられることから、任用予定数の26名に満たない状況がここ数年続いております。そういったことで通年の募集を行っているような状況でございます。

このような慢性的な調理員不足に対応するため、先ほどからありましたように、人材派遣を活用しながら、新たな体制で給食調理も行っているところであります。

今後も、不足している会計年度任用職員については、短時間勤務の募集に加えまして、細やかな就業時間設定などの工夫も行いながら募集を行うとともに、新年度へ向けた体制づくりを構築し、安全・安心な給食の提供に努めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問します。

思った以上に辞めている方が多くてちょっとびっくりしたんですけども、町長の中で、新しく入った職員に充実した研修制度を設けているというのがあったんですけど、今、地域活性化企業人として、民間から来られていると思うんですけど、この逆ですね、例えば、町の職員を民間企業に1回派遣して、そこで民間のノウハウとか、何か町長が言ういつも民間のあれを身につけてもらおうと、さらに仕事の幅が広がってくると思うんですけど、職員のスキルも本当に上がってくると思うんですけど、そういう取り組みは行わないのかを1点質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 田代議員の再質問にお答えいたします。

今、地域活性化企業人として、これまでも含めて、ANA、そしてJTB、そしてルネサンスのほうから派遣をいただいております。その逆として、大津の職員を民間に派遣するというお話でございますけれども、御承知のとおり、今、国には先日まで、そして現在、県のほうにも派遣している状況でございます。民間への派遣も有効だとは考えております。ただ、極めて厳しい状況の中で、また1名派遣するということ。そして、ここはもちろん研究ですとか、モチベーション、人選が大事になるんですけども、民間に派遣したことにより、そのまま転職するケースも割合あるというお話も伺っております。そういったところも研究する必要があると思います。

また、具体的に企業さんとお話するとき、人材交流の話もさせていただいておまして、民間から1人お借りする代わりに1人送らせてもらう。ただ、なかなか先方の都合上、受入れはできても派遣は難しい等々課題もございまして、法治構成としてはやっていきたいと思っておりますので、引き続き協議・検討していきたい、そして会社のほうもしっかり構成さんも含めて選定していければとそう思うっております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 再度質問しますが、結構前向きな回答と受けていいのかなと思うんですけど、副町長がなんか経歴見ますと、トヨタのほうに1年間出向で行かれたということだったんで、そのことが今の仕事をする上でどのように生かされているのかをお聞かせいただけたらと、副町長にお願いしたいと思うんですけど。

○議長（桐原則雄） ちょっと通告と少し違う部分があるけん。通告内容の部分で。

○2番（田代元気議員） 今の答弁に対して質問です。

○議長（桐原則雄） 工藤副町長。

○副町長（工藤あずさ） 田代議員の再々質問にお答えします。

私が30歳くらいのときにトヨタ自動車のほうに1年間派遣勤務を経験いたしました。その中で、やはり公務員から民間企業への派遣というところで、やはり仕事の進め方というのは大分違う面もございました。その中で一番学んだところというのは、やはり非常に、県もそうなんですけれども、民間のほうやはり相談とかですね、決定のスピードが速いというところで、それは、例えばしっかり報告をするときとか、決着を上げていく上の様式とか、そういったところをしっかりと決めておくとか。相談の体制を決めておくというところで、もうその都度都度の機微に応じたその決断というところをですね、相談体制というところがすごく決まっていて、それで早い決断をしていて、その状況に対応していくと、そういったものがやはり県と民間のほうでは少し違うかなというところで思ったところになります。

そういった中で、私も今現在の仕事の中でですね、しっかりそういったところの仕事の進め方というのはですね、また職員さんとかにも還元できるような形で今やったりしているところでございます。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 急に申し訳なかったです。今のようですね、本当プラスになる面が多いと思いますんで、ぜひ進めていただきたいと思いますし、やっぱり職員が入ったからには辞めないような職場づくりですね。先日もパワハラとか、セクハラの事案がありましたので、本当風通しのいい職場になることを祈りまして、私の一般質問を終わります。

○議長（桐原則雄） しばらく休憩します。3時10分より再開します。

午後3時02分 休憩

△

午後３時１０分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山部良二議員。

○７番（山部良二議員） こんにちは、議席番号７番、山部良二が通告に従い、質問を行います。

お忙しい中、傍聴いただき誠にありがとうございます。

それでは、通学路の安全対策について伺いいたします。

近年、ＪＡＳＭの進出などにより宅地造成や交通量が増加しており、隣町の菊陽町では、去年の７月に続き、今年５月にも子供たちの安全が脅かされているとして、緊急的に通学路の安全状況を調べています。もちろん、大津町と同じく、通学路安全プログラムに従って年度末に合同点検の結果を公表しています。プログラムの中には、２年に一度総点検となっていますが、緊急の場合はその都度行うことになっているのではないのでしょうか。現在、住宅地造成工事等が激化した状況で、子供たちの安全を果たして守れるのでしょうか。

自身の議会リポートを配っていると、必ず地域の方からここが危ない、ここにカーブミラーをつけてほしいなどと御相談があります。実際、多くの危険箇所が存在するのではないかと感じております。

資料１を見ていただいてよろしいでしょうか。

これは美咲野のメインストリートになりますが、左上の写真が分かりづらいんですが、右上です、ね、右上の写真を見ていただくと、定規をあれしているんですが、かなりの急角度で直角にこう曲がって盛り上がっております。その他３つ花壇の植え込みなどの写真です。また、このブロックをです、ね、子供たちがこう投げて遊んだりです、非常に危険な状況だと地域の方から御指摘をいただいております。

資料２を見ていただいてよろしいでしょうか。

左上の写真は、緑ヶ丘区の通学路ですが、近年、緑ヶ丘区は人口増加により、後迫区から分離してできた区であり、また、ＪＡＳＭ関連化は定かではありませんが、外国人の方のための３階建てのアパートが乱立しており、その他にも住宅造成が大きく進んでおり、この下の地域にも新たな宅地が造成されておまして、多くの子供たちがここを通学しております。

地域の方からは、以前とは違い交通量の増加が顕著であることから３０キロ規制にしてほしいとの提案もあったと聞いています。

この写真を見ると、ポールも道路にはみ出しておりますし、通学路のカラー塗装もなされていない状況で通学しており、非常に危険だとしております。

右上の写真ですけれども、これも同じく緑ヶ丘の町道で、以前にも指摘しましたが、地域の方から町にも度々整備してほしいとの声が上がっていると思います。子供たちが通学し、特に雨が降ったときには急斜面のため、非常に危険だと聞いております。

この資料２の左下の写真ですが、ここはドラッグもりから翔陽台間の通学路ですが、私がこの写

真を撮ったときにもですね、中学生が通れないので車道にこう何ですかね、はみ出して登校するところを見ております。

以前、菊陽町で自転車通学中の高校生が雑草に車輪を取られ転倒し、大けがをするという事故も発生しております。何もしないのであれば危険な状況が永遠に続くのではないかと危惧しております。

また、ここに関しては、町民の方からも歩道の整備と声が上がっています。早急な対策が必要ではないでしょうか。

右下の写真を御覧いただいてよろしいでしょうか。写真を見るとあまりわかりづらいのですが、10センチ以上の段差がありまして、特に雨が降ったときは水たまりができて、車が舗装部分を通るため、子供たちが水たまりの中を自転車で通学する場面もよくあると町民の方からお伺いしています。

また、ここに関してはですね、町道の新設が計画されており、当然、そのことによって利便性が向上し、交通量が増加する可能性が高いので、やはり早急な対策が必要ではないかと思っております。

また、以前にもお伺いしましたが、全町的に不審者情報が多く入っており、やはり通学路に防犯カメラの設置が必要であり、また、交通事故等があった場合の確認など、今後防犯カメラの必要性が増すのではないかと思っております。何度も言いますが、企業進出が進み、宅地造成も大幅に増加しております。子供たちの命を守るため、通学路の安全確保は喫緊の課題であり、先手先手で未来を見据え、さらなる通学路の安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みが必要ではないでしょうか。

以上を踏まえ、4点お伺いいたします。

登下校の子供を守る「通学路見守りカメラ」の設置状況は。街路樹による歩道の盛り上がりや段差が生じている危険箇所の歩道整備や歩道新設が必要ではないでしょうか。3点目です。新たな宅地造成等により、室や緑ヶ丘区では交通量が増加し、子供たちが危険な通学路を通らなければならないが、安全確保のために30キロ規制や通学路の整備が必要ではないか。4番目です。各学校において保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、交通安全確保の取り組みを推進していく必要があるが、実施状況と交通安全プログラムにおける合同点検位置以外の危険箇所の把握と対応をお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の通学路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、通学路見守りカメラの設置状況について説明します。

大津警察署生活安全課内にあります大津地区防犯協会では令和元年度から地域の防犯や見守り活動を目的として、大津町、菊陽町、西原村の3町村内の各地区や事業者、学校などを対象に防犯カメラ設置事業を実施しております。大津町では、毎年、案内を8月号の広報誌やホームページなどに掲載し、10団体近く申請がありますが、大津警察署と防犯協会での審査を経て採択された5

団体に対し各５０万円を限度に補助金を支出しております。

令和５年度までに２５か所の設置を得ており、令和５年度の設置箇所につきましては、美咲野区に２か所、下町区、高尾野区、鍛冶区内に１か所ずつ設置しております。

また、今年度につきましても５団体への補助が決まっており、現在防犯協会にて対応中です。

次に、２番の街路樹による歩道の盛り上がり等の危険箇所の補修についてですが、議員御指摘の美咲野地区の町道美咲野中央線の歩道については、街路樹の根が張って舗装を持ち上げている箇所や、花壇の縁石の剥がれなどがみられる状況です。歩道の盛り上がりなどの補修については、その損傷状況が大きい美咲野地区から楽善地区につながる町道三吉原北出口線の歩道について、昨年度から歩道補修を行っていますので、美咲野中央線の歩道につきましても状況を調査し対応を検討します。

花壇の縁石の剥がれなどについても、美咲野団地が整備されたときのもので老朽化も進み、複数箇所で縁石が外れておりますので、全体的な箇所数等を調査し補修対応を行います。

次に、（３）の新たな宅地造成等の箇所の通学路の整備についてですが、議員御指摘の室や緑ヶ丘区などの他にも、現在、町内各所において宅地造成や集合住宅等の開発が進んできています。これらの箇所では、今後も交通量の増加等が予想されますので、道路整備については地域の状況に応じて事業の優先順位を図り今後の対応を検討します。また、カーブミラーや道路のカラー塗装などの交通安全施設の整備による対応も含めて協議を行い、安全確保を図ります。

なお、町内全域の危険箇所については、出水時期前の毎年５月に警察、地元消防団、役場担当課と合同で点検を行い、その情報については関係部署と情報共有しながら対応しております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） 私からは山部議員の通学路の安全対策について、御質問の４点目、交通安全プログラムの実施状況についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、ＪＡＳＭ進出に伴い大津町においても宅地造成や集合住宅等の開発が増加し、今後も交通量が増加することが予想されます。交通安全プログラムにつきましては、今年度においても１０月中旬に学校関係者、道路管理者や警察、町関係機関と通学路の合同点検を実施したところです。大津町の交通安全プログラムにつきましては、平成２７年度に策定しております。当初は、緊急の場合を除いて、２年に１度の合同点検を実施しておりましたが、近年の社会情勢や交通安全のさらなる取り組みとしまして、令和３年度からは、毎年、道路管理者、警察等関係機関との合同点検を実施し、必要な調査及び対応をしているところです。また、学校においては、合同点検時、学校関係者だけではなく、ＰＴＡ、地域学校協働活動推進員、地区長も参加していただき、危険箇所における注意すべきポイントの共通理解を図りました。

この合同点検の結果等は、今後も学校を通じて、保護者や地域の皆様との情報共有を進めてまいります。

交通安全プログラム以外の危険箇所につきましては、先ほど町長からも説明がありましたように、

道路管理者や役場関係課との情報共有と連携を図り、解決に向けた取り組みを進めていきます。

なお、詳細につきましましては、担当部長より説明させていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。私のほうからは、（２）の街路樹による歩道の補修の件と、議員御指摘の開発が進んでいる箇所の道路整備について御説明いたします。

歩道の街路樹による根上がり等の補修につきましては、町長からもありましたとおり、昨年度より町道三吉原北出口線の歩道の再整備を行っており、今年度は日吉ヶ丘団地入口前付近から東へ約８００メートル、３１か所の植樹帯付近の根上がりに伴う歩道の再整備を行っていきます。

美咲野中央線につきましても、カエデの木の根上がりが見られる箇所が出てきておりますが、現在その範囲は狭く、歩行者が通行する部分の影響は少ない状態であるため、今後、その状況等について調査を行い、損傷程度に応じて計画的な対応を考えていきます。

花壇の縁石の剥がれについてですが、通常、車でのパトロールになり、歩道の花壇の損傷まではなかなか気づきにくい部分でありましたので、現地を歩いて現状の調査を行い、補修を実施していきます。

緑ヶ丘区の町道緑ヶ丘団地東通線については、平成２２年に町道認定を行っており、町道になる前に建築確認申請時に分筆が行われたような状況ですが、この町道につきましても、その後周辺の宅地開発も進み、道路を取り巻く状況も大きく変わってきていますので、事業の優先順位を図り、今後の対応を考えていきます。まずは応急処理的な対応になりますが、路肩等の崩れている部分等の補修を実施していきたいと思っております。

また、御指摘があった室区の町道新生町東通線につきましては、今後道路改良を予定している路線であり、現在南側から事業を進めている状況です。事業を実施するまでは、応急処理的な対応を実施していくところであり、御指摘の段差につきましては先日補修も完了しております。

昨年９月の一般質問でも御指摘があったドラッグストアの西側の町道工業団地線沿いの民地からの雑草が伸びて通学路が通りづらくなっている箇所については、昨年度測量設計を実施し、歩道整備を進めていくところでしたが、この場所につきましては、位置的に町が計画しております町道三吉原北出口線の多車線化の影響を受ける場所になり、この交差点についても今後交差点協議が必要な場所となるため、三吉原北出口線の形状や交差点の位置が決まらなるとそこにつながる工業団地線の歩道も決めることができません。町道三吉原北出口線については、現在予備設計を実施しているところでございます。工業団地の道路改良事業との調整を行っている状況となります。なお、通学路側に草がはみ出て通りにくくなっている部分につきましては、先日町の方で除草を行いました。道路改良につきましては、事業の進捗を見ての対応になりますので、それまでは除草の対応で行っていかねばというふうに考えているところでございます。

道路の安全に向けては、スマホを使って道路の側溝などの不具合を通報できるシステムを導入しており、住民からの道路の穴ぼこや歩道の不具合等の報告が来て、現状把握ができるようになって

おります。システム導入から3年になり、令和6年11月末現在で約165件の報告がっております。早急に対応することにより未然の事故防止に努めております。

また、危険箇所については、各所より情報が入りますが、道路等を整備する際には、交通安全プログラムに登載されると国庫補助対象事業に認定しやすくなりますので、状況等により可能な限り登載できるように調整していきたいと思っております。今後も教育部局と連携しながら住民の安心・安全の確保に努めていきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 私の方からは、今年度の交通安全プログラムの取り組み状況について御説明させていただきます。

今年度、大津町交通安全プログラムにおきましては、6月に各小中学校において、各校区の通学路の危険箇所調査についてお願いしたところ、36箇所の危険箇所の調査要望の提出がありました。現在、その中から、合同点検が必要と思われる箇所の振り分けを行い、10月中旬に3日間をかけて、合同点検を21か所実施をしております。

また、合同点検を待たずに関係機関で対応が可能な箇所については、速やかに対応する箇所として振り分けていただいております。

合同点検後は、各関係機関でどのような対応ができるかを検討いただき、関係機関と対応策調整会議を開催する予定としています。

また、合同点検の結果や対応策などを調整し、取りまとめて年度末までには最新の対応策をホームページに公開するスケジュールで進めているところです。

現在、大津町内では様々な箇所で宅地造成や集合住宅の開発が進行し、今までは児童生徒が通学していなかったような狭い道路や開発道路を通学することも今後増えてくることが予想され、それに併せて、危険箇所も増えていくものと考えられますので、合同点検位置以外の危険箇所でも、先ほど都市整備部長からも説明ありましたように、役場担当課や関係機関と連携・情報共有しながら、通学路の安全確保に努めていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 再質問させていただきます。

この先ほどの一番最初の美咲野の直角にこうこれ自分で自転車で通ってみられるとわかりますけど、これ夕方とか、暗い今日が落ちるのが早くなったときに通られると、いかにこうバウンドするかっていうのを、本当危険なんで。なるべく早めにやってほしいのが1つと。

それとドラッグもりから翔陽台間ですね、前回の質問のときには、大体令和7年度ぐらいに整備予定だったということを聞いていたんですけど、今度の三吉原北出口線の4車線化等で遅れると、今ありましたが、であれば、多分町民の方も令和7年度にはある程度の計画がわかると思ってたと思うんで、そこに対するその住民に対する説明とか、そういうのは行っているのか。もし行っていないければ、今後、実施するのか。その点、2点についてお伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の再質問にお答えしたいと思います。

先ほどの歩道の段差につきましては、現地を確認する予定にしておりますので、その中でやはりひどいものにつきましては、随時補修をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それと、工業団地線につきましてはですね、今、設計までは終わってますので、いつでも事業に入ることはできるんですけど、やはり三吉原北出口線の拡幅の形が決まないとちょっと入られませんので、それにつきましてはですね、三吉原北出口線の事業説明などと併せてちょっと説明をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7 番（山部良二議員） 1 点だけお伺い損ねたのがありまして、えっとですね、本当全町的にですよ、宅地造成なんかが進んでおりますので、子供たちにとって危険な状況ではないかと思っております。小学生の通学途中の交通事故、令和元年から令和 5 年で調べてみるとですね、やはり小学 1 年生の死者・重傷者数というのは、6 年生に比べて当時の話ですけど 2.9 倍に上っております。やはり不慣れな小学 1 年生の交通事故の可能性が高いということはもう明らかなだと思っておりますので、当然、その交通安全に対する教育指導が必要なのはわかりますが、やはり年間のカーブミラーの設置数を増やすなど、ハード面の整備がやっぱり喫緊の課題ではないかと思っておりますので、その点について再度お伺いいたします。

○議 長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） カーブミラーの設置についてのお尋ねですけども、大体ここ 5 年間ぐらいみますと、大体申請が約 100 件で、実際に設置できているのが 50 件と。これについてはですね、地元から町へ要望受けまして、地区の交通安全協会の支部の評議員と合同で現地を見て回ってます。確かに、いろんなところにつけたほうがいいという話もありますけども、逆につけたことによって道路幅員が狭くて設置するとそこが見にくくなるとかですね、逆にその危険になるとか、そういった形のともありますので、そういったものについてはですね、一時停止、あるいは徐行とかそういったことを促すことによって十分対応ができるということで、そういった状況で今進めております。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7 番（山部良二議員） それでは、この件に関しては、また問題提起をさせていただきたいと思えます。

それでは、2 点目の調整池の整備についてお伺いいたします。

それでは、調整池の資料を見ていただいてよろしいでしょうか。資料の写真を見ますと、美咲野 2 丁目・3 丁目の調整池の雑草が年間を通して通学路の視認性を低下させていますし、また、カズラが伸び放題で、ツツジにカズラが絡まり景観も損ねていると思います。また、町民による美化作業で撤去作業も非常に大変であり、2 丁目付近の草村にはですね、ワルナスビなどの危険な植物も確認されており、黄色いトマトに似た毒性のまるみを子供たちが口にする危険性もあるのではない

かと思っております。

また、3丁目では高齢化が進み、地域住民がカズラの処理を行い、景観を守るために今でも頑張っていますが、いずれ限界がくると3丁目の方から聞いております。住民の不満もたまっておりますし、また、年1回の伐採を行ってると思いますが、費用は年間幾らぐらいかかるのか。かなりの費用がかかっているのではないかと推測します。これが30年、50年続けば一体どれほどの費用がかかるのでしょうか。

そこで提案したいと思いますが、調整池の内側をニュープレス工法等によるモルタル吹付にすることで費用対効果を上げる。通常、モルタル吹付の耐用年数は30年から、長ければ50年とされています。当然、初期費用等は高くなりますが、30年後、50年後にはどちらが費用対効果が高いのかは一目瞭然ではないかと思えます。

以上を踏まえお伺いいたします。

確かに、初期費用は当初は高くなりますが、長期的に見れば経費節減につながる調整池のモルタル吹付工事を提案いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山部議員の調整池の整備についての御質問にお答えいたします。

調整池の中のカズラなどの雑草が伸びて周辺の道路のつつじに絡まるなどして景観上も悪く、通学路の視認性も低下させているとの御指摘でした。

調整池は、開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的にためて河川への雨水の流出量を調節することにより、洪水被害の発生を防止する施設になります。雨水処理の方法や敷地面積の広さなどによってその構造は様々であるため、浸透式で法面がモルタル等ではない調整池については、定期的に伸びた草の除草や堆積した土砂等の撤去が必要になります。

町で管理している調整池において、比較的面積が広いものについては、業者への業務委託によって除草等の管理を実施していますが、除草回数は年1回程度となっているため、調整池によってはカズラなどが外まで伸びてしまい、議員御指摘のとおり、除草対応が追いついていない箇所も出てきているようです。

広大な町内において、雑草の処理等には一定の予算も必要となるため近隣住民のお力もお借りしながら、協働の中で何とか環境を維持しているところです。当然、何かを公費で行うからには、その分はどこから予算を措置する必要がありますが、現実的な課題として高齢化や過疎化により作業が年々困難になっている地域があることも把握しております。

調整池においても状況や周辺の環境等に応じて除草が不十分な箇所に対する対応を検討する必要があると考えております。

先ほどの吹付等も含めまして、詳細は、担当部長から御説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私の方からは、町が管理している調整池の状況等について説明をさせていただきます。

町で管理している調整池は主なものとしまして、美咲野区やつつじ台など宅地開発されたときに設置されたものが7か所、空港台地の南部農免道路に設置されたものが6か所のほか、開発行為により宅地造成され、事前協議によって町が管理をしているものなど約30か所あります。美咲野区の調整池などのように面積が広いものについては、業者への業務委託により、また、面積が小さいものにつきましては、会計年度任用職員の道路維持作業員により除草作業を行っているところでございます。

議員より除草作業をしなくてもいいように法面の一部をモルタルで覆ってはという御意見でしたので、カズラ等の影響が大きい美咲野2丁目と3丁目の調整池について試算をしてみました。美咲野2丁目の調整池は、周回が約390メートルあり、その法面の上の部分5メートルをモルタルで覆った場合、概算で約6千万円の整備費用がかかります。同様に、美咲野3丁目の調整池は、周回が約650メートルあり、概算で約1億円の整備費用がかかります。

今年度の調整池の管理費は、宅地開発関係での7か所で年間約400万円であり、そのうち美咲野2丁目の調整池で約65万円、美咲野3丁目の調整池で約110万円となっております。農免道路関係の6か所で年間340万円の管理費でございます。

これらの予算は調整池全体の除草等の管理委託費になりますので、調整池の法面の一部をモルタル化してもそのほかの部分につきましては除草作業等の管理業務は残ってしまうので、その予算はゼロにはならないと考えております。予算的には一部モルタル化するにはかなり厳しいものがあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

しかしながら、現在の調整池の内部の年1回の除草ではカズラ等がある調整池の場合は、カズラの成長に追いつかず周辺の道路にも影響が出ている状況にあります。

恒久的にも予算を伴うもので、交通面での安全性なども踏まえ、町が管理している調整池の中で、現在の委託内容では対応が不十分なものがあるかどうかの調査を行い、その対応方法について今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） そうですね、5メーター、できれば全部やってほしいんですけどね。以前も平成30年に美咲野の調整池の浚渫工事を行っていると思いますが、そのときかかった費用は確か2千万円以上ちょっとかかったような気がします。今の状況であれば、こう枯葉などが堆積して、当然、浚渫工事のスパンも短くなると思いますし、これもうモルタルで吹付てしまえば浚渫工事のスパンが長くなって、その費用も浮くのではないかと思いますので、今後、町民も高齢化して美化作業もなかなかやりづらい、私もあそこでよく美化作業でカズラと格闘しますけれども、上からはもう鉄線があるので入れないんで、外から引き出してもう本当大変な思いするんですよ。そのあれも考えたら、できればモルタル吹付でやっていただきたいと思うんで、その点について再度お伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 山部議員の再質問にお答えいたします。

そうですね、確かに、今後は定期的に浚渫工事とかも出てきますので、その分やはり2千万円、もしかしたら3千万円近くかかるのかもしれないというふうには懸念しております。ただ、全体的にちょっと予算等を配分した中でですね、やはりどうにかしてカズラ等による視野が道路に対してよくないということもあれば、やはりその辺もやっていかなければなりませんので、ちょっとその辺は今後の管理費の中でどうにか捻出できればというふうには考えているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） いつできる、それはすぐにできるとは私も思っておりません。でも、最低、まずは年2回の伐採、これだけはお約束していただきたいと思いますので、その点について、再度伺いたいします。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） すみません、2回というのもちょっとわかりませんが、ただ、カズラがいつ頃からそういうふうに出てくるのかとか、やはり年に2回、3回しなくちゃいけないかというのは、ちょっと今後調査して一番いい時期に切れるとか、そういうような形もちょっと調査してやっていければというふうに考えていますので、ちょっと2回とかいうのは今のところわかりませんが、ただそういうふうな形でその時期とかそういうのも考えていければというふうに思っているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） はい。このですね、モルタル吹付工事、私としては絶対やっていただきたいし、やる必要があると思っております。これからも問題提起してまいりますので、検討のほどよろしく願いいたします。

それでは、3点目の健康長寿社会の実現に向けてについて伺いいたします。

町民が心豊かに生き生きと過ごせるようにするためには、単に長寿であるだけでなく、いかに健康で過ごすことができる期間を長く保つことが重要ではないでしょうか。そのためには、生活習慣の改善や社会環境の整備によって健康寿命の延伸を図る必要があるのではないのでしょうか。

資料を見ていただいてよろしいでしょうか。

これを見ますと自宅でできる予防もありますが、やはり地域活動による予防が重要になってくるのではないかと考えております。公益財団法人長寿科学振興財団の資料にロコモティブシンドロームとは、運動器の障害のために移動機能の低下を来した状態と明記してあります。略称はロコモ、和名は運動器症候群と言われます。運動器とは、体を動かすために関わる組織や器官のことで、骨、筋肉、関節、神経などから構成されています。高齢化社会を迎えている日本では、平均寿命は約80歳に達し、運動機能障害によって日常生活に支援や介護が必要となる方が増加しています。平成25年の介護が必要となった主な原因の高齢による衰弱、骨折転倒、関節疾患を運動機能障害としてまとめると、全体の36.1%で、一番多い原因となります。また、要支援1では52.1%、要支援2では49.6%と約半数を占めており、運動機能障害をきっかけに日常生活の自立度が下がりやすいことがわかっています。平均寿命が延びている分だけ運動機能、健康を長く保ち続ける必

要があり、国民一人一人が運動機能健康維持に対して関心を向け、ロコモを予防するために運動習慣が推奨されています。

スポーツの森に運動施設があり、また、高齢の方々にも利用券を配っていると思います。免許返納された方が利用できるように、また、環境省によれば、温泉療養は症状や苦痛の軽減、健康回復増進など、全体的な改善を促すような効果があると紹介されていますが、残念ながら大津町には温泉施設がなく、菊陽町の温泉施設を利用される方が多くいらっしゃいます。菊陽町の温泉施設では、以前は同じ料金で大津町の方も利用できていましたが、現在では、町外料金が上がっていると聞いています。やはり大津町にも温泉施設をつくってほしいという声を実現していくべきではないでしょうか。すぐにはとは言いませんが、先ほども同僚議員のほうから水中歩行施設などを備えたプールという提案もありましたが、水中歩行施設などを備えた入浴施設、もしくは温泉をつければ高齢者の健康促進、健康寿命を延ばす対策になるのではないのでしょうか。

以上を踏まえ4点お伺いいたします。

生活習慣予防と重症化予防についての対策は、ロコモティブシンドロームの現状と対策は、誰もが社会参加でき、健康づくりにアクセスできる社会実現に向けて、町では通いの場等の高齢者の居場所づくりへの支援を行うとなっています。まちなかバスのスポーツの森経由ルートを作してほしいとの声が上がっています。これを実現するべきではないのでしょうか。4点目です。本町も温泉施設をつくる必要性があるのではないかと。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 山部議員の健康長寿社会の実現についての質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、健康長寿とは、単に長寿であるだけではなく、いかに健康で過ごすことのできる期間を長く保つかが重要となります。

熊本県の平均寿命は、令和2年ですが、男性81.91年、女性88.22年であるのに対しまして、健康寿命、こちら令和元年になりますが、こちらは男性71.24年、女性75.59年であり、日常生活に制限のある不健康な期間を意味する健康寿命と平均寿命の差は、男性は約10年、女性は約13年ございます。その期間を短くし、健康寿命を延伸することが町民の生活の質や幸福度を上げるだけではなく、医療費や介護給付費の増大を防ぎ、社会保障制度を維持することにもつながると考えています。

がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病は、死亡原因の約5割、介護が必要となった原因の約3割を占めており、町民の健康寿命の延伸のために、その予防は大変重要となっております。

その多くは、不健全な生活の積み重ねによって内蔵脂肪型肥満となり、これが原因となって引き起こされるものですが、個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができると言われています。

1点目の生活習慣病予防と重症化予防の対策としましては、本町では、今年3月に第4次健康づくり推進計画及び大津町国民健康保険第三次データヘルス計画を策定し、町民の健康保持増進のため、生活習慣病の予防や重症化予防に取り組んでいます。

具体的には、全町民を対象とした健康づくり事業として、様々な年齢の町民を対象とした、各種健康教室や体成分測定会のインボディ測定、スマートフォンを使用した健康ポイント事業など、より多くの町民が健康に関心を持ち生活習慣の改善に取り組むきっかけとなるよう事業を実施しております。また、国民健康保険を対象とした重症化予防としては、特定健診の結果に応じて特定保健指導や町保健師、管理栄養士が個別に保健指導を実施しております。

2点目のロコモティブシンドロームの現状と対策についての御質問にお答えします。

議員の御説明のとおり、ロコモティブシンドロームの略称はロコモで、運動器の障害のために立ったり歩いたりするための身体機能が低下した状態をいいます。その予防には、運動習慣が推奨されています。

現在、本町では、国の策定した健康寿命延伸プランに基づき、その具体的な取り組みの一つ介護予防・フレイル対策、認知症予防に取り組んでいます。フレイルは、健康な状態と要介護状態の中間の段階を意味し、身体的フレイルの代表的な例がロコモなどです。フレイル予防の柱は「栄養」「運動」「社会参加」の3つとなっています。

本町では、高齢者においては、通いの場やミニデイサービスで100歳体操や栄養の講話などを実施するほか、運動習慣や体力づくりの機会を設けるなど、フレイル予防に取り組んでいます。

健康長寿社会の実現のために、生活習慣病予防や重症化予防、ロコモティブシンドロームを含めたフレイル対策などは重要と考えますので、引き続き町民の皆様の健康づくりのための取り組みを進めていきます。

町の具体的な事業につきましては、後ほど担当部長から説明をさせていただきます。

続いて、(3)のまちなかバスのスポーツの森経由のルートを実現するべきではないかという御質問についてお答えします。

議員御指摘のとおり、現在、大津町運動公園入口というバス停が国道沿いにあるものの、少し距離が離れていることもあって、大津町総合運動公園へ直接乗り入れるバス停とルートがあるべきではないかとのことですが、以前は大津町総合運動公園前にもバス停がございまして、九州産交バスの三里木線が国道から運動公園へ乗り入れるルートとなっていました。

しかし、平成27年1月に九州産交バスが県内での大幅な再編計画を打ち出し、大津町でもその年の12月1日から陣内線、供合線が廃止、そして三里木線が減便となった影響も受け、乗降客数の少ない運動公園前のバス停も廃止されることとなりました。このバス停廃止にあたっては、地元との協議や調整を何度も行い、町内完結の単独路線としての維持や継続の方法も含めて町の公共交通会議にはかることや、パブリックコメントで利用者の声を聴くことなども行いました。バス停があった方がいいのではないかという御意見も公共交通会議の中ではあったようですが、乗車率や運行所要時間、ダイヤ編成等を総合的に勘案した結果、最終的に廃止という結論に至ったようです。

総合体育館トレーニングジムの利用者数については、平成27年12月以降も増加が続き、バス停廃止の影響は見受けられなかったところです。

ただし、その当時からやがて10年が経過しようとしております。現在実証運行を行っているま

ちなかバスも来年9月末までには一定の結論を出す予定ですので、ここ1年ほどでトレーニングジムの利用者や大会等でスポーツの森を訪れる方もかなり増えていますので、バスの利用者ニーズに変化がみられないか丁寧に確認しながら、一方で、バス停が増えることでの全体的な速達性と利便性への影響も踏まえながら、今後の運行ルート見直しや必要性などの検討に取り組んでいきたいと考えています。

最後に、4番目の温泉施設を作る必要があるのではないかと御質問に対する町の見解をお示いたします。

議員御承知のとおり、大津町にはかつて平成9年4月に町総合交流ターミナル施設大津温泉・岩戸の里をオープンさせ、経営を行ってきました。白川や北向山を臨む眺望豊かなロケーションで、オープン当初はかなり好調な出足だったと聞いております。しかしながら、その後の経営状況は低迷を続け、町としても外部から支配人を招き入れたり、指定管理者制度を導入するなどして何度もテコ入れを試みましたが、施設の維持補修に多額の費用を要したほか、九州北部豪雨や熊本地震といった二度の災害に見舞われた末に閉館せざるを得なくなり、令和2年度に建物の解体を行いました。そうした閉館の経緯や近隣でも多くの自治体が市町村営の温泉を閉鎖や民間移譲している現状を考えると、町が再度公費で温泉施設を建設し維持していくことは経営面・財政面から言っても難しい状況だと考えています。

一方で、大津町では現在、民間の開発が活発に進んでいる状況にあります。菊陽町にはグループホームが併設された温泉がありますし、全国にはホテルの温泉を一般開放しているケースもあります。私も決して少なくない町民の方からも町内の温泉を求める声があることは承知しておりますので、温泉を併設する計画のある宿泊施設等には宿泊者以外への開放や、解放可能であれば町民向けの割引制度などが実現できないかなどを都度、お会いする機会があれば必ず御相談をさせていただいております。相手もあることであるので、必ずいつまでにはお約束できませんが、引き続きトップセールスも行いながら、地元住民にも開放いただけるような温泉施設の誘致を図ることで、議員御提案の温泉療法の促進にもつなげていきたいと考えています。

○議 長（桐原則雄） 大隈健康福祉部長。

○健康福祉部長（大隈寿美代） 私からは、生活習慣病と重症化予防対策及びロコモティブシンドロームの現状と対策について御説明いたします。

生活習慣病である高血圧や糖尿病は初期の段階では自覚症状がないことが多いですが、生活習慣病が悪化し、高血圧や高血糖状態が続くと、脳血管疾患や心疾患、慢性腎臓病を発病する可能性があります。このため、住民への健康情報の発信や各種栄養、運動教室などを実施し、生活習慣病を予防する取り組みを行っております。また、国民健康保険加入者には、メタボリックシンドロームに着目した特定健診・特定保健指導を行っております。

一方で、令和4年度から地域活性化起業人として民間企業から派遣された社員を中心に健康づくり事業を行っております。中でも効果が高いと好評の事業が昨年度から実施している痩せる塾です。痩せる塾は、栄養と運動を中心とした教室で、参加者の約8割に体脂肪率の減少がみられました。

さらに、広く町民に健康について関心を持っていただくために、自分の体成分の分析や筋肉・脂肪量などがわかるインボディ測定を総合体育館や役場、その他町の様々なイベントにおいて実施しているところでございます。

ロコモやフレイル対策として、高齢者を対象とした運動、体力づくりとしましては、60歳から3B体操や太極拳、65歳からははつらつ元気づくり事業、今年度からは健康まる塾などを実施しています。

65歳の介護保険証交付式、70歳の国民健康保険前期高齢者証交付式、75歳の後期高齢者医療保険証交付式の際には、インボディ測定を実施し、自分の体の状態を知ってもらいます。その上で、運動を意識していただけるような取り組みとして、自宅でできる体操の紹介や、町総合体育館のトレーニングジムの利用券の配布などを行っています。

今後も、元気に自立して日常生活を送ることができる健康寿命の延伸に向けて継続した取り組みを進めてまいります。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） 痩せる塾、私も行きたいなと思います。

えっとですね、来年は皆さんも御存じのとおり、2025年問題の年です。今まで必死で日本を支えてきた団塊の世代の方々が75歳、後期高齢者になります。これからより一層高齢化が進むは必然でありますし、健康寿命を延ばす対策がもう保険料抑制や介護など様々な問題の改善につながるのではないかと考えております。だから、少しでもいいんで、そのためにもですね、やはり公共交通の便が悪くて家に閉じこもりがちになる高齢者に対する外出の機会を提供し、仲間との交流や健康づくり活動を推進していく必要があるのではないかと考えております。

私が議会リポート配ったときに、先ほども言われましたけれども、利用券、ジムのですね。もらったけどもう免許返納して行きたくてもそのタクシーで行くには高すぎると、だから、美咲野からまちなかバスの今1本走っているんで、まあ週1でもいいんでスポーツの森経由ルートをあったらうれしいなって高齢者の方から懇願をされました。ですので、ぜひその点をお願いしたいと思いますので、その点について再度伺いたいと思います。

○議長（桐原則雄） 藤本総務部長。

○総務部長（藤本聖二） 今、健康寿命の話もありましたけれども、高齢者の外出支援という形から言えば、当然、公共交通の果たす役割は非常に大きいものと考えております。具体的に運動公園の話がありましたけれども、運動公園の入り口については、先ほど答弁でありましたけど、10年前に一度廃止はしております。それから状況もどんどん変わっておりますので、改めて、そういった今の現状の町民のニーズを把握して、利用者ニーズを把握して、そこに本当に必要なのかどうかについてはですね、その中で判断していきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 山部良二議員。

○7番（山部良二議員） この件に関しては、善処していただきたいという思いを込めて、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後4時03分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第7回大津町議会定例会会議録

令和6年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

令和6年12月10日(火曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 6 番 三 宮 美 香 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 総務部財政課長 田 邊 嵩 博 副 町 長 工 藤 あ ず さ 教 育 長 吉 良 智 恵 美 総 務 部 長 藤 本 聖 二 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也 教 育 部 次 長 境 敬 一 郎 健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代 農業委員会事務局長 梅 田 博 隆 産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範 都 市 整 備 部 長 西 岡 多 津 朗 併任工業用水道課長 総 務 部 総 務 課 長 村 山 博 徳 兼選挙管理委員会書記長 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲 会 計 管 理 者 中 井 雄 一 郎 兼 会 計 課 長

議 事 日 程（第3号） 令和6年12月10日（火） 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

なお、吉良総務課長補佐兼行政係長より欠席の届出があっておりますので御報告を申し上げます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第2 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様、おはようございます。早朝から傍聴に来ていただき、また、インターネットでの傍聴、ありがとうございます。町中の交通停滞は私の地区も国道57号線の停滞を避けて県道瀬田竜田線等を迂回した車の交通量が目に見えて増えてきました。また、今年の夏の猛暑は異常気象そのものでした。町民の相談を8番議員、山本富二夫が通告書を基に質問します。

小学校の熱中症対策で教育長に問います。

今から6年前、吉良教育長に学校の雨漏り、特にばけつ廊下の大津中学校や護川小学校の雨漏り問題を質問してきました。それと学校のトイレに洋式化を質問したことがありました。大津中学校も護川小学校も大規模改修で改善が取られています。雨漏り問題もトイレの洋式化も大きく改善が見られます。吉良教育長の尽力のたまものだと感じています。

今回の質問の小学校の熱中症対策は、今支給に取り組んでもらうための問題提起です。地球温暖化の進む中で4月から10月中旬までは猛暑が多く、日中はとても外での長時間の運動ができる環境ではないと思います。教室はクーラー対策がされていますが、運動場は猛暑の影響をまろに受けています。今年11月2日に異常気象による昼間の線状降水帯による白川水路が急激に1メートルほど増水しました。また、沖縄県東部地区では、11月9日、10日の2日間で639ミリの今までにない豪雨で大きな被害が出ました。昨年作付けした麦作も冬場の高温で麦の肥大が大きくならないうちに収穫となり、収穫量が例年の半分以下で規格外が多く見られます。農家自身も温暖化対

策を自ら考えて対策をしなければならない時期にきて、今年は例年の1ないし2週間ほど作付けを遅らせました。

資料1のこの写真は、今年東小学校の11月11日に行われた運動会であります。当日は曇りで運動会日和でしたが、11月の晴天の日中であれば暑さを感じました。以前、地域の方々と学校長と運動会の時期について話し合いを持ちました。そのとき、学校長より、学校としては春でも今までどおりの秋でもいいですよと言われたので、地域の方々と相談し、地域の方々は秋を希望し、秋開催と大津東小学校は今現在なっております。

学校運営は全責任は学校長の権限で決定できますが、教育長はアドバイスが学校長にできると思うので、子供たちの意見も聞きながら校長先生と協議をしていただきたいと思います。

地球温暖化の進む中で4月から10月中旬までは猛暑日が多く、日中はとても長時間の外での運動ができる環境ではないと思うので、小学校だけでも秋の運動会を考える時期にきていると思います。

教育長に3問問います。

1、5月の運動会は、特に小学校低学年の児童への熱中症リスクが高いのではないかと。2、秋の運動会・体育祭への移行はできないのか。3、熱中症対策として、体育館の冷暖房化を考える時期ではないか。以上について教育長にお尋ねします。

○議長（桐原則雄） 吉良教育長。

○教育長（吉良智恵美） おはようございます。山本議員の小中学校の熱中症対策に係る御質問について、まず、5月の運動会は、特に小学校低学年の児童への熱中症のリスクが高いのではないかとについてお答えします。

熱中症を引き起こす条件には、気温が高い、湿度が高い、日差しが強いなどの環境条件のほか、暑さに慣れていないなどの体の条件、長時間の屋外活動などの行動条件があるとされます。一般的に乳幼児や高齢者につきましては、発症しやすいと言われていますが、小中学校におきましては、日常的に教育活動全般において、気象情報や暑さ指数等を元に未然防止に向けた熱中症対策を行っております。今後も、未然防止に努めていくよう教育委員会としましては各学校への指導の徹底を図っていきたいと考えているところです。

次に、秋の運動会・体育大会への移行はできないのかについてお答えします。

現在、町内の7小学校、2中学校の運動会及び体育大会の開催日は、先ほど議員からもありましたように、大津東小学校の11月開催を除き5月開催となっております。大津東小学校におきましては、令和4年までは9月開催としていましたが、熱中症対策の観点から開催時期の変更が検討され、保護者や学校運営協議会等での意見を踏まえ、また、他の学校行事等も考慮し、現在11月開催となっております。

大津町学校管理規則では、運動会や体育大会に限らず各種学校行事は、学校経営上の必要性から、その内容や期日等は学校長が決定し、教育委員会に届け出ることであります。現在の運動会の開催時期につきましても各学校長が地域の実情や他の学校行事の時期等を踏まえ、PTAとも合意

形成を図りながら、年間計画に位置づけております。したがって、教育委員会としましては、各学校長の判断を現時点では尊重していきたいと考えています。

最後に、熱中症対策として体育館の冷暖房化を考えるとではないかについてお答えします。

夏場の高温多湿の環境では、体育館での活動において、児童生徒の熱中症のリスクが増加するため、体育館への空調設備の設置は熱中症対策として効果的であり、教育委員会としても課題として認識しております。

令和6年9月1日現在の文部科学省の空調設備設置状況調査におきますと、設置率は全国で18.9%、熊本県内で7.1%となっています。全国的にも体育館への空調設備の設置が進む中、町教育委員会では、県内で先行して小中学校体育館に空調設備を設置している市や町を視察し、空調の方式や運転状況、事業費の財源など調査したところです。

体育館への空調設備の設置には、事業費も高額になることから財政部門と情報共有しながら、事業費の算定や有利な財源の調査、他市町村の設置状況等の調査研究を進めていきます。

なお、詳細につきましては、このあと担当部長より説明させていただきます。

○議長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） おはようございます。私のほうからは学校における運動会及び体育大会の5月開催について、該当校の考え方及び主な熱中症対策について御説明をさせていただきます。

5月に開催している学校においては、主に、環境条件、学校行事の平準化、子供たちのなかまづくりの3つの視点から判断をしています。

まず、環境条件についてですが、熊本気象台の気象統計によりますと、菊池地方の今年の5月の月平均気温は19.9℃、9月は27.8℃、10月が21.3℃となっています。また、今年の湿度の状況についてでございますが、5月の平均が67%、9月が72%、10月が79%となっており、気温や湿度の条件では、5月開催が妥当であったと判断しているところです。

また、学校行事の平準化についてですが、町内小中学校においては、10月の秋休みを挟んで後期に入りますと、見学旅行や修学旅行、学習発表会等の教育的意義が大きい行事が実施され、事前の準備にも多くの時間が必要となります。運動会及び体育大会を5月に開催している小中学校においては、このことで学校行事の平準化を図り、後期に行事が重なることによる子供や教職員の負担軽減につなげています。

なお、3つ目の視点のなかまづくりについてですが、5月は入学から約1か月が経過し、学級や学年が集団として動き始める時期でもあります。この時期に運動会及び体育大会を位置づけている学校では、開催に向けた縦割り活動の中で、上級生のリーダーシップ力や子供たちの集団活動の意義や楽しさを学ぶ機会としており、全校児童生徒の一体感やきずなを育み、学級のなかまづくりにつなぐことを意図しているところです。

次に、運動会及び体育大会時期の主な熱中症対策について、教育長からもありましたが環境条件、体の条件及び行動の条件の3つの観点から御説明いたします。

環境条件については、日頃から多くの学校で暑さ指数を定期的に測定し、屋外活動の実施の可否

を決定したり、気温、湿度、熱中症アラート等のこまめなチェックを行ったりをしています。

次に、体の条件については、事前の体調管理について家庭との連携をしたり、登校後の健康観察を入念に行ったり、また、水分補給を励行したりするなどの対策が取られています。

最後に、行動の条件についてですが、現在、運動会や体育祭は全ての学校で半日開催としており、開会式から3時間をめどに終了するよう、また、プログラムの編成も同一学年が連続した出場にならないよう配慮されています。加えて予行練習を含めた事前練習においても長時間にならないよう配慮されており、屋外活動後には、空調を適切に使用するなどの措置が取られているといころです。

教育委員会としましては、各学校に対して、運動会及び体育大会に限らず、全ての教育活動における熱中症対策の強化を図ることと、引き続き、教育的効果や安全性等の視点から、各種行事等の実施後に行う直後プラン、いわゆる振り返りで実施時期の日程や内容等の検証を全職員で行うなど、必要な見直しを行うよう指導を行っていきたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 再質問をさせていただきます。

今後も地球温暖化は続くと思うので、猛暑日も来年も続くと思いますので、こまめなチェックをして体育指導等をしていただきたいと思います。

3番目に聞いた体育館の冷暖房化で、完全な冷暖房化ではなくって、業務用のクーラーを1、2台据えていただき、業務用クーラーでの設置ができないかという質問をちょっと教育長にお伺いしたいです。

○議 長（桐原則雄） 羽熊教育部長。

○教育部長（羽熊幸治） 山本議員の再質問にお答えします。

業務用のクーラー等を体育館のほうに設置したらというような御質問でございます。今現在、先ほど教育長のほうからも答弁がありましたように、先行されて導入をされています県内の自治体あたりのですね、状況を今調査をしているところです。いろいろな様々な手法もございますので、そういったところをちょっと調査をさせていただいておりますが、今後、またそのほかにもですね、いろんな手法があれば調査・研究を進めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 業務用であればそんなに80万円から2台据えて160万円ぐらいでできるんじゃないかなと思います。それに引込線と部分で1台当たり120万円の240万円ぐらいであればある程度体育館を改造しなくてもできるんじゃないかなと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。

では、第2問に移ります。

南部地区と北部地区のまちづくりをどう進めていくのか。

大津町の中心部では多くの宅地開発や護川地区の工業団地や多くの企業が進出しておりますが、その他地域、特に北部・南部地区の地域では、住民の方が中央部に比べて取り残されているのでは

ないかという相談を受けます。

北部地区は、ようやく区画整理事業が始まりました。新たな水田には、米以外にも新たな特産物を考えてもらいたいです。私が考えた提案であります。矢護川のきれいな水を利用した水辺の散策コースなどの企画立案をし、都市部の住民をPRしていくのも北部地区の開発につながっていくのではないかと考えております。

南部地区は、白川を利用してゴムボート遊びや瀬田神社から岩戸溪谷、白川発電所への散策コースなどをアピールした工業誘致ではなく、その地域を生かした観光誘致もまちづくりにはよいと思っております。

写真の2を見ていただきたいと思います。

6月15日に数名で大津水と歴史の会を準備し、観光協会とも連携し、11月6日に新潟市立高志中等教育学校の生徒30名の教育旅行を受け入れ、元水車物語の見学と、元水車物語で食事をしてもらいました。食事後、パネルによる地下水の勉強会と上井手の散策コースを大津水と歴史の会で案内をしました。

次の図の南阿蘇鉄道沿線研修プログラム造成業務のモニタリング、これは県主催のものですが、11月16日と23日に観光協会と大津水と歴史の会で受け入れました。これは起点が大津駅集合で大津駅から高森まで阿蘇高森鉄道を使って高森町まで行き、湧水トンネル、高森散策などをし、立野ダム、熊本地震震災ミュージアム等を見ていただき、肥後大津観光協会の駐車場に来ていただき、それから、大津の上井手沿いを散策していただきました。2回ほどやりましたが、30名ほどの参加があり、大変喜ばれて帰られて、また大津駅から汽車に乗り各々帰られてきました。

町には、町にできる地域活性化への取り組みも考えていただきたいと思います。

そこで、地域の方々の思いを町執行部に、特に次回も町長選挙に出馬される予定の金田町長に、今町が考えられてる、今からの10年間の地域活性化及び振興策をお聞きます。

南部地区特区に米麦中心の高齢者農家は、農業の後継者が少ないので今の田畑を農振から外してもらいたいとの声を大きく聞きます。そうしないと耕作放棄地が増えるとも危惧されています。

世界情勢は不安定化要素を含んできていると思います。食料問題が町の大きな問題になるかもしれません。町長は地産地消の取り組みを最重要課題と捉えて、町民の食糧は100%大津町で確保するぐらいの政策を南部・北部地区で取り組んでもらいたいものです。

そこで、町長に、南部・北部地区の開発をどう進めていくか、3問伺います。

1、南部・北部地区の住民は開発から取り残されていると感じておられます。特に南部・北部地区の開発をどう進めるのか。南部・北部の農業について担い手育成も含めた町の政策はどうするか。3、南部・北部地区の一部地域で急速に進んでいる過疎化対策はどうするかの3問について、町長に伺います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。山本議員の御質問につきまして、（1）と（3）については関連性がございますので、併せてお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、T S M C の菊陽町進出等を受け、町中心部や北部の一部などでは、宅地や共同住宅、事務所や倉庫などといった開発案件が急激に増えております。

他方、護川地区以外の北部地区や南部全域、東部方面等においては、中心部などに比べると開発自体は少ない状況と言えます。

行政として、工業団地の造成等に取り組んでおりますが、開発行為は民間が主体となり行われるもので、行政による開発エリアのコントロールは難しい部分もございます。実際に私も事業者の方などと意見交換をする際には、開発が急速に進む町の現状や今後の展望も含めた上で、現時点では比較的安価で、かつ、開発が進んでいる地域から車でせいぜい10分か15分前後の土地への進出も御提案していますが、経営判断によってなかなか進出は進まない状況です。

理由は様々ですが、住宅の場合には、近くに利便施設が少なく造成後に販売できる自信がない、企業の場合には、利便性施設や他の企業等に近い方が求人もしやすく、日々の事業活動においても動きやすいなどのニュアンスの言葉をいただくことが多いと感じております。

そうした中で、行政視点での町全体の発展と暮らしやすさの向上を企図して、今年の6月から7月にかけて実施したまちづくり懇談会において、大津町の振興策としてT S M C 進出及び空港アクセス鉄道の開通を踏まえた大津町まちづくりの方向性を広くお示したところです。その中では、町内全域をはじめ、例えば、町の北部における杉水と矢護川を結ぶ道路整備や矢護川や片俣などの圃場整備、矢護川コミュニティセンターの利活用などについて、また、南部や東部における岩戸の里の跡地利活用や運動公園の魅力向上、中間駅及び付近における宅地や商業施設の誘導等について、事案を盛り込んでおります。現在、都市計画マスタープランの見直しを進めておりますが、地域の声や実情をより反映させながら町全体の活性化を図っていきたいと考えています。

また、そのほかの過疎化対策として、移住支援金の交付対象をこれまで大津町全域だったものを大津北小校区と大津東小校区に限定することに今年度から変更しました。これにより、移住者を町北部や東部へ呼び込むことにつなげ、小学校を核とした地域全体の活性化にも取り組んでいきたいと考えています。

先ほどお話ししましたとおり、町としても、町全体における暮らしやすさの向上を目指して民間事業者の方々と話す機会には、ことあるごとに南部や北部にも目を向けてもらうように促したりお薦めしたりしておりますが、なかなか思うように誘導することができていない現状もございます。

ここで取り上げた事案等をより磨き上げながら実現していくことで、まだ一部の地域等々で進んでいる過疎化対策も含め、町全体の活性化ができるよう努めていきます。

また、その中では、先ほど山本議員から御提案もございました、大津の自然を生かした街並み、にぎわい、あるいは住み暮らしやすさというところもしっかり進めていきたいと、そのように思っております。

次に、議員2つ目のお尋ねの南部・北部地区の農業について、担い手育成も含めた町の政策はどう考えているかについてですが、農工商併進のまちづくりを推進する大津町において、農業は、町の発展と経済を支えてきた基幹産業であり、食糧や環境に直接影響する産業でもあると認識してお

り、それぞれの分野と連携し、農家の支援と農業の継続に向けた取り組みを実施しています。

具体的な農業振興策としては、町特産品であるからいもに対する生産支援として、基腐れ病に対する消毒への補助や生産指導の実施をしています。また、本年から農作業の効率化と労力軽減や品質向上を支援するためにＩＣＴなどを活用したスマート農業機械導入に対する支援事業を創設し、既に１５ほどの経営体の方に活用・お申し込みいただいております。先に導入された方が効果を周りの皆様に伝えることでスマート農業の導入も加速しているように感じます。

加えて、町農業振興のためには地産地消も重要な取り組みであるため、町のイベント時に地産地消に向けた農畜産物のＰＲを実施しております。

また、農地を守り農業を継続するために担い手の確保と合わせて、大型機械の活用可能な農地整備が求められており、北部地区では先ほども述べたとおり、真木・矢護川地区における圃場整備事業を県や関係団体と連携して進めております。

また、南部地区においては、企業による地下水利用に伴い、水田涵養に注目が集まっていますが、白川中流域の水田が持つ多面的機能を維持するための営農活動は不可欠であり、農地を守り、次代へ受け継ぐための集落営農組織への支援や、水稻作付推進事業によるコメの栽培に対する支援などを進めております。

今後は、先ほど逆に農振地域を外してほしいという声も多数あるとお話も伺っておりますけれども、しっかりバランスも取りながら優良農地を守り、農業の担い手を確保するため、いかにして効率的で採算性が伴う農業とするのが大津町全域のまちづくりと合わせて、将来のビジョンを作り上げていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○８番（山本富二夫議員） 町長のほうから南部・北部地域の振興策という部分で、しっかりと取り組んでいくということでお伺いしました。護川地区や陣内地区、真木地区は住宅が随分できて新しい家も建っております。森地区や岩坂、東校区や矢護川地区などは土地がもう地震で大分空き地が、土地が増えてきています。そこに新しく家を建てている人が数名というか、数軒ずつ見えるようになりました。まだまだそれでも内牧地区でも６０軒あったところが地震により四十数軒まで減ってしまいました。そういうところの空き地等にも住宅を建てている人も最近見られます。

再質問になりますが、街中の家賃が高いと言われる、土地を探して家を建てたいという方に、ぜひ南部地区や北部地区のまだまだ家賃、土地代等も安いので、ぜひそういうのを町全体で考えて幹旋を、不動産屋にももちろん来られることはあるんですけども、何らかの機会に、ぜひ不動産協会に対しても南部や北部地区の空き家や空き地があるので、住宅や土地も安いので、ぜひそういうのを幹旋する気持ちが、していただけるかどうかをもう一度町長にお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 山本議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるような諸団体等にもしっかりとＰＲをしていきたいと考えております。

また、業者の方とお話しますと、やはりその住宅ですとか、企業をつくるポイントとしてよくお

っしゃられるのが、1つはアクセスというところと、もう1つが利便施設というところ。住宅になるとやっぱり学校という話が出てきます。今、現時点を見れば、少し厳しい部分もありますけども、街中の地価の価格が相当上がっておりますので、比較論としてはかなり本当に土地としてはすばらしい地域ですので、選ばれる余地十分あると思っています。また、まだこの先予算化等々、あるいは県の動きも必要ですが、南部・東部でいいますと、中間駅と商業施設ができれば、まさにアクセスの部分と利便性の部分も改善・解消してくると思っています。

また、南小と東小も順次建て替え等の話も出てきますけども、その中でさらに教育委員会、教育長等々も連携しながら、より魅力的な学校もつくっていくことによって、町全体の暮らしやすさ、引いては、過疎化対策・少子化対策につなげていきたいと、そのように思っております。

以上になります。

○議 長（桐原則雄） 山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 町長に再度、北部地区・南部地区開発、厳しいかもしれませんが、ぜひできるところから手を付けていただいて、発展に貢献させていただきなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。10時45分より再開します。

午前10時36分 休憩

△

午前10時45分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） こんにちは。佐藤真二が一般質問を行います。

今日は2点お尋ねしたいと思います。

まず第1問目、事業調整・財政計画はいつ説明されるのかということです。これがメインの問いです。

これまで何度も財政計画の提示を求めましたが、何度も空手形が返ってきております。

3月の一般質問では、「将来の町財政の持続可能性をお示しできる財政計画を整理していきたいと考えています」「しっかり整理した上でお示しを図りたい」と、こういう答弁をいただいております。これを任期中に示すべきであるというふうに考えておりますということで、お尋ねをします。

昨日の質問でもですね、都市マスとか道路整備に関して、内容や時期について、これは立候補するにあたりきちんと町民に説明されるべきではないかというような質問がありました。私の質問は、これをまた別の視点からお尋ねするようなものになるかと思います。

3月の一般質問、財政計画が示されずに大規模事業が進んでいくことへの危惧についてということでの質問でした。それについて、先ほど申しましたように、将来の町財政の持続可能性をお示しできる財政計画を整理していきたいというふうにお答えをいただいております。その際に、課題が

何かということについても答弁がありました。これまで財政シミュレーションが何回か示されておりますけれども、その財政シミュレーションに計上されていない大きな事業について、まず1つが当時、まあ令和5年9月ですけれども、十分な整理検討ができていなかったこと。それからもう1つが、その後の事業費などを整理し、複数のパターンのシミュレーションをしたが、いずれも財政の見通しが厳しい、つまり見通せないということ。この2つの課題があるから財政計画示せないんだというような説明であったかと思います。言い換えればですね、あれもこれもの言うものの中から何を優先して、何を後回しにするのか。そしてどこまでやるのかということをはっきりと調整ができていないということだと思います。

令和5年9月時点の財政シミュレーションでは、これに盛り込まれている事業としては、大津中学校の改修や南小学校の改築、認定こども園の整備とかですね。あと工業団地の造成、それに付随する道路、排水路設備などは含まれていますと、でも含まれていないものが肥後大津駅の周辺整備や空港アクセス鉄道関係事業、あるいは工業団地整備に伴う代替地のアクセス道路とかですね。渋滞対策事業も含まれていないということでした。

そこであげられなかった中に、例えば、給食センターなどもっと大きなたくさんのお金がかかるものもあるわけです。こうした事業はお互いに関係しておりまして、プロジェクト管理でいえば、アローズで示されるような、これができたらこれ、これができたらこれというようなつながりのあるようなものです。こうした事業について、3つの属性ということで、これまで積み残してきた課題、それから、急激な事業に対処する必須課題、それから、将来に向けた種まき、投資というかですね、これ夢も必要だろうというような言葉でも言われましたけれども、こうした3つの属性があるという説明でした。

そういうものに対して、財源の面では有利な補助金、交付金、起債の活用や民間手法の活用の検討など、手法を検討し、さらには既存事業の見直しの必要性までが想定されると、そういうふうに財源面では説明をされました。

それまで話がきているんですから、あとはもう町長がお決めになるだけではないかと。昨日の質問の中で、町長が何をいつやるかということについては決めるべきときに決めるというふうにおっしゃいました。その決断をする時期について言えば、それは改選前の現在、今であるべきだと私は考えます。

現在がどのような状態かというのを政治的な見方でいかれるとこういうふうになります。先ほどの3つの属性、これまでに積み残してきた課題、急激な需要に対する必須課題、そして、将来に向けた種まき、夢も必要だという部分も含めてですね。1つ、町の政策とか施策とか事業とか、そういったものを並べるショーウィンドーがあるというふうに1つ想像してみてください。現在、そこには夢の部分も含めて、やるべきこと、やりたいことを商品として、そのショーウィンドーにずっとディスプレイしているわけなんですけれども、ところが、その商品の値段も販売条件も書いていない。売り物であるかどうかさえわからないと、そういう状態のショーウィンドーはあるわけです。この4年間でそのショーウィンドーのディスプレイはすごく華やかになりました。そして、もしこ

のまま選挙が行われれば、町民はきれいな品物がいっぱい並んだ派手なディスプレイを見て、町長のこの4年間の仕事を評価することになるわけです。しかし、実際には、先ほど言いましたように、値段も書いてない、販売条件も書いてない、つまり、この中からどれだけのことが実現できるのか。また、どれだけの負担を伴うかについての見通しが示されていないわけです。対立候補が出てくるかというのは関係ありません。4年間町政を預かった説明責任だと考えます。現在の状態は、とても容認できるものではなく、早急に各事業の実施についての見通し、それに伴う財政計画を示すべきではないでしょうか。

メインの質問は財政計画はいつ示されますかということです。お答えをお願いします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の質問にお答えします。

ちょっと一部議員自身がおっしゃったことと重複するかもしれませんが、答弁としましては、前回からの変化というところと、今までやってきたこと、そして、今後やること、そして財政計画については考え方をお示しさせていただきたいと思います。

令和6年3月議会において、先ほど議員からありましたとおり、事業の優先順位をつけ、財政計画を示すべきという内容の質問をいただいておりますが、そこから現在に至るまでも様々な変化があり、事業調整を継続して行っている状況です。

前回からの変化としましては、先の9月議会の補正予算で三吉原北出口線の多車線化に係る予備設計費を計上させていただいたこと、それから、事業着手中である工業団地造成事業及び昭和園における子育て拠点施設・認定こども園整備事業の事業費の増加が見込まれていることがあります。これらの事業については、物価高騰や地価、人件費の高騰により全体的に事業費があがっており厳しい状況もございます。特に、現在着手しております工業団地の造成事業については、一般財源から多額の繰出金を一時投入しますので、売却が完了するまで、町全体の財政状況に大きな影響を及ぼす大事業であります。これらの事業については、急ぎ事業費の再整理を行っているところです。

また、これまでやってきたこととして、議員御指摘の厳しい財政状況の折、事業の優先順位を整理すること、あるいは、止めることを決めることを決めること、やめる決断をすることの必要性は十分認識しております。そのために、中長期的な視点からの公立用保育園の再編、公営住宅の建て替え集約等の再編を決断してきました。また、多額の一般会計からの繰入れが続いている下水道料金や国保税の改定を行ってきました。また、18歳までの医療費無償化などの例外はございますが、新たに町単独の予算で開始している補助事業等は最長でも3年間での見直しや存続・廃止の判断を基本としております。

その中で、必要なもの、不要なものという話もございましたけども、議員からありました、給食センターですとか、小学校関連に関しては、あるいは、今ある文化ホールですとか、体育施設の維持管理はもう選択の余地のないエッセンシャルなものであるというふうに捉えております。

また、人口急増する中の排水ですとか、道路関係も安全上も必ずやらなければならない話というふうに思っているところであります。

そういった中、歳入増加策としてもふるさと納税・企業版ふるさと納税の強化や有休町有地に活用などを進めながら財政シミュレーションという形でお示しをさせてきたところです。歳入と歳出の両面から中長期的な視点に立った様々な財政戦略の見直しを進めておりますが、新たな財政需要もあいまって、状況は、議員御指摘のとおりで、依然として大変厳しい状況です。

引き続き、これまでの視点でさらなる財政健全化に努めるとともに、現在、内部での協議や宿泊事業者へのアンケートを進めている宿泊税やネーミングライツの導入、また、維持管理費のみがかさみ、有効活用ができていない遊休町有地の処分ですとか、さらなる利活用についても指示を出していますので、新たな財源の獲得に向けても引き続き取り組んでいきます。

こうした中でも、長年の課題であった大津中の大規模改修や護川小の屋根改修を事業に着手しましたが、議員の御指摘のとおり、町として取り組むべき事業はまだ多数ございます。

次の4年間も踏まえた優先順位として、今、お示しできることとすれば、現在進めている工業団地整備には予定どおり取り組みます。また、このエリア周辺は開発が加速しておりますので、かなり以前から課題となっている杉水周辺の排水及び通学路の改善、さらに矢護川への農家の代替え地のアクセス道路についても新たに国の枠が創設された、町が近隣に工業団地をつくることで活用できる有利な補助を利用して整備するものですので、一体的にやり遂げる考えです。

また、利用者や車両が急増している駅周辺のバス転回スペースも同補助を活用して行うものですので、合わせて実施いたします。

また、今後も車両数が急増することが想定され、改良によって町全体の渋滞緩和にも寄与すると見込んでいる三吉原北出口線の多車線化についても、地域産業構造転換インフラ整備推進交付金という、半導体等の戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際して、今だからこそ用いることのできる極めて有利な補助での整備を進めるものであり、こちらも4年間で完了は難しいかもしれませんが、そこに向けて当該事業も予定どおり進めていきます。

また、昭和園における子育て拠点施設・認定こども園整備事業は、町立幼保育園再編の一環でもあるため、立地適正化計画に基づいた補助を活用しながら、予定通り令和10年度の開園を目指して取り組んでいきます。

また、学校関連では、既に着手している大津中学校の大規模改修や護川小学校の屋根改修、護川小学校の学童整備を確実に仕上げるとともに、安全面からの優先度の非常に高い室小学校の校舎体育館の外壁改修は確実に進めていきます。

引き続き、有利な補助金の活用など工夫を凝らし、さらには宿泊税の検討、遊休町有地の活用等も進め、財源確保を図っていきます。特に宿泊税については、町内外の方が使われる体育施設等の維持管理や駅周辺整備の財源の一部としても当てていきたいと考えています。

財政計画につきましては、この間、TSMC進出によって社会的必要も含めて様々な前提が大きく動く中で、中長期的な視点に立った具体的事業ベースの財政計画を立てるのは極めて困難であることから、しかし一方で、財政的な全体把握は必須であることから、これまでは都度見直しながら、財政シミュレーションという形でお示しをさせていただいてきたところです。

工業団地整備に伴う補助や多車線化に伴う補助は、T S M C進出に伴う影響を踏まえて、国への要望を重ねる中で獲得してきた補助でもあり、現在もこうした実情に合わせた制度や補助の創設の要望等は重ねており、今後も継続していくものですので、財政計画としては、非常にお示ししづらいものではございます。

また、立地適正化計画についても2014年度に国により導入された制度であり、これまで大津町では策定を見送ってきたものを、有利な補助も活用できるということで、改めて制度研究し、本町での導入を決めたものですが、現在、学校をはじめとした、町内その他の様々な施設整備にも活用できないかを策定と合わせて研究を進めているところです。

また、宿泊税に関しては、本町としては様々な事業や施設整備にも利用可能であるため導入の方向で進めていく考えですが、国や事業者との協議や調整も必要であり、実現すれば多額の歳入が見込まれるものの歳入として織り込むことは難しい状況でもあります。

さらに、今回の一般質問では小中学校プールの共同利用に関する御提案もありましたが、こちらは私も非常に同意するところでありますが、学校や地域との調整も必要であるため、当該属性のものも財政計画としては入れ込むことが難しいという実情もございます。

財政計画につきましては、事業などを整理する一方で、様々な先進地事例を確認しながら検討を重ねておりますが、述べさせていただいた急激な環境変化の中でのジレンマといいますか、そうしたものを解消しながら、今の大津町の現状に即した形での策定手法を継続して検討・整理しているところです。引き続き、並行して財政シミュレーションの変化はしっかりと都度お示ししていきたいと、そのように考えております。

その上で、財政需要や優先順位は様々な状況変化の中で変化し得るものとの一定の前提理解のもとで、本日お示した計画の先の事業についても、来年度の次期振興総合計画の策定に合わせ、財政計画を整理していく必要があると、そのように考えております。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 再度お尋ねをしたいと思います、その前にちょっと町長の答弁のやり方について、少し、一言ちょっと申し上げさせていただきたいと思います。

私は、質問の中で、財政計画はいつ示されるのかというのがメインですと、メインの質問ですということを2回言いました。最終的には厳しいですということで、できませんということなんでしょうけれども、そこに至るまでにその答弁の内容があまりにも充実し過ぎているんですね。いろいろと本質的な、結局いつできますかと聞いているのに対して、個別の事業をずっと並べて、それがどういう状態だとどういう状態だとどういう状態だと説明をしていかれる。これ昨日の質問にもありましたですね。スポ森の前に巡回バスを週1でもいいから回せないかという、これを聞いているのに、10年前に産交バスの路線が廃止になったいきさつ、これについて随分長いことお話になりました。そういうやり方っていうのは、私には何か質問者の意思をくじくような意図があるかのように見えるんですね。恐らくそういう意図はないだろうとは思いますが、結果としてそういう効果を生んでいるんじゃないかというふうに考えるところです。ですから、あまり充実し

た答弁、本質からそれたところですね、充実した答弁をなさる必要はないのではないかなというところを一言踏まえまして、お話にいきたいと思いますけれども、確かに、個別な事業についてですね、いろいろお話をされたわけです。それがどういう状態にありまして、これがこういうふうに変化していきますので、今はすぐに整理することができませんというふうにおっしゃったんですけれども、ただ一方で、財政の部門のほう、財務の部門のほうからはですね、示されるべき条件は全部出ていると。あとは町長が決めるだけだというふうなですね、声も聞いております。それがどこまでその本当なのか、私中身までわかりませんけれども、そういう声もあるようです。そうしたときにですね、やっぱり財政計画というのは、自治体にとって本当に基本的で常識的なあるべきものなんです。ですから、シミュレーション確かに出しておられますけれども、そのシミュレーションにはですね、何も書いてないんです。数字だけしか書いてないんです。どういう事業をいつやります、それに幾らかかります。その財源の構成が少しぐらい変わる。それは当たり前のことです。そのくらいの変化はあるんですね。何をいつまでにやるかで、この年度にこのくらいの予算がこういうふうに必要なんですというものを、その背景にあるもの、シミュレーションの裏に何があるのか、どこまで含んでいるのか、それをどういうふうに分けているのか。そういったものの説明がなければ、じゃあこの事業ちょっと考えんといかんよねって、もし議会のほうが考えるとすればそういうこともあり得るわけなんですけれども、その根拠がないんですよ。

給食センターの話、例えば、前回は申し上げましたので、何で給食センターの補助金が1割ぐらいしか出ないんですかって、それについて説明がありませんねというふうにお尋ねして、あとで担当の方から、その単価の想定の方がその文科省の考え方がちょっと違うんだと、それに合わせることはできないんだというような事情はお聞きしました。そういうことはあるかもしれないねと思ったんですけれども、ただそれを聞かなきゃわからないのかと。きちんとそういったものがこういう状態にありますよっていうものは記載した上で、きちんと財政計画の中に落とし込んでいって、これはこの条件がこう変われば変わる可能性があるんだなということがわかるように示していただければいいんです。ですから、全ての条件がきちんとコンプリートするまで出せないって、そんなことはないんですね。変わっていくということを前提に、今わかっていることはこれだけです。それを積み上げていったときに、それが赤字になるか、黒字になるかわかりません。もしかしたら赤字になるから困るって言われているのかもしれませんが、赤字なら赤字でそれを示していただければいいと、そのためにはこの後どっかを絞っていかなくちゃいけないんですよということを我々が認識して取り組んでいけばいいことなんですからですね。そういう意味では財政計画というのは示さなければいけないものなんです。そして、それがいつなのかというと、次の選挙を控えた、町長も立候補されると言われていますし、その中で今あがっているもの、これがどのくらい実現性があるんだろうかと、それが町長のこの4年間の仕事を、4年間の仕事ですね、評価されなければいけないんですよ。それが今の状態ではできないということで申し上げているところです。

もう一度財政計画を示せということに関する取り組みについて、スケジュール感も示してお答えをお願いしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

答弁に関しては失礼いたしました。私の意図としては、ちょっと説明させていただきますと、やはり毎回私自身もくどいかもしれないと思いながらお話しはしているんですけども、私自身やはり議員のときもですね、やらない理由、やれない理由をしっかりと説明しなければならない、課題を説明する中で、また議員様のほうから様々御提案いただくような建設的な場にする必要があると考えておりまして、その中で、私がどういった考えでやって、これまでどういったことを進めて、どういった課題があるのかをしっかりと提示すべきという思いの中でさせていただいております。ただ、御指摘いただいたこともしっかりと踏まえた上での答弁もより一層心がけたいと思っております。

その上でですが、財政計画のところですが、担当課、あるいは議員とお話は少し感じるのが、今議員のおっしゃった財政計画というものの、動きがある財政計画といいますと、我々が提示している財政シミュレーションにかなり近い内容なのじゃないのかなというふうに感じております。財政計画といいますと、かなり様々な財政計画、研究させていただいたんですけども、具体的に事業をある程度を打ち込んだ上で予算、入りと出を計算して作っていく。ただ、先ほどお示したとおり、大津町においては、社会情勢の変化もございまして、本当に本年度中の中でもかなり大きな予算の動きがありました。

また、新たに獲得することができた補助等の関係でも順番等は変わっているところでございます。そうしたことも踏まえまして、本当今のところで、かなりかちつとした財政計画というのは非常に示すのは難しい状況ではございますが、御指摘のあるとおり、全て含んだような財政シミュレーションというものに関しては、もう少し出せるものがあると思いますので、そこは任期中、何かの機会にしっかりとお示しできればと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 求めているのはコンプリートしたものではなくて、動いていてもいいっていうのはですね、それその時点の話なんですよ。それ動くのは当たり前で、当然計画というのは変化していくもの、そのためにローリングとかですね、見直しというのがあるわけですから、それはあってもいいんですけども、ただその今のシミュレーションには何も、数字しか書いてないじゃないかというのは当然あるわけです。ですから、それに近いと言われてもそれからやっぱり大分遠いだろうなというふうに思いますけれどもですね。今のお話ですと、財政計画は厳しいけれども、財政シミュレーションであれば近いうちに出すことは可能なんだろうというふうな答弁であったのかと思いますので、少なくともそこまではですね、お願いをしたいと思います。

次の質問にも関連してきましたんで、2問目に移っていきたくと思いますが、今度は、職員の確保ができない中、どのように離職を防ぎ、職員を守るかということです。

先日、職員のハラスメントにより被害を受けた職員が退職しました。背景には「見て見ぬふり、事なかれ主義」というような職場環境があったように見受けられます。

この他にも、カスタマーハラスメントであったり、業務量の増加など、職員が厳しい状況におかれる要因は多く、離職者の数も増えていっております。

現状を踏まえれば、これまでの手法では対応できるものではないと考えられますが、今後、どのように取り組んでいかれますかということが質問です。

この質問も3月の一般質問に関連します。職員の中途退職者数が多いという問題を取り上げまして、大まかな流れとしては、若い職員の退職が多く、定年退職の職員が少ないというこの要因は何だろうか。何か解きほぐすべき課題があるんじゃないかと。採用数を増やすのは対処方法だが、早期退職、普通退職を抑えるための取り組みが必要なのではないかというようなことをお尋ねしました。

その中に、退職理由には業務負荷の課題であるとか、あるいは、パワハラなどもあるんじゃないかというふうに問いかけたところです。それに対し、答弁としては、職員がモチベーションやエンゲージメントを上げるような研修を行うとか、メンター制度の導入を行うとか、産業医や保健師による健康相談体制の整備などの取り組みを行っていますというようなことをおっしゃいました。

昨日の同僚議員の質問でも同じようなことの答えがあったかと思います。社会情勢の急変によって行政需要も増加し続けており、1人の職員に係る業務負荷は非常に大きいと考えていますので、不足数の解消に努めていくとともに、DX化などによる業務の効率化も進めていくともおっしゃいました。

パワハラについては、パワハラに関しては事象として現在把握しておりませんが、異動希望調査等で様々な声を聞いているとともに、なかなか声を上げられない方のために、私の代になって、町長の代になってということでしょうか、パワハラの相談窓口を外部にもつくりましたというふうな答弁もありました。

質問の最後には、私のほうからは、ぜひしっかりとアンケート、パワハラ把握も含めてですね、アンケートに取り組んでいただきたいとお願いしましたがけれども、実際には行われなかったようで、そのアンケートが実施されていればと、非常に残念でなりません。

ここで今回のパワハラ、セクハラの事案の話にちょっと移りますが、被害を受けた会計年度職員は10月末に依願退職をしたということです。ハラスメント行為が始まったのは昨年5年の4月ということですので、被害職員の任用されてすぐだったということですね。町がそれを把握したのは今年の6月の終わり頃と、被害者の友人から情報提供によるものであったということでした。1年以上の間続いていたんですね。この間に被害職員の所属課や関係する職員は、本当に全く何も知らなかったのかと。何か情報があったのに「見て見ぬふり、事なかれ主義」という状況があったんじゃないかと。調査されたと思いますので、その調査の中でそういう話が出たんじゃないかと思いますが、そういうものはなかったということですね。個人の特定につながりますので具体的には言いませんけれども、被害職員の任用の経緯などを踏まえればですね、本当に罪作りの事案であるというふうに考えております。

職員の間に情報があったのに、その話がきちんと対応につながっていなかった。町長にあがって

いってなかったとすれば、そのことが今の役場の職場風土を示しているといしか言いようがありません。

仮に、本当に全く知らなかったとしても、結果として職員が守れなかったということは事実です。

職員を守るという視点であれば、この職員間のハラスメントだけではなくて、カスタマーハラスメント、いろんな自治体の対策措置として、電話の録音とか、防犯カメラの設置とかですね、もう1回の職員たちは名札を平仮名で苗字書きするようなことも少しずつはやっているようですけれども、いろんなやり方があると思います。

また、課題な業務量も職員が消耗していく原因となります。

先ほどの町長答弁、もうちょっと繰り返しますと、社会情勢の急変によって、行政需要も増加し続けており、1人の職員に係る業務負担は非常に大きいと考えていますので、不足数の解消に努めていくとともに、DX化などによる業務の効率化を進めていくというふうにおっしゃいました。そうしたとき、ちょっと考えるべきこととして、そもそも1人の職員が担える適正な業務量というのに目安があるんだろうかということですね。定期監査の中では、代表監査委員のほうからの意見として、下期の土木費の予算規模、職員1人当たり7億円から10億円になっているということです。1人当たり7億円から10億円の予算を使って事業をきちんとやっていかなきゃならないというような状況ていうのは、これ本当に尋常じゃない業務量だと思います。代表監査委員のほうが1人2億円ぐらいが目安だよというような言い方をされます。その2億円の根拠、私がよくわかりませんのでここでは申し上げませんが、確かに異常な事態なんだろうなというふうには感じます。

質問としましては、ハラスメントによる退職において、職場や関係者は本当に全く何も聞いたことがなかったのか。これは職場風土の問題としてお尋ねをしたいと思います。

そして、カスハラや業務量の増加が課題なものにならないよう、職員を守るためにどのような取り組みが可能なんだろうかということをごすね、お尋ねをしたいと思います。

民間ではですね、離職防止のための職場風土、職場課題を可視化するためのツールというのを活用したりもしているようですので、町長も民間の取り組みには非常にアンテナが高いと思われますので、そういった面も含めてですね、今後のどういうふうに取り組んでいくのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の2問目の質問、職員の確保ができない中、どのように離職を防ぎ、職員を守るかについてお答えいたします。

まず、新聞にも報道され、先ほど議員からもございました、会計年度任用職員によるハラスメント行為により、被害を受けられた方に改めてお詫びをいたします。私としても大変反省をしておりますので申し訳なく思っております。

個別事象になるのでなかなか話せる部分と話せないことがございますけども、ちょっと一般論も交えてお話いたしますと、ちょっとどこまで話すかあれですけど、一般論として捉えていただきたいんですけど、やっぱりある話が一定期間そのときにはパワハラ、あるいはセクハラと認識してい

なかったものが関係性の悪化に伴って、後ほどパワハラ、セクハラというふうに声が上がってくる
ことがあるというのは調べております。

また、一度パワハラが起こったときには、町の在り方、あるいは私の指示としては、被害者のほう
が逆に大事にしてほしくないという声もありますが、そこはしっかりと話をする上で徹底的に調
査をして出すべきものは出す。反省すべきものは反省する。そして改善につなげるということは徹
底してやってるところであります。

その上でも、おっしゃるとおり、周りがしっかり、それでもしっかり気づいて、そしてけん制し
て、改善して、事情を働かせていくというのは非常に大切だと思っておりますので、その点におき
ましては、配置等のお話も先日させていただきましたけども、それが起こらないような環境整備は
まだまだ徹底して進めていく必要があると思っております。

今回のハラスメント事案を受け、全ての職員に対し、外部相談窓口を含むあらゆる相談窓口の再
周知を行うとともに、部長職に対するハラスメント防止と監督徹底を指示しています。また、今月
から明けて1月にかけて、社会保険労務士を講師とし、会計年度任用職員を含む全職員を対象とした
ハラスメント防止研修を開催中です。この研修をとおり、職員が被害者にも行為者にもなることが
ないよう、改めて職員個人の資質を高めていくと同時に、各種ハラスメントに関するアンケート調
査も準備を進めており、組織をあげて再発防止に努めています。

パワーハラスメント、セクシャルハラスメントは、職員のモチベーションとパフォーマンスを大
きく低下させる行為であり、退職の動機となることも認識しなければなりません。また、議員御指
摘のとおり、カスタマーハラスメントもまた職員のモチベーションとパフォーマンスを大きく低下
させるということで、今社会問題化しています。住民の皆様の声をしっかりと聴き、寄り添い、説
明責任を果たすことは前提です。しかし、個人攻撃や侮辱、脅迫、不当な要求、理不尽なクレーム
などはもちろん、際限なく長時間の居座りや電話等することは、ハラスメント行為となり得るもの
であり、こうしたことによって職員の士気が下がることや、本来多くの住民の皆様のために有効に
使うべき職員の時間が消費されることは住民サービスの全体の低下にもつながるものだと考えてお
ります。

したがって、住民サービス向上のためには時には毅然とした態度を示すことも行政の責務だと考
えています。

また、こうした問題は職員の健康を害するものでもあり、職員を守るためにも、議会からの政策
提言にもあった自動電話録音装置の導入をカスハラ対策のみならず、職員の電話対応品質の向上と
併せて順次進めていく考えです。また、令和7年度からは、熊本県警察からの町への職員を派遣し
てもらい、役場に常駐いただく準備を進めています。困難なケース対応を行う職員の精神的な負担
を少しでも軽減し、より働きやすく担当業務にも注力しやすい職場づくりを推進することで、住民
サービスの向上にもつなげる考えです。

次に、職員の離職防止に関してですが、早期退職制度の利用を含め定年前に退職した職員数は、
令和4年度が5名、令和5年度が11名と大幅に増加しています。退職の理由は様々ですが、16

名の退職者のうち4名は官公庁への転職となっています。令和6年度においても4名が退職しており、うち3名が官公庁等への転職となっています。先日は熊本県庁における若手の退職増加が問題になっている記事が出ておりましたが、本町は比率においては、それを上回っている状況です。

転職をナビゲーションする企業の広告がちまたにあふれ、転職をはじめ、開業や起業など多種多様な職業選択が現代の流行となっており、就職から退職までを一つの職業に委ねる終身雇用型の働き方がスタンダードとはいえず状況となり、業界を超えた形で人材の獲得競争が進んでいます。

今後、官民ともに人材の流動がさらに活発化することが予想されますが、町では、職員の自己実現と定着を図るため、令和4年度からは、職務遂行上有用と認められる資格を取得する職員に対する職員資格取得助成金と、自主的な政策研究、学習活動等を行う職員グループに対する職員チャレンジ・グループ補助金を導入、令和5年度からはメンター制度を導入し、新規採用職員のキャリアやメンタル的な支援を行うとともに、本年度から新たな人事評価システムにより、職員が設定した目標を日頃から上司が管理し、部下の成長を促す取り組みを導入しています。また、本年度は、若手職員に対するモチベーションアップ研修、管理監督職員に対するZ世代の部下とのコミュニケーション研修など、職員の自己実現と定着に資する取り組みを計画的に実施しており、今後もこれらを継続し、かつ、より効果的な取り組みにもしっかりとアンテナを張りながら支援に努めます。また、人事評価やそれぞれの部署でのコミュニケーションを通じ、職員の達成感や満足感を引き出していく考えです。

また、町では、職員からの業務改善提案を受け付ける事務改善委員会を定期的に開催していますが、令和4年度の提案件数5件に対して、令和5年度が10件、本年度は、12月現在で11件と増加しており、職員の意識の変化も徐々にではありますが現れてきていると感じています。

一方で、令和3年度から4年度にかけ役場の業務量調査を実施し、令和4年12月定例会で職員定数を219人から242人とする改正の承認をいただきました。しかし、若年層の離職急増を背景として人材確保が急激に厳しい状況に、また、TSMC進出の影響による業務量の増加も顕著になっている状況に鑑み、人事面では即戦力となる社会人経験者の採用、いわゆるキャリア採用も導入し、新たな人材獲得策としました。

そのような人材確保が厳しい中にあっても、職員は住民福祉の向上のため、誠心誠意、業務に精励しているところですが、職員のワークライフバランスを維持し、さらには今以上に整えていくため、また、最適な人員配置を実現していくために、先の業務量調査で実施した事務事業別従事工数総括調査を改めて実施し、最新の業務量を把握した上で、負荷の高い部署を把握していきます。

また、ICTに関しましては、以前なかなか費用対効果のお話もしましたが、今これだけ人が取れない状況で費用対効果の話ばかりも言ってもらえませんので、しっかりとそこを見極めながらより推進していきたいと考えています。

また、本年度から開始した50万円以下の徴税業務の委託は職員の業務負荷軽減と品質向上の両方で大きな成果が出ていると認識しておりますので、もちろん役場として必要な機能はしっかりと内部で対応しながら、委託業務のさらなる展開も考えていきます。

また、類似団体と比較した部門ごとの最適配置数の再検討を行うとともに、工数総括調査で計上された事務事業ごとにそれぞれの業務手順の中にＩＣＴを加えることで効率化できる部分など、これまでに導入した、例規システム、職員の休暇や時間外勤務を管理する庶務システム、住民課に導入したキャッシュレス決裁の有用性を参考に、さらに今後、効率化できる部分を精査しながら、今以上に踏み込んだ業務改善を行っていきます。そうすることで住民の皆様からも、職員からも一層愛される役場を目指し、離職者の少ない、生産性の高い、また、円滑な職員採用ができる組織づくりを進めていきます。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○１０番（佐藤真二議員） 再質問をいたします。

今の答弁の中で、まず最初の前半のハラスメントの退職の問題ですけれども、本当に職場はそう言ったことがあったということを知らなかったのかということについては、大事にしたいくないというような話があったということですので、事前に何らかの相談があったんだろうなと、ただ本人が大事にしたいくないというからしなかったのかなとも、そういうふうになんとか受け取ってしまったんですけれども、いずれにしてもハラスメントの対策というのは、被害者が大事にしたいくないからと言って、そこで何もしないということはないわけですね。やっぱり何か対策はしなきゃならないんです。大事にならないような範囲でもですね。そうしないと、今度はそのハラスメントがほかのところに被害がおよぶかもしれないわけなんです。ですから、１つ１つ発生したら対策をしていくっていうのがあるべき形ではないだろうか。そういったそのそこに思いが及ばないというのはですね、モラルの低い職場ではですね、当然その魅力がないわけで、それがやっぱりほかの退職の理由になっていくのではないかなというふうに考えます。

先ほどのお話の中では、官庁間の移動が多いんですというような説明がありました。官庁間の移動が多いということは、別に役場の仕事が嫌いなんじゃないんだよって、あっちのほうがいいから、あるいはこっちのほうが悪いから変わるんですっていうことがですね、理由なわけなんです。そうすると、どこが悪いのかなと、やっぱり考えるべきではないんでしょうか。それをしっかりと考えたか。それがですね、先ほど申しました、アンケートでも何でもいいですから、そういった形で本当に今の仕組み、役場のやり方っていうのが職員がやりがいを感じるようなエンゲージメントを高めるようなものであるのかということをやはりチェックすべきだろうと思います。そういったツールというのがあるというのは先ほど申しましたけれども、ぜひですね、どんどん使っていくながらアンケートだけでなくですね、やっていくことができるのではないかなというふうには思います。

もう１つ、いろいろですね、現在行っている対策っていうのはですね、いろいろおっしゃったんですけれども、結果として、それが効果がないから現在の状態にある。あるいは、考えようによっては、もっと悪くなることを何とか現在のレベルに押しとどめているという考え方もできるんでしょうけれども、理屈としてはですね、それやっぱり効果としてはあまり生んでないんじゃないかなというふうには考えます。

その効果、対策が効果につながってないとするばですね、やっぱりその対策の量と質のどちらかに問題があるんじゃないかなと。町長ですね、議員のときによくハインリッヒの法則というものを引き合いに出しておられましたけれども、パワハラとかセクハラをですね、これハインリッヒの法則でいうと、この事故で考えるのが適当かどうかちょっとわかりませんが、今回、表出した事案の背景には、多くのヒヤリハットやインシデントがあるということを前提にして対応すべきだということなんですね。ですから、実際にあるかないかということ調べることも、確かにさっき言ったように大事なんですけども、それ以前にあるんだということを前提にしてですね、対策をしていくというのがハインリッヒの法則の求めるところではなかったかなと思います。問題はないけど研修をすとか、問題はないけど対策はすとかですね。そうした認識の低さというのが今回は会計年度任用職員までハラスメント相談窓口の周知が徹底されてないというような説明がありましたけれども、そういったものにつながっていったんじゃないのかなというふうには思います。

質問としては、現状を踏まえれば、これまでの手法で対応できるものではないと考えられますので、今後どのように取り組んでいきますかということで、今年度からは始めた新たな手法とかですね、取り組みとかは幾つかおっしゃいましたので、そのことをもう言われる必要はないかと思いますが、それをですね、現実にはパワハラ、セクハラ、カスハラ、あるいは過剰な業務量と、そういったものですね、前提としてあるんだということを認識した上での対策ということに今後また取り組んでいただけるのかどうかということについてですね、もう一つお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

主に3つあったと思いますが、1点目、すみません、私の説明が悪かったようでございます。ちょっと一般論といいますか、一般論にはならないんですけども、事例に関しては、どちらかというと、前もって相談があって、それを大事にしたいから役場が着手しなかったという関係性ではなく、外から通報があってそのときにヒアリング等を様々な方にかけてる中で、なかなか当初は実際は上がってこなかったと。その中でも私として常に指示していることが、そういったものに関してもしっかりと、議員おっしゃるとおり、洗い出して対応してくれということを常に常に指示をしておりますところです。

2つ目に関しまして、官公庁への転職が16名が4名ということで、おっしゃるように、もちろん県外への転出等もありますけども、多いところです。一方で、本年度だけでも大津町に他の県内市町村から4名、5名ほど入ってきているような背景もありまして、自治体間での移動も増えているところもあります。状況としては、重層的な話があるとおっしゃるように、業務量の話、あるいは通勤の難易度の話、あるいは雰囲気の話等々あると思いますので、重層的に対応していく必要があると思っています。特に業務量に関しては、ほかの役所から転職してきた。あるいは、県庁等から聞くと、県内でも大津町役場かなり業務量が多い中で、少ない人数でやっているという話も客観的な事実として伺っております。ですので、今回指摘ありました、ICT業務委託等々も含めて業務

改善は急務のことだと思っております。

また、離職者が増えますと、より少ない人数で業務を支えていくことになりますので、その点も勘案する必要があると思っております。

また、パワハラ、セクハラ関係に関しましては、議員のおっしゃるとおり、我々の中では一部やっている効果も全く出ていないとは捉えておりませんが、ただ事実として事象が発生している中で、まだまだできること、やるべきことは多数あると考えています。

また、ハインリッヒの法則ございましたけども、今回、アンケートを取る中で、カスタマーハラスメント、あるいはパワハラ等について様々な自治体の資料を出しました。その中でやはり多くの自治体において2割、3割、多いところは4割ほど町内にパワハラがあるというアンケートが出ております。大津町としてもその数字が出てもおかしくないということも含めて対応していく必要があると感じております。

また、パワハラ、セクハラにとどまらず、カスタマーハラスメント、おっしゃるとおり、非常に職員負担も大きいものでございますので、アンケートにあたりましては、カスタマーハラスメントも含めて行っていくことが、引いては住民生活の向上につながると捉えておりますので、そのように進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最後にもう1つだけちょっとお尋ねをしたいと思います。

今のお話の中で、ほかの町とか県とかから見えられた方からは、大津町の職員業務量が非常に多いんだというような客観的な指摘があるというようなことをおっしゃいました。その理由というかですね、確かに、今、町が大きな変化があつてそれに対応していかなければならない中で、計画だけでもですね、今日何回か出てますけれども、たくさんの計画を策定しなければならないとか、いろんな事業をやっていかなきゃならないとかいうようなですね、事情がありますので、その分業務量が増えるというのはわかります。ただその中でですね、業務の出口っていうのは何なんだろうかということなんですよ。つまり、ある仕事に取り組みました。これで決まりました。だからこれは一旦抜けましたよっていうですね、この業務の出口というのが本当に難しくなっていないかということですね。

先ほど決めるべきときには決めるという話をしましたけれども、その決めるべきときっていうのがもっと早くならないのかと。つまり職員が今取り組んでいる仕事に区切りをつけて次の仕事に早く行けるんだという状態になればですね、おのずと業務量は減るわけなんです。ですから、結論を早く出すということも大事だと思うんですね。ちょっと時々耳にするのがなかなかその結論が出ないんだよというような話も聞きます。ですから、やはり少しですね、今後判断基準をきちんとしっかり示して判断材料を求めて、それによってですね、早く結論を出せるような職員からのサジェッションが出るようなですね、やり方っていうのが必要ではないかと思っておりますけれども、それを今町長ができてないとか言っているわけじゃないんですよ。そういうふうなやり方できちんと業務の出

口までの期間を短縮していくつというような考え方に取り組んでいくお考えがあるかということをお尋ねしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 佐藤議員の再々質問にお答えいたします。

まず、業務量のところから少しだけお話をさせていただきますと、実情としておっしゃるように、計画ですとか、様々な事業の準備等々もかなり膨らんでいる一方で、やはり例えば、都市計画関連におきましては、現地立ち合いから指示増加に伴う、もう激増しております。また、農地の転用ですとか、窓口においては、海外の方も含めた流出入のところ、あるいは、開発申請、ちょっと話戻りますけども、以前は町内の方が多くて、割と阿吽の中でやれたものが、かなり細かいことまで説明する必要があります。一つ一つの業務等も内部の方が増える中で、様々な部門において増えている現状もあります。そうした中で、特に現場に出る職員に関しては、9時5時は住民の対応されて、その後によりやく自分の仕事に着手できるということもあります。そこはしっかりと色分けできるような人員配置が必要だということを重々認識しているところでございます。

また、その決めるタイミングというところでは、おっしゃるように、しっかりと整理する必要があると思ってます。ただ、やはり感じることに、私、以前から、議員のときから民間民間の話等、もちろん民間と行政違うことも十分認識しております。ただ、一般論で例えを、事例を出しますと、以前であれば道路をつくるときには、このA道路をつくるというところでそれに向かって進めていたと。予算をそれに向けて取ってそれでよかったと。ただ、今本当に限られた財源の中で、何をすべきか選んでいかなければいけないと。私が常にいうのが、しっかり仮説を立てて業務に励む必要があると。そのA道路がいいだろうはあくまで仮説で、本当にA道路なのか、ほかにもB道路、C道路、あるいはAダッシュ道路がいいんじゃないかと、そういったことをやっていかなければならない。ただ、そこで本当にミリミリをやっていてもいつまでやっても決まらないので、どこで見極めていくかは必要と思っております。なので、そこはしっかりと線を見極めながら決めるべきことは決める。しかし、しっかりと精査が必要なことは精査してもらう。そうしたことをより一層努めていく必要があると認識をしております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 最後ですので質問ではございませんけれども、そのミリミリを詰めていくところの中でしっかりした判断材料ですね、判断材料を求める中ではきちんとやっぱり判断の基準が何なのかと、AとBとCの違い、Aダッシュとの違いっていうのは何なんだということをですね、しっかりと説明するべきではないかと思っておりますので、そのところはしっかりよろしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時38分 休憩

△

午後 1時00分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、津田桂伸議員より、早退の届けがっておりますので報告します。

大村裕一郎議員。

○1 番（大村裕一郎議員） 改めまして、こんにちは。それでは、議席番号1番、大村裕一郎が通告に従いまして一般質問させていただきます。今回、質問させていただく内容は、町内の農地減少について、渋滞対策についての2問となります。

それでは、町内の農地減少についてから質問させていただきます。

令和6年3月の定例会の一般質問にて優良農地の確保と農業がやりやすい環境の整備、将来の農業の担い手確保のため地域農業者の意向を把握しながら地域計画を策定するとの答弁があり、今年の9月から10月にかけて地域計画の策定に係る協議が各地区で行われ、地域の農業者の意見の集約が行われました。ですが、協議の場合は、稲刈りや甘藷の収穫時期と重なっており、さらに開催時間も作業で忙しい日中に開催され、農業従事者の参加が少なかったように思います。そもそも地域計画の策定の目的として、農地の担い手への集積集約を活発化し、地域の農業を守るという点と、町全体の計画の中で農業分野のいわゆるゾーニングを行うための一助として行われていたはずですが、こういった状態ではまともに計画としての制度あるようには思えません。

農地減少に関しての1つ目の質問として、この制度に関して質問します。

そして、農地減少に関しての2つ目の質問になりますが、協議内で現況地図を見ながら目標地図の作製が行われました。この目標地図はおおむね10年後に目指すべき農地利用の方針が反映されるべき地図ですが、この10年後に農地を担っていく若手農業者の参加も非常に少数であったように思いますが、参加あったのか問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） こんにちは。大村議員の町内の農地減少についての質問にお答えいたします。

1つ目の協議の場合は稲刈りや甘藷の収穫時期と重なっており、さらに開催時期も作業で忙しい日中に開催され、農業者の参加が少なかった。この状態での地域計画の精度は確かなものになるのかという御指摘についてお答えいたします。

地域計画につきましては、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正により、地域計画として法定化され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化するもので、令和6年度中に地域農業の将来の在り方と一筆ごとの担い手を示す目標地図を加えたものを策定する必要があり、本年度に業務委託をさせていただき、年度内の計画策定に向けて進めているところです。

なお、地域の農業と農地の将来の在り方などを明確化するための計画である人・農地プランを策定するため、令和元年度から令和2年度にかけてアンケート調査や話し合いを行っております。しかし、既存の人・農地プラン策定時とは、現状では、大津町の場合、特に町を取りまく環境が大きく変化しているため、現状に応じたアンケートの分析や課題の整理等が改めて必要となっており、本

年度の業務委託において、再度アンケートを実施しております。

結果として、協議の場、座談会で必要となるアンケートの取りまとめや資料作成の期間を確保する必要があったことから、年度内の計画策定に向けて、議員御指摘のとおり、座談会を開催する時期が一部で農繁期と重なってしまった現状があり、皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。

そうした中ではありましたが、開催にあたっては、町内を9地区に分けたうえ午前と午後の2回開催し、延べ18回の座談会を設けました。いずれも日中の開催となりましたが、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員による地域農業者への参加の呼びかけや、認定農業者に対する開催周知に努めたところです。

座談会において出された意見等については、現在取りまとめを行っている最中ですが、後継者の有無や今後の経営意向、農地利用の意向などについて、経営農地が30アール以上の農業者約1千500件のうち4割の農業者にアンケートの回答をいただきましたので、この内容も精査した上で計画策定にはしっかりと生かしていく考えです。

アンケート集計の結果、幾つかの地区で共通する課題や、9地区それぞれの担い手や農地に関する課題があり、座談会では9地区いずれの地区でも、担い手と農地所有者が参加し、活発な意見交換が行われ、地区ごとの担い手に関する課題や農地の問題が議論されたと聞いております。

冒頭にもお話ししましたとおり、地域計画については、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正により法定化され、令和6年度中に地域農業の将来の在り方と一筆ごとの担い手を示す目標地図を加えたものを策定する必要がありますが、策定後も担い手の農地集積状況や開発に伴う農振見直しや農地転用などに応じて、随時見直しをする必要があります。したがって、見直しに伴う座談会を設ける場には、開催時期や時間も改めてしっかりと考慮したいと考えています。

なお、現在は、座談会において出された意見等を取りまとめ、地域計画素案の作成を行っており、来年1月より地域計画素案の説明会開催を予定していますので、アンケートによる結果や座談会で出された意見を最大限反映させることで精度の高いものにしたいと考えております。

2つ目の協議内において10年後を見据えての目標地図の策定を行っているが、将来の担い手である若手農業者は参加したのかについてですが、先に申し上げたとおり、9地区延べ18回の座談会を設けており、9地区すべてにおいて、担い手となる認定農業者にも参加をいただいております。畜産農家やからいも農家の後継者の参加もあり、将来の担い手である農業者が抱える現状と課題や将来の意向について意見を聞くことができております。ただし、全ての方が参加できたのが多数だったのかというところには、御指摘のとおり、課題もありと思っております。こちらにつきまして座談会への参加者の声だけではなく、アンケートの結果も十分に精査するとともに、適宜、各種関係団体等にも御意見や現状等を伺うことで、より計画の精度を高めていきたいと考えています。

今後も様々な取り組みや協議の場において、地域の農業者の意向を把握するとともに、県や農業委員会、農業関連団体等の関係機関と連携し、優良農地の確保と農業がやりやすい環境の整備、担い手確保に取り組んでいきます。

なお、詳細につきましては担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） こんにちは。大村議員の質問について説明いたします。

まず、1つ目の地域計画の精度は確かなものになるのかについてですが、今回の地域計画策定につきましては、改めてアンケートを実施しており、アンケートの回答率は39.6%、約40%となっております。

なお、質問事項において地区での座談会への参加意向につきましても回答をいただいております、アンケートでの参加希望人数が254人、実際に座談会に参加いただいた延べ人数は107人で、アンケートでの参加希望人数に対する参加の割合は42.1%となっております。

今回は、地域計画の策定スケジュールの関係で座談会が農繁期と重なりましたが、各地区における担い手の確保や農業に対する課題、将来の農地の担い手に対する意見を伺うことができ、目標は達成している状況でございます。しかしながら、本来はより多くの農家と農地所有者が参加していただき、将来の地域農業について議論していただくのが理想的な形でありますので、次回以降の座談会開催につきましては、農繁期を避け、開催時期や時間等にも配慮したいと考えています。

また、今回策定します地域計画は、策定後も担い手への農地集積を推進するなどアップデートが必要になりますので、これにより開催する座談会では多くの方が参加できる環境を整え、優良農地の確保と担い手への農地集積によるさらなる農業の効率化などを目指していきたいと考えております。

なお、今年度末までに策定を予定しております地域計画につきましては、アンケート結果をはじめ、座談会で出された意見を最大限に反映させた計画となるよう努めてまいります。

次に、協議の場への担い手、特に若手農業者の参加状況についてですが、今回の座談会は、9地区で午前と午後の2回、計18回を開催しております。座談会参加者の年齢確認までは行っておりませんが、10年後も担い手として活躍していただけると思われる、おおよそ50歳代以下の参加割合が約3割であり、将来の担い手である農業者が抱える現状と課題や将来の意向について、貴重な意見を聞くことができております。なお、座談会の場においては、実際に担い手と農地所有者とが農地の賃借や売買の具体的な調整を行うなど、担い手への農地集積を推進することができております。

今回、法定化により年度末までに地域計画を策定する必要があり、各地で座談会を開催し、農業者が抱える現状と課題や将来の意向について様々な話を聞くことができたと考えておりますが、大津町において、企業進出に伴う開発、中九州横断道路や空港アクセス鉄道などの整備など、農地と担い手への影響が懸念される事業が予定されておりますので、今後も地域農業者の意向を把握するとともに、県や農業委員会、農業関連団体等の関係機関と連携し、将来の農業を担う若手農業者や農業後継者が集まる機会と意見交換の場を創出し、営農における課題や将来の意向を把握するなど、優良農地の確保と農業がやりやすい環境整備と担い手確保に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 再度質問いたします。

先ほどですね、町長のほうからアンケートを生かすということではあったんですけども、アンケート自体の回答が4割しかなかったというところで、実際、参加された方、アンケート読み取れない部分も非常に協議の場であったかと思うんですけども、であれば、非常に意見自体も少なかったんではないかなというふうに思います。そういった中でですね、先ほどこのアンケート、先ほど言われたアンケートの中にですね、協議の場に参加したいか、したくないかっていうような設問のほうもありました。ですから、実際参加された方は非常に少なかったと。参加したい意向と、実際の参加数のギャップを埋める工夫とかですね、参加できないと。約半数の方が多分参加できないと回答されたというふうに私も承知しているんですけども、そういった方が参加しやすくなる、参加していただくための工夫というのがやはり必要になってくるのではないかなというふうに思います。恐らくこのままただ周知だけ行っても非常に参加は少ないままではないかなというふうに思うので、私が思うにですね、これに関しては、本当に地域計画の重要性というのを農業従事者の方にしっかり理解してもらってですね、一緒になって地域計画を作っていくような形を取っていないと難しいのではないかなと思うんですけども、この工夫というのを今後検討していただけるかどうか、再度回答のほうをお願いいたします。

○議長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 再質問にお答えいたします。

今後の座談会や説明会に参加しやすくなるような工夫についてということと、あと、この地域計画についての重要性的なものをやはりこう情報を発信するべきというような御質問かと思います。

まず、今後のですね、工夫につきましてでございますけども、先ほど御説明いたしました日時への配慮的なものは当然ですね、農繁期を避けながら昼間のパターン、また、夜のパターンあたりを今後設けるなどの工夫をしていきたいということで考えております。

また、場所とですね、機会への配慮というようなことで、例えばですね、場所的には身近な地域公民館をですね、利用したりとか、また、農業団体、ＪＡとか蓄協さんですね、連携しながらいろいろな会合の場で利用させていただいて説明会を行うなどの工夫を行ってきたいと。

また、今回参加できない方とかですね、参加したいけどもできなかった方につきましては、後日、インターネットとかですね、ロゴフォーム等をですね、活用しながら意見が徴収できるようなそういった仕組みをですね、今後工夫をしていきたいというふうに考えております。

それから、この地域計画につきましては、法定のですね、今後計画というようなことでございます。農振除外のですね、1つの要件にも位置づけられる、将来の地域農業の基本となる計画でございますので、特に若手農家がですね、今後営農計画あたりを立てられる上でも非常に基本的な計画でございますので、今後、若手農家へもですね、積極的に参加を促しながら、例えば、認定農業者の協議会等がございますので、その協議会での研修、会合を利用したりとか、また、より多くのですね、聞ける場とその機会をですね、設けるような工夫を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） 1つ目の質問に関してはこれで終わりますけれども、先ほどですね、部長からの答弁で触れられておりましたけれども、今、若手の農業に従事されている方たちがですね、やはりその開発のスピードというのが速すぎてまともに営農計画立てれないということを皆さんよくおっしゃっております。そういった中で、やはりこの地域計画、その地域内でのコミュニケーションも含めてですね、非常にこの計画というのは重要になってくるので、しっかり取り組んでいただいてですね、参加率を上げていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、渋滞対策についてになります。

令和5年12月の定例会にて渋滞対策についての一般質問を私のほうが行いました。質問の趣旨としては、この渋滞は長期で取り組んでいかないといけない課題なので目標を設定し、PDCAのサイクルに乗せて取り組んでほしいとの趣旨で質問を行いましたけれども、その答弁として、道路整備計画の策定と併せて、わかりやすい目標の設定を行い、渋滞対策に取り組むとの答弁のほうをいただいたんですけれども、この答弁の現在の進捗はどのようになっているのか問います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 大村議員の2点目の質問にお答えいたします。

急激な社会環境の変化に伴い生じる課題については、一日でも早い対応が必要であると考えております。中でも、町民の皆様の暮らしに直結する交通渋滞への対応は喫緊の課題であるため、昨年度から交通量調査を実施するなど、対策の検討にいち早く着手をしております。

交通量調査の結果を踏まえた短期的対策としては、渋滞が発生している交差点の信号制御を令和6年2月に行い、渋滞長をその時点では約4割に圧縮することができました。

また、交通量の将来推計を行った結果、交通量に対して道路の容量が不足していることが確認できた町道三吉原北出口線の一部区間につきましては、多車線化する方針とし、現在、予備設計を行っています。

さらに、特に朝の時間帯に渋滞が発生している国道57号南側の町道下町門出線や大津高校前の県道矢護川大津線の渋滞緩和に向け、国道57号と県道瀬田竜田線を南北に結ぶ道路を1路線追加することも検討しています。

これらは、現状の交通量や道路の規格、将来的な交通量の推計結果等に基づき検討しているものですが、議員御指摘のとおり、町民の皆様に対してわかりやすい数値目標をお示しすることも重要であると考えています。

現状では定住人口や通勤人口の急激な伸びによって信号表示や道路改良、新たな通勤バス運行、企業などによる時差出勤等による改善以上のペースで、車両が増えている地点も多く、取り組みの効果が非常に見えにくい状況になっていると考えています。

数値の設定としては、車両の速度や時間、信号待ちの回数、1回の信号変化での通行可能量等に基づく示し方を検討しています。

例えば、渋滞や信号待ちの影響により時速20キロで車両が通過している区間を道路の改良や新

設を行うことで、特に過密時点で時速40キロに改善するといった指標や、通過までに10分かかっている交差点を5分で通過できるように改善するといった指標、また、交通量も結果として今後ますます増えていきますので、信号表示時間変更や矢印信号設置等を実施した場合には1回の信号切替えあたりの通行車両数の変化、さらには将来的に交通量がさらに増加する可能性があることを考慮すると、道路の1日当たりの交通容量を1万台から2万台等へ増やすといった定量的な指標が考えられます。

その他にも、現在、本田技研工業など民間企業と連携した通勤バスの実証運行にも取り組んでいることから、自家用車通勤から公共交通を利用した通勤へと転換した人数など、ソフト対策に関連する指標も想定されます。

道路の整備には一定の期間を要しますが、ハード面、ソフト面の双方において短中長期での対策に適宜取り組みながら、そのときの交通量等に応じたわかりやすい目標を設定し、以前からお示ししている道路整備計画のほうの設定も進めながら町民の皆様へお示ししていきたいと考えています。

○議長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） それでは、再度質問させていただきます。

町長のほうからですね、町民の皆様目標のほうを示すというところで答弁のほうをいただいたんですけれども、今現在ですね、去年の12月にこの渋滞対策の質問をして答弁があって、およそ1年たっているというところで、いまだその目標というのがしっかり提示されている状況ではないというところなので、まずはそのしっかりその公表をどうやってやるのか。そのスケジュールというところを示していただきたいというふうに思います。

それができるのかどうか、まず質問させていただきます。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 皆さん、こんにちは。大村議員の再質問にお答えいたします。

スケジュールを公表するかということでございます。先ほど数値の示し方につきましては、町長の答弁の中からありましたように、今検討している状態でございます。

渋滞対策に関しましても、信号機の制御や三吉原北出口線の多車線化によって予備設計を行っていることなど、今公表しているところでございます。

そのほかにもですね、今後、三吉原北出口線線形や町長からもありましたように、南北道路なども現在検討中でございます。この検討につきましても公表ができる時期にきましたら、随時、公表をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 大村議員の再質問にお答えいたします。

先ほど部長等もありましたが、現在、先日前お話ししたとおり、都市計画マスタープランと道路整備計画のほうを来年度中の完成を目指しております。その中でわかりやすい指標等についても併せて整理して公表していくというお話をさせていただいたと思います。それがスケジュールになり

ますが、かなりまだこれから1年ほどかかりますので、その前にも例えば、今、実際信号等で改善された部分、あるいは、そのほか時差出勤で改善された部分等もございますし、以前の議会の中では、その車両が増えている中で実際に町がやっている取り組みとしてもしっかり発信していけばという御指摘もありましたので、そこについても随時、道路整備計画を待つのではなくですね、お示ししていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 大村裕一郎議員。

○1番（大村裕一郎議員） スケジュールのほうも今示していただいたかというふうに思うんですが、私がこの渋滞に対して思うところというのがですね、基本的に、私もそうですし、よくこう町民の方たちと話す中でですね、この渋滞対策、行政側、町側がですね、いろんな対策をされているというのは非常にわかっているところではあるんですけど、どういった物差しで評価しているのかがわからないというのが、正直我々の意見ではないかなというふうに思います。なので、その物差しとしてちゃんと目標を設定して、それがちゃんと達成できているのかどうかというところをしっかりと示していただきたいなというふうに思いますので、今後はですね、あと1年ほどかかるというところでしたけれども、しっかり取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。1時35分より再開します。

午後1時26分 休憩

△

午後1時35分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 皆様、こんにちは。能登半島地震から早1年がたとうとしております。ただでさえ進まぬ復旧の中、年明けからは雪の影響でさらに遅れる状況であり、県民の皆様にとっては本当に耐え難いこと続きだと思います。

先月、団体の研修で石川県穴水町を訪れ、義援金を渡し、意見交換会などしてまいりましたが、なかなか先が見えるようではありませんでした。アクセス関係はもちろんのことですが、住宅関係においても、いまだにシートが被っていたりと、時が止まったような状況に感じました。そんな中でも意見を交わした町の小規模事業者の必死に踏ん張り、生き残りをかけ、町を守っていく姿に感銘いたしました。どんな苦難に見舞われようと地場を支えて生きてきた企業、事業者は強い。そう思いました。国、自治体におきましては、地場企業が継続できるためのさらなる対策、支援が必要であると思います。このことは全国どの自治体に限らず、住み支える地場企業があつてからこそそのまちづくりであると忘れてはなりません。

それでは、通告に従い、議席番号4番、西川秀貢が一般質問いたします。

本町におきましては、TSMC関連企業の進出により、目まぐるしく変化している一方で、原材

料の高騰、物価高、賃金の問題等により、地場を支えるかなりの事業所に影響が出ていると聞いております。令和3年9月の一般質問において、町としての小規模企業に対する振興についての取り組み、施策を明確にすることで国が示した小規模企業振興基本法第7条にある地方公共団体としての責務を果たしていくことにもなるとして、条例制定について提案したところ、町長の答弁におきましては、101の具体策の中で、町内産業支援や活性化及び地域経済の相乗効果を高めることを掲げる。町としての姿勢を示す。また、コロナ関連もあったということで、今やることに大きな意義があるという答弁であったと認識しております。

そのことにより、令和4年3月18日に制定され、条例の目的としまして、中小企業及び小規模企業が天津町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興を基本理念とし、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにし、中小及び小規模企業の施策を推進し、健全で持続可能な発展及び町民の生活の向上を図るとあります。あれから約3年近くがたとうとしております。条例の制定後から今までの取り組み、成果をお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の天津町中小企業・小規模企業振興基本条例についての御質問にお答えをいたします。

先ほど議員からありましたとおり、西川議員からの御提案をもとに、天津町中小企業・小規模企業振興基本条例は、作ったものです。こちらは日本の企業数のうち99.7%を占め、まさに日本の経済を支えているといっても過言ではない中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、本町において、その振興についての基本理念を定め、町の責務と事業者、商工会の役割等を明らかにするものです。

併せて中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、中小企業・小規模企業の健全で持続可能な発展及び町民の生活の向上を図ることを目的として制定したものです。

その天津町中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針としては、4条において、1、中小企業及び小規模企業の経営基盤の安定及び強化、2、中小企業及び小規模企業の新産業の創出及び起業支援の促進、3、中小企業及び小規模企業の人材育成及び雇用の安定の促進、4、中小企業及び小規模企業の資金調達の円滑化、5、中小企業及び小規模企業に関する情報の収集及び提供の5つを掲げております。

まず、この5つの方針に基づいて制定後の新しく始めた具体的な取り組みや成果についてお答えをいたします。

はじめに、1の中小企業及び小規模企業の経営基盤の安定及び強化については、令和4年度には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、新規事業として小規模事業者経営継続支援金の取り組みを行いました。

また、コロナで苦しむ事業者のウィズコロナ・ポストコロナに対応した多角化などを後押しする天津町起業創業事業費補助金の創設による支援を行い、当該補助金により1年間で幅広い分野において16の新たな事業が生まれております。

また、本年度より増加している外国人客をより効果的に集客し経営安定化につなげていただけるよう、飲食店や宿泊業に対して多言語化による案内表示やメニューの整備などに対する補助、多言語化事業補助金を創設しております。

また、令和3年度に新たに助成制度を創設し、継続して取り組んでいるIT企業やコンサルティング会社などの産業支援型企業の誘致では、制度創設後から3社を誘致しており、特にうち1社は地場の中小企業や小規模事業者の方とも大いに連携し、複数の中小企業及び小規模企業の経営基盤の安定及び強化にも寄与いただいております。

2の中小企業及び小規模企業の新産業の創出及び起業支援の促進については、令和5年度には単年度限りであった、先ほどお話した大津町起業創事業費補助金を継続する形として、一般財源を用いて新たに大津町創業支援補助金を創設し、昨年度及び今年度、本日時点で2件の新創業の補助申請があっており、先ほどの16件と合わせれば3年間で28件の事業創出につながっています。

また、中長期的な視点では、未来の経営者・事業承継の担い手を育てるために、令和6年度に予算化した中高生を対象とした起業家育成セミナーを2月に、こちらも初めて実施する予定です。

3の中小企業及び小規模企業の人材育成及び雇用の安定化については、本年度は事業者の皆様からの要望もありまして、新たに中小企業大学校人吉校と連携し、町内の中小企業を対象にサテライトゼミを開催し、受講料の助成を行いました。また、そのほかにも大津町の商工振興に欠かすことのできない商工会への助成金を100万円増額させていただきまして、セミナーのさらなる充実などに生かしていただいております。その他、5の項目で主に触れますが、台湾への研修事業も新たに予算化し、実施をしているところです。

また、中小企業の人材確保に向けては、これまでの企業連絡協議会と連携した企業ガイダンスや企業と学校の情報交換会、工場見学会を継続して実施するとともに、一方では、県北広域本部や熊本連携中枢都市圏とも連携し同様の取り組みを行っております。

4番目の中小企業及び小規模企業の資金調達の円滑化については、利子補給を継続する一方で、本年度は商工会とも御相談させていただきまして、新たに商工会主催による金融機関との情報交換を行う金融懇談会を実施しいただいております。今後、商工会のみならず、金融機関との連携、情報共有を行っていきます。

5番目の中小企業及び小規模企業に関する情報の収集及び提供については、大津町商工会に役場にもより近い町有の物件に移転いただくことで、行き来や情報交換がしやすくなったと実感しておりますし、会長や商工会事務局の方々からもそのように伺っております。

また、企業連絡協議会及び商工会の台湾研修の予算を可決いただきまして、町職員も参加の上で現地での情報収集や各種団体との関係構築を図るとともに、研修後の会員間での情報共有もお願いをしております。

また、本年度は、商工会と町内4つの繁栄会の連携をより深めていただくための事業として、こちらも初めて商店街助成事業を創設しました。この事業は、現在、町にある4つの繁栄会、商店街にそれぞれ商工会を通じて助成するもので、関係の強化による商店街の事業継承の支援と活性化を

図ることも目的としています。

基本方針全体に関わる部分としては、中小企業・小規模事業者の主な経営フィールドである町の賑わいの創出に向けて、地蔵祭りでの花火の助成も含め、令和6年度は予算を増額した上で、3大祭りを商工会やまちづくり団体などの皆様との連携で開催しました。町内外から多くの来場者があり、住み暮らす場、訪れる場、そして働く場としても大津町の魅力を発信できたと思います。また、昨年度からの新たな取り組みである夜市の開催も、本年度は事業を拡充し、季節ごとに4回の開催を計画しております。過去3回、本年の3回も多くの皆様の御協力で大いに盛り上がりました。特に商工会青年部、あるいは女性部の方々には大変な御尽力をいただいております。

また、現在、駅周辺整備の一環で、本日まで社会実験を役場敷地内で行っておりますけども、こうしたことも中長期的な小規模事業者・中小企業の発展にしっかりとつないでいきたいと思っています。

また、同じく全体に係る取り組みとして中小企業・小規模企業活性化会議を設置するとともに、昨年度は1回の会議を行いました。会議の中では様々な立場から多様な御意見をいただくとともに、会議の結果を今年2月に報告をいただきました。こうした報告の内容も先ほど申し上げた様々な取り組みを検討する上で生かさせていただいております。

本年度は2回の会議を予定しており、7月に行った1回目は昨年度の会議の結果報告を受け、予算化したものなどについての御説明を行ったところです。

議事録は公開されておまして、本年度につきましても2回目の会議が終わった後にその結果の報告をいただく予定です。

なお、今後開催する2回目の会議については、町の今後の施策についての直接的な議論をいただき、町の施策に生かしていきたいと考えております。

大津町中小企業・小規模企業活性化会議の審議結果と本年度の取り組みなど、詳細については担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 白石産業振興部長。

○産業振興部長（白石浩範） 私からは条例制定後の大津町中小企業・小規模企業活性化会議の審議結果と本年度の取り組みについて御説明させていただきます。事業につきましては、町長の答弁と重複する部分があるかと思いますが、御了承願いたいと思います。

令和4年3月に大津町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定され、この条例は、町の責務や事業者及び商工会の役割等を明確化し、中小企業と小規模企業の持続的な発展と振興を図ることを目的としております。

条例の規定にもあります中小企業・小規模企業活性化会議を設置し、これまで、昨年度に1回、本年度に1回の計2回の会議を開催しております。今年度はもう1回会議を予定しております。具体的な取り組みにつきましては、令和5年度に開催した会議の審議結果報告書が町に提出され、それをもとに、令和6年度に予算化して推進している状況でございます。

基本条例にあります5つの方針を大きく3つの方向性に置き換えて審議いただいておりますが、

報告がありました審議結果の項目は、まず、1つ目に、経営基盤の安定・強化についてでございます。現在、大津町に住民の皆さんが共通認識できる商店街がないのは課題であり、大津駅周辺を中心とした商店街を活性化する必要があります。また、事業継承への対応も急務であり、後継者探しや円滑にいくような支援や継承したくなるような町の賑わいの創出も必要であるといった内容で、町としましては、令和6年度の予算におきまして、新規事業として商店街助成事業を創設しました。この事業は、現在、町にある4つの商店街にそれぞれ商工会を通じて助成をし、商店街の事業継承の支援と活性化を図るものです。また、町の賑わいの創出につきましては、令和6年度は予算を増額し、3大祭りを商工会やまちづくり団体と連携して開催しました。町内外から多くの来場者があり、大津町の魅力を十分に発信できたと思います。また、後援事業であります夜市の開催も、今年度は事業拡充し、季節ごとに4回の開催を計画しています。

2つ目は、創業・起業支援の促進についてでございます。開業率を上げるためには高校生などを対象とした講座や経営者と話す機会を設ける支援が必要であり、起業塾の創設や大学との連携など、新たな創業支援の検討も必要である。また、町や商工会が連携し創業者に対して、空き家や空き店舗などの情報提供を行う必要があるといった御意見でありました。このことにつきましても、令和6年度に予算化し、中高生を対象とした起業家育成セミナーを予定しております。研修会やセミナーの開催により、将来に向けた就業の選択肢を増やし起業創業への意欲の増大を図っていききたいと考えています。また、空き家や空き店舗の情報提供につきましても、引き続き、商工会や総合政策課と連携し対応していききたいと考えています。

3つ目は、人材育成・確保についてでございます。企業連絡協議会と連携し、企業ガイダンスや企業と学校の情報交換会、工場見学会を開催し、地元企業への就職促進や定着を図っていききたいと考えています。また、中小企業大学校人吉校と連携し、町内の中小企業を対象にサテライトゼミを開催し、受講料の助成を行いました。また、商工会の方では今月12月に、本日でございますけれども、企業が生産現場を外部に公開したり、来場者にモノ作りを体験してもらうオープンファクトリーについてのセミナーを開催し、地域一体型の雇用確保に向けた取り組みをされています。

最後に、TSMC進出に伴い、今後の台湾との交流を目的として、11月末に商工会が台湾視察研修事業を実施されました。町からも2名の職員が同行し、半導体関連企業の進出に伴う経済効果の恩恵をより幅広く町民の皆様にもたらすために、台湾企業の意見を積極的に取り入れたまちづくりを目指していききたいと考えております。また、増加しています外国人に対しまして、多言語化事業補助金を創設し、飲食店や宿泊業に対して、案内表示の整備などに対する補助を行っていききたいと考えております。

今後につきましても条例に基づき、中小企業・小規模企業活性化会議での皆さんの御意見をいただき、商工会と連携し、継続的かつスピード感をもって対応を行っていききたいと考えております。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今、町長と部長の答弁の中にですね、大津町中小企業・小規模企業活性化会議がありましたので、資料1を御覧ください。

この会議はですね、まず概要について書かれております。また、今後のフローまで書いてあります。私が調べたところ、令和5年12月19日、令和6年7月11日と条例制定後2回行われております。メンバーには、大学の教授から各団体の長、区長、議員とそうそうたるメンバーでですね、条例制定に伴い、これから先の中小・小規模事業者に大いに期待できる会議のように思いました。

ちょっと興味津々ですね、議事録を見てみたところ、町に対しての苦言、要望、TSMC進出によるこれから先に向けたグラウンドデザインなどと活性化に向けた内容ではなく、趣旨が違うように私は感じました。2回あった会議で2回とも同じような内容であり、趣旨がずれたまま進んでいるようでした。報告書は町長にいつているはずであります。条例を制定するにあたって、あれだけ今やることに意義があると言っておられました。にもかかわらず、あまりにもずさんすぎではないでしょうか。1回目の会議できちんと報告書や議事録を確認、または整理をしていれば、2回目の会議では、元の趣旨に戻ったのではないかと思います。言われていることと結果が違い過ぎているようです。

また、各委員の皆さんには手当でもついております。このままでは意味がないのではないのでしょうか。本当に残念なことであり、町内産業の支援、活性化及び地域経済の相乗効果を高めることを掲げる町としての姿勢を本当に示せるのかお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再質問にお答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたが、まず、大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の基本方針4条に5つございます。その中で、先ほど御説明した、もちろんその取り組みの内容自体が足りているのかという、多様な中小企業・小規模事業者の皆様、あるいは、コロナ、物価高騰もある中で、全てを網羅できているとはもちろん思っておりません。ただ、個々の条例の指標理念に基づいて1つ1つ対応を行ってきたところです。

その中の1つの機能として、おっしゃるように、活性化会議が位置しております。その中では、先ほど部長から御説明をさせていただいたとおり、様々な事業者の意見を取り入れながら行わせていただいたところです。

また、もちろん、委員の方々には多様な立場から多様な御意見をいただいておりますが、西川議員おっしゃるように、もう少しちょっと広がり過ぎたお話というのも出ておるのは把握しております。ですので、今後に向けては、2回目予定しておりますけども、より町の今後の施策についての直接的議論をいただけるような振興になるように努めていきたいと、そのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 今、町長が答弁されましたが、まず、その活性化会議ですけど、町長に報告がいくまで4か月ぐらいかかっております。活性化会議の終了から。4か月かかるということはですね、もう話は違うなんかこう議題というか、違う話が出てくるんじゃないかな。その行政の機能としてですね、この1つの会議、もちろんこの活性化会議というだけではないと思うんですよね、やっていくことが。それなのに、その1つの活性化会議で趣旨も違う方向に行っている。ましてや、

この報告は4か月かかっている。これで本当にですね、町長が言っているまちづくり活性化なるのかなと、私は本当に思います。何ていうか、やる気がないちゅうか、本当誠意がない。もう本当何かそういうふうに感じられるところだと思いますけど、その辺はいかがですか。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員からの再々質問にお答えいたします。

先ほどお話ししましたとおり、この活性化会議もしっかり生かしながら、また条例に沿った取り組みは担当課のほうでもしっかり整理しながら、そして、もちろん町全体の事業の中で整理しながら、複数行ってきたというふうに認識をしております。

また、活性化会議の時期というか、報告に関しましては、正式な報告という形ではタイムラグあっておりますけども、その口頭ベース等々では報告はしっかり受けているといころです。また、基本的な施策については、私のほうでも最終的な整理、あるいは逐次の整理もしますが、担当課の中、担当部局の中でしっかり商工会の皆様方、あるいは委員の皆様方、あるいは企業の皆様方と整理しながら進めているところでございます。

その上で、今行っている施策にかなり現状のずれ等、あるいは足りないところも多分にあるかと思しますので、その点につきましては、今後も引き続き、スクラップアンドビルドも行ないながら対応していきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 次の質問に移ります。

中小企業・小規模事業者が事業を継続する支援について。

令和6年10月25日、熊本県商工会連合会が原材料高や最低賃金引上げなどの影響を受ける事業者が事業を継続できるよう要望書を県知事に提出いたしました。

資料2-1を御覧ください。

内容は様々ですが、要望10項目の中に原油高、原材料高騰の影響を大きく受ける事業者への支援、最低賃金引上げ、賃上げ対策への支援、事業承継、創業支援の強化など、本町の事業者にとっても大変な問題であります。事業者にとっては決して避けて通れない状況であり、日々大変な苦労が続いております。

熊本県下49商工会、約1万6千の事業所があると聞いております。大津町は、農工商併進の積極的な取り組みにより、大いに発展し続けております。農業につきましては、我が国の食糧自給率が40%を下回るなど、危機的状況にあり、食糧安全保障のためにも今後も継続した手厚い支援が必要であると考えます。

一方、商工業におきましては、TSMCの進出に伴い、経営環境が激変しており、ビジネスチャンスに恵まれる一方で、先ほどの説明のように厳しい環境であります。1千062業者、うちの小規模事業者は723社ございます。県に対しての要望書ですが、この問題は市町村からの後押しが大事であると思っております。

このことから、本町においても何か対策を考えているのかお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 畠川議員の２問目の中小企業・小規模事業者が事業を継続する支援についてお答えをいたします。

本年１０月２５日付けで県知事に出された、中小企業・小規模事業者支援と商工会組織の強化に関する要望書について確認をさせていただきます。

内容は、現状について商工会連合会で調査された結果、社会経済活動は活性化し売上げは水準以上を確保しているものの、利益は伸びていないなど経営は依然として厳しいこと。

T S M C進出による波及効果の期待感はあるが、原材料、物価高騰の長期化、人手不足の深刻化、終わりの見えない人件費の大幅上昇など、経営環境は厳しく不透明感を増していること。

事業承継、ゼロゼロ融資の本格返済、働き方改革など多くの課題に引き続き向き合っていかなければならないことなどが要点とされておりました。

要望としては、先ほど揭示もございましたが、原油高、原材料高騰の影響を大きく受ける事業者への支援、最低賃金引上げ、賃上げ対策への支援、資金繰りへの支援、地域経済を支える商工会への支援体制の強化、事業承継、創業支援の強化、D X支援体制の継続強化、青年部・女性部活動への支援、商工会館の機能強化、T S M C熊本進出効果の県全域への効果波及と台湾との経済交流促進、食のみやこ熊本県の創造に向けた物産振興支援の１０項目が挙げられておりました。

この要望を取りまとめられるに当たり、商工会連合会で実施されたアンケートについては大変参考になるものとして、町としても活用していきたいと考えております。

これらの要望は県知事あてに出されたものであり、この要望を受けて県がどのように対応されるか、１つにはそれを注視していきたいと考えておりますが、物価、人件費の高騰は続いており、それに人材不足の問題が拍車をかけて経営がこれまでになく大変になっていることは承知しております。

その状況を受け、町としてもこれまでに課題解決に向けて取り組みを進めてきたところです。１問目の質問でお伝えした項目は一部割愛しますが、例えば、１の原油高の影響については、昨年度、運送事業者に対し、燃料高騰対策運送事業者支援事業を、３については、店舗改装等の利子補給による支援を、４の商工会への支援体制の強化については、昨年度から助成金の引上げを、５の事業承継、創業支援の強化としては、昨年度から一般財源を用いた補助制度の制定と、事業承継については、今後、商工会、金融機関と連携した取り組みを考えているところで、７の青年部、女性部活動の支援としては、その一環として本年度からの新規事業であるサテライトゼミにおけるリーダーシップ研修の開催などの支援を行っております。

しかしながら、変化する情勢の中で多数の課題があり、まだまだその多くに応えるには至っていないと考えますので、財源の確保については、国や県にも交付金を要望しながら、財政面も勘案した上で対応できるものについては対応していきたいと考えているところです。

あわせて、要望の中にある事項は、県商工会連合会がまとめたものですが、これは小規模事業

者・中小事業者の生の声であること、現在の熊本県の現状をまとめてあることを踏まえ、町としても施策を進めていきたいと考えています。

なお、当町の現状としては、おっしゃるようにT S M C 関連企業の進出、主に台湾からの人の流入が始まっており、今後は交流人口の増加によりテナントや物価の高騰などの課題もありますが、全体的傾向としては様々な需要自体は引き続き伸びると考えられることから、各課題に対処しながら町の活性化に努めていきます。

また、商工会とは現在、伴走支援により商業者支援に努めているところですので、今後もより一層連携を強化し、活性化会議も活用しながら効果的な施策を実施していきます。本年度は大津町で初となる金融懇談会も実施できないか御相談したところ、早速商工会主催で開催していただき、金融機関との連携強化への糸口もいただいたところです。

以上、県がどのような対応をされるかも注視し、菊池地域の関係市町との情報共有にも努めながら施策を検討、実施していきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○４番（西川秀貢議員） 先ほどから出ておりますが、大津町創業支援補助金、これがございます。例えば、これを使い勝手がよくできないかということです。このことは、６月の質問でもいたしました。今回は、創業、新分野進出以外にも活用できないかということでございます。

町の飲食関係の状況では、原材料高、賃金高などにより売上げは上がったものの利益は減っている。人材不足や人件費問題などにより、集客を６０％に止めている。それ以上は対応が難しく、迷惑がかかるということでした。

前回の質問関係をもう一度見直してみました。創業支援補助金についてですが、私が要綱を見直し、使い勝手をよくすることにより、さらなる事業者に対する後押しにつながるのではと質問したところ、町長の答弁では、国のより大きな補助金があり、町としてはそうしたところがカバーできないので、そこをカバーし、町内の様々なチャレンジを応援する。それが地元住民の満足であり、充実につながり、税収向上につながるとの答弁だったと理解しております。

資料２―②を御覧ください。

そこで持続化補助金の内容を確認してみたところ、商業・サービス業（宿泊・娯楽業は除く）、常時使用する従業員の数は５人以下でありました。ということは、町長が言っている国の補助金ではカバーできないところとはどこですかということです。私が思う限りでは、一緒ではないかと思っています。

また、答弁の中に公金ということで制度を活用しない、その他の住民の方々の理解を得る金額でなければならない。一定の理解を得る必要がある。予算の制限枠がある程度決まっていて、幾らでも出せるわけではないということでした。

公金だからこそ全ての事業者を、せめて土俵に乗せるくらいまではしないとイケないのではないのでしょうか。制度を活用しない、できない方々、ほかの住民の方々にも理解を得る金額でなければならない。それは町の仕事であり、町長の仕事だと思います。

そういった考えで本当に町内産業の支援や活性化につながるのかということです。農工商併進とは、私の理解するところ、農業と一緒に工業・商業も育てていこうという意味だと思っております。

また、この制度は令和4年度に一般財源化され、要綱ができております。4年度に申請された内容に何の問題があったのかわかりませんが、令和5年度に1年後にまた要綱が変更されております。前回の答弁で、昨年度施工したばかりなので、今しばらくは現状のまま運行したいということでした。

町の都合で要綱を変えておきながら、使い勝手が悪いといっているのに様子を見る。あまりに矛盾しているし、一方的ではないでしょうか。今しばらく様子を見るのであれば、4年度から5年度、その1年ではなくて、そこで様子を見ることもできたと私は思います。

結果、商工会の創業セミナーにおいては、資料2―③を御覧ください。

2020年から調べましたところ、参加者は12名、21年7名、22年12名、23年12名、24年が18名、これだけのセミナーの参加者が増えているにも関わらず、創業支援の申込みは令和6年度新聞屋1件、創業1件、申請準備中が新聞屋1件、創業2件であります。

理由としては、使い勝手が悪いと、使い勝手がいい国の補助金にいつてしまい、国の補助金がなく、開業に間に合わない場合に、町の補助金を活用するケースのようです。

また、本町では、飲食関係者のほとんどが賃貸であります。

そこで今回、もう一度要綱を見直し、現在の状況を踏まえ、60%で止めていた集客を80%、90%にするために、家賃、電気代、材料費または人件費などの一部にも補助ができないかという提案でございます。

集客数が増えることにより、今以上の売上げにつながり、利益も生まれます。そのことにより、税収向上につながり、住民の満足や充実につながるとおもっております。

町内の様々なチャレンジを応援するのならば、もう少し工業、商業者に寄り添うべきではないでしょうか。現在、全国においてもかなり注目されている町であります。こういった支援が評判になり、この町で商売をしたい、この町に住みたい、その対策が近隣町村にも広がり、大津を見習え、そういう動きに変わってくると確信しております。

いずれにしても、せっかくの事業に対し、利用しようと思う事業者がいないので、今一度事業者に対し、魂のこもった施策をするべきだと考えます。

また、併せまして、補助対象経費にかぶりがなければ、事象化補助金等の併用も可能ではないかと思いますが、お尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 西川議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほどから御説明させていただきたいんですけども、商工業の皆様の努力、あるいはその町への貢献は十分に認識しておるところです。そこで、今度の新規創業の話もそうですけども、この3年間ほどで商工業に対する予算はかなり増額しているというのも事実でございます。その中で

新規創業のお話等をさせていただきますけども、おっしゃるように、令和4年度の起業創業支援の補助金につきましては、16件の実績がございました。ただ、その中には様々なものがりまして、縛るべきところは縛るというところと、この創業のちゃんとセミナーに出てもらうこと。なぜかと言いますと、やはり創業してもらうからにはやはりより大きな形で成功したい形があるということで、創業セミナーの参加というのを必須と変更を要綱をさせていただいたとこ、活用の条件としてですね。その結果もありまして、あるいは1年目に今まで悩んでいた方々が最初に飛びついていただいて、それを使っていた。で16件のものが出た。2年目に関しましては、恐らくセミナーという障壁があったこともあるかもしれないけども、また、母数が減っていたということもあると思います。その中で1年目、2年目、3年目というのはどうしても利用者というのは減ってくると思っています。今回、スマート農業の御説明をさせていただきましたけども、今回、本年度で15件ほどの申請いただいておりますが、恐らく2年目、3年目は申請数も下がっていくのではなかろうかというふうに思っています。ただ、この財源に関しましては、100万円の補助をしているところは2市2町でも大津町だけで、菊池とか菊陽とかは20万円ほどとなっております。だからこそ一般財源を伴う個別事業者への補助であることも踏まえ、要綱を定める際もその目的や受益者に止まらない、町全体の効果、還元、別にニーズのある様々な施策と比較しての優先度など、吟味して要件を定めたものです。

おっしゃるように、より多くの方が活用できるようにすればそれば、それはより多くの方が使いやすいというふうには、それはもう十分わかっております。ただ、そこを拡大することによって、予算の枠は定まっておりますので、当初想定した方がまたその枠から漏れていくような実情もございます。ですので、そこは当初の理念はしっかり守らなければならないと思っています。

ただ、しかしながら、今、議員おっしゃるとおり、家賃高騰ですとか、物価高騰の様々なものもありますので、ここの新規創業等にこだわらず、3年という一旦のサンセット方式の期限迎えますので、じゃあ新たにスクラップアンドビルドも進める中でどんな補助がより今必要とされているのか。その中で今の町の財源、あるいは今後の商工業の発展による、おっしゃるように、町のさらなるにぎわい、あるいは税収増のためにどういう制度がよりいいのかということは商工会、あるいは御指摘も様々ないただきましたが、活性化会議の中でも意見も聞きながら新たな施策として整理して考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 西川秀貢議員。

○4番（西川秀貢議員） 町長の今の話を聞いてますと出さないための補助金ですか、今言ってる。

私はですね、町長がいつも言われますけど、日々今町の情勢からどんどん動いてると。それに併せていつもいかにといけないという話をよく聞きます。これも一緒ですよ。みんな工業、事業者の皆さんは日々経済がどんどん変わるわけですから、そこにいつもついていってる。それを考えながらやっているわけですよ。ですから、これも公金ですから、無駄遣いをするのではなくて、やっぱそういう使い勝手が悪い部分は変えてやるべきだと私は思うんですが、公金だからこそ大事に使わ

ないといけないし、意味のある使い方をしないといけない。だからこそ町内産業の活性化を考えるならば、こういったところにやっぱ投資をして、そして、引いては、増収向上につながると私は思っておりますが、出さない補助金であれば、もうそれこそ意味がありませんので、廃止されるなり何なりされたほうがいいと思いますけど、本当に出す気があるかお尋ねいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 畠川議員の再々質問にお答えいたします。

すみません、少し一旦広い話になってしまいましたが、今、全ての住民の方が物価高騰等で、あるいはコロナ禍の戻り等々で苦しい状況でございます。その中で様々な補助の要望、あるいは需要、必要があることは十分認識しております。その中で、各分野においてどういう予算を振り分けていくかというところで考えていかなければなりません。その中でも商工業というのは非常に重要性も、町全体の強度も理解しておりますので、この中でまずは新しい補助をしっかりと作らせていただきました。ただ、例えば、1年目でいいますと1千万円という額があって、かなり使っていただいたんですけども、その中で、仮に、当時も含めてほかの国の事業と併用する事業をできるとしたときに、それはもちろんその1千万円の枠をほかでも取り合うわけになるので、本来想定していた小さなチャレンジを応援することができなくなるというふうに考えております。

また、そのほか商工業に関しては、この新規創業補助金に限らず、様々な必要需要があると考えています。その中で、例えば、限られた1千万円がある中でどこに振り分けるというのは、今この制度があるからこの制度だけを見て、この制度より使いやすくするというのではなく、もう一度割り戻した上で商工業の皆様にとって、あるいは町の発展にとってどういう在り方がいいのか、予算の使い方がいいのかを考える必要があると思っています。

また、例え話にばかりなって申し訳ないんですけども、先ほどのスマート農業の話に関しましても、1年目チャレンジする方、2年目チャレンジする方どんどん減っていくと思います。減っていった申請者が少なくなったからといって、より使いやすいものをする、もちろん、使ってはいただけるんでしょうけど、当初の意図目的とどんどんずれていく可能性がある、やはり一旦そこはまた割り戻して、どういうふうな形が商工業、町にとっていいのかを考える必要があると思っていますので、お話しとおおり、予算自体は今後もしっかりと商工業に関して、もちろん町への寄与も含めて見直しつけていきたいと思っておりますけども、今回の精度に関してましては、新たに様々な御意見をいただきながら、3年間の3セットとなっておりますので、このまま継続するか、一旦廃止して別のものをやるのか。あるいは、畠川議員のおっしゃるように、御提案が最も合理的なのかということは重ねてになりますが、活性化会議、あるいは商工会の意見も聞きながら結論を出したいと、そのように思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 畠川秀貢議員。

○4 番（畠川秀貢議員） 最後になりますので、もう質問ではありませんが、1年目の16件というのはですね、あれから2年目になって少なくなっていくのは、要綱に縛りができたからです。こ

れは私が調べてわかっております。出す気がないのかなというふうに感じておりますけど、本日、ここにですね、商工会青年部が来ております。彼らもですね、家族のため、これから先の町のために仕事の合間をぬってボランティア、様々な地域おこしをしております。真剣なんですよ、みんな。本当に地場の事業所のことば考えるならばですよ、口先だけではなくて、魂のこもった施策にしていくなさだと私は思います。

以上で終わります。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。２時３５分より再開します。

午後２時２５分 休憩

△

午後２時３５分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。

町長、議員とも任期の終了が迫っておりますので、１問質問することにしました。質問事項は、シニアカー安全運転のための歩道整備であります。

新しい庁舎に慣れ親しんでまいりますと、熊本地震までの旧庁舎の構造をイメージできなくなりました。エレベーターはなかったと記憶しています。議会室のある４階まで階段を上っております。３階の踊り場で荒木町長が４階まで一気に上れんようになったと、後から上ってきた私に話しかけ、立ち止まっておられたことをはっきりと記憶しております。旧庁舎が建てられた昭和４０年代には、高齢者や障がい者にやさしい建物という発想は希薄だったのでしょうか。その後、介護保険制度が制定されてからバリアフリーが叫ばれるようになりました。公共施設、大型店舗、クリニックなどには車椅子専用の通路が整備されるようになりました。ユーチューブを見ると、こういう取り組みが外国から称賛されております。また、ここにきて次の流れがきたようでございます。電動車いすです。足が不自由でも人に頼らず、気兼ねせずに自分の意志で自由に外出できたら、こんなに楽しいことはありません。シニアカーを運転するのに免許は要りません。法律上は歩行者と同じ扱いのようです。歩道のある道路は歩道を走ることになります。

そこで、歩道の整備、点検が必要ですが、これを質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 坂本議員のシニアカーについての御質問にお答えいたします。

シニアカーを利用する人が安全に運転してもらうためには、町はどのような道路整備や対応を求めているかとお尋ねでした。

シニアカーは、長距離を歩くのが難しい高齢者の方などが主に屋外で移動する際に使う乗り物になります。ハンドル操作だけで簡単に運転できるため、免許返納をされた方などが日常的に買物や散歩、グラウンドゴルフなどの交流の場への移動手段として利用されている方も多く見受けられます。

現在整備されている町道においては、歩道が整備されていない区間もまだまだ多く、また、歩道が整備されているところであっても、シニアカーでの走行に適していない所もあります。

今後、道路整備や維持管理を進める中で、安全性はもとより、利便性や地域性なども含めて検討し、歩行者やシニアカーにも配慮した道路整備事業を進めていきます。

また、高齢者等への交通安全講習等をする場合においても、シニアカーにおける交通ルールや運転時に注意することなどの説明ができればと考えております。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 私からはシニアカーの特性を踏まえた道路整備の対応について御説明させていただきます。

シニアカーは、電動カート、ハンドル型電動車椅子と称され、全国的にも約1万5千台程度が毎年普及しているとの調査結果も出ております。高齢者の方の免許返納が進む中、免許を有する必要がないシニアカーの需要は今後も続いていくものと思われます。最高速度が6キロに設定されており、道路交通法上は車椅子やベビーカーと同じく、みなし歩行者として位置づけられているため、歩道もしくは路側帯を通行するよう区分されております。

歩行者と同じ交通ルールとなりますので、歩道がない道路の場合は、車道の右側の路側帯を通行することとなります。

道路を整備する際は道路構造令に基づき設計を行いますが、シニアカーが利用できる歩道については、道路構造令では歩道幅員が2メートル以上を推奨しております。根拠としましては、シニアカーや車いすが離合できる幅員の確保が好ましいからということになっております。

歩道の状況ですけど、大津町には町道が483路線あります。そのうちの111路線の一部に歩道を整備しております。整備の区間の距離で見た場合は、約2割程度の整備率となっております。

新設道路の整備を計画する場合は、交通量や住宅の立地状況、通学路の有無等を考慮して道路構造令に基づいた道路整備計画を行っているところでございます。既存の町道において歩道の未整備区間の改良を行う際は、用地の確保を要するものも多く、昨今の用地価格の高騰などによる用地確保の難航など多くの課題があります。道路改良と併せて歩道整備につきましても、事業の優先順位を検討し、国庫補助事業や有利な起債事業を活用しながら取り組んでいければと考えております。

警視庁が発表した調査では、シニアカーに多い事故としては、傾斜や段差を通過する際の転倒、側溝への脱輪、道路や歩道にある障害物への衝突などがあるという結果も出ております。これらのことから、町道のみならず国道、県道などの歩道の整備がなされている区間や、歩道がない道路の路肩部分においても段差などによる事故につながらないように、警察、国、県の道路管理者と連携を取りながら安全安心な道路環境の整備に努めていきたいと思っております。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○12番（坂本典光議員） 私がこの問題を取り上げたのは、ちょうど身近にですね、私、時々昭和園でテニスをやっているんですが、その中で、ちょっと目を悪くされた方がですね、その免許証を

返納したということで、美咲野からですね、昭和園までこのシニアカーで来られるんですね。どれくらいかかったんですか、1時間ですと。しかし、好きなんですよ。生きがいなんですよ。そういうことで、その気がついたんですけども、それから注意して見ておきますと、町のですね、大型店とか何とかで右左のですね、そのハンドルの右左に買物袋を提げて1人で買物されている方っていうのが何人かいらっしゃいますですね。やっぱりしそのこれただ車を運転する人からみるとちょっと危ないなっていうふうな皆さん感じていらっしゃると思いますけども、しかし、これは時の流れなんですよ。こういう時代にきたんだということで考えていかなきゃならない時期にきているということでもあります。

昨日のですね、同僚議員の通学路の整備点検では、執行部のほうでは内容のある答弁をされたと思います。ただ、シニアカーは横幅が狭く、安定がありません。歩道の根上りですか、樹木の根が張り出して盛り上がったというところですね、があれば横転するかもしれません。横転したらですね、もともと足が悪いんだからこれ立ち上がるの大変なんですよ。それから、その車自体も持ち上げることはできないだろうし、先ほどのその通学路の件はですね、通学路は数に限りがありますが、シニアカーは全ての歩道ということになります。

先ほど部長のほうから説明がありましたけども、歩道があるところはそれはそれでいいんですけど、歩道がない国道も県道も町道もあるわけですね。そういうところはどうかというと、これは人と同じ扱いですから、歩行者と同じ扱いだからこのシニアカーは右側通行ということになりますよね。右側通行で一番その道の端っこを走っていくということになるわけなんですけども、今その部長のほうから町道があるけども、まだその歩道がないところがいっぱいあるということで、そのさあこれから先はなかなか難しいけど、それで歩道をつくれというようなことにもならないでしょうし、じゃあどうするかというふうなことを今後考えていかなきゃならない問題だと思いますし、今、この田舎のほうではですね、畑に行くにもこのシニアカーを使って畑に行かれていますね。作業はされないと思うんだけど、見回りですかね。というようなことで使われているようでございます。

それで、その町道のことは今後考えてやっていくというふうな話でありましたが、県道、国道については、どういうふうにお考えか。県道は県の問題でしょ、国道は国の問題でしょと言うかもしれませんが、現実には県道でも県から見れば設置してあるのはその大津町だから大津町の行政のほうでちゃんと見とってくださいというふうなことを多分言われると思いますね。そういう県道とか、国道で穴ぼこがあったとか、そういうことがあったとき、どういうふうに対処されるかお聞きします。

○議長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

町道で穴がほげている場合は、私たちが自前でやる場合と、あとはもう業者をお願いして、広い場合はですね、業者をお願いしてやっているということがあります。

ただ、県道に関しても、県道も同じようにパトロールをされてますので、そこで発見したものに

関しては、県のほうでされます。それとまた、私たちのほうから県のほうにお願いをしてポットホールを直してくれというふうなこともやっているところでございます。

ですので、県のほうとはですね、道路関係に関しまして、いろいろ打合せとかがありますので、その中でもですね、やはり車椅子の件とかも、その辺もお話ができますので、そういうふうな形でお話をさせていただければというふうに思っているところでございます。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） 今、私はあそこの日赤ですね、日赤の前の通りを車で通りますと、車椅子というよりもベッドみたいなのに乗って、そのうつぶせにですね、乗って運転されている人を時々見かけますもんね。だから、世の中はもうそういう時代を迎えたんですよね。だから、車椅子というのはもうごく当然のものになっていくと思います。

今ですね、その県道は見回りされているし、その町のほうで発見された、あるいは住民のほうから連絡があったというのを連絡されてるということなんですが、その対応ですね、県の対応、どれぐらいで対応されるもんなんですか。質問します。

○議 長（桐原則雄） 西岡都市整備部長併任工業用水道課長。

○都市整備部長併任工業用水道課長（西岡多津朗） 坂本議員の再質問にお答えいたします。

何日っていうのはちょっとわかりませんが、場合によっては連絡して次の日にはできているときもありますし、場所によってはちょっと１週間とかかかることもありますけど、基本的にはもう急いでお願いをしている状況でございます。要するに、通りが多い、県道の場合は通りが多いです、その辺は迅速に対応していただいているというところでございます。

○議 長（桐原則雄） 坂本典光議員。

○１２番（坂本典光議員） この前ですね、道路の穴ぼこを通過してパンクしたとかいうふうなことが起こってましたけども、こういうのはですね、やはりパンクじゃすまない、ちょっと人命に関わるようなことだからですね、大事なことだと思います。一応ここでまとめですね、今回の質問は、まずはですね、問題提起であり、入り口にしかすぎません。また、議員として私が戻ってきたらトータルとしての安全面などについて掘り下げてパート２、パート３として質問していきたいと思います。行政のほうでも勉強していただきたいと思います。

終わります。

○議 長（桐原則雄） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆様、お疲れさまでした。

午後２時５４分 散会

本 会 議

一 般 質 問

令和6年第7回大津町議会定例会会議録

令和6年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

令和6年12月11日(水曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎	2 番 田 代 元 気	3 番 時 松 智 弘
	4 番 面 川 秀 貢	5 番 大 塚 益 雄	6 番 三 宮 美 香
	7 番 山 部 良 二	8 番 山 本 富 二 夫	9 番 豊 瀬 和 久
	10 番 佐 藤 真 二	11 番 大 塚 龍 一 郎	12 番 坂 本 典 光
	13 番 永 田 和 彦	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄		
欠 席 議 員			
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 121条第1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長 吉 良 元 子 兼 法 制 執 務 係 長	
	副 町 長 工 藤 あ ず さ		
	総 務 部 長 藤 本 聖 二	教 育 長 吉 良 智 恵 美	
	住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也	教 育 部 長 羽 熊 幸 治	
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	教 育 部 次 長 境 敬 一 郎	
	産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆	
	都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 西 岡 多 津 朗		
	総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 村 山 博 徳		
	総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲		
	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎		

議 事 日 程（第4号） 令和6年12月11日（水） 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。それでは、本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議 長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第2 一般質問

○議 長（桐原則雄） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 通告書に従いまして、一般質問を行います。

今回も2点あげております。質問に先立ちまして、今回で110回目の一般質問になります。議会だよりが創刊されて今回も載るということで、全ての議会だよりにより私の一般質問は載っております。7期28年間議員として頑張ってきました。そして正しいことの追求をして正義を貫いてきたつもりであります。議員として最後の一般質問を行います。そしてまた次回の町長選に立候補をいたします。7期28年間、たくさんいろんなことがありましたけれども、私もう65になってしまいました。やることはもうやったかなと。今後は町長が今回4年間、金田町長を見てきました。どうも最近の情勢を見ておりますと対抗馬がいらないということでありますので、私は無投票はいかんと思っております。きちんと金田町長におかれては4年間の審判、これを仰ぐべきです。そして私は今までのこの正義を貫いてきた。これを皆さんに認めていただけるかどうか、ここが勝負どころだろうと私は思います。だらだらとやるつもりはありません。もう私も議員は目いっぱいだと思っております。あとは皆様方に任せます。頑張ってください。

前提が少し長くなりましたけれども、最後の一般質問を行います。

まず1問目でありますけれども、経営能力が疑われる4年間ではなかったかなということで出しております。今回は最後でありますので、非常に厳しい内容を挙げております。

町長も町長になる以前に2期議員を務められたわけでありまして、町の情勢というのはきちんとわかっておられるはずであります。101の約束かなんか知りませんが、投函されている

ところを私もちらちら見ました。私は議員になって長年やってきてですねこの最上位計画である町の振興総合計画、これを踏襲していくのがまちづくりの第一義的なことであるということを私は肝に銘じてきました。そして現町長が言われるそういった約束というものは、議会に何ら提示されたものではありませんので、全く相手には私はしておりませんでした。今回立候補されるにあたり、その約束を果たされたみたいなのがなんか新聞に載っていたのかなと。私は感じましたけれども、そういった約束自体我々は聞いてないし、議決機関、我々のこの議会を愚弄したような感じに私は感じたわけです。ちょっと待ってくれよと。あなたはそういった公約はしたかもしれませんが、具体策を我々議会に示されてその進捗状況やその点数誰が付けたんだと。自己満足じゃないですか、それは。それが非常に悔しい思いをしました。そんな町ではないと。我が町にはきちんとした振興総合計画があって、それをきちんと踏襲していくこれが本当のまちづくりであり、そしてまた毅然たる笑いのないそういった冷たいものではなくて、前向きなポジティブなそういった計画なんです。この振興総合計画というものをですね、きちんと我々も理解して推し進めていかなければならないと思います。しかしながら世の中は時世が変わっていきます。ですからそれにはある程度の変化が起きてきます。それに対してこの今の状況はまさに激動期に入ったというふうに思っております。それこそソサイエティ5.0ですよ。新しい産業、新しい社会になっていっております。ということを経験すればまさしく問題がいろんなかたちで出てきたわけであります。今注目されているのはやはり農地問題、農業問題でしょうね。それと水の問題、水の問題になりますと熊本市あたりの住まれている大津町よりも下流部にあたるところの方々というのは非常に大問題。我々だって大問題ですよ。しかしそういった解決策というものが何ら示されてないんですね。ただ浄化するとか循環して使うとかそのレベルですよ。我々はその水を生み出し育む森を持っていますよね。こういったものをきちんと理解して国県に要望を立てていかなければならないと思っております。そういうことをきちんと我々の武器は武器として持って、そして農業問題こういったものも解決に向かわせなければならぬと思っております。そういったことで振興総合計画、これは重々町長も理解されておられると思います。ということで、隣町の菊陽町あたりになりますと、新しい町長が吉本町長が生まれまして、次から次にいろんな施策を打ってきております。彼とは議員のときにずっと友達ではありますが、その中で最近のニュースの中で偉いと思ったことがあります。この質問の要旨の中に全体の町の進むべき道というものはリーダーである町長は、やはり建設的で合理性を持った未来の道しるべを町民に示すことは寛容だと思います。最近の菊陽のニュースですけれどもTSMC進出、菊陽町の新駅開業、これを27年度から29年度の春以降に延期すると述べられております。理由として立地適正化計画を策定するためということでありましたが、その後に吉本町長の言葉が載っておりました。大きな過渡期を迎えており、将来像を描くことは重要であると。新駅はまちづくりの拠点として計画にしっかりと位置づけます。そして開業時期の見直しは50年後、そして100年後の町にとって前向きなものであるということを強調されたということですね。偉いですよ。教育は国家100年の計といいますよね。似てますよね。将来への布石を打ってるんですよ。これがリーダーのなすべき姿だろうと私は思いました。目先のことにとら

われてですね、どうも皆様方の一般質問を聞いておりましたけれども、お金がないの連続だったですよね。何のために地方自治体の経営指標があるのかなと思いました。我が町は健全ですよ。4市町いろんなかたちで、やりくりが下手なだけじゃないですか、それは。そういったことを議員のときにきちんと理解されているはずですよ。なつたとたんそれだったならば、それは役場の中がしぼんでしまいますよね。はっきり言って。ネガティブになってしまいますよ。本当はこの役場の職員と本当に信頼関係ができる。この人ならついて行けるっていうそういった姿勢を見せてもらわなきゃ。じゃないと町行政に大きな影響を及ぼすということです。これはですね、町長は若いので年上の方々がたくさんおられます。幹部の方々がおられます。そういった方々が会社組織で考えるならば、若い社長が来られたとするならばその社長に従うならどういった条件がいるかというならば、これは図抜けた実力を示さない限りは無理なんです、実は。今の状況からするならば、ただの事務的会計屋にしかならないじゃないですか。計算したならばお金が足りないとか。そんなことではないんですね。今この大津町が問題することは、私は答弁を聞いてその後に私がどういったかたちでまちづくりを進めていくべきかということを述べますけれども、町長の答弁次第でそこはもちろん変えていきます。そういったかたちで隣の町長に負けないように50年後、100年後というこういった言葉を言われる町長が出てきているんですよ。これはいいことですよ。だからそれに私は勝ち負けというのは、ここは合わないかもしれないけれども、やっぱり周りの人たちには負けたくないという一つの大津町という枠というのはどうしたって考えますよね。そういったことを考えれば力強く誇れる大津町と町民の皆様全体が言ってもらえるような町政を進めていただければならないと思います。リーダーシップが問われていると私は思います。そういったことをひっくるめて町長の答弁をお聞きしたいと思います。

一問目は以上です。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） おはようございます。永田議員の一般質問にお答えいたします。

まず振興総合計画等あるいは101の具体策について御質問いただきましたので、その点について御説明いたします。

議員重々御承知のとおりですが、振興総合計画につきましては、8年間の計画として令和30年4月に策定した第6次大津町振興総合計画の後期4年間の計画として令和3年度に後期基本計画を策定しました。策定にあたっては、町民のお声や事業の変化を織り込むことはもちろん選挙にあたって町民の皆様に掲げて当選させていただいた「101の具体策」を落とし込みながら策定をさせていただきました。町全体の羅針盤となる計画ですので、一般論として言われがちな、どこの町も同じと言われることがないよう大津町の現況をしっかりと踏まえた項目においても、町民や役場のそれぞれの役割においても、これまでよりもより明確に記載するかたちで策定しました。

その結果基本構想の大枠に沿いながらも基本計画は前期を大きく変わっている部分も多くありますが、選挙で掲げた具体策の実現、ひいては住民の皆様の生活向上に向けて現在の取組を進めているところです。なお策定の終盤において、TSMC進出発表がありましたので、その変化において

は織り込めてない部分もありますが、まちづくりの方向性としては、後期基本計画に掲げた項目に大きく変更すべき点はないものと捉えています。したがって内容については、議員御指摘の中には当たり前にするものということがございましたが、新たな政策、拡大すべき政策などを整理して掲げたものを住民の皆様によりわかりやすいかたちで提示させていただいた上で、政治選択を受けたものと考えています。

この点について私が議員時代から貫いている政治家としての姿勢ですが、口頭でも文章でもしっかりと政治家としての考えや実績などお伝えして、できる限り多くの方にお示しした上で選挙に望むのが政治、そして政治家としてのあるべき姿だと考えています。以前議員とのやり取りの中で大津町出身の方を応援すべきだみたいなやり取りをしましたけれども、やはり地縁血縁等を越えた政策論議、その中でも選挙の中をやっけない限りやはり住民本位、まさに地方自治の本旨のところを果たしていけないんじゃないかと私は考えているところです。

また、議員御指摘のとおり、大津町激動期でございます。この中で短期的に取り組むことはもちろん御指摘のとおり20年後、30年後、50年後、あるいは100年後を見据えた取組も必要だと思っております。それはまちづくり懇談等々でも住民の皆様にお伝えをさせていただいたところです。その多面も含めましてこのたび都市計画マスタープランを極めて異例ではありますが、大幅に前倒しの計画を進めております。これはまさに今だけではなく10年後、20年後、30年後、100年後大津町どう作っていくかの転換期と思っておりますので、決断をして進めているところであります。

また駅、あるいは菊陽町のエリア整備の話もございましたが、議員御承知のとおり菊陽町の間駅の話はもう二十数年前に町がJRに陳情書を出してその後も投資計画マスタープランに明記した上で着々と進めてきたものです。それが今JASM進出によって加速をしていると。そういう過去の種まきがしっかりあった上というところで、大津町地震もありましてできていなかった部分もありますので、そこも含めてグラウンドデザインこれから都市計画マスタープランとも関わってきますけれども、しっかりお示しした上でそれを実現に向けてやっていく局面だというふうに思っておりますので、そこは先を見据えた対応対処をしっかりとやっていきたいと考えています。

一旦、以上とさせていただきます。

○議 長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質疑いたします。

この質問の前段におきまして聞き取り調査が一般質問のときにありますよね。そのとき、総務課の人たちが来て聞き取り調査をされました。言いました。この質問に対してあんたたちが答弁ば書くとかいて。そしたら笑ってましたけれども、やはりそこはこういったところはきちんと町長が考えて答弁すべきかなと思って、わざとその職員にはけしかけたわけでもありますけれども。私はこのまちづくりを考えたときに、よくまちづくりという言葉は町長口にされますよね。まちづくりというものはそれは町長の姿勢だから全然いいと思います。しかし、解決すべき問題というのはたくさんありまして、例えば今菊陽町の例を出しましたが、新駅構想というものはもう20年ほ

ど前から陳情があっていたと。20年前の状況と今は全く違うんで、例えば住宅言うならば人口分布が全然違ってきましたよね。そういったことをそれはここ10年以内ですよ。5年とかです、10年とか。そういったどんどん変わっていくそれに合わせた計画であったということなんですよ。結局それはそれで先見の明があったのかなと。それにはやはり熊本市内からやっぱり人口が多いところからこっちの熊本都市圏からですよ、菊陽、大津と来てもらうというのがちゃんとあったのかなということを考えますけれども、私はまちづくりとして進める上に、今現状の町が抱える問題点というものをそれをきちんと消化していかなければ前に進めないと思います。私も年を取ってきて、それこそ家の中を断捨離というはやりじゃないですけど、どんどん捨ててます。そういったことをやらなければやはり片付かないんですね。ということは、町で考えればその問題、懸案となっているものを解決していかなければならない。たくさんありますよ。例えば大津町のこの肥後大津駅周辺の開発というのは、ずっともう何年も前から言ってますもんね。ところが遅々として前に進まない。こういった問題というのは、私は今度町長選に臨むときにここはイの一番に挙げたいなと思っている部分であります。この駅南からの開発が私は適当だと思ってますし、もちろんあそこに個人所有のビルがあります。会社所有ですかね。ビルがありますので、やはりそういった障壁というものを除いていかなければならないし、ここは町民全体がですね、注目しているところだと私は思います。しかし、何も進んでないのかなと。こういったところを解決すればものすごく喜ばれるかたちができると私は思っております。そのときにですね、私は公約として挙げたいというのは、JRとイオンと町の三者でタッグを組んで開発に臨みたいなということを思っております。町単独というのは非常に難しいんですよ。例えば菊陽の新駅エリアあたりもいろんなかたちで民間と組んでおります。そういったものはやはり民間の力というものは取り組むべきでしょうね。これは一番の町民の皆様方が喜ばれるし、そういった施策かなと思います。南の開発については、町長はあまり口を酸っぱく言うことなかったのかなと思っております。

そして、また解決すべき問題、この懸案はここはまた問題でありまして異臭問題ですよ。家畜の養豚牧場とかありますんでこの方々が悪いわけでもなんでもないんです。しかし時代は変わりました。容認する時代が変わったんですよ。やはりそういった匂いが町中に入ってくる。全体に広がるというところには、まちづくりの中では非常に障壁になるということです。これは問題視した人たちは外部の人ですけれどもこの匂いはアウトだよなんていうのは、お聞きしたこともあられるかもしれませんが、大問題です。これはですね、総力を挙げて封じ込めなければならぬし、またその農業従事者、畜産従事者に対して迷惑がかからないようにもしていかなければならない。しかしここは解決は絶対にしなければならないということです。そういったものを私は挙げていきます。そしてまた私が考えるのは、この三つ目も結構大きいんですけど、高校の校区です。この大津町は熊本都市圏に入れなければならないと思っております。この高校の校区っていうのを入れるか入れないかで住む人たちが大津町から出ていくんですよ。熊本都市圏に入りたいために、これも懸案だけれども誰も口にしなかった問題です。そしたら大津町の住み慣れたところに居ながらにしてそしてまた縦の社会ですね、おじいちゃんおばあちゃん住む、一緒に住んでですね、そして学校に

通うことができるということです。交通インフラはもう整いました。そういったところを時代をきちんと見定めてやっていかなければならないと思います。これはですね、人口が増える可能性だってたくさんあると思います。そういうふうを考えます。

農地問題はこれは国県が進めたことによる迷惑もありますんで、こういったことを考えれば国県に対する要望というものは、うちには県議会議員も国会議員の方もおられますよね。通じてやっていかなければならないとそういうふうに思います。

水問題に対してもそうです。先ほども言いましたけれども、うちの財産の広大な森林を利用しなければならぬ。ここをきちんと管理する。その見返りというものは、求めていいんじゃないですか。私はそういったところはどんどん訴えていきます。どうでしょう。今言っただけでもかなりのインパクトがあると私は思っております。101と比べてどうでしょうか。幾つも出してませんけれども、インパクトはこちらのほうが強くはないかなと思っております。まだありますよ。まだまだ幾つも実は持っております。

高齢化福祉の問題ですね。高齢化社会じゃなくて、もう高齢社会なんです。ですから、もちろん過去にも言ったことがありますけれども、私ももう高齢者ですから外にとにかく出ていかなければならないと思うのが一番です。まだまだトイレの数が足りませんよね。トイレの数をどうやって増やすかと。なかなか難しい問題ですぐ皆さん言いますよね。飲食店やそういった食べ物を売ってお店には協力してもらいましょうよ。補助金を出してでも、外から入れるようなトイレを作ってもらうんですよ。そして営業時間になったら閉じてもらっていいですから、日中ちゃんと動いてもらいますよね。そういったことを考えなきゃ。高齢者福祉そしてまた健康寿命の問題もどなたか言っておられましたけれども、つながらないと私は思います。

そして、また学校の義務教育の中でも不登校が非常に増えている。34万人だったですかね、それくらいじゃなかったですか。そういったものに対しても対処しなければならぬと思っております。今回国が言い出した「こどもまんなか」という言葉言いますけれども、私これ非常に怖いんですね。ゆとりの教育で失敗したと思っております。ゆとりの教育というのは、本当経済界では毛嫌いされる年齢層になってきているんですよ。だからそういったものを取り間違えないように扱わなければ、ゆとりとか緩みとか後から言われてましたもんね。ところがその当時の県知事はゆとりの教育、ゆとりの教育言っておられたのを私は思っております。

でまた私はそういったものを訴えながらもこの町民の皆様方にも意識の高揚を求めます。これはですね、やはり住民自治を高めていかなければ、それこそ町長が言われる金が幾らあっても足りない。この要望の中にはですね、民間営利企業なみのサービスを求めるような声がたくさんあるんです。それはちょっと違いますよね。税負担として公益性があるものっていうものは基礎基本的なものです。それから先はやはり自分が自らやってもらわなければ。じゃないとまちづくりなんかできません。何もかもですね、税負担でやるっていうのは大間違いの時代というのはもうわかっておられると思います。そしてそういうことを高めるためにはやはりこの職員、町の職員がやっぱり意識を高く持ってもらって住民と接してもらって、そして役場組織の機能をかなり高めなければなら

ないというふうに思います。役場機能の高まりをどうして高めるのでしょうか。DXで高まったのでしょうか。今日の新聞は書いてありましたよね。DX負担、言うならばAIとかいろんなものに振り回されすぎて、今度はですねそういったいろんなライセンスとかいろんなものの負担が増えて今日の新聞で2兆円とか3兆円とか、将来10兆円ぐらいの負担になるんじゃないかなとかそういったものも何かあってましたよね。ですからそういったことを考えますれば、何もかも国が言ったのをうのみにしとったならばできないということです。我々はきちんとその点については、理解して進めていかなければならない。それはもちろん精査しながらですよ。限られた財源ですから、できるだけそれはこれからの来るべき社会に対して備えておきたい。

基金もちゃんと今60億円ぐらい持ってるんじゃないですか。借金が百五、六十億じゃなかったですかね。そういったことを考えますればですね、十分やっていけるんですよ。新しいことを何をするかっていうなら、やはり政策立案能力というのは町長に求められると思います。ここの政策立案能力っていうのは、これはですね誰しも持ったものでは実はないんですよ。やはりそれなりの知識を持って、それなりの情勢をきちんと理解して、そして考え出すものです。成功するためにはそういった状況の把握っていうものが非常に大切でして、その状況の把握の仕方は基本的に天地人です。天のとき、知のとき、人の輪です。これをきちんと全部が当てはまったなら成功になります。それが政策立案能力の中に入っていればかなり高い政策立案になってくる。まちづくりとして非常に有効なものになってくると私は考えております。

ということで今回出しました中で、このガバナンスということやはり発展させるためには、また私が今から言うのは企業の例ですけれども、企業が成功するには何が必要かというならば、投資とそれと人事なんです、適切な投資をすること。言うならばこの町にとって一番今やらなければならない投資というものは、投資的経費はどこにかけるかっていうことは、この選択というのは間違っってはいけない。そしてまたその任に充てる人事を間違っってはいけないってことです。そのためにはこの私があげました統治能力というものは以前にも言いましたよね。全体を統治してそして各職員の能力をきちんと把握してその任に充てなければならないということです。これが町長の経営能力ではないかなと。経営能力としていろんな概念がここには書いてありますけれども、これを全部踏襲しなさいと言っているわけではありません。私もこれないですもんね。やはり人と人とのつながりというものはですね、やはりそれなりの付き合いというものがいろんなかたちでなければ積みあがらないというふうに思います。長々と言いましたけれども、私は公約したいものはありきたりのものではなくてこの大津町自体が持っている問題、これをですねまず消化しなければならぬというふうに一番に考えておりますので、再度質問いたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えいたします。

まず財政のところなんですけども、財調が今二十数億円ということになっておりまして、また御存じのとおり町の単式簿記と言いますか、財務省おっしゃるとおり将来負担率とか大津町非常に好調な数字を堅持しております。ただあれにはマジックというかありまして、結局給食センターにし

ろ各種総合体育館等々にしろ、着手しない限りは、財務省現れないじゃないですか。そこを財政シミュレーションでお示ししましたのが今の私の整理でございます。ですので、そこはしっかりと今の指標だけではなく町の実態やるべきことに向き合っていく、整理するということがまさに50年後、100年後の皆様の生活も考えた上で必要不可欠だと私は考えております。

また肥後大津駅周辺の整備ですが、議員おっしゃるとおり今度南口のほうも再編等々の構想の中には入っております。その中でももちろん詳細お話しできませんけど、既にイオンさんともJRさんとも様々な協議を行っております。おっしゃるようにお金も限界がありますし、これからは民間対応が必要ですので、それは既にやっていることです。今後もしっかり議員おっしゃるとおり私も続けていきたいとそうに思っております。

また家畜関係も本当にそこもおっしゃるとおり元々住んで営まれたところに、また新たな家ができて工場ができて、そして結果として御不満を受ける立場になってしまう。ただやっぱり全ての人々が住み暮らすためにはやはり農家の方も工業の方も一般的に日々暮らす方も幸せでなければならない。もちろん限界はあるかもしれないけども、向き合っていかなければならない。そこも含めて今回都市計画マスタープランにおいてこういったエリアをどうしていくか。農業地域、工業地域、商業地域、もちろん各住み暮らす地域にはある地域内においても都市化を目指す方もそうじゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、そこは一つ一つ整理をしてより理想に近づけていくことが必要だとそうに考えています。またもう一つ堆肥処理の匂いの問題もありますので、堆肥処理におきましてこのたび新たな制度を考えているところです。

また学区のお話もございました。こちらに関しても私の101の具体策にも記載しておりまして、残念ながら実現はできてないところですが、知事あるいは幹部とも直接の意見交換も行っておりますし、同じ課題認識をもつ各首長さんともいろんなお話をしているところですので、県議も含めて議論を深めているところです。ここも引き続きやっていきたいというところです。

また水の見返りというところも先ほどありましたけれども、こちら町に直接入ってくるかたちになっておりませんが、様々な呼びかけの中で私が会長理事長を務める水循環の中でも淡水事業の補助金を増していただいたりだとか、いろんなことを進めているところです。

また高齢者福祉あるいは不登校に関しましても、これはアプローチが違う部分がありますが、ルネサンスさんとの連携ですとか、健康アプリですとか一つ一つ進めておりまして不登校関係も教育部局と連携しながら進めているところです。

また意識の高揚あるいはすべてが行政ではできないので、住民の皆様にもお願いしなければならないおっしゃるとおりだと思います。そこでやはり協同ということになりますが、そこも含めてやはり大事なことは対話だと思っております。あるいはしっかりと町の姿勢を見せること、私トップの姿勢を見せることだと思っています。どういう意味かと言いますと、例えば今まちづくり懇談会を開催して、参加者がまだまだ少ないというお話もありましたけども、ただ住民の皆様をお願いするのではなく町の現状をできる限りわかりやすくお示した上で、その上で少しでも御理解いただいて、行っていくそういったことが大事だと思っています。またやはり人を納得させるにはエトス、

ロゴス、パトスとありますけれども、誰が言うかも大事だと思ってます。そうした中でやはり私も長としての姿勢を見せていかないといけないと思ってますし、これまでも各地でのボランティア等とやってきましたが、そうした私が言うから御納得、御理解いただける。そんな姿勢もこれまで以上にまた見せていかないといけないとそうように思ってますし、これまでもそうように取り組んできました。

またDX負担の話もおっしゃるとおりで、費用対効果というのはしっかりと見定める必要がありますので、ここは他の議員の一般質問等でもお答えさせていただいたところです。

また経営能力に関しましては、おっしゃるとおり全ての方が全ての能力を持っているわけではありませんので、いろんな専門家、あるいは職員の力、あるいは住民の声を聞きながらより良いまちづくり運営を進めていく必要があるとそうように思っております。

以上になります。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

いろいろ私が言ったのに対してそれも進めている、話をしているという答弁があったと思いますが、それを言うのは簡単なんですよ。しかしそれを解決になっていないじゃないですか。問題はそこでありまして、それを手付けてます。手付けてます。そこが大問題で、あすこの例えば駅南口この要点はどこかわかっておられるますかねと思うんですよ。ビルのオーナーの方を口説き落とすことですよ。それをできてないでそういった話合いをしてますとか言ったって開発できませんよ。

臭いの問題だってそうでしょ。それをどういったかたちで処理するのかっていうものまでいってないじゃないですか。そこなんですよ。それが風呂敷って言うんですよ。そういったものがきちんと方法論まで添えないと。実際、どなたかの質問に対して副町長が登壇されて、とにかくトヨタだったですか、判断そして決断が早くて実行するのが非常に早いと。問題提起して改善をするのが早いということなんです。されてないって私は言ってるんです。だから、実際ですね、この議会ももう少し改革を本当にしたかったんです。本当は町長に反問権というものは絶対的に与えなければならないと私は思っております。これをしなければ議会も活性化しない。議会活性化なんか言ってますけど、反問権を与えたが一番いいですよ。それはもちろん進めていかなければならないと思いますけれども、本当にできるかできんか。これもそう手付けてもらっていいですか。これってそれこそ何かの仕様書を何か見せられたような答弁でなかったかなと思います。そこにはインテリジェンスもなんていうか感じないし、ポジティブな本当に解決に向かうんだという感じもしなかったですよ。それをするにはやはり一つ目に言いました駅南の開発を早めるには、これはいつまでかって言ったならば遅くても10年以内なんですよ。あくまでも空港アクセス鉄道は10年以内でしょ。そこで町長が出されたのは中間駅を言われましたよね。中間駅は非常に難しいだろうということも私以前も言いましたけれども、それは当たり前ですよ。10年後の姿ってわかりますか。もちろん計画は進めていきますけれども、そのどういった姿になっているかっていうものに対して、経済界は動くんです。そこで判断するのはJRかそれとも開発業者ですよ。それが本当に一義的にはJR

でしょうね。JRがここだったならば商売になるって言わない限りは、駅は作りません。誰も乗らない駅を造るよりも速達性が先です。その駅を言ったことによって熊本市やいろんなかたちからの速達性がそぐわれるならば、これはそっちから引くのはやめてから三里木にまた帰ろうと、そういうふうにはなり兼ねないんです。あれは危ない発言だったと私は思っております。ですから、その点については、もう次がありますんで、次に進めますけれども、水掛け論になって面白くないじゃないですか。

次の問題にいきますが、そういった政策立案その具体例とか何か言っておられますが、解決策っていうものをきちんと示していただきたかったですね。それはそういったふうに取り組んでますっていうのを我々誰も知りませんもん。そんなこと言われたってどこを信じていいんだって話ですね。

2問目にいきたいと思います。自民党であるの所属ですよ、町長は。町全体が公平に保てるか。これは単なる疑義当たり前のことですよ、だってこの後共産党の荒木さんが言われるし、民主党の方々もおられると思いますよ。私は無党派ですけども自民党を何も悪とも思っておりませんけれども、昨今のニュースはひどいものでありました。これなんか出してますけれども、実物を出したら著作権にかかるっていうことだったんで、想像をしていただきたいなと思います。エッフェル塔の想像ですけども、このフランスが誇れるエッフェル塔を濁したかたちになったですよ。エッフェル姉さん問題とかありましたでしょ。それとか、破廉恥懇談会、こういったこともありました。これも想像されたいと思います。これはですね、ダンサーを呼んで懇親会をやったと。それもストリップみたいな感じであったということですけども、私が問題視するのは、これってダンサーの人たちは仕事なんですよ。ですから、呼ばれたら行くと思います。ただその判断がですね、政治家たるものがその辺の判断を懇親会だからといって、ゆるゆるになったらこの人たちはゆとり時代じゃないんですか。それぐらいしか考えられませんよね。そして自民党ではこの人は青年局長になられたかなんでしょう。そのときの張本人じゃなかったですか。そういったことをいろいろここにも要旨に書いております統一教会問題、裏金問題、最近では我が県でも賭けゴルフの問題とか県議がどうのこうのとか出てましたよね。それって普通考えたら氷山の一角ではないかなと考えるんですよ。当たり前にそうだと思います。そういったところの中でそれは人間のさがの問題か煩悩の問題か知りませんが、非常にちゃちな問題です。ところがですよ、本当にこの人って国会議員にふさわしいのかなって思えるのは、やっぱりタレント議員とかをあげられて何も答えられない何も言わないというような人たちが出てくるじゃないですか。あれって自民党の判断ですよ。あれが私もちょっと信じられないぐらい疑いました。私は一時期自民党に入ってたんですよ。1期目、2期目、3期目ぐらいまで入ったんですかね。いろいろごたごたがあったんで嫌になって辞めたんですけども私のごたごたじゃないです。国会議員関係のごたごただったんで、私はそういったものに一切ですね、町の町議としてやるということでもう覚悟決めてます。ところがその中でそれこそもうおじいさん議員ですよ。自民党は何があっても自民党はビクともしないとかですよテレビで言ったりとか、それとかこれLGBT法案だったですかね、党議拘束だと、反対は許さん

というようなことを言っておられましたよね。絶対なんですよ。党に入ったら。だから町長も従わなくてはならない。そういうふうになってしまいます。これですね、ちょっと恐ろしいんですよ。それがあるからこの質問をします。政党政治を持ってきたらですね、もちろん政党からの助成はあるかもしれませんが。しかしながらそういった縛りというもの非常に強くなります。その縛りっていうものを緩和するためにアメリカの連邦議会においては、実は民主主義が日本とはかなり違うんですよ。党員であっても裏切りではないですけれども、少数与党となって反対することがあるんですよ。言うならば自民党党員であっても自民党がこれでいくっていても、それは我々は間違いと思いますよという少数意見の何人かが集まって、これを少数意見の権利と言ってフィリバスター制か何かってですね、1806年ですよ、もう。もう二百何十年前に民主主義は未完成だということで、もっと深めていくなれば少数意見のそういった尊重みたいなのがやっぱり出てきてですね、私も多数決よりも最終的には多数決しますけれども、民主主義は。少数意見の尊重というのは、その少数意見の中にもいいことがたくさんあるという部分があったりするんですよ。そこは引き上げなくてはならないと思います。ただ少数意見の尊重ということで、自民党入りした町長でそれできるのかなと。自民党が駄目って言ってるわけじゃないですから、あなたの行動がそうしたのいいのかなと思うんですよ。もともと私は前回の選挙のときに町長は左派的な人たちが加勢をされてたんじゃないかなというふうには理解しておりました。いろんなビラを配ったりとかいろんなことをされてたのは、いわゆる自民党の方じゃなくて右派よりも左派だったかなという感じはしておりました。したらなった途端、自民党入りされたということで何かもうここに來られておられた方々も來られなくなってしまいましたよね。あら何かえらく違ってきたなというふうには思いましたけれども、要はこの町民、町を公平中立な立場として町長でおられるということが重要なんです。もちろん議長もですよ。もちろん公平中立というのは、基本中の基本ですから、その点はきちんと守れるのかなと。これはこういった事件を起こした自民党が問題であって、それが余波が町長に來てるんじゃないかなと思います。そういったかたちで見ますよ、自民党の町長ならば。そういったものは町長も知っておられたんじゃないですか。あなたもこういった懇親会に呼ばれたんじゃないですか。なったらどうしましょう。そしてまたそういったことが重なってくれば、この内閣支持率、与党これには公明党も入っておりますけれども、最低で20%だったときなんかあるんですよ。20%と言ったらうちの人口が3万6千の20%7千200人ですよ。そういった方々しか支持しないというふうなかたちにイコールではないですけれども、そういうふうな計算も成り立つということですね。私が言いたいのは。だから私は自民党に入っておってその後やっぱおかしいなと。偏っていけないなというのがあって抜けたというのもありますけれども、そういったことで、逆にいろんなことが自民党の方々といういろんなことを意地悪的なことをされました。今でいうパワハラかもしれませんね。どうってことなかったんですけど、そういうこともありますんで、私はその政党とかいろんなものに属することは非というわけではないけれども、保てるかって言ってるんですよ。公平公正が。ここが非常に重要なところでありますよ。だから町長が政党から言われて私はこうこうやって。私は今でも疑っているところは何かというならば、指定管理者制度です

よ。指定管理者制度に手を挙げて、私も体育施設の指定管理者制度に5件も6件も来たわけですよ。そしたら最終的には1件になってしまったんですよ。これってどういった働き方だったのかなって私は思いましたね。おかしいってどう考えても。そういったこともありますもんね。これってどうもどこかからの圧力がきてるのかなというふうには感じました。これ民主主義ではないなって。偏ってるなっていうふうに思った次第であります。町長は自民党党员であられるので、自民党は誇りを持って私は入党して、そして町政をきちんとそういったわだかまりとか障壁もなく推し進めているのには変わりありませんという言葉が欲しいですね、ここでは。じゃないと昨今のこの事件を見ておりまして、非常に悲しいレベルですよ。それこそ福沢諭吉の最後の世の中での神君の中で、嘘をつくことが一番悲しいと出てくるじゃないですか。ここが非常に問題なんですね。党员がために嘘をついてしまったならば、町民を裏切るというかたちになりかねませんのでここで、今までの4年間、あと少々ありますけれども、そういったことは一切ないのか。やはり政党政治に入ったからこそいいことがあったのか知りませんが、その点について質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 永田議員の質問にお答えいたします。

違うことは違うとしっかり言わせていただきたいと思います。まず一つ先ほど左派的右派的という話もありましたが、私あまり左派的、右派的というレッテル貼りが好きではなくてですね、実態としても私を支援してくださっている方々、あるいは日頃から傍聴に今も以前も来てくださっている方々、もちろん私だけを見に来ていただいているわけではありませんけれども、そういった方は多様な意見の中で動かれておりますし、そこは議員のお持ちの印象とは少し違うのかなというふうに思っています。

また党議拘束政党政治のお話もありましたが、何でここで党議拘束が働くかというやはり今、今回の俗に言う裏金事件でありましたけれども、比例議席を与える与えないのお話の中でやはりそこに一定のインセンティブというかそこに働いてしまう中で、党議拘束をはまることがあるのは御指摘のとおりだと思います。ただ、こちらを否定させていただきますが私は選挙に出るにあたってもちろん無所属、無推薦で行っております。その中でこれまでももちろん政権与党が作った政策の中で町に寄与するものであれば、それはしっかり町に取り入れていきますけれども、それ以外で何かしら例えば自民党だったからそれによってまちづくりが操作されたとか、どちらによったかということはそこは一切ないと断言できることです。

また指定管理の問題も御指摘がありましたけれども、こちら事務的なミスまで大変御迷惑をおかけしたというふうに思っており、申し訳なく思っております。ただし選定過程にあたっては、複数の事業者が見に来られまして、その経営判断の中でここが商売になるかならないかのところで適正に決められたというふうに認識しておりますし、これは事業者さんのほうも誠意をもって対応しておりますので、そこに推論等々で不正だとかいうことは私は思っておりませんし、言うべきではないことだと認識をしております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

無所属できちんとした姿勢は保っているというようなかたちですが、自民党員であられるということには間違いないですよ。ということは、私は前回2年前ですか県議会議員のときにも指摘しましたよね。あのとき選挙カーに乗って自民党の選挙カーに乗って応援演説したのは町長じゃなかったですか。これって全く政党政治ですよ。あのときに私が指摘したのは大津町から二人出るんだから二人公平に扱わなくちゃ駄目だったんじゃないですかという指摘の一般質問しましたよね。これって偏ってますよ。まさに政党政治ですよ。あれって大問題ですよ。自民党が駄目って言うて訳じゃなくて町長としての行動があなたは政党政治をやったんですよ。違いますかね。

この点について再度質問いたします。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 永田議員の再質問にお答えいたします。

選挙の応援等々に関してですが、まず御承知のとおり法的には首長の選挙応援は禁止はされていないところ。特別職というところですねということでございます。そして私は自民党の選挙カーに乗っておりません。現県議の選挙カーに乗っておりますし、その中では当時も答弁させていただきましたとおり現県議、私も議員時代から古く付き合っておりますし、その中でまちづくり等々にも自分が入りながら様々なことをやってこられて、そして海外も含め様々なことも学んでいる。そして町民のいろんな私の知っている信頼も厚い。その中で私はこの方であればより良い大津町、あるいは県が作れるという思いの中で応援をしてきたところです。その中に特に現県議が自民党だから応援したというわけではございません。

○議長（桐原則雄） 永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 再度質問いたします。

私は町長の行動の中で県議が悪いって言うてわけじゃないですよ。そういった今の現県議を応援するにあたり、たくさんの人を集めて町長や、例えばうちの代議士の自民党の坂本哲志代議士あたりが皆さんにお願いしますと言うて姿の写真は見たことがあります。さすがに今度立候補されるということなんで、さすがにもう戸別訪問はできないと思います。戸別訪問の話もたくさん聞きました。いろんなところに回られて、死に物狂いで頑張るからぜひお願いしますって言ったこともたくさん聞きました。それはそれで議員をやめられてですね、ずっと回っておられたのもちゃんと聞いております。それはそれで戦略としてもう終わったことだからいいんですよ。さすがにもう現職だからそれはできないでしょうから。それはそれでいいんですけども、やっぱりですね、どこかの点でひずみが出ているのではないかって言うのを私は言うてるんですよ。そういったかたちで町長という立場におかれて片方の選挙事務所にはいかない。片方だけ応援する。だって友達だから。同じ町民じゃないですか。違いますか。同じ町民が出てる菊陽からも出てるてするならば、うちの町民二人を通そうって頑張るのが町長の立場じゃないですか。もうこういったかたちで終わりたいんですけども、そういった考え方もあるっていうことですよ。

もう時間がありませんけれども、いつも私は長々言うてしまう癖がありますので、申し訳なかったと思っております。これが最後の一般質問でありますけれども、大いに大津町は伸びしろがたくさんありますので、皆様方もここにおられる町議の方々もまた出てこられると思います。力を皆さん合わせてより良き大津町になることを祈念いたしまして、一般質問を閉じます。

○議 長（桐原則雄） しばらく休憩します。１１時１０分より再開します。

午前１１時０２分 休憩

△

午前１１時１０分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

荒木俊彦議員。

○１５番（荒木俊彦議員） 私は大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表して一般質問を行います。質問に先立ちまして昨日、日本被団協のいわゆる被爆者の皆さんがノーベル平和賞を授与されました。核兵器の傘下によって悲惨な目に遭われた被爆者の皆さんが、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めてこれからも頑張るとおっしゃっておられましたが、私たちも微力ながら世界から唯一の被爆国の国民として核兵器をなくし戦争のないそういう未来を目指すために微力を尽くしたいと思います。

さて先の同僚議員が最後の一般質問でございましたが、私もういよいよ３２年の最後の一般質問になるかと思えます。町長に対して質問いたしますが、簡潔な答弁をお願いいたします。

質問の第１点目は、半導体企業等の地下水大量取水に対して住民、農業の共存・共栄を目指すべきではないかという点であります。

資料の１番をお願いします。

皆さん御承知のとおりＴＳＭＣ進出以来、経済拡大の光の部分は大変大きいものがありますが、今までこの大津町で生活をしてきた多くの町民の皆さん、また地元商店、農業、畜産業の方などいけば影の部分として地代家賃の高騰や優良農地の減少、円安による物価高騰のダブルパンチ、生活困窮や農業後継者の戸惑いが大きくなるばかりではないでしょうか。中でも半導体製造には大量の地下水がくみ上げられることになっております。第二工場ができますと年間８００万トン、大津町と菊陽町の両町民が使っている水道の水量とほぼ同じに匹敵をする大変な量が地下水としてくみ上げられる予定であります。熊本のこの地下水の最大の受益者は熊本市民であります。この熊本市民合わせて１００万人の命の水、果たして大丈夫かという不安の声が大きくなってくるのも当然のことではないでしょうか。この写真は、大津高校東側の田園風景です。田園風景を前にして、東側に阿蘇山のまさにあの大津中学校の校歌に出てくる肥後の平野の中所というやつでございます。この写真を見るだけで、多くの方々は癒やしや安らぎ、まさに美しい田園風景は大津町の宝物だと私は思うわけであります。とりわけ農業農村の多面的機能が盛んに言われております。まず第一に食料生産をする。そして治水や洪水の防止、地下水の涵養、温暖化防止、生物多様性ほかにも幾つかの多面的機能が指摘されております。そこでこうした人間が生きていくために欠かすことのできな

い農業農村、県民の宝、安全でおいしい地下水と地下水涵養の主役である農業を５０年・１００年未来に引き継ぐ責任が私たちにあると思います。先ほど菊陽の町長が５０年、１００年先のまちづくりと報道されておりましたが、まさにこの農業そして熊本の宝の地下水を将来にわたって安全でおいしい地下水を守り抜く。このことが今問われていると思います。

そこで町長にお尋ねをいたします。第１点目には２０年ぶりに「田んぼの水張り」への助成金が増額をされました。それと同時に白川中流域等・水稻作付推進事業が開始され、ひとまず農業者からの歓迎の声が聞かれています。部長の方は水稻作付推進事業と言われてもぴんと来ないかもしれませんが、大津町のこの田園風景の中で食用の米を作っているのは、多分２割にも満たない状況であります。米を作っても飯が食えない状況をこの国の政治はこれまで続けてきたわけであります。今年の夏はその主食用の米も足りなくなるという騒動もございました。そこでこの水稻作付推進事業が企業からの協賛金も含めて始まったと聞いております。そして地下水涵養には田んぼで米を作ることが一番であり、米を作る農家の後継者が育つ米の価格補償が欠かせないということは当然の利ではないかと思えます。そこで水稻作付推進事業には、継続と拡大の保障は本当にあるのか。町長の実績として自慢をされるかもしれませんが、継続拡大の保障についてお尋ねをします。

２点目は、大津町の米の価格安定のためにも学校給食に、できれば有機栽培による大津産の米を提供すること、農家経営が持続可能な単価を補償する仕組みが必要ではないか。資料の２をお願いします。これは全国的にも有名な千葉県のいすみ市において、無農薬また化学肥料を一切使わず有機栽培で米を作り、学校給食に全量提供を実際行っているということで、千葉県いすみ市が有名となっております。人口も同じ３万６千人、児童生徒数は大津町が１．７倍、いすみ市での給食用の米が４２トン、米俵にして７００俵ですけど、これに人口比を換算しますと大津町では７２トンが学校給食に必要だろう。使われるだろうと。また現在ではいすみ市では有機栽培がどんどん増えて１２０トンが生産され、米の生産者価格は一昨年の時点で１俵が２万３千円ということです。ＪＡの小売価格は１キロあたり７００円、６０キロで４万２千円となります。さらに令和４年１０月から小中学校の給食費が無償化が実施されている自治体であります。これに倣って大津町でも５０年、１００年持続可能な農業を支援するそういう手立てが必要ではないかということで、町長にお尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の「半導体企業等の地下水大量取水、住民、農業の共存・共栄を。」の質問についてお答えいたします。

まず荒木議員がおっしゃるようにこの熊本の豊かな水は本当に熊本の宝であり、将来にわたって守り続けていかなければならないものであると私も思っております。その上で一つ目の「田んぼの水張り」への助成金の継続と拡大の保障があるのかとの質問ですが、白川中流域で水田湛水事業を行っている水循環型営農推進協議会における水田湛水助成金単価については、熊本市や参加６企業の御理解と御協力により、本年度から反当り１か月湛水が１万１千円から１万９千円に、最も長い４か月湛水は２万７千５００円から３万７千円に増額されるとともに、本年６年度からは冬季湛水

についても助成が始まっており、湛水面積は前年度実績526.5ヘクタールに対して、本年度計画では846.2ヘクタールに増加し、地下水保全の取組に大きな役割を果たしております。

また、令和6年8月にJASM、JA菊池、菊陽町、大津町の4者で、白川中流域をはじめとした涵養効果が高い地域の水稲作付や農業振興についての推進を図るための「白川中流域等における水稲作付の推進及び農業振興に関する協定」を締結しております。この協定により主食用米の作付に関しても企業が地下水涵養に対する協力を行い、令和4年産主食用米の作付面積の20%と、令和4年産主食用米の作付面積から作付を増やした面積に対して、反当り約3万5千円の作付協力が交付されるとともに、白川中流域におけるウォーターオフセット米を、企業が通常の流通価格に1俵当たり5千円程度の協力を交付して買い取る、新たな二つの取組が始まっております。

このように、地下水を採取する企業などに協力を負担していただき、地下水涵養に大きく貢献する白川中流域の主食用米の販売価格等に上乗せし、米の価格保障制度として定着させることで、水稲農家の作付面積が拡大し、更なる地下水涵養量の増加が見込めると考えます。新たに進出する半導体関連企業にも引き続き取組の参入を呼びかけていきたいと思います。これは御指摘のとおり継続できるよう引き続き全力をもって取り組んでいきます。

二つ目は、大津町の米の価格安定のためにも学校給食に、大津産の米を提供し、農家経営が持続可能な単価を補償する仕組みが必要ではないか。との質問について、日本における米政策につきましては、戦後の食糧不足の解消から一転して、経済成長とともにライフスタイルが変化し、減反政策が開始されました。近年の大津町の農業の状況につきましては、国の減反政策の中圃場整備された白川中流域の肥沃な水田を生かすとともに、農業用機械への過剰投資の抑制及び計画生産出荷を目的とした取組を展開しております。そのほかこれに伴い米の作付状況は様々な取組の結果、10年前は100ヘクタール程度の作付がありましたが、減少の一途で令和5年度には60ヘクタールまで減少しております。

議員御提案の千葉県いすみ市における、学校給食に地元産有機米の100%を達成されている事例についてですが、いすみ市ではゼロから有機米づくりに取り組み、生産者の希望により、学校給食での有機米使用をきっかけに、4年間をかけてで学校給食の全量有機米使用を達成し、それ以降も生産量が伸びていると把握しております。

一方で、一般米より高額となる価格が高い有機米を学校給食に全量使用することによる給食費のコストアップは避けられず、市の一般財源で保護者負担増加を抑制しているとのことですが、有機米の学校給食使用による効果として、有機米の産地化と学校給食使用によるイメージアップに伴うブランド化、給食残菜率の減少、全国初の試みによる市の認知度向上とイメージアップ、有機米としての価格向上と販路確立による農家の所得の向上、新規就農希望者の増加など様々な効果があるようです。

白川中流域においても、現在くまもと地下水財団がウォーターオフセットの取組として、平成24年から「水の恵み」というブランドで減農薬減化学肥料によってエコ米の購入仲介を行っております。しかし、生産者の事情により栽培面積が減少を続け、現在は販売ができなくなった経緯が

あります。ここには様々な負担が伴うこと、あるいは議員御指摘のとおり、なかなか保障の問題ということもあると認識しております。そこも踏まえて大津産米の使用状況について学校給食ですが、町の給食センターでは米を炊飯せずに、炊飯の委託を行っており、給食センターにおいて、食材としての米の購入は行っていない状況です。また、使用している米は熊本県産の「くまさんのちから」という品種ですが、残念ながら現状は大津産米は含まれていないと聞いております。

一方、町特産品の「カライモ」については、100%の大津産を使用しておりますので、今後も引き続き米をはじめとした様々な農畜産物の地産地消に努めたいと考えております。

また、本年度より地下水涵養も含めて、水稻作付推進事業を展開し、農家所得の向上と主食用米の作付拡大も推進しているところです。千葉県いすみ市の取組事例も参考にしながら、さらなる主食用米の生産拡大と農家所得の向上により、持続可能な農業経営と農業支援の仕組みづくりについて、農業者をはじめ、農業関連団体等の関係機関と連携し、研究を進めていきたいと考えております。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私はこれまでも熊本の地下水はただではないと。県民の宝物ですから、宝物を企業が利益を生み出すために大量に使用する。そこには大分の負担をしてもらうのが当然ではないかと思います。もちろん地下水は大津町だけのものではありません。ほかの自治体、特にです、熊本市とも含めて企業と地下水涵養に一番貢献している農業、これを持続的に経営を続けると。そのために熊本市とも力を合わせて例えば地下水税ですよ。先ほどウォーターオフセットで企業がお金を出して米を買い取ってくれると。これは大いに歓迎をしますが、報道では60トンですよ。60トンという米俵で1千俵です。これに1俵5千円補助をしても500万円です。こういっちゃ何ですが、たった500万円ですよ。1兆2千億円の国民の税金をつぎ込んで今作られておりますよ。その企業がですね、500万円あるいは田んぼの水張りに補助金を倍にした。たかがしれたお金ではありませんか。それでですね、5千円上澄みが米を作れば作るほどどんどん拡大をしていく保障があればいいんですよ。しかしないです。そういう保障はないと。あくまでも企業の善意です。ですからですね、時間が今回はありませんので、町長におかれましては、企業と農業、それから給食が有機米が提供できるのであれば住民も喜ぶわけですよ。それから有機栽培の米は先ほども言いましたように、一般の米よりかなり高値で売買できるわけですね。さっき言いましたけど、いすみ市の有機栽培米は1俵4万2千円に相当します。生産者価格は2万3千円多分上がっていると思います。そういう仕組みをぜひ考えていただきたいと思います。もう今度は選挙ですのでこれ以上細かいことを議論している暇はございませんので、再選された暁には、この美しい大津の風景が守られるように大津町は農工商並進の町と言われたんですから、それを肝に銘じて町政を進めていただきたいと思います。

では時間の関係もございますので、次の質問に移らせていただきます。

資料3、2の1を御覧ください。

大津町の都市計画について同僚議員の皆さんからもる質問があったかと思います。この資料は

三井不動産とＪＲが協同で発表した資料です。出典は菊陽町が提供されたということで、左側の新しい駅が左側に書かれております。それから右側が原水と新駅の間に約７０ヘクタールにわたって大規模な開発が想定されているということです。豊肥本線の三里木原水の間地点への新駅開設、大規模商業施設、大学研究施設、高層マンション、高級ホテル、といった大規模土地区画整理事業ではありますが、確かに大津町や近隣自治体からみれば羨ましい限りの経済発展かもしれません。しかし私が言いたいのは、我が大津町は今でもそれなりに便利で、暮らし良い、緑豊かな田園都市だということがあります。ですから、菊陽町に負けるな追いつけというような競争をするのではなく、町の都市計画について浮き足立つことなく冷静に専門家や地元商工会、あるいは町民も交えて検討をお願いをしたいということでもあります。

そこで質問いたします。町長は、町民懇談会の中で、大津駅から空港までのアクセス鉄道の中間駅にショッピングモールを誘致したいとおっしゃっております。しかし先ほどの質問でもありましたように、空港アクセス鉄道が開通するのは早くて１０年後であります。中間駅付近への大型商業施設の実現性について何らかの根拠があるのでしょうかということです。先ほどの菊陽の計画はですね、ＪＲと三井不動産が、商業資本が乗り込んで大規模商業施設も含めた計画となっているわけであります。確かに若い人たちにとって、大津町もショッピングモールが欲しいという声があるかとは思いますが、光の森ゆめタウン、今言ったように新しい駅のところには大型商業施設が誘致されるということになっております。これを前提に考える必要があるのではないですかということです。まさに冷静に事を運ぶ必要があると思います。この表は光の森のゆめタウンとゆめタウンはません、ウィキペディアの資料から取ったものでございますが、要するに商圏人口がこれは結構前の資料ですから、その当時で６５万人の商圏人口があるということです。ゆめタウンは光の森駅、豊肥本線の光の森駅から歩いていけます。ゆめタウンはませんは国道の２６６号と５７号に囲まれているんです。ですから、上陣内の東側の農地に果たしてそういう商業資本が開発にのってくるのかどうか、そういう裏付けでもあるのかというところでお尋ねをするところでもあります。

それから次に提案も含めてですけど。アクセス鉄道の計画が始まれば、「肥後大津駅」の高架、線路を高架にするのか平面にするのか。先日大津町出身の県議が県議会で質問しておりますが、県は町に対してちゃんとした情報を提供していないと。全く私もそう思うわけであります。線路が平面になるのか、高架になるのかもまだはっきりしないのに、中間駅にショッピングモールを作りたいとは、あまりにも唐突発想ではないかと思うわけであります。私は大津町は駅が多分高架になると思いますけど、南北道路の通過や駅ビルであればかなり実現性があると思うわけです。またイオン大津店と空中廊下みたいなので結ぶ。あるいはイオン大津店が建て替えをする可能性だってあるんじゃないかと。そういうところで構想があってもいいのではないかとということをお尋ねします。

それから以前陳情がありましたスポーツの森付近への豊肥本線駅構想、私は改めて今評価するときではないかと思います。なぜならば菊陽の大津町も土地の値段がどんどん上がったのは日本一でしたけど、菊陽はそれ以上に地価高騰がものすごい激しくなっております。そういう意味でですね、豊肥本線のスポーツの森駅付近への民間資本が当然のってくるのかどうかにかかってくるかとは思

いますけど、改めて評価するときはないかということでお尋ねをしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の２点目の質問にお答えいたします。

まず、大きな視点としては議員御指摘のように、大津町を取り巻く環境はここ３年ほどで一変しております。その中で、大津町においては、市街化調整区域ではないこともあいまって菊陽町や合志市と比較しても、多くの開発が進んでいます。この流れを町の持続可能性という面から捉えれば、県内でも多数の町が「消滅可能性自治体」と言われ、また、これから全国的に人口減少が急激に加速する中で、熊本県でも２０２０年からの３０年で、生産年齢人口を中心に、１７４万人から１３５万人余りまで大幅に人口減少化するとされており、こうした中、大津町においては町全体や先日の一般質問でもありましたが各集落を、人口面や、インフラ面、官民のサービス面からも維持・向上させることのできる余地自体は高まったと感じています。

しかし、一方で議員御指摘のとおり急速な開発によって様々な課題がうまれる中、開発と住民の幸せが比例するよう、できる限り、まちづくりを誘導していく必要があるとの考えております。そのため都市計画マスタープランの大幅に前倒しての見直しを決めました。そして、その中においても議員御指摘のとおり、これからの変化も冷静に見ながら、町民の皆様はもちろん、多くの専門家の方々の知見をお借りすることは非常に重要と考えております。

以上を踏まえまして、一つ目の「中間駅付近への大型商業施設の実現性」に関する根拠につきまして、こちら具体的な事業者名等は現時点では出せませんが、現在、複数の事業者から話を具体的に伺っているところです。

その中で、今進んでいる町内における様々な開発計画により人口増加やインバウンド等を織り込むことはもちろん、既に発表済の近隣市町村等での商業エリアなどの開発計画を織り込んだとしても、一定規模の商業施設を建設・運営することは、調査分析を踏まえた上で事業的には十分に成立するという話をきいております。ただし、空港アクセス自体の開通がおよそ１０年後、中間駅も早くて同時期になりますので、実現に向けての商業施設の具体的な規模などは様々な状況を踏まえた上で固まっていくものであると認識をしております。

しかしながら、菊陽町の中間駅も先ほどお示ししたとおり２０年以上前に町がＪＲに陳情し、都市計画マスタープランにも区画整理と合わせて行うことが明記されていたものがＪＡＳＭ進出を契機により動く動き出すものです。また合志市の御代志駅周辺の開発も１０年以上前から構想・計画されていたものが来年３月頃により早く商業エリアの開業を迎えるものです。その過程では当初構想や計画からの変更もいろいろとあっていると伺っておりますので、議員おっしゃるとおり、計画策定過程はもちろん、策定後も浮き足立つことなく冷静に対処していく必要があるとそうように考えております。

次に二つ目の肥後大津駅の「高架化」や周辺における「駅ビル」などの必要性につきまして、私も議員のお考え同様、空港アクセス鉄道及び中間駅ができたとしても、町の交通結節点、交通等の中心は「肥後大津駅」であると考えております。

そのため、昨年度には、T S M C の進出や空港アクセス鉄道の肥後大津ルート決定等の機会を最大限に生かし、これまで肥後大津駅が抱えてきた課題の解決と、町の活気とにぎわいの中心である「肥後大津駅周辺エリア」の活性化を図ることなどを目的とした将来ビジョン、『肥後大津駅周辺まちづくり基本構想』を策定しました。

今年度は、より「個別」「具体的」な取組を推進するための基本計画を策定中で、アンケート調査の結果等を受け、駅周辺に求められている機能にどれくらいニーズがあるのか確認する「社会実験」等にも昨日まで取り組んでいたところです。

また、駅の高架化や、駅ビルとイオン大津店の接続などについては、現在、駅周辺まちづくり基本計画の中で併せて検討を進めているところです。高架化については、荒木議員ではありませんが、以前の一般質問でお答えしましたとおり、空港アクセス鉄道全体の事業費が今のところ410億円と試算される中、肥後大津駅の高架化を行う際には、現在の複数のホームや駅舎、大津・瀬田間の一部の線路の高架化も合わせて必要となることから、それだけで別途百数十億円を要すると試算しており、大津町としての有用性は私も非常に大きいと感じる一方で、事業実施は非常に難しい部分もあると感じております。

一方で、駅ビルの建設に取り組むとした場合は、民間を活用して取り組むことも選択肢として入ってきますので、ここは先ほども説明したとおり近隣の大規模な事業者、J R も含めたところといろんなお話をしているところですので、より肥後大津駅が魅力的になるようなところは駅ビルも含めて引き続き進めていきます。

三つ目の「スポーツの森付近への豊肥本線駅構想」についてお答えいたします。

スポーツの森付近への新駅建設については、平成16年に町で一度検討調査を行いました、多額の事業費が見込まれることから、当時見合わせた経緯がございます。

その後、陳情書等も令和2年に出されたこともありまして、調査を行いました。この結果、請願駅設置には一定の乗客数見込みが必要となることから、新駅利用者数の推計などを行いました、現在の状況を踏まえると、一定の開発を行ったとしても近くにはスポーツの森駅が既にある。西側少し崖だっている。北のほうには住宅が既に張り付いている状況というところでなかなか目安をクリアすることができないという状況でございました。したがってそういったことも踏まえはありますが、「スポーツの森駅」の設置をあきらめるのではなく、町の面的な発展が進む中で、新駅の整備も引き続き考えていく姿勢を広く町民の皆様へお示したところであります。

今後もスポーツの森付近への新駅の設置の構想については、中間駅の構想をしっかりと固めながら、別途中長期的な視点において可能性を継続して探っていきたいとそのように思っております。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 中間駅付近でのショッピングモールと。そういう開発業者からの話もあるということですが、そもそもアクセス鉄道は熊本市内方面から大量に定時的に1分1秒を争って空港に到着をします。これが最大の使命だと目標だと思うわけであり。つまり中間駅というのは、いわゆる信号待ちの上下がたまたまがち合うときに、信号待ちをする場所であって、こ

れをやたらと町のほうから駅を造ってくれということであれば、町が負担をしなくてはならなくなってしまうということでもあります。したがって中間駅を利用する乗客はほとんど見込めない。これは誰が考えてもそうだと思うわけであります。しかもですね、中間駅の想定地域は今一番問題になっている地下水の涵養域なんです。大津町のザル田があって優良農地であるわけであります。つまり大規模に農地を潰して地下水を涵養するザル田を潰して開発をすると。そういうことがまさに相矛盾をする政策ではなかろうかと思いますので、冷静に町民の皆さんや関係者の皆さんの意見を踏まえて冷静にやってほしいということでもあります。先ほど言いましたように大津駅の駅ビル開発、こちらでもＪＲやイオンなどの大資本がのってこないとなかなか実現性は難しいと思いますが、それでも駅ビルは夢のような話ではないかと思えます。また役場の駐車場も含めましてパークアンドライドにつなげられないか。それから１０年間を見据えて大津駅を中心としたコンパクトシティということで大津町の身の丈にあった再開発が求められていると思います。地元の商工会や業者の皆さんの利益にもつながらないといけないと思うからであります。菊陽町の開発は残念ながらＴＳＭＣ本社があるわけですから、多額の財政が入ってくるわけですね。固定資産税、法人税、それを多分国のお墨付きのもとで、あのような７０ヘクタールの開発が具体化されたんだと思えますけど、大津町はそういうわけにはまいりません。ですから、身の丈にあった開発をぜひお願いをしたい。身の丈にあった開発というのをもう一度町長、どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

身の丈にあった開発というところで意図と違う答えになる可能性もあり、私なりの考えですけれども、コンパクトシティのお話もございますが、現在の今の町の状況を踏まえますと非常に全体的に人口も増加しておりまして、土地も不足している状況にあります。全国的におっしゃるとおりコンパクトシティというのは進めるべき政策だと思っております。しかしこと大津町を含めて考えれば、私はコンパクトシティというのは人口減少の中で、全ての方々は今住んでいる地域に住み続けたいもののなかなか財政的にもそうはいかないので、コンパクトにせざるを得ないという関係性にあると思ってます。そうした中、大津町でお話を聞く中でも北部、南部、東部の方々等々もやはり自分の集落、自分の地域をしっかりと残していきたい。しっかりと人口も増やしていきたい方が多くございます。そうした中で今後大津町が全体的に住み暮らすことができるよう、そしてそれが持続可能性につながるよう進めているところでございます。その中で東南部の発展としては、中間駅の構想も含めて掲げておるところでございますし、町の中心顔である肥後大津駅周辺にもぎわいという意味では非常に重要なところだと考えています。ただもちろん人口を増やすことがまちづくりの目的でもございませんし、企業を増やすことも目的ではございません。しっかりと便利になること、それが税収に反映すること。それが自然と共生できることによって身の丈にあったまちづくりというのを進めていきたいと思っております。

また少し御指摘があった空港利用の関係ですけども、やはりＪＲ、あるいは県等々もＢ／Ｃが非常に課題になっておりまして、中間駅というのは、Ｂ／Ｃのほうにも非常に寄与する。面の書き方

によってはですね。そこも含めてしっかり進めていきたいとそうように思っております。また、水の涵養に関しましては、近隣市町村でも今浸透式の調整池というものを考えているようでございまして、浸透式の調整池も水循環のためにも大津町においても研究を進めているところでございます。以上です。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 人口を増やすためだけではないとおっしゃっていましたが、北部南部の過疎化が進んでいるのは事実であります。私もこの町内の中心地は地価高騰によって一般労働者は家も買えないという状況が広がっております。そういう意味で、南部北部の農村地帯農業集落排水がいわゆる下水道が通っているわけですから、そちらに補助金を出して移住を進めると。今菊陽がやっているようですけど。そこに新しい人が住み着けば過疎化の防止にもなるし、農業集落排水がこのままいけば過疎になればなるほど赤字が拡大をします。そういう意味で宝の持ち腐れにならないためにもそういう方策も十分考えられると思います。このことは時間の関係で、今後の議会に委ねたいと思いますけど、いずれにせよ中間駅にショッピングモールが、もし万が一できたとしたら今のイオンのお店はスーパーマーケットになってしまうと。もしですよ、多分できないと思いますが、そちらに買物客がどんどん行ったら大津駅はどうなるんだということになってしまうというのを肝に銘じていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。あけぼの団地の駐車場問題と集会所についてお尋ねをいたします。あけぼの団地は町内で最大の400世帯の最大の団地であります。そのあけぼの団地の駐車場の管理、集金が自治会任せになってこれまで放っておかれてきたと私は思います。住民の皆さんが毎月毎月、この駐車料金を集めて回らなくちゃいかん。現金でですね。数人の方からお聞きしましたが、過去には集金をした金を使い込んでしまった方もいたと。あるいは集金が間に合わず相手がいらないともらえないもんですから、立て替えて納入している事例も多々あると言われております。この際ですね、駐車場管理は自治会に委託をして料金収納は家賃と一緒に口座落としをする。これが町、大家としての町の責任ではないかということでございます。それから9月議会以来、団地の集会所の問題が出ております。私も今年になって初めて集会所の中に足を踏み入れたわけですけど、400世帯の団地に対して、こんなちっぽけなスペースしかないのかと。これは全部使ってもとても集会所とは言えないなと感じたところであります。それからしかし町はあの集会所を自治会の事務に使ってよろしいというふうに許可を出しているそうですので、余計集会所としての機能が発揮できてないという状況であります。そこで大津保育園が昭和園の一角に移転が計画されております。あけぼの団地は高齢者がどんどんまたこれからも増えます。高齢者の集いの場、それから室地域には災害の場合の避難所もございません。避難所としても整備したらどうかということで提案を含めて質問をいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の3問目の質問にお答えいたします。

一つ目の「駐車場使用料の納付方法」についてですが、町営住宅の駐車場は、以前より、使用者

等により構成される「駐車場管理組合」に、駐車場使用料の集金のほか、区画配分や駐車場周辺の維持管理をお任せをお願いしておりました。議員御指摘のとおり、駐車場使用料につきましては、「駐車場管理組合」が使用者から使用料を「現金」で預かり、管理組合の役員等が役場にそれ現金を持参し、納めていただいている状況です。

これは、少なくとも「町営住宅駐車場取扱要綱」が施行された平成9年度以降から続いている方法と認識をしているところです。

要綱の施行後、これまで続けている納付方法ですが、議員御懸念の、住民による集金に対する「ストレス」や、毎月集金して役場まで御持参いただく「駐車場管理組合役員の負担の大きさ大変さ」などがあることは、私も就任した頃から大変課題に思っていたところです。

県内の自治体に、納付方法の現状等を先日確認したところ、大津町を除く44自治体中のうち約73%にあたる32の自治体が、家賃と同時に口座引き落としを行っておりまして。またそうした背景も踏まえまして町としての「口座引き落とし」のニーズを、立石第二団地と矢護川団地の2か所でアンケート調査にしたところ、口座引き落としを希望する声が大多数でございました。それも踏まえまして、令和6年10月から試験的に、これら2つの団地で、家賃と併せた「口座引き落とし」を実施しておるところです。

口座引き落としを始めて2か月が経過しますが、今のところ不満や問題点は出ておりません。これらの結果等を踏まえて、要綱等の見直し・整理や、入居者への周知・説明などを行い、あけぼの団地も含め各団地における課題を整理しながら、段階的に「口座引き落とし」への移行を進めていく方針でございます。

次に、二つ目の「集会所が狭すぎる」、「新たな集会所の整備をしては」という御質問ですが、現在、あけぼの団地には、2か所の集会所がございます。

毎月の「棟長会議」など、各棟の代表が集まるには足りるスペースが確保されており、区長などにお伺いする限りでは、現在行われるあるいは想定している20人程度の小規模な地域活動をするには十分な広さであると把握をしております。

しかし、400世帯のうち多くの方が一堂に会することを想定すれば、御指摘の通り、到底一か所に集まれるような広さではございません。

一方で、あけぼの団地の近くには、「大津地区公民館分館」や「室小学校体育館」など、中規模・大規模の人数を収容できる施設がありますので、まずは従前どおりこれら施設の既存の施設を活用いただくことを考えているところです。しかしながら今後公営住宅の建て替え集約の方針を打ち出しておりますけれども、これを進める際には、移住する方への配慮としても、保育園の場所も含めコミュニティスペースとしての整備、あるいは避難所の考え方もあらためて俎上に載せる必要があると考えておりますので、引き続きこれをさらに解像度上げていきながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 現金での集金は改善の方向ということでひとまず安心をしましたが、御承知のように400世帯の団地に来客用の駐車場もない。これも役場、前回怠慢であると指摘をしたことでありますが、現金での口座引き落としの移行が現実的になったということは大いに評価をしたいと思います。

ところでですね、集会所に初めて足を踏み入れたということです。隣に小さい部屋があるんですけど以前指摘した鍵がかかっているんです。何で鍵がかかっているのかと思ったら事務をやってらっしゃるんで、パソコンが置いてあるんです。400世帯分の個人情報が多分パソコンに入っているようであります。だから私は個人情報保護上もこれは問題だと思うわけであります。何か事故がこれまで自治会の方が一生懸命やって事故がなかったからよかったかもしれませんが、何か事故があってからでは遅いと。町の責任が問われる問題だと思います。そして保育園の跡地に集会所がもし将来できるかもしれませんが、それまでの間どうするんだということですよ。ですから400世帯の自治会の役員会を開く場所がほかに必要じゃないですかということですよ。どうか空き部屋を使ってそういう自治会の事務を以前は何ですかね、自治会長さんの自宅でやられてたのかもしれませんが、もうそういう問題ではないと思いますので、ちゃんと自治会の事務ができるような場所を確保して現在の集会所を当面はちゃんと集会所として使えるようにするべきではなかろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（桐原則雄） 金田町長。

○町長（金田英樹） 荒木議員の再質問にお答えいたします。

あけぼの団地の集会所に関しましては、以前まさに区長さんあるいは棟長さん等のお部屋を会議等々に使うのは、非常にセキュリティあるいは安全面でも難しいというところで、会議室集会所の一部を事務所としてお貸しするという約束があったというふうに伺っております。ただ先般の議会でもありましたとおり、様々な課題が顕在化しておりますのでそこは今現在使い方については、担当課のほうであるいは私も含めてですが、先方の区長等々いろいろな御相談しているところでございますので、今荒木議員が御提案されたことも含めて、より団地の安全性あるいはコミュニティの醸成につながるようなやり方を考えていきたいとそのように思っております。

以上です。

○議長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） あけぼの団地のいろいろほかにも問題があるようで、外国人の方も結構増えていらっしゃるようであります。コミュニティの関係、言語の関係もどうも住民の中で戸惑いがあるようであります。それから私はもう32年たちますけど二、三十年前は入居者の人が若かったですから、駐車場が足りなかったんですよ。それでしょっちゅうトラブルが、自分が止める所に誰か止めている、大変なトラブルがあつて自治会の管理規則が非常に手厳しくなったという経過があるようであります。しかし今は団地の住居者がどんどん高齢化していくわけです。だから先ほどおっしゃったように室小に例えば避難をする。あるいは唐坂を登って室公民館に避難をする。これは高齢者にはとても無理な話ですよ。そういう意味で保育園の跡地が避難所も含めた施設にし

たらどうかということを提案をしたところであります。

それからもう1点だけ指摘しておきますけど、この前新しく入居された方と一緒に入居者に対する自治会の説明がございましたので行ってきましたけど、当団地には来客用駐車場はありませんので、肥後銀行または大津町役場駐車場を利用してください。まだこんなこと書いてるんですねたら否定はされませんでした。肥後銀行に民間の銀行を使ってください。文書で渡していいものか。それから大津町役場に車を止めて団地に訪問するなんてあり得ない話じゃないかなと思うんですけど。この点も確認の上改善をお願いをしておきたいと思います。

それでは、すみません。最後の質問に移りたいと思います。

T SMCがもたらした光の配当を、町民の暮らしの安心に回してほしいということであります。T SMCの進出以来、特に菊陽町と熊本県は千載一遇のチャンスとばかりに人工的に町を造り変えようとしております。果たして今住んでおられる生活をされている住民の不安や納得が、置き去りにされているのではないかと私は心配をしています。ですから、隣の菊陽町ではなく大津町でもそういう住民の不安や自分たちのところは迷惑ばかりと思っておられる方が相当おられるかと思いません。

そこで改めて地方自治体は何のために存在するのか。今回の議論の中でも地方自治体の本旨が出てまいりましたが、地方自治法では「住民の福祉の増進を図る」ことが基本であると明確に書かれております。改めてこれを肝に銘じることが町民の代表である町長にですね、確認をしたいということであります。そしてT SMCの進出効果は菊陽町には遠く及びませんが、大津町でも雇用の拡大、賃金アップ、結果的に町の財政収入も増えていくと思われます。一方で町民の困っていることに耳を傾ける必要があります。物価高騰の中、中小企業など多くの働く人の実質賃金は追いついていません。高齢者の年金は目減りをするばかりであります。T SMCの光の配当は、例えば高すぎる国保税値上を可能な限り値上げをストップする。介護の負担の軽減、あるいは給食費の無償化など町民の暮らし、福祉、教育の支援にぜひ目を配ってもらいたいと思います。菊陽町長の偉いところといえば、T SMCが来た途端、まず学校給食の1千円の補助を始められました。すぐにですね。全部はできないけど。子供が2人、3人いるところは本当に助かりますという声があるわけであります。そういう意味で地方自治の本旨に立った町政をぜひ再選の後も再選されたとしても肝に銘じていただきたいと思いますので、お尋ねをいたします。

○議 長（桐原則雄） 金田町長。

○町 長（金田英樹） 荒木議員の、地方自治体の本旨は、「住民の福祉の増進を図る」ことが基本であることを、改めて確認したいとの質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、地方自治体の本旨は、「住民の福祉の増進を図る」ことにあり、この考え方は、地方自治法第1条に明記されております。地方自治体は、住民の生活向上と福祉向上のため、地域住民のニーズに応じた行政サービスを提供しなければなりません。私も町政運営におきましては、常に町民の福祉の増進を中心に据え、一人一人の町民の皆様が、今も、そして未来へ向けても、幸せを感じながら住み続けたいと思えるまちづくりを目指しているところです。

また、2点目の御質問に関しまして、T S M Cの進出により、大津町にも大きな変化が起こっております。新たな企業や商業施設の進出、住宅開発、今後予想される人口の大幅な増加など町が活性化していく一方で、人手・人材不足、家賃や店舗等の値上げなど厳しい状況にある方もおられます。人口や企業が増えても、町民の暮らしが悪化するばかりならば本末転倒です。とりわけ、昨今の物価高騰による各家庭への影響は大きく、食料品、日用品、家電や燃料などあらゆる商品やサービスが値上がりし、高齢者や子育て世帯を中心に大きな負担となっています。

物価高騰対策におきましては、国が低所得世帯に対する給付金の支給や定額減税を実施しているところですが、一方で町独自の支援策とし、生活者支援として、低所得世帯に対する世帯への給付金の支給やL Pガス使用世帯に対し補助金を交付しているほか、地域経済を支える物資等の輸送維持のため、中小貨物運送事業者に対する燃料費助成を行う予定としております。さらに、昨年度に引き続いて物価高騰のあおりを受けて値上がりが続いている給食用の食材費につきましても、補助金を交付することで、保護者負担の軽減と給食の質を落とさずに安定した給食の提供を継続できるように取り組んでいるところです。

町が活性化する大きな変化にある中で、新たに発生した課題もございます。冒頭でお答えしました地方自治体の本旨を念頭に議員がおっしゃるT S M Cの進出による光の部分の町全体に波及させ、町民の皆様の声をしっかりと聴きながら、今にも未来にも責任を負える施策を推し進めるとともに、大津町に住み暮らす方々の幸福度の向上に向けて今後も全力を尽くしてまいります。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦議員。

○15番（荒木俊彦議員） 私が32年前に初めて議員になったときの役場の当時の総務課長さんが地方公務員の心得とは何ぞやということで教えていただきましたけど、いわゆる蜂の巣城の室原さんの言葉で、行政とは法に叶い理に叶いなおかつ情に叶わなければならないということです。町民が困っている、何とかならないかと。そういう知恵を出し合って地方自治の本旨に近づく、それが我々議員もそうですけど、公務員には強く求められていると。改めて肝に銘じるべきではなかろうかと思います。

そして、大津町は緑豊かな田園都市として身の丈にあった住みよい暮らし良いまちづくりを進めていただきたい。これを要望して質問を終わります。

長い間町民の皆さん、職員の皆さん、また同僚議員の皆さん大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議 長（桐原則雄） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

皆さん、お疲れさまでした。

午後0時11分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 委員会審査報告
- 一般質問答弁状況報告

令和6年第7回大津町議会定例会会議録

令和6年第7回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第5日)

令和6年12月12日(木曜日)

出席議員	1 番 大 村 裕 一 郎 2 番 田 代 元 気 3 番 時 松 智 弘 4 番 面 川 秀 貢 5 番 大 塚 益 雄 7 番 山 部 良 二 8 番 山 本 富 二 夫 9 番 豊 瀬 和 久 10 番 佐 藤 真 二 11 番 大 塚 龍 一 郎 12 番 坂 本 典 光 13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木 俊 彦 16 番 桐 原 則 雄
欠席議員	6 番 三 宮 美 香
職務のため出席した事務局職員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 金 田 英 樹 総務部総務課課長補佐 兼 行 政 係 長 吉 良 元 子 副 町 長 工 藤 あ ず さ 兼 法 制 執 務 係 長 総 務 部 長 藤 本 聖 二 教 育 長 吉 良 智 恵 美 住 民 生 活 部 長 木 村 欣 也 教 育 部 長 羽 熊 幸 治 健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代 教 育 部 次 長 境 敬 一 郎 産 業 振 興 部 長 白 石 浩 範 農 業 委 員 会 事 務 局 長 梅 田 博 隆 都 市 整 備 部 長 併任工業用水道課長 西 岡 多 津 朗 総 務 部 総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 村 山 博 徳 総 務 部 財 政 課 長 大 塚 昌 憲 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中 井 雄 一 郎

会 議 に 付 し た 事 件

発委第 2号	大津町議会ハラスメント防止条例の制定について
--------	------------------------

議 事 日 程 (第5号) 令和6年12月12日 (木) 午前10時 開議

日程第1 諸般の報告

目程第2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第4 発委第2号 大津町議会ハラスメント防止条例の制定について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

午前10時00分 開議

○議長（桐原則雄） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

なお、三宮美香議員より欠席の届けがっておりますので、報告します。

日程第 1 諸般の報告

○議長（桐原則雄） 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席並びにタブレットに配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長（桐原則雄） 日程第２ 各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書はタブレットに配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

永田和彦經濟建設常任委員長。

○経済建設常任委員長（永田和彦） ただいまから、経済建設常任委員会に令和6年12月4日におきまして付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第98号関連、議案第102号、議案第103号、議案第104号、議案第105号の5件であります。

当委員会は、委員会４０３号室におきまして執行部より付議議案の説明を求めながら審議を行いました。

それでは、審議の経過についてはお手元に配布の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容について、その概要と結果意見につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第 98 号関連。令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 8 号）について審議をいたしました。

産業振興部商業観光課では、意見といたしまして、本会議での予算質疑で、燃料価格高騰対策運送事業者支援事業補助金について議論がありました。今回、燃料消費の多い貨物運送を対象として

いるが、今後の補助の対象や金額など曖昧にならないよう留意願いたいという意見が出ております。

委員より、運送自動車の台数はどのように調べたのかとの問いに、執行部よりトラック協会の町内の保有台数となっております。前年度の実績も鑑みて台数を計上しておりますと答弁がありました。

また委員より、トラック協会加入事業者だけが対象なのか。周知方法はどうかとの問いに、執行部より、トラック協会加入事業者だけでなく、町内の中小企業者、個人事業者が対象であります。周知方法は、トラック協会を通じた周知のほか、町ホームページ、広報を用いておりますと答弁がありました。

委員より、トラックの台数調査は、いつ行われたのかとの問いに對しまして、執行部よりトラック協会に依頼し、10月末から11月初旬にかけて調査をしておりますと答弁がありました。

また委員より、補助金を受けた個人事業者の反応はあるのかとの問いに執行部より、アンケートはとっていなかったため具体的には把握しておりませんが、トラック協会の会長からは、とても助かったとの声があったと聞いておりますと答弁がありました。

また意見といたしまして、運送業の2024年問題でトラック運転手の減少が問題となっており、連結トラックも最近出てきているので、そこも考えていただきたいと意見がありました。

委員より、実績に基づき、国や県からの補助を財源として計上しているのかとの問いに、執行部より、財源は、総合政策課所管の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。振り分けは町のほうで行っておりますと答弁がありました。

産業振興部企業振興課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

都市整備部都市計画課におきましては、委員より、住宅維持費の中で、ベランダ清掃等として役務費を41万6千円増額しているが、共有スペースなどの清掃になるのかとの問いに、執行部より空き部屋の清掃になります。入居予定の空き部屋に対して、入居前に業者によるしっかりした清掃を行っており、入居予定のない空き部屋などは、職員による清掃等を実施しておりますと答弁がありました。

また委員より、予算に計上してあるということは、入居予定が一気に増えるのかとの問いに、執行部より、28戸のうち14戸入居を予定しており、その分の予算を計上させていただいておりますと答弁がありました。

また委員より、ベランダ清掃にしては、1戸当たりの単価が高いのではないのかとの問いに、執行部より、予算の概要には「ベランダ清掃など」に要する記載としておりますが、入居前の「部屋全体」の清掃をお願いしていることや、単価自体も上がってきていることが要因となっておりますと答弁がありました。

都市整備部下水道課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

議案第98号関連は、討論はなく、採決の結果全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第102号令和6年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）に

ついてを審議いたしました。

産業振興部企業振興課におきまして、委員より、まだ未内諾者がいることだが、内諾が得られなかった場合、今後どう進めていくのかとの問いに、執行部より、令和9年度完成に向けて交渉を進めていますが、現時点で4名の方から内諾を頂けていません。現在、不動産鑑定額の時点修正の依頼を業者に行っておりますが、新たな価格が出ましたら、改めて未内諾者を含め、全地権者に交渉に行くこととしております。未内諾者から承諾が得られなかった場合、約1.1ヘクタールの面積を新たに確保する必要がありますので、今後、現予定地の東側も候補地として検討していくことになると考えておりますと答弁がありました。

また委員より、東側に新たに用地を確保する場合、令和9年度に間に合わないのではないのかとの問いに、執行部より、既に東側についても検討を始めております。今月には地質調査の入札を行う予定ですが、仮に東側に確保した場合でも調査自体には影響はありません。令和9年度の売却時期も変更はありませんと答弁がありました。

委員より、現時点で測量や基本設計の発注はまだ行われていないのかとの問いに、執行部より、年明け1月の発注を予定しておりますと答弁がありました。

また委員より、年明けまでにかたちは決定するのかとの問いに、執行部より、新しい鑑定額ができれば、未内諾者にもすぐに交渉を行いますので、その結果を受けて決定していきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、既に内諾をいただいている方から、町から全く連絡がないと言われている。できるだけ早く他の地権者にも進捗などを情報共有し、丁寧な説明を行ってほしいとの問いに、執行部より、11月中旬から順次、進捗状況報告のため訪問しておりますとの答弁がありました。

また委員より、内諾はどのようなかたちを取っているのか。内諾書などがあるのかとの問いに、執行部より、内諾書をいただいておりますが、法的効力があるものではありませんと答弁がありました。

また委員より、内諾されない原因はきちんと把握しているのかとの問いに、執行部より、地権者の方とは協議を行い、理由についても理解していますが、地権者からいただいた条件をお返しすることが難しいこともあり、内諾をいただけていませんと答弁がありました。

また委員より、交渉は誰が対応しているのかとの問いに、執行部より、主に課長と課員の二人で対応しておりますと答弁がありました。

また委員より、この土地は農振農用地のため、県同意が必要である。農振除外には、地権者全員の同意が必要なのか。必要であれば、東側に早めに動いた方がいいのではないのかとの問いに、執行部より、地権者の方の同意がないと農振除外はできません。未内諾者から承諾が得られなければ、新しい形で計画をしていくことになりますので、交渉がうまくいかなかった場合は、工業団地の対象から除外させていただくことの意味表示もしていく必要がありますので、早々に判断したいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、形は正形でなくてもいいのかとの問いに、執行部より、企業が使いにくい形は好

まれないため、こういった形がいいかは、今後検討していきますとの答弁がありました。

また委員より、企業の進出の情報などはあるのかとの問いに、執行部より、昨年度、戦略的企業誘致支援業務委託の中で新たな投資を検討する企業などと面談を行いながら、町の優位性などPRも行っております。T SMC第2工場の稼働前にはサプライチェーンの企業も進出しておかないといけないと言われている現状もありますので、企業誘致についても、引き続き、情報収集していきたいと考えておりますと答弁がありました。

委員より、地権者以外で、工業団地整備に不安を言われている人はいないのか。住民説明会では、「工業団地ができるのであれば、ここに住まなかった」と言われた方もいた。保護者の方へ丁寧に説明していただきたいとの問いに、執行部より、昨年実施した住民説明会で、通学路や住宅街を通り抜ける車が増えることへの不安視する御意見をいただいております。また、周辺住民の方は通学路を一番心配されておられます。昨年度は護川小のPTA会長とも意見交換を行い、安全対策についての御意見を伺っています。今後も、住民説明会を実施しながら、しっかりと安全対策についても説明していきますと答弁がありました。

意見といたしまして、スケジュールを逆算していく中で、タイムリミットはある。そうしなければ、経費は増えるばかりである。交渉は続けるが次のミッションに移るタイミングの線引きを決めておかないといけないと出ております。

議案第102号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第103号、令和6年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議いたしました。

都市整備部工業用水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

議案第103号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号、令和6年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを審議いたしました。

都市整備部下水道課におきまして、さしたる質疑はありませんでした。

議案第104号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、令和6年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを審議いたしました。

都市整備部下水道課では、さしたる質疑はありませんでした。

議案第105号は、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 豊瀬和久文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任副委員長（豊瀬和久） 皆様、おはようございます。ただいまから令和6年12月4日に、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、議会会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第98号関連、議案第99号、議案第100号、議案第101号の8件であります。当委員会は審議に先立って12月5日に関係する2か所の現地調査を行い、その後委員会室402において執行部より、説明を求めながら審議を行いました。

審議の経過については、お手元に配付の審議記録のとおりですが、以下課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして報告します。まず議案第93号、大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例についてであります。

執行部から歴史文化伝承館の閉館時間を午後6時から午後5時に変更した場合、職員の勤務時間がどのように変わるのかを示した資料の提示がありました。執行部からの説明では、午後6時まで勤務する職員の勤務時間を前倒しすることで、需要が伸びている昼間の時間帯の職員数を増やしサービスの向上につなげるとのことでした。

委員より、伝承館の年間利用者数から考えると1日当たり平均10人程度であるが、どのような利用があっているのか。また、単独施設としての運用ではなく、将来は図書館や生涯学習センターと統合した方がもっと来館者が増えるのではないかと問いに、執行部より、歴史文化伝承館への来館者は年々増加傾向であり、特に小中高の総合学習や各種団体等の講座、研修など昼間時間帯での需要が伸びている状況です。また、施設の改修など中長期的な計画はありますが、現時点においては、文化歴史の普及振興を図書館などで統合して行うことは難しい状況ですとの答弁がありました。

意見として、歴史文化伝承館は駐車場が狭く大型バスが止められない状況である。駐車場が広い図書館や生涯学習センターと統合した方が、利用者が増えるのではないかと。今後、検討してほしいとありました。

委員より、歴史文化伝承館の開館時間を短くした場合に職員等の人件費は変わるのかとの問いに、執行部より、会計年度任用職員の勤務時間を前倒し調整することで勤務時間は変わらず、人件費の変更はありません。休日はシルバー人材センターに委託していますので委託時間が短縮されまるとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第93号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、紙による予約とシステムからの予約の優先順はどのようになるのかとの問いに、執行部より、紙による申込みがあった場合、内容を確認し、その後システムで施設予約を行います。そ

の間に、他の利用者から公共施設予約システムで予約が完了されれば、予約システムでの登録が優先されます。今後は予約システムで管理していきたいと考えていますので、現在、先行してシステムを使用している生涯学習施設と同じような取扱いとしています。その中でも学校行事が優先だと考えるので、事前に登録し、その時間は予約ができないようにします。そのほか、大規模なイベントや事前に決まっている年間の行事などについては、今後、取扱いのルールを決めていきますとの答弁がありました。

委員より、使用日の何日前から予約ができるのか。公平にするためにも事前に決めておいた方がよいのではないかと問いに、執行部より、予約の受付開始日などについては、今後、学校と協議、調整しながら統一した開始日を設定していきたいと考えていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第94号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

特に質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第95号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、地域包括支援センターの職員配置について、本会議の答弁で「基本は正職員で対応し、場合によっては会計年度任用職員を増やすなど弾力的に対応していきたい」と説明があったがどうということかと問いに、執行部より、今回の改正は、地域包括支援センターの「常勤の職員数」の配置基準について、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により計算した職員数で基準を満たすことを認めるものです。常勤換算方法とは、非常勤の職員の勤務時間数を、常勤の職員の勤務時間数で割って人数に換算することです。答弁の内容については、基本的には正規職員で対応したいが、正規職員数が不足し対応できない場合は、会計年度任用職員で対応するという事です。なお、配置基準は「常勤専従」の職員数を定めるものであり、正規職員や会計年度任用職員の数を定めるものではありませんとの答弁がありました。

委員より、「地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合」とはどういうことかと問いに、執行部より、職員配置の基準を、常勤専従の職員数で満たせないときにおいて、同協議会が、高齢者数や地域包括支援センターの運営状況を勘案し、非常勤職員の常勤換算をしても、しっかりサービスを提供できる、サービスの低下はない、と認める場合ですとの答弁がありました。

委員より、職員の配置基準は法律で決まっているのか。また、今回の改正で、配置基準として定める職員数は変わったのかと問いに、執行部より、職員の配置基準は法律に基づき条例で定めています。また、今回は人数の換算方法が変わったのみであり、配置基準で定める職員数自体は変わ

っていません。現在、大津町の65歳以上の高齢者は約8千450人であるため、職員の配置基準は、保健師2人、社会福祉士2人、主任介護支援専門員1人の計5人ですとの答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員で、主任介護支援専門員や社会福祉士、保健師の資格を持っている人はいるのかとの問いに、執行部より、社会福祉士が2人いますとの答弁がありました。

委員より、専門職は正規職員として募集しても応募がないのかとの問いに、執行部より、現在、正規職員としての募集は行っていません。今後の運営体制については町としてもしっかり検討していきたいと考えますと答弁がありました。

委員より、会計年度任用職員を募集しても応募がないときがある。給食センターのように人材派遣で対応することはできないのかとの問いに、執行部より、職員の雇用ができない場合は、人材派遣での対応も検討しますとの答弁がありました。

委員より、高齢者が増えることでこれから支援が必要な人は増えていくと思うが、対応する職員数は足りるのかとの問いに、執行部より、高齢者人口は増加傾向にあり、高齢者数が9千人以上になると、職員の配置基準は6人となりますので、今後、住民サービスが滞らないように対応していきますとの答弁がありました。

委員より、現在の職員配置は5人だが、例えば急に2人が辞めた場合は3人で運営することになるのかとの問いに、執行部より、御指摘のとおり、急に退職された際には、基準が満たせなくなるという可能性はあります。そのようなことがないように、早めに情報を収集し募集を行うなどして、住民サービスの低下とならないように対応していきますとの答弁がありました。

委員より、近隣自治体は、専門職についてどのように確保しているのかとの問いに、執行部より、各自治体で異なりますが、社会福祉士などの専門職は社会福祉協議会からの出向や、会計年度任用職員の雇用などで対応されているようですとの答弁がありました。

意見として、近隣自治体と人材の取り合いになるので、人材確保のためには正規職員としての雇用がいいと思うが、それができない場合でも住民サービスが低下しないように対応してほしいとありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第96号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

健康福祉部福祉課関係では、委員より、令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金の返還金について、給付金はどのようなもので、どれくらいの人に給付したのかとの問いに、執行部より、低所得世帯の子供一人当たり5万円の給付金で、実績としては、244世帯508人に給付をしていますとの答弁がありました。

委員より、重度心身障害者医療費助成について、現物給付化に伴う支出見込みの増額ということだが、申請漏れというのはなぜ発生するのかとの問いに、執行部より、現物給付化前は償還払いということで、医療機関で一旦医療費を支払い、領収書をもって役場窓口で申請することで、医療費の助成が行われる制度でしたが、そもそも支払った金額が少ないという理由で、申請をしなかった

り、まとめて申請をしようとして忘れたり、領収書をなくしたりしてしまった場合が考えられます。現物給付では、医療機関で証書を提示し、その場で助成をすることになりますので、漏れがなくなるということになります。先行自治体においても、現物給付の制度が徐々に定着していったとのことですので、今後、現物給付制度定着に伴い助成額は徐々に増えていくものと考えます。今回、現物給付化以降の実績と先行自治体の実績等も考慮し、補正予算に計上したところでの答弁がありました。

委員より、申請していなかった人の人数はわかるのかとの問いに、執行部より、申請していない人の人数は分かりませんが、10月の支給実績では、支給件数が971件で、そのうち償還払いが718件、現物給付が253件でした。割合では現物給付が26%程度となっています。給付の金額でみますと、4月から現物給付前までの月の平均額の1.1倍になっています。今後、制度が定着すると、さらに伸びるものと考えていますとの答弁がありました。

委員より、償還払いの申請には時効はあるのかとの問いに、執行部より、支払から1年間は申請ができますとの答弁がありました。

委員より、申請漏れがないかなど、お知らせはしないのかとの問いに、執行部より、申請漏れの個別の通知はしていませんが、毎年8月の受給資格者証の更新の際に、個別通知と併せて制度の周知を行っています。今後はさらに分かりやすいチラシ等を作成し、申請の周知を行っていきたいと考えていますとの答弁がありました。

委員より、償還払いについて、オンライン申請はできるのかとの問いに、執行部より、申請には領収書を窓口に出し提出してもらわなければなりませんので、窓口で手続をする必要がありますとの答弁がありました。

健康福祉部子育て支援課関係では、特に質疑はありませんでした。

健康福祉部介護保険課関係では、委員より、ポピュレーションアプローチ業務委託の増額は、「通いの場」の実施箇所が増えたということだが、増えた地区はどこかとの問いに、執行部より、森地区と日吉ヶ丘区の2か所ですとの答弁がありました。

健康福祉部健康保険課関係では、特に質疑はありませんでした。

教育部学校教育課関係では、委員より、3月定例会の議決を経て契約した場合、今年度中に教科書等の納品は間に合うのかとの問いに、執行部より、前回の小学校改訂を踏まえると、教科書の定価が文部科学省の告示により認可されるのが2月頃になることから、今回の購入についても、それを受け、準備を進めていく予定です。一方、各教科書発行者においては、あらかじめ選定された地区の生徒数などを見込んでおり、議会承認後は、取扱い書店により必要な数量が速やかに供給され、3月中に納品が完了する見込みですとの答弁がありました。

教育部教育施設課関係では、委員より、生徒数増加に伴う、机・椅子の購入だが、大津町の生徒数の動向は、どのような状況なのかとの問いに、執行部より、中学校の生徒数については、令和7年度がピークでその後は、減少傾向になる見込みです。小学校については、既に減少傾向となっており、現在、他の課において開発等が行われている宅地や集合住宅など考慮した推計を行っていま

すとの答弁がありました。

委員より、机や椅子が小学校体育館の２階に幾つか置いてあるのを見かけた。不要となったものは、処分したほうが良いのではないかと問いに、執行部より、机・椅子は、学年に応じてサイズがあります。小学校については、児童の体格によって机、椅子のサイズが違いますので、ある程度、サイズの違うものを、保管して柔軟に対応している状況です。劣化が著しく使用できないような机、椅子が多く保管されているような場合には、学校と相談しながら、期日を決めて処分するなど対応していきますとの答弁がありました。

教育部生涯学習課関係では、委員より、武道館に空調設備を寄附いただくということだが空調設備は冷房のみか。また、空調設備設置に併せて建屋の断熱改修工事をする予定はあるのかとの問いに、執行部より、設置される空調設備は冷暖房機能を備えた業務用１０馬力エアコン２台の予定です。建屋については今回改修の予定はありませんとの答弁がありました。

委員より、体育施設費の券売機キャッシュレス決済等手数料について指定管理者が負担するべきではないかと問いに、執行部より、当初の指定管理協定の積算の中に券売機キャッシュレス決済使用料に係る手数料は含まれておらず、町で負担することで計上しました。今回につきましても事前に協議しましたが、対応が難しく次回の協定更新の際には、指定管理者側と協議することで考えていますとの答弁がありました。

委員より、キャッシュレス決済の利用者が増えることで手数料の負担率が下がらないのかとの問いに、執行部より、券売機キャッシュレス決済等手数料の負担では、券売機のキャッシュレス決済の代理収納との契約で決められており、決済の利用額によって負担率が変わらず、固定されています。キャッシュレス決済の利用者が増えれば町の負担も増加されますが、既にコンビニや小売店等での利用が増えている状況であり、自治体ＤＸとして住民サービスの向上と業務効率化にもつながるものと考えていますとの答弁がありました。

委員より、公共施設予約システムからのオンライン決済はいつ始まる予定かと問いに、執行部より、既にインターネット上の予約システムから施設予約が可能です。まだオンライン決済は御利用できません。今後、予約システムからオンライン決済ができるよう本年度中にシステムを構築し、来年度以降から運用開始ができるように進めていますとの答弁がありました。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第９８号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第９９号、令和６年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてであります。

特に、質疑はありませんでした。

また討論もありませんでした。

採決の結果、議案第９９号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１００号、令和６年度大津町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてであ

ります。

委員より、負担金で、介護予防・生活支援サービス事業費が約１８０万円増えているが原因はあ
るのかとの問いに、執行部より、デイサービスなどの通所等のサービス利用が増えているためです
との答弁がありました。

委員より、高齢者が増えているから、サービス利用者も毎年増えているのかとの問いに、執行部
より、高齢者の増加に伴い、要支援としてサービスを利用する方が増えていますとの答弁がありま
した。

討論はありませんでした。

採決の結果、議案第１００号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第１０１号、令和６年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について
であります。

委員より、人間ドック委託料を増額補正しているが、見込み者数は何人増えたのかとの問い
に、執行部より、人間ドック受診見込み者を、当初予算では１２０人で見込んでいましたが、現在、
１５８人が申し込まれていますので、補正予算で３８人分を増額していますとの答弁がありました。
討論はありませんでした。

採決の結果、議案第１０１号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。議員各位におかれましては、当委員会の決定
に御賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） ただいまから、総務常任委員会に令和６年１２月４日において付託
されました案件について、議会会議規則第７７条の規定により御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第９０号、議案第９１号、議案第９２号、議案第９７号、
議案第９８号関連の５件であります。当委員会は委員会室４０１において執行部より説明を求めな
がら審議を行いました。審議の経過について、タブレットに配布の審議記録のとおりですが、以下
課題と論点を明らかにすべき内容についてその概要と結果、意見につきまして、報告をいたします。

まず議案第９０号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
であります。

委員より、原価方式による算定において、議員の活動日数を、当初予算がある１月から３月と決
算審査がある７月から９月は３６日としてあるが、その他について半分の１８日とした理由は何か
との質疑に、執行部より、議会活性化特別委員会が示したモデルでは、議員ごとのばらつきがあり
ましたので、合理性の観点から半分の１８日としました。

また委員より、活動量を１０８日としてあるが、議員としての質を保つべき日数の最低ラインが
１０８日という認識での議論だったのかとの質疑に、執行部より、議員報酬は、個別に日給で支払
うものとは性質が異なるため、平均を取るかとちとしました。この日数は必ず議員として働かなけ
ればいけないものとしての議論はしておりませんとの答弁でした。

また、委員より、政務活動費の中で、広報広聴費がある。議員個人の活動の見える化のための予算であると思うが、菊陽町で満額使用している議員は1人、御船町は8人となっている。議員が個人の広報力を示さなければならないと思っている。審議会での広報広聴の推進についての意見はなかったのかとの質疑に、執行部より、議会だよりから、個人のサイトに誘導するようなQRコードをつけ、個人の活動が分かるような仕組みづくりをしてはという意見がありました。

また委員より、議員活動に時間を割くことができるような報酬にするという意見が集約された結果の報酬額ではないかと思う。報酬を上げることについての反対意見は、どのような意見があったのかとの質疑に、執行部より、当初は議員の活動が見えないという意見がありました。一方で、議員数を減らして報酬を上げる事例も紹介しましたが、その事例については賛成するという意見は特にありませんでした。

意見として、今議会では、この議案を審議して採決をしても、町民の意見を聞き、理解を広げる時間が足りない。本来であれば、新しい議会において徹底的に議論をして、審議するのが筋だと思う。政務活動費も費用弁償のことも整理できていないまま住民の理解を得られるのが心配。報酬を上げることに反対するわけではないが、手続上での問題があると思う。

また意見として、議会活性化特別委員会でも政務活動費は必要という議論をしてきたが、他市町村での利用が少ないとされる原因は、事務が煩雑であるという問題点があるためであり、その点は解決していく必要があると考えた。また、報酬改定の条例を受けて、費用弁償について議論する予定としていたが、上程が12月となり、今の議員任期中では議論が間に合わなかった。議会活性化特別委員会でも、十分に議論してきたところではあるため、政務活動費や費用弁償については、新しい議員に議論をお願いしたいと考えている。

また別の意見で、今議会での審議は期間が足りないため、町民への周知ができていないことや政務活動費、費用弁償についての議論ができていないのではないかという意見があったが、審議会の答申においても附帯意見として出ていた。その意見をそのままにするのではなく、きちんと審議をしていくために附帯決議案を提出してはどうかとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、議案第90号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員より、附帯決議案の提出があり、討論はなく採決の結果、全員賛成で議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議を提出することに決しました。

なお、附帯決議につきましては、本条例改正についての採決結果が可決であった場合、追加議案として提出をさせていただく予定となっております。

次に、議案第91号、大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、平成18年の4月から給与を減額した理由は何かとの質疑に、執行部より、国の三位一体の改革による交付税の見直しで、町が不交付団体となり、町長自ら10%の給与削減を行った

ものです。平成17年に財政力指数1.04となり、平成20年度までの4年間不交付団体だった背景があります。

討論はなく、採決の結果、議案第91号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号、大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

委員より、町の新卒者の給与が平成13年から平成18年にかけて下がっているが、人事院勧告で下がると、同様に下がるということかとの質疑に、執行部より、そのとおりですとの答弁でした。

また、委員より、人事院勧告に従わない自治体はあるのかとの質疑に、執行部より、町は会計年度任用職員も含め勧告に従い給与改定をお願いしていますが、昨年度、県内では会計年度任用職員について改定を行わない自治体もありました。また、熊本地震のあった平成28年は、県人事委員会において地震の影響により総合的に勘案し、据え置くとの勧告があったため、大津町は改定をしていません。ただし、県内で17自治体は、人事院勧告に基づいて増額改定をしたことがありますということでした。

討論はなく、採決の結果、議案第92号について、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてであります。

委員より、構成団体が減った場合、掛金率はどうなるのかとの質疑に、執行部より、現時点では変わりませんが、今後、構成団体が減少した場合は、率が変わることも考えられるため、動向を注視していきますとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第97号について全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第98号関連、令和6年度大津町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

議会事務局、会計課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

総務部財政課関係で、法定外公共物の売払いは、里道と水路のみかとの質疑に、執行部より、里道と水路のみでありますとの答弁でした。

委員より、今回の売払いの中で、売買価格の単価が一番高い場所は、引水の国道沿いであるが、価格決定の基準はどのような方法かとの質疑に、執行部より、初めに売買の前提となる法定外公共物の用途廃止は、大津町法定外公共物管理条例及び施行規則により、建設課で廃止を判断し、用途廃止となりました法定外公共物に関して、財政課で普通財産の売払い申請を受付ます。土地の価格は、大津町法定外公共物売払い規則により、法定外公共物が将来的に一体となる土地において、相続税法の規定に基づき算定された価格や周辺の取引価格等から総合的に判断して決定しています。

委員より、場所によって競争入札を実施したほうが良いのではないかとの質疑に、執行部より、法定外公共物は、元々が里道や水路であり、その土地だけで活用できる土地ではありません。その

ため、隣接地と一体的に活用するかたちに限定されるものとなりますとの答弁でした。

意見として、町内では多くの開発が実施されているが、地元住民として道路が狭いため広げてほしいなどの相談があると聞いている。売却だけでなく、里道を付け替えて道路を拡幅するなどの対応を担当課と連携しながら検討してもらいたいとの意見がありました。

総務部防災交通課関係で、委員より、カーブミラーについて、ミラーに水をつけて拭いたりしないほうがいいと聞いたが、どういった構造になっているのか。管理の仕方を地元で周知してもらいたいとの質疑に、執行部より、ミラーについては特殊な膜が張ってあるため、何もつけずに拭くようお願いしています。詳しいメンテナンス方法については再度業者に確認し周知していきますとの答弁でした。

委員より、先日、あけぼの団地にて電線の火災があり、地域の方で初期消火をされた事案があった。その際には、消防署、消防団も出動してされたと聞いている。最近では開発行為などが増加しているため、火災の中には、工事業者が関係する火災なども考えられる。その際、消防団や消防署、地域住民、町、警察等の対応は、どのようなフローチャートとなっているかとの質疑に、執行部より、火災の場合、消防本部から町職員、消防団員へメール通報があり、消防団の出動指示系統として、災害の場合は、町が消防団長へ依頼し、団長の指示により団員が出動することになります。中でも火災においては、消防署に火災通報があり次第、町と消防団へ一斉に連絡があり、それを受けた団員は団長指示として出動します。なお、火災通報連絡がない場合でも、地域の中で火災を覚知した場合は、団長の指示を待つことなく出動するものとなっていますとの答弁でした。

住民生活部住民課関係で、戸籍情報システム標準仕様書の改定についてほかのシステム改修と一緒にできなかったのかとの質疑があり、執行部より、戸籍情報システム標準仕様書の改定日から施行日までの間にシステム改修の予定がないため、単独での改修となりましたとの答弁でした。

討論はなく、採決の結果、議案第98号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（桐原則雄） 以上で各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 総務常任委員長に対して質疑を行います。

議案第90号関連であります。議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。私もしっかり聞いているつもりでしたが、ちょっと聞き逃しかもしれません。要は、この議員報酬を上げるということは、負担するのは町民です。その町民の方々の理解が一番かなとやっぱり考えます。そこでいろんな審議があったということはお聞きしましたが、ではこの報酬アップに対して町民が受けるメリットとはどういうことなのか。そのメリットがなければ

町民の方々からのやはり苦情なり何なりが出てくるのではないかと思います。やはり何かに何でもですけども、税金を使わせてもらうっていうことは、必ずその見返りがあるっていうことです。特に税金というのは、使うということは公益性というのが必ず求められますんで町民のメリット、この点についてどういったことが考えられるのか。また議論があったのか質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 質疑に対してお答えをいたします。

報酬等の審議会が開かれて、その中で答申書の中でこの大津町がT S M C 関連で急激に変わりつつあると。急激な変化に対して議員一人一人の判断、そのための勉強も必要だろうということが答申書に書かれてあったとおりであります。委員会の中では、その答申書の説明を受けてそれが最大のメリットとして捉えられたのではなかろうかと思います。直接メリット、デメリットということは審議の中では、出てまいりませんでした。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず議案に反対される議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

田代元気議員。

○2番（田代元気議員） 私は議案第90号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

反対をするにあたり、今回の特別職報酬等審議会の答申を否定反対するものではないことをお断り申し上げ、討論を行います。また、今回の条例改正について御尽力いただいた大津町特別職報酬等審議会の委員の皆様、議会事務局をはじめ町職員の皆様に対し心から敬意を表したいと思います。

私は令和3年3月の任期開始当初から、私の報酬は町民の皆様が必死にお納めいただいた貴重な血税の中からいただいているということを肝に銘じ、議員活動を行ってまいりました。今回の条例改正について議員の成り手不足、昨今の町を取り巻く社会情勢の変化により、議員の役割が高度化する現状を鑑み、報酬等審議会に議員報酬の見直しについて諮問されました。また私も委員の一人ですが、議会活性化特別委員会からも金田町長に対し報酬等審議会の開催を要請いたしました。我々議会活性化特別委員会では前回の議員選挙が無投票だったことを鑑み、様々な議論を重ね、また議会改革、議会活性化の先進地研修を行ってまいりました。その委員会の中ではやはり成り手不足の解消には報酬増は一つの手段でもあると感じたところでもあります。

しかし、その委員会の中で議論する上で、私は報酬を上げるのであれば何らかの身を切る改革、歳出削減は必要であると訴えてまいりました。例えば議員定数の削減であります。議員定数を削減することで捻出される予算を報酬増に充てるべきであること。また現在議会などに出席すると1日2千600円支給される費用弁償についても考えるべきであると主張してまいりました。しかし、

様々な自治体へ研修に伺った際には報酬増と定数削減はセットで考えるべきではないという議会が多数でしたし、当委員会でも同様の結論となりました。今回報酬等審議会の答申では、成り手不足解消のために若い世代や勤労者等の立候補や議員活動を容易にするための環境整備が急務であり、その環境整備の手段の一つが議員報酬の見直しと言える。さらには本町のこれからを考えたときに、T S M C の進出をはじめ町を取り巻く社会情勢の変化、これまで経験したことのない様々な対応への意思決定が求められ、議会議員の役割も高度化することが予想される状況に鑑み、新たな原価方式により従来の18%増の報酬額を妥当と答申されました。この答申書や審議会の議事録を拝見しますと、本当に我々議会議員、これから議員を目指す方のことを真剣に考え、議論し答えを導き出したことをとても感じ感謝の思いでいっぱいであります。

しかしやはり町民の皆様がお納めいただいた血税から報酬をいただく立場からすれば、何らかの身を切る改革は必要ではないでしょうか。今年度本町では国民健康保険税や下水道料金の値上げも行われ、町民の負担は大きく増えたことと思います。また、物価高騰に苦しむ中小規模事業者の方、またそこで勤務される多くの方の賃金は上がっているのでしょうか。そんな中議員報酬の大幅な増額は、住民感情と大きくかけ離れていると考えます。

また活性化委員会では、税金が増えたことで議員報酬を上げることは可能との意見も出されましたが、私は増えた税金を一番に還元すべきは我々議員の報酬を上げるのではなく、住民サービスを向上させるために使うべきであると訴えてまいりました。今でもその考えに変わりはありません。今回の条例改正では、年間約950万円の新たな財政負担が生じます。すなわち御負担いただくのは、町民の皆様であり、さらに先送りしなければならない事業が出てくるのではと考えます。これまでの一般質問で限られた財源の中で様々な施策を実行しなければならない。給食センターの問題、運動公園の改修など、今後避けては通れない事業が山積みであると町長は何度も答弁されました。そのような町の財政事情の中、議員報酬を上げ、町の財政を我々議会がさらに厳しくするのが本当に妥当なのでしょうか。今回の条例改正では、報酬増に対する財源の裏付けもなく、このまま通していいとは思えません。我々議会は任期を3か月を切りました。今回の報酬見直しについては、次の体制で先ほど話した費用弁償の見直し、委員会での視察研修の開催方法など議会内で議論を深め削減すべきは削減し、町民の皆様の負担が最小限に抑えられる結論を見だし、今回の報酬等審議会の答申と合わせた条例改正が行われることが、多くの町民の理解が得られると考えます。

以上の観点から今回の議案第90号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については反対といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

山本富二夫議員。

○8番（山本富二夫議員） 皆様おはようございます。私は議案第90号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場から述べます。

その前にこの場を借りて大津町特別職報酬等審議会と町の執行部の皆様には慎重なる審議をしていただきありがとうございました。

現在の報酬は、平成10年4月の見直しから現在まで幾度か報酬の見直しについて検討されたと聞いてはおりますが、結果として報酬の見直しは四半世紀出てきておりません。議長からの指名を受け令和4年12月から議会活性化検討委員会での1年間議論し検討を経て、4項目、1町民との接点、2議員定数、3議員報酬、4政務活動費に絞り、令和5年12月から議会活性化特別委員会が発足し全員協議会の場合を通じて議員の皆様には、協議内容をその都度報告してまいりました。

また、議会だよりや町のホームページなどを通じて、町民の皆様にも区長会や区長会役員の皆様との会議内容やPTA役員、一般公募での町民との議論内容等を随時町民の皆様にも報告をしてまいりました。大津町の議員報酬の記事が熊日に記載されてからの議会事務局への問合せ等もほとんどない聞いておりますが、各議員には報酬についての町民の方からの賛成反対の意見があったと聞いております。私たちはこの1年10回の会議や行政視察等をしてきました。議会活性化特別委員会では、賛成多数で可決されました。今日の熊日にも産山村の議員報酬の見直しがされたという記事がありました。来年度からは多くの自治体で報酬の見直しもされていくのではないかと考えております。今回附帯決議も出されると聞いておりますが、それも踏まえて議員各位の賛成の賛同をいただけますようよろしくお願いします。

○議長（桐原則雄） ほかに討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 議案第90号に対しまして、反対の立場を持つものであります。

今回の費用、議員報酬ですね。今までも何度も言いましたけれども、議員特別職というのは給料ではないですね。報酬なんですね。報酬というものは使われる報酬という言葉は、成功報酬、失敗報酬てありませんよね。必ずメリットがあるから報酬なんです。メリットが示されてない報酬はありえないと大体考えるのが当たり前ではないかなと思います。実際私はこの点について28年間議員をやってきたわけでありまして、最初から変わってません。24万9千円、はい。これが基本の報酬でありまして、そこから手当が例えば委員長とか、いろんなものが議長とか副議長はまた変わってきますね。そういったことを考えますれば、それなりにやはり報酬分の仕事はやってもらわなくてはならないとやっぱり考えます。今反対討論が出ましたけれども、すばらしい内容でしたので、今後の議会もこういった方々がたくさん出てきていただいて、本当に充実した議会になれば本当に議会って絶対必要よねって。報酬上げてもそういった議会で我々の代表が審議されて、議論されてそしてより良き町が造られていくっていうのであるならば賛成ですよ。ところが一つ例を出しますれば、昨年度、我が大津町議会で全員研修と称しまして台湾研修をしましたよね。私は当初からどうも旅行気分のような人たちの態度が見受けられましたので、私は最初から行かないと。同類項と見られたら恥ずかしいので、行かないと私は言いました。結局計画はしたけれども、前日になって台風の影響でキャンセルしました。当然キャンセル料が発生しました。約100万円ですよ。100万円、町民の方々は何もないものを捨てられたかたちになりました。そのときに行こうよって言った議員と辞めるべきだって言った議員が分かれたのは聞いております。実際飛行機は飛んでおりますもんね。あの飛行機の運行っていうものは、スーパーコンピューターを使った天候システ

ムできちんと安全性が確保された上で飛ぶんですよ。そういった判断も勉強不足か何か知りませんが、けれども、没になって100万円、何もない100万円を町民の方々が負担されたということです。私は当初からそれには反対と言いますか、行かないと言っていましたので、一人分の旅費は下がった上にそのキャンセル料も下がったわけですよ。皮肉にも私の行動がそのキャンセル料、経費の削減につながったという面白い結果ですよ。これは私が自慢するわけではないんですけど、そういったときに思うんですよ。そういった失敗、失敗は人生いろんなもので付き物ですよ。そのときにその失敗で経費が100万円なくなった分、それ以上の仕事をするっていう考えがなければいけないと私は思います。我々は委員会でも我々がまた行こうよ、台湾にと。各委員に相談して我々に行かせてください。全員研修では台湾でそういった信頼関係の構築はできなかったけれども、我々が行ってそして布石を打とうじゃないかという行動を起こしました。そしたら二人の議員が固有名詞は出しませんが、そらいかんて。我々がより良き方向に持っていくのを二人声が出ましたもんね。そしたら予算を付けられないっていう話ですよ。行動を阻害されましたね。開いた口が塞がらないと。旅行感覚で見てるんですよ。そういった議会の報酬を上げるなんてとてもじゃないですよ。やっぱりそれなりのメリットをちゃんと町民に返さなきゃ。そういった行動を起こした人たちを潰しにかかるんですよ。これパワハラでしょ。下手すりゃ。もちろんハラスメント条例これについても私反対しますが、だってパワハラ受けたんですから。そういったことを考えればちゃんとこの90号にしても町民の受けるメリットをきちんと示した上で、進めなくてはならないと思います。反対討論にはなりますけれども、そういったものをちゃんと踏まえていかないと必ず仕返しがきますよ。しっぺ返しがきます。そういった正しい選択、正しい判断そういったものを気高く判断できる議会であってほしいと思い、反対の意見を述べたものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

時松智弘議員。

○3番（時松智弘議員） 私は議案第90号について賛成の立場をもって討論をいたします。

今回特に私原稿を作っておりませんので、ちょっと言葉がなんていうかな、適切じゃないところが出ないように注意してやりたいと思いますが、先ほどの反対討論の中で報酬の話がありました。給与ではないので報酬なのだと。私は1期当選以来4年間町民からいただきましたその報酬は1千440万円、約ですね。その報酬をいただいております。時松智弘という男に1千440万円を出したそのかいがあったのかともし尋ねられた場合、それをはっきりですね、議員がこのような改善をしました。このように良い提案をいたしました。このように町政を良くするように指摘をいたしました。これは当然やらなければいけないことであり、その一つ一つの行動に単価はつきませんが、先ほど討論に立たれました永田議員、一度も欠かさず一般質問をしている。その姿私も見習い、荒木委員長もそうですけれども、そのかたちをしっかりと継いでいく、そしてその質問の中の質を高めて町民の皆様はそのメリットを還元していくということが一番大事ではないのでしょうか。それは報酬を上げるとかいう議論の前に私たちはその報酬を受けて何をしなければいけないのか。もし

この条例が通りまして報酬が上がることになった。さらに厳しく町民の皆さんがあなたは何をしているのですかというところを指摘されるところだと思います。私はそういったかたちではしっかり議会の活動、議員の活動、政治が見える化しなければならないというふうに思うわけであります。先ほどは研修の御指摘がありました。要するに無駄な歳費の出費をしているのではないかと。お前たちは何をしているんだということを厳しく指摘をされます。必ずその指摘を免れるものではありません。

大津町においては、この町議会においては、1期の任期の2年目に議員個人研修という経費が計上されています。私はその1期目の2年目に静岡県を現地を視察いたしました、その研修の手続において、また研修後の研修成果報告においてとても不思議なことがありましたと。議員が個人で研修をしてきました。それすら税金ですね。その税金の使い道としてこのようなことを見てきました。このような場所を研修しました。この研修の結果において私はこういう改善提案を行いたいですという研修報告がどこかに載るんですよということを、私は議会事務局にお尋ねをしたところそういう制度はありませんという話でした。これは申し訳ないんですが政治が全く見えてこなかったんですね。ずっとです。ですが、私はこれをおかしいということを御指摘をさせていただいて、今大津町議会のホームページ、広報広聴情報公開というところに、今期初めて議員の皆さんの個人研修の成果報告が載るようになりました。これは議員が広報あるいは自分たちの活動をしっかり知らしめるということに、絶対やらなければいけない政治改革の一つなのでありますが、それを今回成し遂げることができたのも新しく手を挙げた議員がいるからであるということをどうぞ忘れないでいただきたいと思います。

また、この議員報酬の議論の後でもこの議会が改選された後には、新しくこの議会に挑戦するであろうという人のしっかりと対価が払われて、そしてその4年間を立派に勤めあげていただく。2期、3期、4期、5期と重ねれば、7期になれば町民から1億円の報酬をいただいていることになるということをよく考えれば、議会議員はさらにその厳しい目を向けられるためにわざわざハードルを上げて、しっかりと日々活動していくのが本当ではないのか。またその生活の基盤となるものが、議員をしているから生活が圧迫されるということではなく、大手を振って町政を改善推進していただきたいというふうに私は思っております。この報酬を上げること。研修が見える化すること。政治が見える化すること。これをしっかり審議会の附帯決議としっかりとかみしめてやっていくべきではないというふうに思います。

そういった観点で、私は今回の議案第90号について賛成の立場で意見を述べさせていただきます。議員各位の御賛同よろしくお願い申し上げます。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に議案第90号、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につい

てを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は、反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第 9 0 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 1 号、大津町長等の給与及び旅費に関する条例及び大津町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 1 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 2 号、大津町一般職の職員の給与に関する条例及び大津町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 2 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 3 号、大津町歴史文化伝承館条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 4 号、大津町立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 5 号、大津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 6 号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 9 6 号は委員長の報告のとおり可決され

ました。

次に、議案第 97 号、熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 97 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号、令和 6 年度大津町一般会計補正予算（第 8 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、議案第 98 号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 99 号、令和 6 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第 99 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 100 号、令和 6 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１００号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０１号、令和６年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１０１号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０２号、令和６年度大津町工業団地整備事業特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１０２号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０３号、令和６年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１０３号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０４号、令和６年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１０４号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第１０５号、令和６年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第２号）についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、議案第１０５号は委員長の報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。１１時３５分から再開します。

午前１１時２８分 休憩

△

午前１１時３６分 再開

○議長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第３ 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（桐原則雄） 日程第３ 委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長からタブレットに配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桐原則雄） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第 4 発委第 2 号 大津町議会ハラスメント防止条例の制定について

上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長（桐原則雄） 日程第 4 発委第 2 号 大津町議会ハラスメント防止条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荒木俊彦総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） それでは、総務常任委員会を代表しまして、発委第 2 号を提案をしたいと思います。

大津町議会ハラスメント防止条例の制定につきまして地方自治法第 109 条第 6 項及び大津町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出をいたします。

提案理由を申し述べます。ハラスメントは無自覚のうちに相手に被害を与える人権侵害であり、個人の人権と尊厳を著しく傷つけ議会活動に支障を来し、議会の社会的信頼を失うことにつながる。特に役場職員等に対するハラスメントは議員と職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい。そのため議員及び議会としての役割を十分に発揮するため、議員と議員及び議員と職員が互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じてハラスメントの防止に努め、町民から信頼される議会の実現を目指すことを決意しこの条例を制定するものである。

大津町議会ハラスメント防止条例案につきまして、前文のみ朗読をいたします。

町民から付託を受けた町議会議員は町政に携わる権能と責務を深く自覚し、公共の福祉の増進という地方自治の本旨を体现するとともに、住民全体の奉仕者としての住民福祉の向上に努めなければならない。ハラスメントは無自覚のうちに相手に被害を与える人権侵害である。またハラスメントは個人の人権と尊厳を著しく傷つけ、議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながる。特に役場職員等に対するハラスメントは、議員と職員という人間関係を背景とするため顕在化しにくい。よって大津町議会は、議員及び議会としての役割を十分に発揮するため議員と議員及び議員と職員が互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じてハラスメント防止に努め、住民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

以上案文の前文の朗読でした。

議員各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 大津町議会ハラスメント防止条例の制定について、これにつきまして質疑を行います。

今さっとハラスメントに対する公的な法律というものは何があるのかなと調べたところ、男女雇

用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法、労働施策これはパワハラ防止法、民法、刑法そして迷惑防止条例、軽犯罪法などなどたくさんのものがもう国によって作られています。この議会にもこういった法律あたりのそういったものを当てはめれば事足りるものではないかなと。わざわざ大津町議会ハラスメント防止条例とかそこまで幾重にもかぶせるようなことってちょっと失礼ですけども、頭のいい人って簡素化するんですよね。幾つも作って満足している人はおられますけど、どっちかっていうとそっちのほうに見えてしまうんですけれども、そういったかたちで国の法律の適用で済まされなかったのかということについて質疑いたします。

○議 長（桐原則雄） 荒木俊彦総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） 永田議員の質疑にお答えをいたします。

おっしゃるとおり国の法律によってですね、このハラスメントに関する防止あるいはそれに対する罰則もあるみたいですが、規定がなされております。また民間の企業におきましても以前は努力義務でありました中小零細企業でもこうしたハラスメント防止の規定を設けなさいという義務付けがなされております。しかし残念ながらこの議会の中でそういう規定はなされていないということでもあります。

そういうことで総務常任委員会で、これまでほかの自治体の議会を研修する中で議会としては独自の規定が必要であろうというそういう判断の下で提案をしたところでございます。

以上です。

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

永田和彦議員。

○13番（永田和彦議員） 大津町議会ハラスメント防止条例の制定について反対の立場から討論をいたします。

良いこと悪いこと判断基準というのは、皆さん理性を持っておられるんでわかると思います。言葉には、ついひっと出たとかいろんなものがありますけれども、それをどう捉えるかというものも確かにあります。そしてまたこれを制定することによって、またまた大げさな取り上げ方になりはしないかなという危惧も私は考えております。

そしてまた今議会において私は私自身パワハラをこの議会から受けたと思っておりますんで、テレビでも出ましたよね。「女性蔑視発言か？」ですよ。言論の自由の一般質問において、私今でもきちんと覚えておりますけれども、ずっと前段を言って、何で女性の幹部職は増えないのかということについて私は言いました。女性はマネジメントが苦手なんです。その後にそれはそういったポジションに女性をあててないからですよ。女性を持ち上げましょうよっていうことを言ったのに、私自体パワハラと思われる。議長室に呼ばれてA4の紙、真ん中に1行、女性はマネジメント

が苦手、あなたはこう言ったでしょ。1行ですよ。これパワハラじゃないですかね。開いた口が塞がりませんでした。議長、局長それと議運の委員長3人からそう言われましたよ。そういった議会の中でパワハラ防止条例、お笑いですよ。私からするならば。そういった後、議長権限と言って議事録から削除しますですよ。このですね、付託を受けた議員に対して、よくよく考えてこれは原稿を私は確か読んだと思いますけれども、やっぱり作ったんですね。一生懸命考えて。それに対してそういった判断をされた。それはもう数の理論ですよ。そういった意見が出てますとか。それってこの議会において、ものすごくそれこそレベルが低いように思いましたよ。それこそパワハラだなと。本当に裁判まで考えました。勝つ可能性、五分五分と言われましたもんね。ただそれをするところによって、大津町議会が恥をかく、これは避けたいなと。そういうふうには私は考えたところでありましたけれども、これからもこの議会であったんですから、そこの張本人というかパワハラじゃないのか。女性蔑視発言じゃないのかと言った人たちが、まだその次も出てくるかもしれませんけれども、よくよくこう言ったものは身を正してから作らないと、そういった方々が作った条例なんて私からするなら被害を受けた側からするならばお笑いですよ。もう少しそれこそしゃばの勉強ですね。しゃばって繰ってみてくださいよ。世の中の勉強をされてこういったものを出すべきではないかなと。そういうふうに思います。言論の自由と言いましたけれども、例えばしゃばと言ったら何かやくざ言葉みたいだなとか。そういったことも荒木町長は使っておられましたね、しゃばという言葉。だからそういった言葉尻を捕らえて、そういったことをこの議会の中で言うのは非常に恥ずかしいことだと私は思いましたよ。A4の用紙に真ん中に1行それを切り抜いて出されたパワハラを受けたと思っている議員からの反対討論であります。最後の最後までうるさいですけども、それぐらい言っておかないときちんとした議会ではできないのかなとそういうふうに思います。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

佐藤真二議員。

○10番（佐藤真二議員） 私はハラスメント防止条例賛成の立場から討論を行います。

先ほどもちょっと話が出たんですけども、いろんな法律が既にあるのに上にかぶせる必要があるのかということだったんですけども、基本的に議会のハラスメントを抑制する法律というのはありません。先ほど言われたパワハラ防止法とか男女雇用機会均等法とかはですね、何を定めたものかという雇用主がパワハラを防止する義務があるんだということを定めているわけです。先ほどの議案の中でも議会というのは、報酬で仕事をしてますと。雇われているわけではないんですね。ですから、議員のハラスメントというものはきちんと定義する必要があると。そのためにこのハラスメント防止条例というのが委員会として提出させていただいております。

ちなみに先ほど言葉尻という話もありましたけれども、私が考えますには、先ほどマネジメント能力がない。そういう機会が与えられなかったから。与えられなかったって本当か。基本的に女性のマネジメント能力というのは、家事能力において非常に評価をされております。それはそういう場にいるからということでもあるんでしょうけれども、あらゆる場で能力というのはスキルという

のは開発されていくものですから、そこを限定的に考える必要はないのかと思います。ちなみに後はですね、以上です。

これで賛成討論にします。

○議 長（桐原則雄） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第2号、大津町議会ハラスメント防止条例の制定についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。発委第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） なしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（桐原則雄） 賛成多数です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決しました。

しばらく休憩します。55分に再開したいと思います。しばらく休憩します。

午前11時52分 休憩

△

午前11時57分 再開

○議 長（桐原則雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま荒木総務常任委員長から議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。

追加日程第1 発委第3号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議について

○議 長（桐原則雄） 追加日程第1 発委第3号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荒木俊彦総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（荒木俊彦） それでは、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例についてに対する附帯決議の提出につきまして、地方自治法第109条第6項及び大津町議会会議規則第14条3項の規定により提出をいたします。

提案理由といたしまして、本条例改正については、特別職報酬等審議会の答申におきまして、1 議員活動の可視化について。2 政務活動費についてを附帯意見としてつけられております。また議会活性化特別委員会の最終報告においては、費用弁償の見直しや議員報酬についての結論を踏まえての政務活動費についての議論が今後必要であると指摘されております。これらを踏まえまして、本条例改正議案について意見を付すものであります。

それでは、附帯決議案を朗読いたします。

本条例改正については、特別職報酬等審議会の答申において、1 議員活動の可視化について。2 政務活動費について附帯意見がつけられている。また議会活性化特別委員会の最終報告においては、費用弁償の見直しや議員報酬についての結論を踏まえての政務活動費についての議論が今後必要であると指摘されている。これらを踏まえ、下記の意見を付すものである。

記、1 議員の日常の活動について町民がその活動を知ることができるための方策が必要であり、議会としてその実現に努めること。2 政務活動費の必要性についての指摘を踏まえ、今後議会としてその制度導入についての検討を行うこと。3 議員報酬増額による財政負担を抑制するための方策について、例えば費用弁償のあり方の見直し等について検討を行うこと。

以上を決議する。令和6年12月12日。

以上で提案を終わります。

○議 長（桐原則雄） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後賛成される議員の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第3号は、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する附帯決議についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔全員賛成〕

○議 長（桐原則雄） 全員賛成です。したがって、発委第3号は原案のとおり可決しました。

お座りください。

お諮りします。本定例会において議決されました各案件についてその条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一

任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄） 異議なしと認めます。お諮りしたとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和6年第7回大津町議会定例会を閉会します。大変お疲れさまでした。

午後0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年12月12日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 山 本 富二夫

大津町議会議員 豊 瀬 和 久